

埼玉県報

第 2887 号 平成 29 年(2017 年) 3 月 31 日 金曜日

目 次

条例のあらまし

○ 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし(社会福祉課)

条例

○ 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(社会福祉課)

規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- O 地方公営企業法第 15 条第 1 項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する 規則(人事課)
- O 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正 する規則(人事課)
- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則(管財課)
- 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則(県政情報センター)
- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(森づくり課)
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築安全課)
- O 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築 安全課)
- O エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則(建築安全課)
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則(出納総務課)
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)
- 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)
- 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)
- 学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則(県立学校人事課)
- 埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則(高校教育指導課)

- O 指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則の一部を改正する規則(小中学校人事課)
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(任用審査課)

訓令

- 副知事の担任事務に関する訓令(改革推進課)
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令(文書課)
- 埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(出納 総務課)
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教 委・総務課)
- 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令(教職員課)
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改 正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令(教委・総務課)
- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(総務給与課)

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程(公営企業・財務課)
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程(下水道管理課)
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

告示

- 〇 予算の公表 (財政課)
- 予算の公表(財政課)
- 平成20年埼玉県告示第491号の一部を改正する告示(共助社会づくり課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 清算法人指扇北土地改良区の役員退任届(さいたま農林振興センター)
- 清算法人指扇北土地改良区の清算人退任届(さいたま農林振興センター)
- 1 北武蔵用水土地改良区の役員就退任届 (大里農林振興センター)
- 手子林第三土地改良区の役員退任届(加須農林振興センター)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 農用地利用配分計画の縦覧(農業ビジネス支援課)
- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分(建設管理課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)

- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- ひ さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- ひ さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- ひ さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 川口都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)
- 所沢都市計画区域区分の変更(都市計画課)
- 草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)
- 草加都市計画区域区分の変更(都市計画課)
- 深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課)
- 深谷都市計画区域区分の変更(都市計画課)
- 西吉見南部土地区画整理組合の解散の認可(市街地整備課)
- O 和光都市計画事業和光北インター地域土地区画整理事業の事業計画の変更(第4回)(市 街地整備課)
- 宮代町道仏土地区画整理組合の定款の変更(第3回)(市街地整備課)
- 宮代町道仏土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更(市街地整備課)
- 川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業の事業計画の変更(第2回)(市街地整備課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示(八潮新都市建設事務所)
- Q 県道練馬川口線の区域の変更(さいたま県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- Q 県道皆野両神荒川線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- Q 県道皆野両神荒川線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 一般国道 299 号の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 県道皆野荒川線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- Q 県道本庄寄居線の区域の変更(本庄県土整備事務所)
- 県道本庄寄居線の占用を制限する区域の指定(本庄県土整備事務所)
- Q 県道羽生外野栗橋線の区域の変更(行田県土整備事務所)

- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定(熊谷建築安全センタ ー)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示(政策調査課)
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額の改定(経営管理課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更(選挙管理委員会)
- O コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面 漁場管理委員会)

雑報

○ 埼玉県議会議長・副議長選挙(議会・秘書課)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十

号) (社会福祉課)

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、 条例の一部を改正する。

 $\stackrel{-}{-}$ 内容

施行期日社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、 条ずれの整理を行う。

 \equiv

平成二十九年四月一日

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例 (昭和五十六年埼玉県条例第十号) \mathcal{O}

を次のように改正する。

条第二号」を「同項第二号」に、 第二条第二項第四号中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に、 「同条第三号」を「同項第三号」に改める。 同

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

則

埼 玉県行 政 組 織規則 の 一 部を改 正 する規則をここに 公 布 する。

成二十 九 年三月三十 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

玉 県規則第二十 _ 뮦

埼玉県行政組織規則 \mathcal{O} _ 部を改正する 規 則

する。 埼玉県行政組 織規則 (昭 和 兀 十二年埼玉県規則 第 号) \mathcal{O} __ 部 を次 \mathcal{O} ように 改 正

第三条の 表県民生活 部 \mathcal{O} 項 中 「ラ グ ピ ワ ル F. 力 ツ プ 大会課」 を 「ラグ ビ ワ

ル 力 プニ千十九大会課」 に 改 め 同 表 保 健 医 療 部 \mathcal{O} 項 中 医 療

課 を 医 医 療 療 整 人 備 課 課

整

六条の二市 町 村課 0 項第二号 中 「地方自 1治法」 を 法 に 改める

七 条職 員健 康支援課 の項中第七号を第八号とし 第六号を第七号とし、 第 五.

を第六号とし、 第四 号 \mathcal{O} 次に 次の一号を加え

第七条の二国 第八号を第七号と 五. 職員 0 · 際 課 年金 \mathcal{O} 他他 L 項 中第五号を削 の機関に 同条ラグ お F. V り、 て所掌するも ウー 第六号を第五号とし、 ルド 力 ップ のを除 大会課の 項 に 第七号を第六号 中 関 に改める。 すること。 「ラグ ビー غ ワ

第七条の 兀 環 境 政 策 課 \mathcal{O} 項 中 第十 六 、号を 第二十 -- 号と 第十 五号 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 五.

を 加える。

ル

ドカ

ップ大会課」

を

「ラグ

ピ

ワ

ル

ド

力

ツ

プニ千十九大会課」

十六 砂利 採 取 法 \mathcal{O} 施行 に 関すること。

十七 採石 法 \mathcal{O} 施行 に関 す ·ること。

埼 玉 県土 採取 条例 \mathcal{O} 施行 に関すること。

と。 農地 法 に 基 づ く農 地 \mathcal{O} 転 用 (砂 利 深取に . 係る ŧ \mathcal{O} 限 る。 す

埼 玉 県 Щ 西 省 友好記 念館 \mathcal{O} 管理に 関すること。

第七条の 四大気環境 課 \mathcal{O} 項中第十二号を第十三号とし、 第十 号を第十二号とし、

第十号を第十 号と L 第 九 号 \mathcal{O} 次 E 次 \mathcal{O} _ 号を加 える。

定特 殊 自 動 車 排 出 ガ ス \mathcal{O} 規 制 等 に 関する法 律 \mathcal{O} 施 行 に 関すること。

第十七号と 七 条の 四みどり 第二十二号を削 自 課 \mathcal{O} 項中第十七号 り 第二十三号を第十 か ら第二十号ま -八号と でを削 り、 第二十四号か 第二十 ら第

二十六号までを五号ずつ繰り上げる。

九号ま 条社 で を 会福 号ず 祉 つ繰 課 \mathcal{O} 項 ŋ 中第六 上げ る 号 を 削 り、 第 七 号を第六号と Ļ 第 八号 か ら +

号 を を 加 + 九 -四号と える。 保 健 医 療 第五 政 策 課 号 から \mathcal{O} 項 第九 中 第 号ま 十 _ 号 で を を 兀 削 号ず り、 0 繰り 十二号を第十 下 げ、 第 五. 兀 号 号 \mathcal{O} لح 次 に 次 \mathcal{O} +兀 묶

五 健康危機管理に関すること。

六 感染 症 \mathcal{O} 予防 及 び 感染症 0 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 関 す る

七 る É 新 型イ \mathcal{O} を除 ン $<_{\circ}$ フ ル エ ン ザ 関 等 す る 対 策 特 别 措 置 法 \mathcal{O} 施 行 (危 機 管 理 課 に お 11 7 所 す

八 予防接種法の施行に関すること。

語 を 診 \mathcal{O} ことを除 を除く。 聴覚士 削 療 師 第五号から第 り、 放射 等 九 五. 条医 \mathcal{O} 線技師 処分に 診 $\overline{}$ 療整備 療放 の施 _ 視 及び に改 行」 射 能 法 関することに限る。 七号 (診療 課 線 訓練士法、 看護師等 技 \emptyset を「及び \mathcal{O} ま 師 項第三号中 エツ でを 同項 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 視能 クス線技師 施 一号 中 臨床工学技士 人材 -第九号 行 ず 訓 他 \neg) に 確保の促進に 練士法 つ繰り (准看護師 から \mathcal{O} に 機 第十 法 あ 下 \mathcal{O} 改 関 施行 つて め、 げ に 義肢装具士法、 に お 一号まで 関す 第 四 は、 同 あ 11 (医療人材課に 項第四号中「、 7 0 んる法律 免 許 | 号の て 所 は、 掌 を に関 削 す 次 の施行」 り、 試 る に することを除く。 験及 次 救急救命 ŧ お 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 歯科 び を 八 1 を 免許に 号を加え 号を第九号 除 て所掌する ヮ 士法 衛生士法 施行 及 関 る。 び言 する **全** لح

九 条医 療 整 備 課 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る

すること。

医療人材課

- 一 医療従事者の確保に関すること。
- 看護 師 等 \mathcal{O} 人 材 確 保 \mathcal{O} 促 進 に 関す る 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 関 する
- 健 師 助 産 師 看 護 師 法 \mathcal{O} 施 行 他 \mathcal{O} 機 関 に お 11 7 所 掌 す る Ł \mathcal{O} を 除

に関すること。

整復師 技師 12 あ W 臨 7 及 床検 ツサ び視 関 す 能 査 技 る 訓 ジ 練 師 指 等に 圧 士 法 師 関 \mathcal{O} 施 す は 行 る ŋ 法律、 師、 (学 校、 き ゆ 理学療法 養 Š 成 師 所 等 又 士 に は 及 関 び作 養 す 成 る =業療法 施 法 設 律 に 関 士法、 診 療放 す る 柔道 射 線

五 る とに 技 限 工 る。 \pm 法 \mathcal{O} に 関 行 す (学校 ること。 又 は 養 成 所 に 関す る こと 及 び 業務従 事 届 す

六 士 \mathcal{O} 衛 施行 \pm に す ること。 床 工 一学技 士法、 義 肢 装具士法、 救 急救 命 士 法 及 び 言 語

七 高 等看 護 学院 と \mathcal{O} 連絡 整 に 関 す る こと

覚

関

号 ず つ繰り 九 条健 下 康長 げ 寿課 第 一号の \mathcal{O} 項 中 次 第十三号を第十 に 次 の 一 号を 加える 四号 とし 号 カュ 6 第 + 二号 į で を

 $\overline{}$ 尿 病 重 症 化 予 防 対 策 に 関 す ること

五号から 第十五 九 条疾 第 号 病 十二号までを三号 を 対 第 策 課 \mathcal{O} 一号とする 項 中第 ず _ 号 9 繰り か ら第三号までを 上げ、 第十三号を 削 り、 削 り、 第 匹 一号を第 第 十 四号を第十 号と

第十六号まで を 中 十条産業支援 企 業等 を 経営強 号ず 課 \mathcal{O} 項第四 つ繰り 化 法 |号中| 下げ に 改 め、 中 第 小 四号の 同 企業 項 中 \mathcal{O} 次に 第 新 たな事業活 次 七 \mathcal{O} 号 を 一号を加える。 第十 動 八 \mathcal{O} 号と 促 進 に 関 第五 す る 号 か

七 号と 十条就業支援課 五. L 中 第五 小企 号 業に \mathcal{O} 次 お \mathcal{O} K け 項 中第 る経 次 0 営 一号を加える。 八号を第九号と \mathcal{O} 承継 \bigcirc 円滑 化に関する 第七 号 法 を第八号とし 律 \bigcirc 施行 に 関 する 第六号を第 と。

六 職 業安定法 \mathcal{O} 施 行 に 関すること。

を加える て 兀 掌する 十条 号中 シ 活 ŧ ニア活躍 躍 \mathcal{O} 推 を除 進 推進 \mathcal{O} 下 $\overline{}$ 課 に \sqsubseteq \mathcal{O} 「(共 を削 項 第 助 一号中 り、 社 会づ 同項第三号中 及 < ŋ び 課に 活 動 支援 お 及 11 び て **(**共 所掌す 活動支援」 助 社 るも 会づ \mathcal{O} を 削 を り り、 課 除 < _○ 同 お 項 V

を 削 第 る。 + 条 農 業 政 策 課 \mathcal{O} 項 第 七 号 中 及 び 農 地 等 \mathcal{O} 買 収 売 渡 に 半う 特 别 会 計 \mathcal{O} 経 理

第十 を 除 十三 $\overline{}$ 条 か 5 第十 を 市 整 削 八号 備 n 政 ま 策 同 でを 条建 課 \mathcal{O} 築安全 一号 項 第五 ず つ繰 課 号 0 中 り 項 上 中 保保 第 げ 九号 る 健 医 療 を 政 削 策 り 課 第十 に お 号 11 を て 第 所 九 掌す 号 ځ る ŧ \mathcal{O}

公表」を加 中 六条の二 え 小 企 業 第 等 経 項 営 第 強 <u>-</u>+ 化 四号 法 に 中 改 \neg \otimes 中 小 同 企 条第二 業 の新たな 項 第二 事 号中 業 活 動 \neg 公 \mathcal{O} 告 促 進 12 \mathcal{O} 下 関 す る法

第百三十 措置 同 命 令 条第十三号 一条 · 等 」 \mathcal{O} を + 五. \neg 事 中 中 務」 第 建 十号 築物 に 改 を 8 削 工 ネ ŋ 同号 ル ギ 第十 を 同条第 消 ___ 費性能向 号 を第十号 十二号とす 上 計 と 画 Ļ 等 る \mathcal{O} 認 + 定、 二号 報告 を第 \mathcal{O}

に ととも 百 \mathcal{O} 項 に 条 「危 第 当 該 機 事 管 項 理 務 \mathcal{O} 課」 表 部 0 11 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 項 て に 中 課 \neg 参事 長 及 を び 助 消 防防 \mathcal{O} け 下 災 職 に 課」 員 \mathcal{O} 又 担任 は 参 与 す る事 指 揮 を 務 監 加 を監督 督 え、 す Ś 同 表 \mathcal{O} 危 機 下

務を整理する」を加え、 同条第三項の表本庁及び部の項を次のように改める。

る。		
職員の担任する事務を監督し、事務を整理す		
(知事室長及び会計管理者を含む。)を助け、		
するとともに、当該指定事項について、部長		
上司の命を受け、特に指定された事項を処理	副参事	
整理する。		
助け、職員の担任する事務を監督し、事務を		
部長(知事室長及び会計管理者を含む。)を		
を処理するとともに、当該指定事項について、		
門的な知識、経験等を必要とするものに限る。)		
上司の命を受け、特に指定された重要事項(専	参与	
整理する。		
助け、職員の担任する事務を監督し、事務を		
部長(知事室長及び会計管理者を含む。)を		
処理するとともに、当該指定事項について、		
上司の命を受け、特に指定された重要事項を	参事	本庁及び部

第百八十八条第三項の表総務部の項の次に次のように加える。

	部	危機管理防災
		消防防災政策幹
を助け、事務を整理する。	するとともに、当該指定事項について、上司	上司の命を受け、特に指定された事項を処理

広報課の項の次に次のように加える。 康支援課及び医療整備課 第百八十八条第三項 \mathcal{O} 表計画 の項中「医療整備課」 調整課及び保健医療政策課の項を削り、 を 「医療人材課」 に改め、 同表職員健 同表広聴

員を指揮監督する。		
掌理し、その事務を処理するため、所属の職		課
上司の命を受け、感染症対策に関する事務を	感染症対策幹	保健医療政策

療人材課、 第百 八 健康長寿課」に改める。 八条第三項の 表健康長寿課及び疾病対策課の 項中 「健康長寿課」 を 医

第百九十二条第三項の表埼玉県産業技術総合センター の項を次のように改める。

	1	術総合センタ	埼玉県産業技
		援室長	技術・事業化支
め、職員を指揮監督する。	研究所長を助け、これらの事務を処理するた	するとともに、当該指定事項について、北部	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理

第百九十二条第三項の表総合技術センターの項を次のように改める。

に従事する。 上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務	工事検査員	
職員の担任する事務を監理する。に従事するとともに、主席工事検査員を助け、上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務	主任工事検査員	
を助け、職員の担任する事務を監理する。 掌理し、当該事項について、主席工事検査員に従事するとともに、特に指定された事項を上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務	員主席工事検査	
に従事するとともに、当該事務の総括の事務上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務	主席工事検査員	
を助け、事務を整理する。するとともに、当該指定事項について、所長上司の命を受け、特に指定された事項を処理	企画技術幹	
ため、職員を指揮監督する。に関する事務を掌理し、その事務を処理する上司の命を受け、総合評価等に係る総合調整	総合技術幹	
事務を処理するため、職員を指揮している。		2
援等に係る総合調整に関する事務を掌理し、 上司の命を受け、土木技術の向上、普及、支	技術指導幹	ター 総合技術セン

この規則の施行の際、県民生活部ラグビーワールドこの規則は、平成二十九年四月一日から施行する。附 則

ルドカップ大会課に勤務してい

2 1

規則

埼 玉 本 庁 事 務 \mathcal{O} 委任 及 び 決 裁 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 をここ に 公 布

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

第 埼玉県本庁 玉県本庁事務の委任及 事務 \mathcal{O} 委任及 び Ţ 決 決裁 裁 に 関 に 関 す す る 規 る 規 則 則 \mathcal{O} (昭 部 和 を 改 兀 十五年埼玉 正 す る 規 県 規 則

第七条第一項中「の参事」の下に「、参与」を加える。

 \mathcal{O}

_

部を次

 \mathcal{O}

ょ

うに改正す

る

第九 条第 条中 及 項 び 中 行 政 **医察幹** 政策幹」 を を 削 \neg り 行 政監察幹及 「危機対策幹 \mathcal{U} 消 \mathcal{O} 防 防 下 災 に 政策 感染症 幹 に 対 改 策 \otimes る。

を加える。

別表第二 第 十四四 号 知 事 室長、 部 長及 び 会計 管理者専 決 事項 \mathcal{O} 欄 中 10 を 13 と

- 9の次に次のように加える。
- 10 \mathcal{O} 認 法 第七 可 をす 十七 る 条 の 三 の規定に 基 づ き、 出 資 関 す る 業務を 行 お うとす ź こ
- 11 法 第七 + 九 条の三第 項 及 び 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 認 可 を する
- 12 法 第 七 +九 条 \mathcal{O} 几 \mathcal{O} 規定 に基 づ き、 償 還計 画 \mathcal{O} 認 可 を す ること

を次 に改め て同じ 所長」 $\stackrel{\text{\tiny (i)}}{=}$ 別表第四 \mathcal{O} ように改める。 に \mathcal{O} 改 同 号部長 員 \otimes 総 を \mathcal{O} 務 削 う 部 専決 5 り、 (給料 \mathcal{O} 表 知 事項 同 事 人事 \mathcal{O} 表 指 課 10 \mathcal{O} \mathcal{O} 中 定 欄 適 \mathcal{O} 用 する職員 項 8 副 中 が 第 課長」 医療職給料表 主幹」 号 に 知 を 0 事 V 決裁 を \neg 課所長」 7 副 事 は、 $\widehat{}$ 課 項 長、 $\overline{}$ 課 \mathcal{O} に、 所長 \mathcal{O} 欄 主幹」 職 5 以 員 中 主幹」 上の 及 に び 副 者。 課長」 改 医療職 を め、 10 副課長」 同 給料 を に お 12 表

12 主 査 副 課長、 及 び 主幹、 般職 員 主査及 \mathcal{O} 昇任及 び び昇格を決 般 職員 \mathcal{O} 採用、 定すること。 転任、 派 遣、 辞 職 等 並 び に 主

五十六 項 三十 削 り 六 第三項 条第 改 例 第 認 匹 め、 匹 兀 定」 県民 1 項」 口 に 生活 欄 七 に 改 条 改 を 7 \mathcal{O} \Diamond \Diamond を 3 部 「第五十六条第 を削 二第三項 0 同 表共助 欄 同 同表男女共同 ŋ 4 لح 4 及 社 を 同欄 会づ び 同 第四 欄 八 そ 4 項」 参 くり \mathcal{O} 中 2 項 لح 画 次 第四 に改 課 に 課 \mathcal{O} 次 を \mathcal{O} \mathcal{O} 同 8 項部長専 十三条第二項 項第二号 第四 よう 中 同 号部 +に 5 七 加 を 知 決 長専 える 条 3 事 \mathcal{O} لح 決 項 決 兀 裁 を \mathcal{O} 事項 第 事 第 項 5 項 兀 \mathcal{O} 及 削 欄中 仮認定」 中 び 五. \mathcal{O} を 兀 同

- 5 祉 法 法 第五 \mathcal{O} 吸 十条第四 収合 併 項 \mathcal{O} 認 に お 可 を決 1 て 定すること。 準用する法第三十二条の規定に基づき、 社会福
- 6 社会福 法第五 祉 十四四 法 人 の新 条の 設合併 六 第三項にお \mathcal{O} 認可を決定すること。 V て準用する法第三十二条 \mathcal{O} 規 定に 基 づ き、
- 7 員の 法 解 第五 職を除 十六 条第四 $\overline{}$ 頃の をとるべき旨を勧告すること。 規定に基づき、社会福祉法 人 に 対 必 要な 置 (役

ように 別 表第四 改め á_° 県民生活部 \mathcal{O} 表男女共同参画 課 \mathcal{O} 項第二号部長専決 事 項 \mathcal{O} 8 を 次 \mathcal{O}

8 ${\stackrel{>}{\succ}}_{\circ}$ 法第五十六条第五 項 \mathcal{O} 規定に基づ き、 勧告に従わ な か 0 た旨を公表す

同欄 採る り、 11 中 べき」 同欄 表第 12を同欄 第五 10 兀 を 十六条第三項」を「第五十六条第七項」に 中 県 11 と し、 民 「勧告に係る措置をとるべ 第五 生 活 十六条第二項」 部 その次に次 \mathcal{O} 表 男女 共同 のように加える。 を 参画 「第五十六条第六項」 き 課 \mathcal{O} に改め、 項第二号部 改め、 同欄 長 10 同欄 専決 に、 を 同 11を同欄 事項 欄 9とし、 必 \mathcal{O} 要な措置 10 と し、 9 同 を

12 意見を述べ 法第五 十七条の二第一 ること。 項の規定に基づき、 社会福祉法人 の所轄庁 に対

決 り、 ら第三項 事 同 表第 \mathcal{O} 欄 ま 16 兀 で 中 県民生活部 8 中 「第七十二条第一項、 に改 「第三十三条第 8 の表男女共同参画 同 欄 16 を同欄 項」 第二項及び第三項」 を 15 とし、 「第四十条第一項」 課 \mathcal{O} 項第二号部長専決 同表消費生活課の を 「第七十二条第一項 に改 事項 \Diamond 項第十号部長専 る。 \mathcal{O} 欄 15 を 削

表 兀 環 境 部 \mathcal{O} 表 環境 政 課 \mathcal{O} 項に 次 の三号を加 え る。

でき、採石業者の登録を取り消1 法第三十二条の十の規定に基	和二十五年法律
命ずること。消し、又は砂利の採取の停止を	
取業者に対し、その認可を取り	行に関する事務
採取計画の認可を受けた砂利採	という。)の施
2 法第二十六条の規定に基づき、	において「法」
しくは一部の停止を命ずること。	号。以下この項
り消し、又はその事業の全部若	法律第七十四
づき、砂利採取業者の登録を取	(昭和四十三年
1 法第十二条第一項の規定に基	十一 砂利採取法

を命ずること。	行に関する事務
を取り消し、又は土の採取の停止	例第六号)の施
けた土採取業者に対し、その認可	十九年埼玉県条
定に基づき、採取計画の認可を受	取条例(昭和四
埼玉県土採取条例第十三条の規	十三 埼玉県土採
止を命ずること。	
取り消し、又は岩石の採取の停	
た採石業者に対し、その認可を	行に関する事務
基づき、採取計画の認可を受け	という。)の施
2 法第三十三条の十二の規定に	において「法」
は一部の停止を命ずること。	号。以下この項
し、又はその事業の全部若しく	第二百九十一
_	_

る。 を削 二十四条第四 条 三第 を「第三十 8 を「第二十一条第八 別 第十項」 の三第一 别 同欄 5 一項」 表第 表 第 匹 第 兀 中 項」 環境部 福 八 八 に を 条第五 改め、 祉 号を第五号とし 項」を「第三十八条第四項」に改め、 「第二十四条第一項」を「第三十八条第一項」 「第二十一条第 を 部 \mathcal{O} 「第二十一条第 \mathcal{O} 項」 項」 同欄 表 表社会福祉 温 に 改 に改 暖化 4 中 め、 め、 項」 対 「第二十三条第一項」 課 第九号から第十二号ま 策 同欄 \mathcal{O} 同 課 項」に 項第一 表みどり自然課 に \mathcal{O} 項第 3 中 改め 改め、 号知事決裁事項 -- 「第二十条の三第十項」を「第二十一 号 同号部長専決 知 同 事 同 欄 7 欄2中「第二十条の三第八項」 を「第三十七条第 決 \mathcal{O} 裁 でを三号ず 項中第五号 事 中 事 項 \mathcal{O} に改め、 項 欄を 「第二十四条第五項」 \mathcal{O} \mathcal{O} 欄 次 つ繰 欄 中 から第七号ま \mathcal{O} 同 1 「第二十条の ように 欄 中 り上げる。 一項」 6 中 に 改 改 8 で

こと。 法 第 五. 十六 条第 八 項 \mathcal{O} 規 定 に基 づ き、 社会福祉 法 人 に 対 L 解 散 を命 ず る

項」に に 1 と 改 別 第四 表第 改 \Diamond 兀 同 3 七 を 福 条 同 削 7 祉 欄 り、 部 を の二第三項及び 同 4 \mathcal{O} 欄 を 同 表 同欄 欄 社 4 会 لح 4 2 とし、 福 L 中 第 祉 そ 第 四 課 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 項」 次 同欄 項 十三条第二項」 に 第 を 5 次 _ を同欄 号 \mathcal{O} 第 部長専 ょ 兀 う 3 と に を 決 加 七 える。 条 第四 事 \mathcal{O} 項 兀 同 \mathcal{O} 第三 欄 十五 6 中 項 を 条 1 の三十 及 削 を び 削 り 第 り、 ·六第三 兀 同 項 2 を

5 祉 法 法 人 Ŧī. \mathcal{O} 一十条第 吸 収 合 併 兀 項 \mathcal{O} に 可 お を 11 決 て 準 定すること。 用す る 法第三十二条の 規定に 基づ き、 社会福

- 6 社 法 祉 五. +人 兀 \mathcal{O} 条 新 0 六 設 合 第三 併 項 \mathcal{O} 認 12 可 お を決定 11 7 進 す 用 ること。 す る法第三十二条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、
- 7 員 \mathcal{O} 法 第 五. 職 を除 十六 条第 く。 四項の $\overline{}$ をとる 規 べき旨を勧告すること。 定に基づ き、社会福祉法 人 に 対 L 必 要な 措 置 (役

 \otimes る。 別 第 兀 福 祉 部 \mathcal{O} 表社会福 祉 課 \mathcal{O} 項 第一号部 長 専 決事 項 \mathcal{O} 8 を 次 \mathcal{O} よう に 改

8 لح 法 Ŧī. + 六 条 第 五 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 勧 告 に 従 わ な カン 0 た 旨 を 公 表 す る

同欄 を 中 十六条第三項」 「勧告 別 「第五 表第 11 とし、 匹 係 六 福 る措 その 条第二項 祉 を 部 置をとる 次に \mathcal{O} 「第五十 表 社 次 会福 を \mathcal{O} ように 六 ベ 「第 五 き」 条第七項」 祉 課 に改 十六条第 \mathcal{O} 加 項 える め 第 に \longrightarrow 六項 改 同 号 め、 欄 部長 10 存決 を同 に 同 欄 事 11 項 を 必 9 同 とし 要 \mathcal{O} な措 欄 10 9 置を採 とし、 同 を 削 11 ŋ 同 中 る 同 ベ 「第五 き」 12 10

12 意見 法 を述べること。 第五 十七 条の二第一 項 0 規定に基づき、 社 会福 祉 法 人 \mathcal{O} 所 轄庁 に 対

表高齢 六条第八 次 \mathcal{O} 項、 表第 ょ う 者 項 第二 四福 福 加 祉 える 項及 祉部 に 課 改 \mathcal{O} 項 び \otimes 0) 第三号 第三項」 表社会福 同号部長専 知 を「第 事 祉 決 課 決 裁 \mathcal{O} 七十二 事 事 項 第 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 条第 欄 号 欄 中 中 部長専 一 項 か 1 第五 を削 決 り、 十六条第 ら第三項 事 項 2 を \mathcal{O} 欄 兀 ま 1 16 で」 とし、 項 中 を に 第七 その 改 「第五 十二条 \otimes 次 同 に

2 第四十 社 会 福 五. 祉 法 条 人 \mathcal{O} 三十 \mathcal{O} 定 款 六 第三 \mathcal{O} 変 項 更 \mathcal{O} に 認 お 可 11 を決 7 準 定 用 す す ること る 法第三十 ·二 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ

七条の 加 を 3 える 别 表第 兀 |第三項 兀 福 5 を削 祉 及 部 び り \mathcal{O} 表高齢 第 同欄 兀 項 _ 者 6 福 に 中 祉 改 第四 \emptyset 課 \mathcal{O} + 項 同 欄 七 第 条 三号 6 \mathcal{O} を 二第三項及び 同 部 欄 長 専決 4 と 事 項 そ 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 次 項 中 に 3 次 を を 削 \mathcal{O} _ ょ ŋ う 兀 +4

- 5 祉 法 法 \mathcal{O} 五. 吸 +収 条 合 第 併 兀 項 \mathcal{O} 認 に お 可 を 11 決 7 定す 準 用 、ること。 す る 法第 三十二条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 社 会 福
- 6 社会福 法 第 祉 五 法 兀 人 0 条 新 \mathcal{O} 設 六 第三項 合併 \mathcal{O} 認可 K お を決定すること。 11 7 準 用 す る 法第三十二条 \mathcal{O} 規 定 基 づ き、

よう 別 改 第 福 祉 部 \mathcal{O} 表高 齢 者 福 祉 課 \mathcal{O} 項第三号 部長専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 7 及 び 8 を 次 \mathcal{O}

員 \mathcal{O} 職 Ŧī. +を 除 六 条第 兀 項 をとる \mathcal{O} 規 定 ベ き旨 に 基 づ を 勧 き、 告 社 すること。 会福 祉 法 人 に 対 L 必 要な

8 Ŧī. 十六 条第 五 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 勧 告 従 わ な カュ 0 た 旨 を す る

と。

項」 る措置 13 条第二項」 とし 別 項 に 表第 か 改 をと そ ら 兀 る を 第三項まで \mathcal{O} 同 次に ベ 祉 き」 第五 部 次 14 \mathcal{O} 中 に +表 \mathcal{O} 改 六条第六項」 高 よう 第 に \emptyset 改 七 E 者 に加える め、 十二条第 同 祉 同 10 課 欄 中 に \mathcal{O} 項 _ 14項、 第三号 第五 を 同 必 第二 欄 十六条第三項」を 要な措置を採 部 16 項及 長 専 Ţ 決 第三項 事 同 欄 る 項 中 ベ \mathcal{O} き _ 13 \neg を を 第 9 15 「第七 五. を 中 とし 十六 葡 第 条第 五. に 12 係 六

14 福 祉 法 第六 · 業 の 十二条第二項 経営を 許 可 す \mathcal{O} 、ること。 規定に基 づ き、 社 会福 祉 施 設 を設 置 す る 第 _ 種 社 会

う 别 表 加 第四福 える。 部 \mathcal{O} 表 高 齢 者福 祉 課 \mathcal{O} 項 第三号 部 長 専 決 事 項 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ょ

12 意見 を述べること 第五 + 七 条 の 二 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 に . 基 づ き、 社 会福 祉 法 人 \mathcal{O} 所 轄庁 に 対

及 を び 1 兀 别 第四 項」 表 第 \mathcal{O} を 兀 次に 項 「第五 福 3 次 を 祉 削 部 \mathcal{O} 十六 ょ り、 \mathcal{O} 兀 う 表 に 条第八 障害者支援 4 加 七 を 条の え 2 と 項」 兀 に 課 第三項及 5 改 \mathcal{O} め、 を 項 削 第 同号 二号 び り、 第 部長専 兀 同 知 項」 6 決 中 決 に 裁 改 事 事 第四 め、 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 + 欄 七 中 中 条 6 1 の 二 を削 第五 を 同 り、 第三 十六条 欄 3 項 2

- 4 祉 法 第五 \mathcal{O} 一十条第 吸 収合 兀 項 \mathcal{O} 認 お 可 を 1 決定す 7 準 用 、ること。 す る 法第三十二条 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 社 会 福
- 5 社 法 五 人 兀 0 条 新 \mathcal{O} 設合併 六 第三項に \mathcal{O} 認 口 お を V 決定すること。 て準 用 す る法第三十二条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、
- 6 員 \mathcal{O} 第 職 五. を除 十六 条第 <_ 四項 $\overline{}$ をとる \mathcal{O} 規定に基づ ベ き旨を勧告 き、 社会福祉 すること。 法 人 12 対 L 必 要 な 措 置 (役

改 8 別 表 第 兀 福 祉 部 \mathcal{O} 表 障 害者 支援 課 \mathcal{O} 項 第二号 部 長専決 事 項 \mathcal{O} 欄 7 を 次 \mathcal{O} う

7 法 五. + 六 条 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 勧 告 12 従 わ な カン 0 た 旨 を 公 表 す

を 9 別 中 条第三項」 表第四 勧 告 第 に 五. 係 福 る 六 祉 を 措 条 部 第二 置 \mathcal{O} 第 を 表 とる 項 五. 障害者支援 +六 ベ を 条第 き 第五 に 課 七 +項」 改 \mathcal{O} 8 六条第六 項 に 第 二号 改 同 8 項 部 9 長専 同 を に 同 決 10 事 を 8 必要な措 同 とし 項 欄 \mathcal{O} 9 لح 8 同 置を採る を 10 削 同 中 n 第五 同 11 き」 を

同

10

そ

 \mathcal{O}

次

E

次

 \mathcal{O}

よう

ĺZ

加

える

11 意見 を述 第五 ベ ること 七 条 の <u>-</u> __ 項 \mathcal{O} 規定 に . 基 づ き、 社 会福 祉 法 人 \mathcal{O} 所 庁 対

項 兀 同 1 項」 とし 别 7 七 条の二第三項及 を 第 を同 改 兀 3 を 第五十六条第 同 欄 4 削 祉 4 り、 とし、 部 \mathcal{O} を 同 表 同欄 少子 欄 そ び 第四 八項」 \mathcal{O} 4 中一 次に 2 と 政 項 策 次 に 」を「第四 第四 課 改 0 \mathcal{O} ように め、 十三条第二項」を 項 同欄中5を3とし、 《第三号 同 十七条の .加える。 号 部長専 知 事 兀 決 裁 第三項及 事 事 第四十 項 6 項 を \mathcal{O} \mathcal{O} 削り、 欄 び 五. 中 中 第 条 兀 同 欄 7 の三十 を削 項」 五. ŋ に 中 六 六 改 2 8

- 5 祉 法 法 第五 \mathcal{O} 吸 十条第四 収合 併 項 \mathcal{O} 認 お 可 を 1 て準 決定すること。 用す る 法第三十二条 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 社 会
- 6 社 法 第 五 法 人 兀 0 条 新 \mathcal{O} 設 六 第三項 合併 \mathcal{O} 認 12 可 お を決定すること。 11 T 準 甪 す る法第三十二条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ
- 7 員 \mathcal{O} 法 職 Ŧī. を除 十六 条第 く。 $\overline{}$ 四項の をとるべき旨を勧告すること。 規 定に基づ き、 社会福 祉 法 人 に 対 Ļ 必 要な 措 置 (役

る。 別 第 兀 福祉 部 \mathcal{O} 表少子 政策 課 \mathcal{O} 項第三号部長専決事 項 \mathcal{O} 欄 8 を 次 \mathcal{O} よう に 改

 \otimes

8 法 Ŧī. 十六条第 五. 項 \mathcal{O} 規 定に 基づ き、 勧 告 従 わ な か 0 た旨を公 表 す る

中 同 を 六条第三項」 「勧告 别 第五 表第 11 とし、 + 兀 係 六 福 る措 条第二 その 祉 を 部 置 次に \mathcal{O} 第 を 項 表 とる 五. 少子 次 +を \mathcal{O} 六 ベ 政 よう 条第 き 第五 策課 É に改 七 十六条第 \mathcal{O} 加 項」 項第三号 える \Diamond に 六項 改 同 部長専 \Diamond 欄 10 に 同 を 欄 同 決 欄 事 11 を 必 項 9 同 と 要 \mathcal{O} 欄 な 措 10 9 置を採 と を 同 欄 削 ŋ 11 る 中 同 べき」 同 第五 12 を 10

12 意見を述べること 法 第五十七条の二 第 _ 項 \mathcal{O} 規 定に . 基 づ き、 社 会 福 祉 法 人 \mathcal{O} 所 轄 庁 対

三項」 同 を 兀 項」 に 第四 改 を \mathcal{O} 二第三項及 福 「第五十六条第 を削 祉部の表こども安全 同 لح 欄 り、 4 を 同欄 そ び第四項」 同 \mathcal{O} 欄 八項」 次に 4 2 と 中 次 「第四十三条第二項」 を \mathcal{O} に 課 よう 改 「第四十七条 \mathcal{O} 同欄中5 め、 項 É 第 加える 同 一号 **B**号部長専 を3と 知 \mathcal{O} 事 兀 決 Ļ 第三項及び第 を 決 裁 事 事 第四 6 項 項 を削 \mathcal{O} \mathcal{O} + 欄 り、 五. 中 中 兀 条 1 同 項」 欄 を削 第五 の三十六 7 に 中 改 六 8 2

- 祉 \mathcal{O} 五. 収 第 併 兀 項 \mathcal{O} に お 可 を 1 決 7 準 定すること。 用す る 法第三十二 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 社 会
- 五. +兀 条 \mathcal{O} 六 第三項 12 お 11 て 準 用 す る法第三十二条 \mathcal{O} 規定に 基 づ き、

6

社会福祉法人の新設合併の認可を決定すること。

7 員の 法 解職 第五 を除 十六条第 <_ _ $\overline{}$ 四項の をとるべき旨を勧告すること。 規定に基づき、社会福祉法 人に対 Ļ 必要な 措置 (役

改める。 別 表第四福祉 部 の表こども安全課の 項第二号部長専決 事 項 \mathcal{O} 8 を 次 \mathcal{O} ように

8 法 五十六条第五 項 \mathcal{O} 規 定 に基づ き、 勧告に 従 わ な か 9 た旨を公表する

同欄 10 を「勧告に係る措置をとるべき」に改め、 六条第三項」 別 中 表第四 11 と し、 「第五十六条第二項」 福 その 祉 を 部 次に \mathcal{O} 「第五十六条第七項」に改め、 表こども安全 次 0 を「第五十六条第六項」に、 ように 課 加 える。 の項第二号部長専決事項の 同欄 10を同欄 9とし、 同欄 11 を同欄 「必要な措置を採るべき」 10 と し、 欄 9 を削 同欄 11 中 り、 同欄12を 「第五 同

12 意見を述べること。 法第五十七条の二第一 項の 規定に基づき、 社会福祉法 人 の所轄庁に対

条第 别 別表第四 一項、 表第四福祉部の表こども安全課の項第二号部長専決事項 第二項及び第三項」を 保健医療部 の表保健医療政策課の項に次の三号を加える。 「第七十二条第一項から第三項まで」 の欄 15 中 に改める。

八								に	٧١	お	<u></u>	に	者	及	七
予 防								関する事務	いう。)	いて	以下この	関す	に対か	び感熱	感染症
接種								事数	0)	法		する法	対する日	染症	\mathcal{O}
性 法 								7万	施行	_ ح	項 に	律	医療	の患	予 防
	は	交	項	及	る	令	ょ	法	2	る	関	め	感	<i>(</i>)	1
	遮断	通を	の規	び 第	場 合	にお	り 定	第七	法第	ること。	する	の施	染症	規 定	法第
		制限	定	五.	l を 含	いて	めら	条第一	三十	0	計画	策の	の予	定に基	十条第
	すること。	l,	に基づき、	十条第一	さい。	準	れ	一項	法第三十三条		を	実	防	づ	
	٥ ر	又	き、	弗 一	\smile	用 す	た 政	坦 に	* ^		定め	施に	のた	き、	一 項
予									を	に	2	要	に	づ	1
· 防 接									取り	基	法第	要な協力を求めること。	対 し	き、 医	法
種									消す	づき、指	三二	力を	対し、措置	師	+
法第									取り消すこと。	定	十八	求め	置の	その	条
第六条第一									٥	医療	条第	る	の実施	他の	の <u>ニ</u>
第一										機関	第三十八条第九項	と。	だに対	医療	法第十六条の二の規定
項 の										の指	の規	Ŭ	かする	関係	定に
規										定	定		必必	常者	基

6 法第二十四: な。)をする に係るもの	職員の派遣し、その指機関の長は	き、指定地方に 5 法第二十四名 三項の規定に 2 本部の副本部 1 本部の副本部 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	き、都道府 三項の規定 三項の規定	3 上 二 八 項 第 第 第 五 三 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	事務も、都道府県行一項の規定に基上、が等対策特一項の規定に基「法」という。)2 法第二十の施行に関する一項の規定に基一項の規定に基	まる事務 (お) の施行に関
- 四条第 のに限	遺(医療指名する	たに基づ と。	府県対策 要請すること。 十三条第 に対し、当該機関の職員の派すること。 に基づき、指定行政機関の長	の本部 3 法第四十二条第一項の が要な助言又は勧告をする 本町村長に対して、市町村長に対して、市町村長に対して	 点別 記と。 一二条第 二条第 二数計画 三と。 等製品の製造又は販売等の公式と。 一二条第 一二条第<td>すること。い、又は市町村長に行うよう指</td>	すること。い、又は市町村長に行うよう指

9 8 7 る療は況。に答に る も が お 示 に づ む 対 き 。 し 、 等 及 き、 二項 三項 ک 関 う 対 等 型 援 知き を す 準用する場合 条第六項に すること。 等に ること。 対し、 法第三十 対 策 につ 法第 法第三十三条 する に 資 イ に 項 べきことを指 **(**医 法 係 料 限 等 \mathcal{O} CK 関 \mathcal{O} ン る。 三十九 規定に 療に 指 定 規 対 係市 るのいのフに 12 に 医医 医 医 \mathcal{O} を \mathcal{O} 患者等以係 規定に 定に し、 療等を 第 対 都 限 求 ŧ 提 て 実 ル (ある。) (な) (家) (系) (系) (要) 道府県 公共 町村 係る 匹 お \otimes __ \mathcal{O} を 求 る に こ 限 基 基 条 い十条 機長 示行に者基含て六第 づ 第 づ 第

係

機

関

対

き

総

調

 \mathcal{O}

関づ

 \mathcal{O}

定

に

12 11 14 13 二項の 三項の き、 共機 業 者 き、 二項 定市 る事 措置 薬品 品 用すること。 限 きことを指示 又は再生医療 医薬品、 土地等を使用する 設を開設するため、 こととすること。 る。 法第五 て同 生医 他 法第五 法第五十五条第 \mathcal{O} 法第四十九条第 衛生用品 配送を行 関等 特定物資 で 医 臨 \mathcal{O} 町 務 \mathcal{O} の実施に関すの規定に基づ 公療等製品に 規定に ある指 薬品等 規定に 医療機 の一部 次 時 規定に基づ 村長が行う の医療施 十五 医療 \mathcal{O} に + 14 対 及 器 び そ うべ製 基 Ĺ 基 を特 条 す 機 定 販 に を 収 (医 お づ 第 器 公 売 づ 第 る

10

第

四十

めること。

き、

同

項

 \mathcal{O}

15 き、 三項 定 る 管を 扱う に対 産 き、 三項 こととす 市 事 置 法 等 第 五 命 を業と 町村 務 \mathcal{O} \mathcal{O} 特 特 \mathcal{O} 同条第二項 規 ずること。 実 規 \mathcal{O} 定 定 ること。 長が 施に 定に 十六 _ 物 そ 物 定 部 す 資 に 資 \mathcal{O} 基 行 関 を る 基 \mathcal{O} \mathcal{O} 生 う 特 す \mathcal{O} づ り 者 づ

次 0 别 _ 表 号 第 を 兀 保 加 える。 健 医療 部 \mathcal{O} 表国 保 医 療 課 \mathcal{O} 項 中 第二号を第三号と 第 --- 号 \mathcal{O} 次 に

築する る法 事 \mathcal{O} \mathcal{O} 民 \mathcal{O} 健康保 施 法」という。 号。 七年法律第三 持 項 部 行 律 険 続 に関 を改 た 制 (平 成 可 お 以 険 め 度 能 下こ す 11 正 法 を な \mathcal{O} す 等 構 医 て 玉 る 定に 針 玉 を定めること。 民 法 健 基 附 づ 康保 則 き、 第 険運営 都道府 七 条 \mathcal{O} 方 県 3 2 1 都道府県 を定め 国民 標準 定すること。 見を聴くこと。 法附則第八 保 健 附 険税率 康 則 則 るに当た 第九 保険 国民健康保険 第 七 条 条 を 条 事業費納 \mathcal{O} 算定すること。 \mathcal{O} \mathcal{O} り、 規定 規定に基づ 規 定 市 に基づき、 に 運営方針 付金を算 町 基 対の意 づ き、

その 十八 し、 別 条 次 26 表 カュ \mathcal{O} 第 ら 兀 第 \mathcal{O} 31 保 ように 四項」 ま 健 でを 医 療 に、 加 40 部 える。 カュ \mathcal{O} 「合併」 ら45までとし、 表 医 **| 療整備** を 吸 課 \mathcal{O} 収合併」 司 項 欄 25 中 第 号 に改 第五 部長 め、 専 +決 七 同 条第 事 欄 項 25 兀 を \mathcal{O} 項」 同 欄 中 を 32 36 とし、 「第五 を 46 と

37 第五 + 九 条 の二にお 1 7 準用する法第五十八 条の二第 匹 項 \mathcal{O} 規定に基づ

- き、医療法人の新設合併を認可すること。
- 38 لح 法 六 + 条 \mathcal{O} 三 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 医 療法 人 \mathcal{O} 吸 収 分 割 を 可 す る
- 39 医 療 法 法 六 \mathcal{O} + 新 設 条 分 \mathcal{O} 三 割 に を 認 お 可 11 て す る す る 法 第 六 条 \mathcal{O} \equiv 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 づ き
- 条 +同 六 \mathcal{O} 表 同 31 第 第 と \mathcal{O} 六 23 兀 項 第一 保 を ただだ 同 健 そ 項 \mathcal{O} 医 次 た 療 L 34 書 だ に と 部 次 L \mathcal{O} 書 を 表 \mathcal{O} よう 医 同 「第四十 に 療 E 改 22 整 加 8 中 え 六 課 第 条 同 る \mathcal{O} 四 \mathcal{O} 欄 項 五第 22 第 を 六 条 号 同 -- 項た \mathcal{O} 部 三 33 長 だ 第 لح 専 決 書」 項 事 同 た 項 だ に 欄 \mathcal{O} 改 21 \emptyset 中 書 24 を 第 を 同 同 兀 +第 21 35 六 兀 لح
- 32 加 え 第 な 兀 11 ことを +六 条 認 \mathcal{O} 五第 可 すること。 六 項た だ 書 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き 管 理 者 \mathcal{O} _ 部 を 理 事 に
- 别 表 19 第 を 29 兀 と 保 Ļ 健 医 18 療 を 部 27 と し、 \mathcal{O} 表 医 療 そ 整 \mathcal{O} 備 次 課 に \mathcal{O} 次 項 \mathcal{O} 第 ょ __ う 号 部 加 長 え 専 る 決 事 項 \mathcal{O} 中 20 を 30 لح
- 28 を す る 第 こと。 四十二 条 の三第 _ 項 の規 定に基 づ き、 実施 計 画 が 適 当 で あ る 旨 \mathcal{O} 認 定
- 别 16 \mathcal{O} 第 次 に 保 次 健 \mathcal{O} 医 ょ 療 う 部 に \mathcal{O} 加 表 え 医 療 備 課 \mathcal{O} 項 第 _ 号 部 長 専 決 事 項 \mathcal{O} 中 17 を 26 لح
- 17 に 対 法 第三十条 面 \mathcal{O} \mathcal{O} 提 + 五第 出 を求 _ \otimes 項 る \mathcal{O} こと 規 定 12 基 づ き、 報 告 病 院 等 \mathcal{O} 開 設 者 又 は 管 理 者
- 18 に 対 法 第三十条 議 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 + -五第二 12 お け る 項 協 \mathcal{O} 議 規 定 参 に 加 基 す づ き、 る ょ Ď 報 求 告 \Diamond 病 る 院 等 \mathcal{O} 設 者 又 は 管 理 者
- 19 12 法 対 第三十条 都 道 府 \mathcal{O} +県 五. 医 第四 療審 議 項 会に \mathcal{O} 規 出 定 席 に 基 L づ き、 説明 をす 報告 る 病 ょ 院 う 等 求 \mathcal{O} \otimes 開 る 設 者 ೬ 又 は 玾 者
- 20 に を命 対 法 第三十条 ず る 基 準 日 \mathcal{O} 後 +Ŧī. 病 第六 床 機 能 項 に \mathcal{O} 規定 変 更 に L な 基 づ 1 こと き、 報告 そ \mathcal{O} 他 病 院 必 要 等 な \mathcal{O} 措 開 置 設 をとる 者 又は 管 ベ 理 き 者
- 21 第七 は 管 法 ベ きこと 理 第三十条の 者 \mathcal{O} 12 を 対 第 要 請 項 +各号に す 基 五. る 準 第 七 日 لح 掲 後 項 病 げ に 床 る お 機 者 11 能 以 7 に 外 準 変 用 \mathcal{O} 更 者 す L が る な 開 同 設 条 11 す 第 と る 六 報告 そ 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 病 規 必 院 定 要な 等 に 基 \mathcal{O} 措 開 づ 置 設 き 者 を 又
- を 又 示 は 三十 す ること 者 条 \mathcal{O} 対 + 六第 医 療 項 を \mathcal{O} 提 規 供 定 す に 基 る づ とそ き、 病 \mathcal{O} 他 床 機 必 要 能 な 報 措 告 置 対 を 象 لح 病 る 院 等 ベ き \mathcal{O} 開 設

第七 等 べきことを \mathcal{O} 第三十条の 開 の二第 者 又は 要請 管 項 すること。 + 理 各号に 六第二項に 者に 掲 対 げ る者 お 医 V 療 以 7 を 外 準 提 \mathcal{O} 用 供 する 者 す が 同 開 ることそ 設 条 す 第 る 項 \mathcal{O} 病 床 他 \mathcal{O} 機 規 必 要な 定 能 報 に 基づ 措 告 置 対 をと 象 病 る 院 法

23

- 24 管 理 者に 第三十条 対 Ļ \mathcal{O} 要 + 請 七 \mathcal{O} に 係る措 規定に 置を講ず 基 づ き、 ベ 病 きことを 床 機 能報 勧 告 告 対 する 象 病 院 等 \mathcal{O} 設 者 又 は
- 25 を公表すること。 法 第三十条の +八 \mathcal{O} 規定に 基 一づき、 命令、 指示 又 は 勧告 に 従 わ な カュ 0 た 旨

令 項に 専 決事 第三 别 お 表第四 項 百 11 \mathcal{O} て 十六 保健医療 法」 を 号。 次 と \mathcal{O} ように 以 部 11 · う。 下こ \mathcal{O} 表医 改 \mathcal{O} 療整 項に \otimes 及 び 備 お 保 健師 課 11 7 \mathcal{O} 助 項 施 産師 第二号事 行 看護師 令 務 と 法 11 \mathcal{O} う。 施 種 行 類 _ 令 \mathcal{O} を 欄 昭昭 削 中 和二十 り 以 同 号 下 年 部 長 政 \mathcal{O}

定 + に 条 保 基 に 健 づ お 師 助 VI 産 7 師 准 準 看 用 看 護 す 護 師法 師 る場合を含む。 に 第 対 + L て 四条第二項 処分をす $\overline{}$ に ること。 お (同 11 法 て 準 第 用 五. す 十三条第 る場 合を含 項 む (同 法 第 \mathcal{O} 关 規

百 7 ツサ 别 号 表 第 \sqsubseteq ジ 兀 指 を 保 圧 削 健 師 医療 ŋ 同 は 部 号 ŋ \mathcal{O} 師、 表医 部長専決 療整 きゆう師等に関する法律 備 事 項 課 \mathcal{O} \mathcal{O} 欄 項 第三号事 を次 \mathcal{O} よう 務 施行: に \mathcal{O} 改 種 8 令 類 る \mathcal{O} 平 欄 成 中 兀 年政 及 び 令第三 あ λ 摩

第 止 あ 項 W \mathcal{O} 又 摩 規定に はその 7 ツ サ 業務 基 づ ジ 指 \mathcal{O} き、 全部 圧 期 師 間を定 若 は ŋ < \Diamond 師、 は 7 -- きゆう 医業類似 部 を禁 師 止 行 等 す 為を業と に ること。 関 す る する 法律 第 者 + \mathcal{O} 業務 \equiv 条 を \mathcal{O} 停 三

削 削 \mathcal{O} \mathcal{O} 欄中 り、 種類 り 表 \mathcal{O} 同 第 同 \neg 号 及 号 兀 び 部 部 保 中 長専決 長 診療放射 健 専決 及 医 び 療 事 歯 事 部 科 項 項 線技師法施行 \mathcal{O} 表医 \mathcal{O} 技 \mathcal{O} 欄3を 欄 工 士 を 療 法施行令 整 次 削 \mathcal{O} 備 り、 よう 令 課 \mathcal{O} (昭 に 同号 項 (昭和三· 和二十 第 改 四号 \emptyset を 同 +項 を 同 八年政令第三百 第四号 号を 年 削 政令第二百二十 り、 同 とし 項第五号とす 同 項第 同 八 五. 号事 項第六号 + 八号) 五号) 務 \mathcal{O} \sqsubseteq 種 を を 類

又は \mathcal{O} 期間 旨 科 を 技 厚 を定 工 生 士 \emptyset 法 労 働 第 て そ 八 大 条第二 臣 \mathcal{O} 業務 に 具 項 申 \mathcal{O} 停 す \mathcal{O} 規定 る 止 を命 こと に基 ず づ ること き、 歯 が 科 必 技 要 工士 で あ \mathcal{O} る 免許 と認め を取 る ŋ 消 き

査 技師 表 等 に 保 関 す る法 医 療 律 部 :施行 \mathcal{O} 表 令 医 療 昭 整 備 和三十三年 課 \mathcal{O} 項 第 政令第二百二十 七 号事 務 \mathcal{O} 種 類 六 \mathcal{O} 号) 中 を削 及 び 臨 り 床 検 口

を削 欄 号部長専決事項 中「及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭 り 同号部長専決事項 \mathcal{O} 欄4を削 り、 \mathcal{O} 欄を次 同号を同項第六号とし、 0 ように改め 和四十 同号 を同 年政令第三百二十 同 項第八号事務の 項第 七号とする。 -七号)」 種類 \mathcal{O}

る は 必 作 理 要が :業療法 学 療 あ 法 る \pm 士 \mathcal{O} 及 と認めるとき、 免 許 び作業療法 を取 ŋ 消 士法第七条第二項の その旨を厚生労働大臣に具申すること。 又は期間を定め 規定に基づき、 てその名称 の使用を停止す 理学療法士 又

同号部長専 \mathcal{O} 欄中 別 表 第 及 兀 決 び視能訓練士法施行令 保 事項 健 医 療 \mathcal{O} 部 欄 を次 \mathcal{O} 表医 \mathcal{O} 療整 よう に改 備 (昭和四十六年政令第二百四十六号) 課 め、 \mathcal{O} 項第九号を削 同号を同項第八号とする。 り、 同 項第十号事 務 を削り、 \mathcal{O} 種 類

旨を 又 は 視 厚生 期間 能 訓 一労働 を定めてその名称 練 士法 大臣 第 に 八条第二 . 具 申す ,ること。 項 0 使用を停止する必要が \mathcal{O} 規定に基づ き、 視能訓 あると認めるとき、 練 士 \mathcal{O} 免許を取 り 消 その

項の次に 别 表第 次 匹 \mathcal{O} 保 ように 健 医 療 加える。 部 \mathcal{O} 表医 療整 備 課 \mathcal{O} 項 第十 号 か 5 第十五号までを 削 り、 同

			医物	療 人	材 課
二 看護師等の 二 看護師等の	事務	施行に関する円十六号)の	令 (昭和二	が保健師助産	師看護師法及一保健師助産
の規定に基づき、県ナースセンでき、県ナースセンターを指定でき、県ナースセンターを指定の規定に基づき、県ナースセンターを指定の規定に基づき、県ナースセンターを指定の規定に基づき、県ナースセンターを指定	ずこと。の規定に基づき、指定を取り消において準用する場合を含む。)	2 保健師助産師看護師法施行令修を受けるよう命ずること。定に基づき、准看護師再教育研	準用する場合を含む。)の月でを集合を含む。)の	準用する場合を含じ。) こおい第二項(同法第六十条において	条の二第二項(同法第五十三条1 保健師助産師看護師法第十五

七臨床検査技	六 歯科技工士 六 歯科技工士 三十年政令第 二百二十八号)	五 診療放射線	四 歯科衛生士 西	三 あん摩マツサ 三 あん摩マツサ 三 あん摩マツサ 1 が指圧師、は 年施行令(平成 平成 一)の施行 で関する法	に関する事務いう。)の施行以下この項に
臨床検査技師等に関する法律施	・ 歯科技工士法施行令第十五条第	成所の指定を取り消すこと。 旅所の指定を取り消すこと。	歯科衛生士法施行令第八条第一 歯科衛生士法施行令第八条第一	あん摩マツサージ指圧師、はりあん摩マツサージ指圧師、はり	ターの指定を取り消すこと。

十二義肢装具	に関する事務 部省・厚生省令	六 指定	技士学校養成十一 臨床工学	十 視能訓練士	九 柔道整復師 九 柔道整復師 に関する事務	八 理学療法士 大 理学療法士 大 理学療法士	師等に関する 新二百二十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
義肢装具士学校養成所指定規則	を取り消すこと。までの臨床工学技士養成所の指定	号)第十四条第一号から第技士法(昭和六十二年法律	則第七条の規定に基づき、臨床工ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	視能訓練士法施行令第十五条第	の指定を取り消すこと。	要学療法士及び作業療法士法施 すこと。 理学療法士及び作業療法士法施	行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消す

	る事務
指定を取り消すこと。	の施行に関す
及び第五号の言語聴覚士養成所の	生省令第二号)
第三十三条第一号から第三号まで	十年文部省・厚
士法(平成九年法律第百三十二号)	指定規則(平成
第七条の規定に基づき、言語聴覚	士学校養成所
言語聴覚士学校養成所指定規則	十四 言語聴覚
	る事務
取り消すこと。	の施行に関す
四号の救急救命士養成所の指定を	生省令第二号)
第三十四条第一号、第二号及び第	三年文部省・厚
士法(平成三年法律第三十六号)	指定規則(平成
第七条の規定に基づき、救急救命	士学校養成所
救急救命士学校養成所指定規則	十三 救急救命
	関する事務
り消すこと。	三号)の施行に
での義肢装具士養成所の指定を取	省・厚生省令第
号)第十四条第一号から第三号ま	六十三年文部
士法(昭和六十二年法律第六十一	指定規則(昭和
第七条の規定に基づき、義肢装具	士学校養成所
	_

を第四号とし、 第一号とし、 別表第四 保健医療 第四号 第 八号を第五 を第二号とし、 部 \mathcal{O} 表疾病 号とする。 対 策 第五 課 \mathcal{O} 号を第三号とし、 項 中 第 号及び第二号を削 第六号を り、 削 り、 第三号 第七号 を

に改め、 に改め、 三十八条第六項」 経営強化法 種類 兀 七条第一項」 5 別表第四産業労働部 第二 項 中 \mathcal{O} 「第二十一条」 同号部長専決事項 を「第三十八条第四項」 同欄2中 _ 中「中小企業の 九条第二項」 に改め、 に改 に改 「第二十 め、 め 同号 を「第二十六条」 の表商業・サービス産業支援課の項第五 を 同欄2中「第二十八条第五項」 の欄1中 知事 新たな事業活動 九条第一項」を 同 「第三十八条第二項」 6 決裁事項の に 中 改め、 「第二十八条第四項」を「第三十七条第四項」 「第三十条第二項」 に 改め、 同欄 欄 の促進に関する法律」 「第三十八条第一項」 1 中 5 中 に 「第二十八条第一項」を「第三 同表産業支援課 改 「第二十九条第六項」 め、 を を「第三十七条第五 同 「第三十九条第二項」 欄 号 4 に改め、 を 中 \mathcal{O} 部長専決 「第二十 中小 項第四号事 を「第 同 欄 3 事項 企業等 九条 項 務

<u>\(\frac{1}{2} \)</u> に 地 改 課 \otimes \mathcal{O} 項 欄 中 第 7 中 _ 号を 「第三十条第三項」を「第三十九条第三項」 削 ŋ 第二号を第一号と 同 項に 次 \mathcal{O} に _ 号を 改 め、 加 え 同 る。 表企

を取り消すこと。	
域特定業務施設整備計画の認定	
に基づき、認定地方活力向上地	
3 法第十七条の二第六項の規定	
の認定をすること。	
域特定業務施設整備計画の変更	関する事務
に基づき、認定地方活力向上地	う。)の施行に
2 法第十七条の二第四項の規定	いて「法」とい
ること。	以下この項にお
定業務施設整備計画の認定をす	律第二十四号。
に基づき、地方活力向上地域特	(平成十七年法
1 法第十七条の二第三項の規定	二地域再生法

十三条 三条 た旨を通 别 \mathcal{O} 表第 兀 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 兀 知 第一項」を「第二十九条第二項」に、 四第二項にお 無料職業紹 産 業紹介事業を行う旨を通 に 業労働 改 \otimes 部の表就業支援 介事業 1 同 て準用 欄 3 を \mathcal{O} 同 廃 する法第三十二条 止 欄 知 課の 2 と の届出を」を「無料 に改 į 項第二号部長専決 8 同 `` 項に \neg 無料 \mathcal{O} 同 八第 次 欄 0 2 職業紹介 \mathcal{O} __ を _ 号を 項」 職業紹介事業を廃止 削 事項 り、 事 加 を \mathcal{O} える。 同欄 業 「第二十 \mathcal{O} 1 届出 3 中「第三十 中「第三 -九条の を」を

	する事務
すること。	号)の施行に関
定に関し必要な措置の実施を要請	法律第百三十二
規定に基づき、労働者の職業の安	(昭和四十一年
雇用対策法第三十二条第一項の	四 雇用対策法

処 部 法 を \mathcal{O} 分事 長専 8 律第二十四号) 別 「第十七条の二十 表 業実施 同 決 第 「第 事 匹 項 四条第五 農 11 規程」 と 0 林 欄中 部 _ \mathcal{O} 項」 を 削 を 表農 七第四項」に 同 11 を 欄 \neg を 業政 7 14 り とし 林 を 「第四条第六 策 同 地 同 欄 処 号部長専 課 改 分事業実施 10 を \mathcal{O} 10 め、 項第十 لح 13 لح 項 同 決事 َ 表農業支援課 同 L __ に改め、 規 項 号 欄 程 \mathcal{O} 事 9 6 又は 欄 を 務 中 12 中 \mathcal{O} 一若 森林経営 と 同 種 \neg Ĺ 表森 の項第 第十 類 < \mathcal{O} づ 七 は 同 林 規 条 欄 < 九 中 り課 地 程 号部長専決事項 \mathcal{O} 8 処 中 十五 に \mathcal{O} 平 分事業実施 又 第 成 改 項第二号 め、 は 兀 + 林 項 七 同 地 年

程 9 と を 地 5 処 \mathcal{O} 分 次 事業実 に 次 \mathcal{O} 施 ょ 規 う 程 に 若 加 え る。 < は 森 林 経営 規 程 に 改 8 同 欄 6 を 同

- 6 更 を 法 認 第 百条 可 する \mathcal{O} こと 八 第一 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 生 産 森 林 組 合 \mathcal{O} 株 式 会 社 \sim \mathcal{O} 組 織 変
- 7 法 可 第 す るこ 百 条 \mathcal{O} + 六 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 生 産 森 林 組 合 \mathcal{O} 合 同 会 社 \sim \mathcal{O} 組 織 変 更 を
- 8 \mathcal{O} 組 法 第 織 百条 変更を認可 の 二 十 二 す るこ __ 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 生 産 森 林 組 合 \mathcal{O} 認 可 地 縁 寸 体 \sim

改 に、 切道 含 第 項又は第 \Diamond む 别 る。 項」 立 第七 項又 表第四 \mathcal{O} 体 条第一 は +に を に、 第十 交差化計 改 県土整備 一項」を「第 第 め、 項」 九 条第 項」 立 同 体 表道路環 を 部 画等」を「地 四条第 交差 -- 第 を \mathcal{O} 項」 第四 表道 九 化 条第一 路 に、 一項 境 計 課 画 条 街 方踏切 等 (同条第十三項にお \mathcal{O} 第 路 「立体交差化等による」を 項第五 項」 課 項 を \mathcal{O} /道改良計 に、 項 号 地 同 第 方踏 条第 四号 部長専決 立 一体交差 十三項 画 切 部 道 長 11 専 に 事 改 て 改め、 項 化 良 に 決 準用する場合を含む。 等 \mathcal{O} 計 お 事 欄 に 画 項 11 「指定踏切 同 ょ て 1 \mathcal{O} 欄 中 る に 準 2 改 用 1 中 第四 を \otimes す 中 道 る 「第七 *の* 指 条 同 第 第 定 几 に 条

兀 等 91 行 令 まで 種 表第 類 \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 11 兀 う。 を 中 都 加 又 48 市 え、 を 及 は 整 個 備 50 び 建築基 لح 同 \mathcal{O} 別 部 号 利 下 \mathcal{O} 部 に 用 表 その 市 長 準 区 専 及 法 内 街 次 決 び 施 \mathcal{O} 地 事 に 建 行 宅 整 地 次 項 築基 令 備 \mathcal{O} 課 \mathcal{O} ように 欄 準 を を \mathcal{O} 中 法 加 項 施 第六 え 88 建築基 加 を 行 号部 える。 92 規 同 表建築安全 則 لح 準 長 (昭 - 法施行 専 和二十 決 49 か 事 課 5 令 項 87 五. \mathcal{O} \mathcal{O} 年 に 項第 ま で 建 改 17 設 \emptyset を _ 中 省 号 53 事 カュ 施 務 第

- 51 る 法 建 築物 第六 十条 \mathcal{O} 容積率 \mathcal{O} \equiv 等 第 \mathcal{O} 特例 項第三号 12 関 する許 \mathcal{O} 規 定 可 12 基 をすること。 づ き、 特 定 用 途 誘 導 地 区 内 に お け
- 52 け 法 る 建 第 築物 六 + \mathcal{O} 条 の 三 高 さ 第二 \mathcal{O} 特 項た 例 に 関 だ す 書 る 許 \mathcal{O} 可 規 定 を に基 すること。 一づき、 特 定 用 途 誘 導 地 区 内 に お
- カュ 別 5 46 ま で 都 市 を 整 10 備 カコ 部 5 48 \mathcal{O} ま 表 で 建 築安全 لح 課 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 次 第 に 次 号 \mathcal{O})部長専 ょ う 加 決 え 事 る 項 \mathcal{O} 中 47 を 49

8

- 8 な V 法 第 ŧ + \mathcal{O} に 条 0 第二 11 て 一項ただ 安全 上 L 書 \bar{o} 防 規定 火 上 及 に 基 び 衛 づ 生上 き、 支 特 障 定 が 建 築物 な 11 لح \mathcal{O} 認 う \Diamond 5 て 点 指 検 定 を す 要
- 9 要 法 第 な V 条 \mathcal{O} 第 兀 0 項 11 た て、 だ 安全 L 書 上 \mathcal{O} 規 定 防 に 火 基 上 及 づ び き、 衛 生上 特 定 支障 建 築 が 設 な 備 築 11 لح \mathcal{O} Ď ち \otimes て 指 検 定

すること。

加 える 表 第 几 都 市 整 備 部 \mathcal{O} 表建築安全 課 \mathcal{O} 項 第 号 部 長 専 決 事 項 \mathcal{O} 12 次 \mathcal{O} ょ う に

93 定に 六条第三項若 建 ょ 築基 る許 準 法施 可 を 取 < 行 は 規 ŋ 消 第 則 L 兀 第 項又 た + 旨を公告す 条 は法 0 第八 ること。 + \mathcal{O} ・六条の 三 第 __ 二第二項若 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 L < づ は き、 第三項 法 第 \mathcal{O} 八 規 +

別 表 第 兀 都 市 整備 部 \mathcal{O} 表 建築安全 課 \mathcal{O} 項 12 次 \mathcal{O} ___ 号を 加 え る。

能 十七年法 る法 に 十三号) 関 \mathcal{O} ル する 律 向 ギ 建 上 築 (平成二 律第五 事 \mathcal{O} に 消 務 施 関 費 \mathcal{O} 行 す 性 工 全 エ ル \mathcal{O} 向 ネ 規 ギ 上 部 建 定 に ル 築 又 消 に は ギ 関 物 費性 基 す \mathcal{O} ·消費性 部 づ る エ を き、 法 能 ネ 行 判 律 ル 能 わ 定 登 ギ 第 適合 せること。 録 関 建 五. 消 築物 条 性 に 費 判 建 第 性 定 築 工 物 ネ 項 \mathcal{O} \mathcal{O}

削 居 定確保計 同 i者居住 住安定 り 別 第四 2 表 5 中 中 第 確 安定 条第 第四 を 画 兀 「第四条第五 を 保 都 4 とし、 六 計 確 市 |条第四 保計 整備 画 項 「都道府県高齢者居住安定確保計画」 (同 画 を 部 6 条第七 項 項 から 「都道 \mathcal{O} 表住 を (同条第七 (同条第七項) 10 「都道府 まで 項」 宅 府 県高 課 をもか を 0) 項」 齢者居 項第七 第四 県高齢者居住安定確保計画」 を を 5 [条第七 「第四条第六項 住安定確保計画」 「第四条第五 号 9 ま 知 事 でとする。 項 決 裁 (同条第八 に 事 項 改 項 (同条第八項」 め、 (同条第八項) \mathcal{O} に 項」 改 同 中 に改め \Diamond 号部長専決 に、 高 同 齢 欄 者 高 中 同 居 改 住 一高 め、 安 3

第二条 加 える。 別表第四 埼 玉 保 県 本庁 健 医療 事 部 務 の委任 \mathcal{O} 表医 及び 療 整 決裁 備 課 に関する規則の \mathcal{O} 項 第一号知 事決裁 部を次 事 項 \mathcal{O} \mathcal{O} ように 欄 に 次 改正する。 \mathcal{O} ように

5 を 取 法 第 消 七 十条 すこと。 の 二 +第 __ 項 又 は 第二 項 \mathcal{O} 規定に 基 づ き、 医 療 連 携 推 進 認 定

表第 45 を 53 四保 į 健 医療部 44 を 52 \mathcal{O} と 表 医 |療整備 43 \mathcal{O} 次に次 課 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 第 ように加 号 部長 え 専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 中 46 を 54

- 45 44 七 +条第一 項 \mathcal{O} 規定 12 基 一づき、 医 療 連携推進認定をす ること
- を行 第 七 う 都道 十条 府 \mathcal{O} 県 知 第 五 事 を定 項前 8 段 る \mathcal{O} 規定 た \Diamond に \mathcal{O} 基 議 づ き、 を 行 う 医 療 連 携 推 進 認定 に関 す る 事
- 46 法 第 七 十条 \mathcal{O} + 五. に お V て 準 用 す る法第五 + Ť. 条第六 項 \mathcal{O} 規定に . 基 づ

地域医療連携推進法人の解散を認可すること。

- 47 見を述べ \mathcal{O} 規定に基 第七 十条の 一づき、 又は 調 + 地域医 五. 査すること。 に お 唇連携 1 て準 推進法 用す る 法 人 第五 \mathcal{O} 解 十六条 散及 び 清 \mathcal{O} 算に 十二第三項 関 Ļ 裁 及 判 び 所 第 に 兀 意 項
- 48 に 基づき、 法第七十条の 地域 医 +八第 療 連携推進法 _ 項に お 人 V \mathcal{O} 7 定 準 款 用 す の変更を認 、る法第 五. 可 + すること。 兀 条 \mathcal{O} 九第 項 \mathcal{O} 規 定

49

法第七十

条の

+

九第

_

項

 \mathcal{O}

規定に

基

一づき、

代表理·

事

 \mathcal{O}

選定及び

解

職

を

可

- 50 す ること。 条 \mathcal{O} に T 準 用 る 法 第 六十 -四条第 _ \mathcal{O} 規 定に 基 づ
- ること。 域医療連携推進法 法第七十 <u>-</u>+ 人に お 対 V 期 限を定めて、 す 必 要な 措置をとるべき旨を 項 き、 命
- 51 地 を命じ、 域医療連携推 法 第七十条 又は役員 の 二 十 進法 0 解任 人に に お を 対 V 勧 Ļ て 告 準 すること。 期 用す 間を定め る 法 第六 て業務 +匹 \mathcal{O} [条第二 全部若しく 項 \mathcal{O} 規 は 定に 部 \mathcal{O} づ 停止
- 第三条 同 号 別表第二第二十二号事 知 事室長、 埼玉県本庁事 部長及 務 び会計 の委任及び決裁 務 \mathcal{O} 管理者専決事項の 種 類の欄中「及び埼玉県個 に関する規 欄を次のように 則 \mathcal{O} _ 部を 人情 報 次 保護条例」 のように 改 かる。 改 を削り 正す Ź。

を行 項 に $\hat{\mathcal{O}}$ 規 個 定す 規定によ うこと。 人 情 る 報 個 \mathcal{O} ŋ 保 人情報保護委員会の 事 護 業所管大臣 に 関す る 法律第· 又は金融庁長官に委任され 七 権限 十七 及び同法第四十 条 \mathcal{O} 規定に基 づ 四条第一項又は た権限 き、 同 法第五十 · 属 高する事 第 九 務 兀

附則

 \sum_{i} \mathcal{O} 規則 は、 平成二十 九 年 匝 月 _ 日 カュ 5 施 行 す る た だ Ļ 次 \mathcal{O} 各号 12 掲 げ る 規

定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第二条の規定 平成二十九年四月二日
- 一 第三条の規定 平成二十九年五月三十日

規則

公 布 埼 す 玉 地 域 機 関 事 務 \mathcal{O} 委任 及 てド 決 裁 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} ___ 部 を 改 正 す る 規 則 を

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十三号

 \mathcal{O} 玉 県 部 地 玉 を 域 県 次 地 機 関 域 \mathcal{O} 事務 機関 よう に改正 事務 の委任及 \mathcal{O} 委任 す び 決 及 び 裁 に関 決 裁 す に 関 る 規 す 則 る 規 (昭 則 和 \mathcal{O} 兀 _ 十 部 五. を 年 改 埼 正 玉 す 県 る 規 規 則 則 第二

幹 第 七 条第 を 加 え 項 中 産 業技 術 情 報 幹 を 削 n 総 合 技 術 幹 \mathcal{O} 下 に 企 画 技

含 項 を行 + 第 届 9 7 に 改 出 + む 条 六 企 興 别 条第 業等経 号事 所長、 に \emptyset \mathcal{O} 五. 第 を 第 う中 セ \mathcal{O} 表第二地方 す 同 一若 7 お あ 条 ン 下に る を 八 _ 条」 及 項」 タ 同 9 第 小 一項 務 す 6 V 同 た 営 び 九 合 を て に 企 \mathcal{O} Ш ポ 第十九 条第二 一業者に 強 越 同 準 3 を を 種 所 は 改 11 甪 め、 に、 (化法) 長、 を IJ 類 比 公表 行 高 と 第 第 合 削 塩 企 を 濃 す 中 \mathcal{O} 政 む 10 条に 項」 含 度ポ 化ビ 北 地 る り 八 機 لح 八 0 \neg \neg 場 条 条 承 に 部 域 第 む 事業者等に L 同 中 を 関 1 に改 合 同 お 第 第 振 加 欄 フ て 認経営革 改 地 +IJ 中 \mathcal{O} 欄 塩化 を含 え、 に 四条」 エ 11 \emptyset 域 興 同 6 ___ 表 て準 8 改 中 7 = 項 小 振 セ 地 欄 項 に 中 及 改 \emptyset に 5 ピ む ル 同 企 興 同 域 ン 法 号委任 中 第 用 係 8 業 を 改 フ 廃 同 び 新 セ タ 表 振 「第六条」 棄物」 千八 す 。 る _ 表 0 同 \otimes エニ 第 第 計 ン 東 興 「第 _ 所長、 欄 第 る +環 九 新 タ 部 セ 同 画 条第 場合 + ル に を 五. 境 条 号 事] 地 \mathcal{O} た ン 4 条 第 廃 改 を 削 管 専 進 務 な 所 域 を 七 タ を め、 条」 棄物 一項」 同 条 事 を含 及 理 決 5 事 長 振 西 1) _ \mathcal{O} 「高濃度ポ 第十一 業者等 び 事 項 業 及 部 事 興 ょ 所 法 む。 第 活 び 長 を で 同 務 項 中 地 セ 6 \neg あ 第 ポ を +所長 に 状 動 秩 域 欄 \mathcal{O} ン \mathcal{O} 「第二十 第 \smile 振 に ること IJ 改 況 父 タ + 2 九 欄 \mathcal{O} 項 「第二十五 条及 三十 塩 条に 第二号 対 IJ \sqsubseteq 中 0 促 地 興 Ŧī. \mathcal{O} \emptyset 1 化 塩 項第 進 域 そ 条 し を 中 セ 所 第九 び第二十 化ビ 加え 兀 \mathcal{O} F, お 七 振 ン 長 \mathcal{O} 及 同 「第 を に 条 タ 専 次 条 疑 九 欄 興 び を フ 11 関 条第 条 号委任· 第 九条 承 第 す に 削 エ フ T 2 セ 県 決 (法 11 = 準 次 +V) \mathcal{O} エ 中 認 _ る ン 所 央 事 経営革 事業者 項」 第 = \mathcal{O} 用 第 法 タ 長 地 項 \mathcal{O} 九 あ ル 「第 下に 項 ル する 事 律 域 条 同 る \mathcal{O} 項 を 九 棄物 廃 務 +所 利 振 う に 法 条 棄物」 等 場 お 5 条 及 新 を 長 根 興 \mathcal{O} 中 を <u>ー</u> 合 第二 か 事 第 \mathcal{O} を び 地 セ 加 11 法 め 中 項 域 お 加 を 兀 7 同 6

る

- づ 法 六条第二 事業者 項 \mathcal{O} 地 (法 位 第 \mathcal{O} 承 継 九 \mathcal{O} 届 12 出 お を い 受理すること。 て 準 用 する を含 む \mathcal{O} 規 定 に 基
- 8 法第 八 条第二 項 第二号 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、 所 有 事 業 者 カュ 5 届 出 [を受理 す る

 \mathcal{O} 别 うに加 表第二 地 え 方 行 政 機 関 \mathcal{O} 表 環 境 管 理 事 務 所 長 \mathcal{O} 項 第 九 号 委 任 事 務 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 次 次

- 3 受理する \mathcal{O} 規定に 法第十条第二 基づき、 項 高濃度ポ 法 第十 IJ 五. 塩化ビフ 条 及 び 第十 エ = 九 ル 条 廃棄物 に お い \mathcal{O} 7 処分を終えた旨の 淮 用 す る 場合 を 届出
- 4 法第十条第三項第二号 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 保管事 業者 カュ 6 届 出 [を受理 す ること。
- 5 法第十 の届 条第 四項 出を受理すること。 (法第十 九条に お 1 て 準 用 す る場合を含む。 \mathcal{O} 規定に づ

変更

改め、 を「第三条第一 ように改め 条第一項」を「第十二条第一項 别 ピ 表第二地方行政機 フェ ニル廃棄物」 事業者に 項」 に、 対 関 し」を削り、 \mathcal{O} に改め、 「をする」を「の 表環境管理事務 (法第十五条にお 同 項第十 「ポ IJ 申 七 塩 所 号専 請を受理す 化 長 ピ \mathcal{O} 決事 フ V 項 て準 第 エ = 項 九 Ś 号専 \mathcal{O} ル 用する場合を含 欄 廃 に 棄物 1 中 決 改 事 め、 項 「第二条第一項」 を \mathcal{O} 同欄2を次 「高濃 む。 中 $\overline{}$ 度 に ポ IJ \mathcal{O}

- 定に 条例 基づき、 第四 条第 浄化 _ 槽 項 保守点検業者 (条例 第六条第二 登録簿 項 に 登録 お V をす T 準 うること。 用 する場 合を含 む \mathcal{O} 規
- とし、 別表第二地 を 10 لح 方 行政機 そ \mathcal{O} 関 次に の表 環境管 次 \mathcal{O} ように 理 事務 加 え 所長 る。 \mathcal{O} 項 第十 七 号専 決 事 項 \mathcal{O} 中 6 を 12
- 11 び 0営業区 条例 第十三条第 一域又は 営業 兀 不区域であ 項 \mathcal{O} 規定 に つた区域を管轄する市 基 づ き、 処分 を た 町 旨 村 を 浄 長 に 化 通 槽 知 保 す 守 ること。 検 業者 及
- 別表第二地 方行 政 機関 の表環境 管理事務所 長 \mathcal{O} 項第十 七 号 専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 4 を 同 欄
- と そ \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ように加える。
- 8 八 条 第 _ 項 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、 浄 化 槽 保 守 点 検 業 者 \mathcal{O} 登 録 を 消 す
- 9 であ 条例 9 た 第 者 八 条第二 0 営業区 項 域 \mathcal{O} であ 規 定 つた区 に 基 づ 域を管轄する市 き、 登 録 を 抹 消 町 L 村 た 長に通 旨 を 浄 知 化 す 槽 ること 保 守 点 検 業者
- L 別 表第二地方行 \mathcal{O} 次 12 次 \mathcal{O} 政 機関 よう に \mathcal{O} 加 表環境管 え 理事務所 長 \mathcal{O} 項 第 +七 号専 決 事 項 \mathcal{O} 中 3 を 6
- 3 定 に づ き、 四条 第二項 登 録 た旨 **全** 例 を申請者及 第六 条第二 び 営業区 項 に お 域 11 を T 管轄 準 用 す す る市 る 場 町 村長 を含 に む 通 知 す る

- 4 定 に 条例 基 ヹづき、 第 五. 条第 浄 化 槽 項 保守点 (条例 検業者 第六 条第二 登録 簿 項 に \sim \mathcal{O} お 登 録 11 て でを拒 準 用 否 する す 場 る こと 合 を含 む \mathcal{O} 規
- 5 定 条例 基づ 第 き、 五条第二 登録を 項 拒 (条例 否 L た旨 第六条第二項 を 申請 者 12 に 通知 お 1 て準 すること。 用 する 場合を含 ts \mathcal{O} 規

条第 に 三条第二項」 次 び 8 12 0 9 別 に、 五. を 同欄 表第二地 ように 項 14 改め、 لح 2 中 を 加 4 える。 方行 を カュ 「第五十 「第四十三条第三項」 同 ら 7 6 「第四十五条 か 政 機 5 5 を同 8 関 六条第四 を までを \mathcal{O} 表福祉 9 10 の三十 カュ と 11 項 ら か 事 <u>1</u>2 -六第三項 務 5 を に 同 所長の に 改 13 までと 「第四十 改め め、 4 を 同項第 項第二号委任事 同 Ĺ 五条 に 同 欄 9 の三十 八号専 同欄 3 $\frac{1}{2}$ と を 5 同 六 を 欄 中 決 同 第四 務 8 と $\frac{\neg}{2}$ 事 -6 項 \mathcal{O} 3 項 から 及 \mathcal{O} 中 び 5 7 に改 同 7 1 中 4 欄 まで 中 を 2 \otimes 第 \mathcal{O} を 五. 次 に 兀 + 11 同 改 9 及

- 3 法第五 画 · を 承 十五条 認すること。 の二第 -- 項 本 文 0 規定に . 基 づ き、 社 会福 祉 法 人 \mathcal{O} 社 会福 祉 充 実
- 4 充 実計 法 第 五. 画 \mathcal{O} 十五条の三第一 変 更を承認すること。 項 本 文 0) 規定に 基 づ き、 社 会福 祉 法 人 \mathcal{O} 承 認 社 会 福 祉
- 5 計 画 法 第 \mathcal{O} 軽 五. + 微 五. な 変 条 更 \mathcal{O} 三第二 \mathcal{O} 届出を受理すること。 項 \mathcal{O} 規定 に 基づき、 社会福 祉 法 人 \mathcal{O} 承 認 社 会福 祉 充 実
- 6 法 を承 第 五. 認 + Ħ. すること 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規定に . 基 づ き、 社会福祉 法 人 \mathcal{O} 承 認 社 会 福 祉 充 実 計 画 \mathcal{O}
- 7 出 法 を受理 第 五. +す 九 条 ること。 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 社 会 福 祉 法 人 \mathcal{O} 計 算 書 類 等 及 び 財 産 目 録 等 \mathcal{O}

二 十 を に を と 加 改 を 别 に改 児童 歳未 め、 31 と し、 表第二地方行 \neg め、 $\begin{picture}(60,0) \put(0,0){\line(1,0){10}} \put(0,$ 満 21 か 「又は資料」 つい 義務教育終了児童等」に改 5 に、 27 同 て、」 24までを24から を 19 30 政 の 下 機関 を 加 とし、 を「若し え 同 に 欄 \mathcal{O} 本 20 と し 同欄 を 表児 「行わせ」 人若しく 27 までと 童 26 は資料」 中 相 談所長 そ 「第五十六条第 8 \mathcal{O} はそ に、 次に し、 に改 同 \mathcal{O} 同欄 の扶養義務者に対 欄 次 項 め、 「委託する」 20 を 同 \mathcal{O} 第 20 ように加える 同 中 五. 号 欄 26 を同 欄 23 「義務教育終了 項」 委任 とし、 を を 事 行行 欄 29 「第五十 務 し報告を求 \mathcal{O} 同 とし、 うことを委託させ 中 児 19 中 六条第四 29 童等」 同欄中 を め、 「児童に」 32 を「満 又 は 25 を 項

- 21 を行 第三 +条第 とを 委託 七 項 \mathcal{O} させること。 規定 に 基 づ き、 引き 続 き ___ 時 保 護を 行 わ せ、 又 は 時
- 22 第三十三条第 九 項 \mathcal{O} 規定 に 基づ き、 保 護 延長 者 \mathcal{O} 時 保 護 を行 わ せ、 又 は

適当な者に一時保護を行うことを委託させること。

别 表第二 加え 地 方 行 政 機 関 \mathcal{O} 表 児 童 相 談 所 長 \mathcal{O} 項 第 _ 委 任 事 務 \mathcal{O} 18 \mathcal{O} 次 12 次 \mathcal{O} ょ

19 項 法第三十 第 一号 カュ _ 6 条 第三 第 兀 号 項 ま 前 で 段 又 \mathcal{O} は 規 第 定 に 項 基 \mathcal{O} づ 措 き、 置 をす 延 長 る 者 に ٢ 0 い 7 十 第

表第二地 十三条第 方 行 項」 政 に 関 改 \mathcal{O} \emptyset 表 同 童 欄 相 に 談 次 所 \mathcal{O} 長 ょ \mathcal{O} うに 項 第 加 号 え 委任 事 務 \mathcal{O} 5

- 6 を支 法 第 援 十三条第二 す る ため 項 に 必 \mathcal{O} 要な 規 定 助言を行 に 基 づ き、 う ر ک 保 護者 に 対 L 児 童 が 家 庭 で 生 活 す
- 7 法第 部 を 十三条第三項 託 す ること \mathcal{O} 規定に 基づ き、 同 条第 項 \mathcal{O} 助 言 に 係 る 事 務 \mathcal{O} 全 部 又 は
- 8 \mathcal{O} 言 確 法 そ 認 第 十三条 $\bar{\mathcal{O}}$ を 他 行 \mathcal{O} うととも の 二 必 要な支援を行う \mathcal{O} に、 規 定 保 に 護 基 者 づ ِ ک き、 カ 6 \mathcal{O} 関 係 相 談 機 に 関 応 لح ľ \mathcal{O} 連 児 携 童 を \mathcal{O} 义 養 ŋ 育 9 に 0 関 する 児 童 指 \mathcal{O} 全.

第 そ を \mathcal{O} 同 か 别 欄 項若 五. 5 表第二地 + 31 34 次 条第 十六 ま لح L で < \mathcal{O} 条第 方 五. は を 同 第三項、 項及 う 32 行 に か 政 項、 中 5 び 機 加 25 え 第 39 関 までと を 六項 第二 の表保 る 第二十六条の 30 لح 項及 \sqsubseteq Ļ 健 に L 改 び 所 20 め、 第 同 長 か 兀 兀 欄 \mathcal{O} ら 第一 項」 項 26 っに 24 ま で 中 第 項若 に、 基づき、 二十三号 「第三十六 「第五 を L 25 < カュ 委任 法 は 5 第三項、 条第 _ 十条第三 29 ま \mathcal{O} 事 _ 下に 務 で 項 \mathcal{O} と \sqsubseteq 項及 か 「第二十六 を 6 中 第三項 加え、 び 35 19 第四 を を 40 22 条 項」を 同 ま の 三 で

- 等 に 第 \mathcal{O} 提 お 出 1 を命 六 7 準 条 ľ 甪 \mathcal{O} す 三 又は 第 る場合を 当該 項 若 職 含 L 員に < は 検体 \smile 第三 又 等 は 項 を無償 第五 法 十条 第七 で 収去 第 条 第 させ 項 __ 項 \mathcal{O} ること。 規 に 定 ょ に り 定 づ 8 き れ
- 24 政令 せる 法 第二十 に \mathcal{O} お 出 V 若 7 六 条 準 0 < 用 す 兀 は る場 採 第 取 _ 合を含 項 に 若 応 ず L む。 ~ < 、は第三項 きことを $\overline{}$ 又 は 命 第 (法第七 Ü Ŧī. 条 又 条第 第 は 当 _ 項 該 項 職 \mathcal{O} 員 規 に に 定 ょ 検 に ŋ 体 基 定 等 づ \emptyset を き 5 れ 取 検

5 下 六 カゝ 表第二 に す ら \mathcal{O} 17 ま 第五 で 地 改 兀 を 方 項 8 行 及 兀 カン 政 条 び 同 6 機 第 \mathcal{O} 20 関 六項 七 ま 4 \mathcal{O} 第 で 表 を 同 九 لح 保 項 に L 健 改 所 6 を 8 同 長 加 欄 \mathcal{O} え、 項 4 政 そ 中 第 令に -+ \mathcal{O} 第 通 次 ·三号 +に 知 お 次 す 11 七 委任 \mathcal{O} る 7 条第三項 ょ _ 準 を 用 事 う 務 す 通 る 及 加 \mathcal{O} 場合 え 知 U る L 第 中 を含む 兀 18 項 を は 21 書 面

+ 七 条第 項 若 < は 第二項 法 第 七 条第 _ 項 に ょ り 定 \Diamond 5 n た 政 令 に

づ き、 て 康診 す っる場合 断 を を含 勧 告 又は当該 又は 第 職 兀 +員 に 五. 条第 行 わ せ 項若 る と。 は 項 \mathcal{O} 規 定

别 表第二地 方行政 機 関 \mathcal{O} 表保健 所長の 項 第 二十三号 委 任 事 務 \mathcal{O} 欄 中 3 を 削 1) 2

3 4 とし 法 第 そ \mathcal{O} 五. 条第三項 次に 次 \mathcal{O} ように (法 第七 加 条第一 え る。 項 に ょ り 定 \otimes 6 れ た 政 令

に

お

1

7

準

用

す

る

- 場合を含 む。 \mathcal{O} 規 定 12 基づ き、 当該 職 員 に 検体 等 \mathcal{O} 提 出 又 は 採 取 を 求 \Diamond さ せ
- 5 た政 又 は第三項 は 法第 令に 当 該 +職 六 の規定に基 お 員に 条 7 \mathcal{O} 準 \equiv 検 体 第 用 を づ す _ 採取 き、 る場合を含む。 項 本 、検体の 文若し させ ること 提 < 出若 は 第三項 又 くは は第四十 採取 **(**法 第 に応じる 兀 七 条 条 第 \mathcal{O} 七 ベ 第 項 きことを勧告 に __ 項 ょ 本 り 文若 定 \emptyset 5

に 别 加える。 表第二地 方 行 政 機 関 \mathcal{O} 表保 健 所長 の項第二十三号委任 事 務 \mathcal{O} 欄 1 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ょ

2 る場合を含 第十 兀 条 む。 の二第二項 の規定に基づき、 (法 第七 条 第 検 体 項 等 12 \mathcal{O} ょ 提出 り 定 を受ける \Diamond ら れ た ラ こ と。 政 令 12 お 11 7 用

る。 下 别 に 表第二地 . 「薬局 加 え、 の管 方 同 行 [理そ 政機関 16 20 \mathcal{O} 及び 他」 \mathcal{O} 表保健 を 加 23 中 え、 「お 所長 同 欄 15 \mathcal{O} 11 項 て 第 \mathcal{O} 中「 三十三号 下 に お 1 「営業所 委任 て 事務 \mathcal{O} 下に \mathcal{O} 管理そ \mathcal{O} 店店 2 \mathcal{O} 舗 中 他 \mathcal{O} 管 お 1理そ を 11 加 7 \mathcal{O}

別 12 表第二地方 9 から 第 兀 11 ま 条 行 で 政 \mathcal{O} を 機 五. 15 第 関 カュ \mathcal{O} $\overline{}$ 5 項 17 表家畜保 までと \mathcal{O} 規 定 に 健 基 衛 づ 生所 8 き、 を 長 11 と し、 \mathcal{O} 再 項 生 第三号委任事 医 療 等 $\overline{\mathcal{O}}$ 製 次 品 に \mathcal{O} 次 務 販 \mathcal{O} 売 \mathcal{O} ように 業 欄 中 \mathcal{O} 許 12 加える。 を 可 18 す

13 法第 するこ 兀 十条 \mathcal{O} 五. 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 再 生 医 療 等 製 品 \mathcal{O} 販 売 業 \mathcal{O} 許 可 を 更

る

14営業所 法第 \mathcal{O} 兀 管理 十条 そ \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 他 第 薬事に 二項た 関 だ す L る 書 実務に \mathcal{O} 規 定 従 に 事 基 す づ き、 る 可 営 を 業 する 所 以 外 \mathcal{O} 所 12 お 11 7

と 別 表第二地方行 その 次 に 次 政 \mathcal{O} 機 よう 関 12 \mathcal{O} 表家畜 加 え 保 健 衛生 所 長 \mathcal{O} 項 第三号 委任 事 務 \mathcal{O} 7 を 同 9

10 て営業 法第三十 所 \mathcal{O} 管 九 理そ 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 一第二項たる 他薬 事 に 関 だ す し うる実務 書 \mathcal{O} 規 12 定 従 に 基 事 す づ る き、 許 可 営 業所 をす る 以 لح \mathcal{O} 所 に お 11

別 表第二地 方 行 政 機 を 関 6 \mathcal{O} 表家畜 3 保 を 4 健 衛生 所 長 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 次 項第三号 12 次 \mathcal{O} 委任 ょ うに 事 務 加 え \mathcal{O} 6 を

5 第三十 Ŧī. 条第三 項 た だ 書 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 営 業 所 以 \mathcal{O} 所 お 11 て

 \mathcal{O} そ \mathcal{O} 他 薬 事 関 す る 実務 従 事 す る 可 を す るこ

う 表第二 加 地 え 方 行 政 機 関 \mathcal{O} 表 家 畜 保 健 衛 生 所 長 \mathcal{O} 項 第三号 委任 事 務 \mathcal{O} 欄 2 \mathcal{O} 次 12 次

3 管 第二十 理 そ \mathcal{O} 他 条第 薬 事 Ξ に 項 関 する実務 た だ 書 に \mathcal{O} 従事する 規 定 に 基 許 づ 可を き、 店 す る 舗 以 外 \mathcal{O} 所 に お 11 7 店 舗

 $\frac{-}{+}$ 5 を __ 長 別 ·七第四 項に 所長 19 中 <u>-</u> 十 \mathcal{O} を 表 10 とし、 第 \neg お 第二号 九 \mathcal{O} に 第三十六 項 改 条 1 項 第三十二条第二項」 地 第 第一 4 \mathcal{T} \Diamond 方 準用 二十 専 に を 項」 決 改 同 条第二項」に 7 関 -四号専 事 とし、 する場合を め、 欄 \mathcal{O} 項 を 18 表 中 同 \mathcal{O} 「第三十六条第一 消費生活支援セ そ 欄 表 決 「第三十二条第一項」 事 Ш \mathcal{O} 1 を 改 次に 含 中 越 項 農林 む。 め \mathcal{O} 「第十条第一項 第三十 欄 次 $\overline{}$ 振興 中 同欄 \mathcal{O} _ 「第 ょ を ン セ 九 項 17 う 加 タ + 条第二項」 中 _ ン に え、 タ 七 に 加 「第三十条第 所長 及 条 を 改 える。 同 び 所長 \mathcal{O} 「第三十 め 欄 第三 \mathcal{O} +中 項 及 に 同 Ŧī. 7 第三号 項 び 第 改 欄 を12とし、 秩 兀 め、 九 _ 16 \mathcal{O} 父農林 項 条 項 中 下に 専 第 _ 同 第二十 を 表 を 決 $\overline{}$ 「(法 振興 農林振 事 項」 第 「第三十 6 項 を に 第 セ 九 \mathcal{O} 11 興 百 七 改 条 ン と 七 第 セ \Diamond 九 タ 条 15 条 \mathcal{O} 中

- 8 を含 法 第二十 む 六 条 \mathcal{O} 規 0) 定に 三第 基 づ 項 き、 及 び 森林経営規 第三項(法 程 第 \mathcal{O} 百 九条 制 定、 第 変 _ 項 更 又 に は お 廃 11 止 T を 準 承 用 認 す る す 場
- \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 別 9 第二号 ように 項に 表第二地 \mathcal{O} 規定 法第二十 お 専 に 加 1 決 基 え 方 て 準用 事 機 づ 六 る き 項 条 関 す \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 軽 三第四 る 表 微 場合 3 Ш な事 中 越 農林 項(法 を 「第二十 項に 含 む。 振 係 第百 興 る森林経営規程 ·四条第 \smile セ 1九条第 _ ン を タ --- 1 加 項 所長及び え、 項 及 12 び 同 の変 お 第 欄 1 \equiv 秩 3 更 7 項 を 父 0 準 同 農 届出 用 \mathcal{O} 欄 林 す 下 振 5 を受理すること。 、る場合、 لح 興 「(法 Ļ セ ン を含 第 そ タ 百 \mathcal{O} 次 九 所 長 条
- 6 定に 第二 基 +づ 四条 き、 第 軽 微 兀 な 項 事 項 法 に 第 係 百 る 九 林 条第 地 処 分 項 事 に 業 お 実 11 施 7 規 準 程 用 \mathcal{O} す 変 る 場 更 合 \mathcal{O} 届 を含 出 を む 受 理 す \mathcal{O}

 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 別 第二号 表第二 に う お 加 11 専 地 え て る 準 決 方 甪 事 機 す 項 関 る \mathcal{O} \mathcal{O} 場 欄 表 合 2 Ш を 中 越 含 農 第十 む 林 振 ·九条第 \smile 興 \sqsubseteq セ を ン _ タ 加 項 え、 及 所 び 同 長 第三項 及 欄 2 び を 秩 同 父 \mathcal{O} 農 欄 下 林 3 に と 振 「(法第百 興 セ そ ン \mathcal{O} タ 次 九 条 12 所 第 次 長

4 づ き、 九 条 軽 第 微 兀 な 項 事 (法 項 に 第 係 百 る 九 共 条 済 第 規 程 項 \mathcal{O} に 変 お 更 い \mathcal{O} 7 届 進 出 用 を す 受 る 理 場 す 合 る を 含 む \mathcal{O} 規

别 地 方 機 関 \mathcal{O} 表 Ш 越 林 振 興 セ ン タ 所 長 及 び 秩 父 農 林 振 興 セ ン タ 所 長

- の項第二号専決事項の欄1の次に次のように加える。
- 2 基づ 第 き 軽 微 兀 項 な 事項に (法第 係 百 る 九 信 条 託 第 規程 項 に \mathcal{O} 変更 お V \mathcal{O} て 届 準 出 用 を受理す する場合 ること を含 む。 \mathcal{O} 規 定

よう 加 項 别 に え、 及 び 表第二地方 加 第三項 え 同 欄中 7 _ 機 \mathcal{O} 関 を 12 と \mathcal{O} 下 に 表 寄 Ļ \neg 居林 法 6 第百 業 を 事務 11 لح 九 条第一 所長 5 \mathcal{O} 項に 項 第 を 10 とし 二号 お V 専 て 決 準 4 を 用 事 項 す 7 る \mathcal{O} لح 場合を含 し、 1 そ 中 \mathcal{O} 次に む。 次 第 \mathcal{O}

- 8 合を含 法 第二十六 む。 \mathcal{O} 条 規定に基 \mathcal{O} 三 第 $\overline{}$ づ 項 き、 及 び 第三項 森林経営規 法 第 程 百 \mathcal{O} 制 九 定、 条 第 変 更又 項 に は お 廃 1 止 T を 準 用 承 認 す す る 場
- 条第 加 别 9 え、 一項及 表第二地 \mathcal{O} 規定に基づ 法 第二十 同欄 び第三項」の下に 方機 3 を 六 き、 関 条 同欄 5と \mathcal{O} \mathcal{O} 軽微 三第 表寄居林 な事 L 兀 「(法第百九条第一項にお 項 項に その (法 業事務所長の項第二号専決 係 第百 次 る森林経営 に次の 九 条 第 ように加える。 規 項 程 K \mathcal{O} お ٧١ 変 11 、て準用 更 T 事 \mathcal{O} 準 項 届出 用 \mathcal{O} する場合を含 す を受理す ,る場合: 3 中 「第二十四 を る む。
- 6 規定に ること。 法 第二十 基 づ き、 四条第四 軽微 な事 項 (法 項に 第百 係る林地処分事業実施規 1九条第一 項に お 11 て 準用. 程 \mathcal{O} す 変 る 更 場 \mathcal{O} 合 届 を 出を受理 含 む。 す \mathcal{O}

加 别 表第二 項及 え、 び 同 地方 欄 第三項」 2 を 機 同 関 \mathcal{O} 欄 \mathcal{O} 下に 3 表 とし 寄 \neg 居 林 (法第百 業事 そ 0 務 次 1九条第 12 所 次 長 \mathcal{O} \mathcal{O} ように 項第二号 項 12 お 加 1 え 専 て る。 決 準 事 用 項 す \mathcal{O} る場合を含む 2 中 一第十九 条

- 定 に基づ 第 き、 九 条 軽 第 兀 微 な 項 事 法 項 12 第 係 百 る共済 九 条第 規程 _ 項 \mathcal{O} に 変 お 更 1 \mathcal{O} 7 準用 届 出 [を受理 す る するこ 合 を含 む。 \mathcal{O}
- 别 加える 表第二地 方 機 関 \mathcal{O} 表 寄居 林 業 事 務 所 長 \mathcal{O} 項 (第二号 専 決 事 項 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ょ
- 2 . 基 づ 法 第 き 軽 第 微 兀 な 項 事 法 項 に 第 係 百 る 九 信 条 託 第 規 程 項 \mathcal{O} に 変更 お V \mathcal{O} 7 届 準 出 用 を受理す す る 場合 ,ること。 を含 む。 \mathcal{O} 規 定

26 75 中 别 同 「違法 表第二地 75 76 保 中 放 85 管 置 方 違法放置 物件 次 機 違法放置 関 \mathcal{O} 同 \mathcal{O} 表県土 を う 欄 物 物件 12 中 「違法 件 加 74整 え を を る。 覧 備 放 84 違 簿」 事務 لح 置等物件」 法 所長 を 放置等物件」 50 _ 保管違法放置 0 カュ に改め 項第 5 73 ま -- 号委任: で に 同 を 改 等物 欄 60 め、 中 事 カコ 務 5 件 78 を 同 83 \mathcal{O} まで 覧 88 76 22 簿 と を と 同 23 に 欄 改め、 77 86 と を 25 49 を 及 87 同 50 てド

51 法 兀 +条 \mathcal{O} <u>二</u> 十 第 項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 道 路 協 力 寸 体 と L て 指定する

- 法 第 条 \mathcal{O} -+ 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 公示 する
- 法 第 兀 条 \mathcal{O} 二十第三 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 届出 [を受理 する
- 法第四 八 条 \mathcal{O} <u>-</u>+ 第四 項 \mathcal{O} 規 定に 基 づき、 公示 す ること。
- 55 54 53 52 法 第 匹 +八 条 \mathcal{O} 二十二第 _ 項 \mathcal{O} 規定 に 基づ き、 報 告 をさせること。
- 56 法 第 兀 +八 条 \mathcal{O} 十 二 第二 項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 必 要な措置を 講ず ベ きこと

ずるこ

- 57 法第 兀 十 八 条 \mathcal{O} 一十二第三 項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 指 定 を 取 ŋ 消 す
- 58 法第 匹 +八 条 \mathcal{O} 二十二第四 項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 公 示 す るこ لح
- 59 法 第 兀 + 八 条 \mathcal{O} 二十三 \mathcal{O} 規定 に 基づ き 必 要な 情報 \mathcal{O} 提 供 又 は 指 導若 は

助 言 Iをす ること。

カュ 别 表 ら 第二 47 ま で 地 を 方 機 37 か 関 6 \mathcal{O} 48 表 ま 県 でと 土 整 L 備 事 35 務所 \mathcal{O} 次に 長 \mathcal{O} 次 項 \mathcal{O} 第 ように _ 号委任 加 える。 事 務 \mathcal{O} 中 48 を 49

36

36 法 第 兀 +七条 \mathcal{O} 七第二項 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、 地 上 権 を設定す ること

别 表第二 地 方 機 関 \mathcal{O} 表 (県土整 備 事 務 所 長 \mathcal{O} 項第二十九号を次 0) ように改 め る

+事 行 項 行 進 過 لح 置 自 Ŧī. 年 に 号 法 <u>\f</u> 施 令 政 疎 令 特 お 九 11 法 う。 令 促 行 お 别 地 以 11 平 平 進 以 第 措 域 下 過 に 11 て 成 特 関 1 \mathcal{T} 下 百 置 自 成 疎 う。 +及 す 七 +法 法 \mathcal{O} +別 地 \mathcal{O} + 施 促 項 Ŧ. 措 び 域 1 第二十 で、 号 道 定 殊 法第 九号 から を除 行 す 条 第 \mathcal{O} るこ 車 項 路法 規 \mathcal{O} (道路: \Diamond 令 法 第二十 第七 項 る 第 定 号 両 \mathcal{O} 兀 カン 規 第 定に 施 + 5 第 権 に と \mathcal{O} 規 七 +カュ -- 号ま 号 に 定 第 条 基 通 七 法第二十 行 限 四条第二 ら第三十 _ 号、 第三項 限 12 号 + づ 又 行 条 よる場 令 \mathcal{O} き、 は で、 第 5 ょ \mathcal{O} 第四 る を 九 (道 二第 号ま 第二 第三 5 ŋ 兀 路 項 第 号 に 可 特 ___ 条 施 第四 代 議 づ 第 \otimes 可 ょ す 兀 る き、 限 り 法 わ 第 条 他 +権 0 を る 第 こと 施 市 限 7 及 \mathcal{O} 七 + 道 行 条 \mathcal{O} 匹 行 町 び _ 項第二十 令第七 うち、 条第二 に \mathcal{O} う 村 特 路 二第二 道 限 殊 \mathcal{O} 道 \mathcal{O} る 車 道 両 路 道 条第三項 項 管 項 号 路 路 \mathcal{O} \mathcal{O} 法施 管 に 理者 \mathcal{O} 規 通 (道 理者 掲 行 規定 定 と協 行 12 げ を 路 に 令 法 定

2 条第一 用指針 号、 項の規・ 理者に を市 号ま を 市 号 こと。 た れ あ \mathcal{O} 二十三号、 \mathcal{O} 第一項第 道路法施行令第四条 理者に代わ 部分に限る。 用する場合を含 条第二項に 法第三十九条の二第 旨 限る。 道 一号に掲 る協議に係る 施行 規定による許 規定による入札占 項(同法第九十 つたもの (道路法第三十二 路管理 を当該 町村道 第十 町 で 項又は第三項 村道 に掲 \mathcal{O} 代 定に基づき、 令第七条第六 策定に係る 号、 わ _ おい げる権限 げ 第二十四 の道路管 市 号 (道路 \mathcal{O} 又 とみなさ 者 0 9 道路管 て行 は 町 \mathcal{T} る 村道 権限 第三 部分 可 が む。) て準 第六 行う 通 知 0 _

号 で 号」 ま 別 \mathcal{O} 表第二 で 規定 に改 を 中 め、 地 「第百四十 第 方 同 百 機 欄 几 関 +9 \mathcal{O} -六条第 六 表 中 条第 建築安全セ 報告 項第一 項 第 一 の 下 ン 号及 号 タ に 及 び び 所 「施行令第十六条第三項第一 第二号並 施 長 行 \mathcal{O} 項 細 則 第六号委任事 第三条第 び に 施行 細 則 務 項 第 第三条第一項第 \mathcal{O} 欄 _ 号及び」を 号 1 カゝ カュ ら第三 5 7 ま

す

るこ

同 加 欄 え、 51 中 < 施 56 行 は を 第三条第 第二項又 57 則 第十 · 条 51 項第 は か 法 ら 第 55 뭉 八 ま + カュ で 六条の二 ら第三号ま を 二第 52 カュ 第 項 5 で \mathcal{O} 56までとし、 _ 規定 項 を \mathcal{O} 規定に に基 「第三条第一 づ 50 き、 ょ \mathcal{O} る 次に 認定を 法第 項第一 次 八 \mathcal{O} 取 十六条第一 よう ŋ 消 に に L 加 た 改 える。 旨 項 若

委任 4 別 表第二 事務 を 同 \mathcal{O} 地 5 方 と 中 機 Ļ 6 を7 同 \mathcal{O} 欄 表 中 建 築安 3 5 を 全 4とし、 を 6 セ ン タ 2 同 \mathcal{O} 所 欄 長 次 に \mathcal{O} 4 次 中 項 \mathcal{O} 第 ように 3 十 五号 \mathcal{O} を 加 を え 削 4 り、 \mathcal{O} 同 に 項 改 第 め、 十六 同

す

ること。

3 出 \mathcal{O} 例 内 容 第二十二条 を 公 表 すること。 \mathcal{O} 規定に 基 づ き、 1 \mathcal{O} 特定 建築 物 環 境配 慮計 画 又 は 2 \mathcal{O}

建築物 省令 ま 同 能 建 号委任 で 基 築 七 别 表第二 準 第 物 号を第十六号とし、 -等 を 五号。 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 エネルギ て 工 務 定 ネ 地 次 \mathcal{O} \Diamond 以 ル 方 \mathcal{O} ように 下この ギ 機関 る 中 省 消費性能の 令 消 9 \mathcal{O} 項にお 費 加 を 表建築安全 (平成二十 32 と し、 性能 える 同項第十 V \mathcal{O} 向上に関す て 向 1 八 上 八号事 セ 「規則」 から 年 一に関す ン 経済産業省· タ 8までを 24 務 る法 という。 る法律施行規則 \mathcal{O} 所 種 長 律施行令(平成二十 類 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} から 玉 $\overline{}$ 中 土交通省令第 及 び 第 中 31までとし、 ٥ +建築物 六 (平成二十八 号 V う。 を 八 第 工 同 ネ 年 +号) _ 欄 ル 政 五. に ギ 年国土交通 令 \mathcal{O} 号 第 1 下 لح を カン 消 加え、 費性 23

- 1 V て必 法 第 要 八 な 条 指導及 0 規 定 に \mathcal{U} 基 助言をするこ づ き、 建 築主等 <u>ک</u> 。 に 対 L 建 築 物 \mathcal{O} 設 計 等 に 係 る 事 項 に 0
- 2 法 第 画 を 十二条第 受理 項 及 及 び建築物 び 第二 エ 項 ネ 0 規定 ル ギ 12 消 基 費 づ き、 性 能 適 建 合 築 性 物 判 工 定 ネ を ル 行 ギ Ď 消 能
- 3 結果を記 法 第 十二条第三 載 した通 項 知 書を交付 \mathcal{O} 規定に . 基 づ すること。 き、 建 築物 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 適 合 性 判 定 \mathcal{O}
- 4 交付 一旨及び 法第十 すること。 そ 二条第四 \mathcal{O} 延 長 す 項 る \mathcal{O} 規定に 期 間 並 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 基 ヹづき、 に そ \mathcal{O} 期 期 間 間 を 内 延 長 通 す 知 る 書 理 を 交付 由 を 記 す 載 ることが L た 通 で 知 書 き を な
- 5 び 法 そ 第十二条第五 工 ネ \mathcal{O} 理 ル 由 ギ を 記 消 載 項 費 性能基 した \mathcal{O} 規 通 定 準 知 に 書 に 基 適合す を づ 交付 き、 建 す る ること かどう 築物 工 か ネ を ル 決 ギ 定 消 す ること 費 性 能 が 確 で き 計 な 画 11 が 남 建
- 6 法 第 三条第二 性 項 適 合 及 性 び 第三 判 定 を 項 行 \mathcal{O} 規定 うこ لح に 基 づ き、 通 知 を 受理 及 び 建 築 物 工
- 7 載 た 匹 通 項 知 書を交 \mathcal{O} 規 定 付 す 基 る づ こと。 き、 築 物 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 適 合 性 判 定 \mathcal{O}

- 8 た 法 通 が 知 で き 三 を 条 な 交 い 付 五. す 及 項 る び \mathcal{O} そ 定 \mathcal{O} 延 に 長 基 す づ る き、 期 間 同 条 並 第 び 12 兀 そ 項 に \mathcal{O} 期 規 定 間 を す 延 る 長 通 す 知 る 理 を 交 由 付 を 記 す 載 る
- 9 物 \mathcal{U} 法 そ 工 第 ネ \mathcal{O} + 理 三条第六 ル ギ 由 を 記 消 載 項 費 性 L \mathcal{O} 能基 た 規 定 通 知 準 に 書 に 基 を 適 づ 交 合 き 付 す す る 建 る カュ 築 物 $\, \check{\,} \,$ ど う 工 ネ カュ を ル 決 ギ 定 す 消 る 性 لح 能 が 確 で き 計 な 画 11 が 남 建
- 10 要 な 法 措 第 置 兀 を 条第 لح る ベ き 項 ことを \mathcal{O} 規 定 命 に ず 基 づ る こと き、 建 築主 に 対 違 反 を 是 正 す る た \otimes 12 必
- 11 る た 法 8 第 に 必 兀 条第二 要 な措 置 項 を \mathcal{O} لح 規 る 定 に ベ き 基 $\sum_{}$ づ き、 لح を 要 玉 請 等 す \mathcal{O} る 機 関 لح \mathcal{O} 長 に 通 知 違 反 を 是 正 す
- 12 を受 法 第 理 +す Ŧī. るこ 条 第 ٥ 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 建 築 物 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 確 計 画 \mathcal{O} 写
- 13 出 る ベ 者 法 きこ に 第 対 +とを 六 条 指示 第 建 築 _ す 物 項 ること 工 \mathcal{O} ネ 規 ル 定 ギ に 基 消 づ 費 き、 性 能 建 確 築 保 物 計 工 ネ 画 \mathcal{O} ル 変 ギ 更 そ 消 \mathcal{O} 費 他 性 能 必 要 確 な 措 計 置 画 を \mathcal{O} لح 提
- 14 と 法 る 第 ベ +きこ 六 条第二 とを 命 項 ず \mathcal{O} るこ 規定 に 基 づ き 同 条 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 ょ る 指 示 係 る 措 置
- 15 ネ 法 ル ギ 第 + 消 六条第三 費 性 能 項 \mathcal{O} 確 \mathcal{O} 保 規 \mathcal{O} 定 た に 8 基 لح づ き、 る ベ き 玉 措 等 置 \mathcal{O} に 機 0 関 11 0 長 7 協 12 議 対 を L 求 \otimes る 定 建 築 \mathcal{O} 工
- 16 定 法 建 第 築 物 七 条第 等 に 立 _ ち 項 入 \mathcal{O} り 規 定 特 に 定 基 建 づ 築 き、 物 建 等 築主等 を 検 査 させ 対 L る こと。 報 告 さ せ 又 は 職 員 に
- 17 法 第 条第二 項 に 規 定 す る 身 分 を 示 す 証 明 書 を 交 付 す る
- 18 法 第 九 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 建 築 物 \mathcal{O} エ ネ ル ギ 消 費 性 能 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} た
- 8 \mathcal{O} 構 造 及 び 設 備 に 関 する 計 画 \mathcal{O} 届 出 を受理 す るこ لح
- 19 対 法 第 届出 九 条第二 る 計 項 画 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 変更そ 定 に 基 \mathcal{O} づ 他 き、 必 要 同 な措置 条第 をとる 項 \mathcal{O} 規 ベ きこ 定 ょ لح を る 指 届 出 示 す を るこ L た 者 に
- 20 に 法 指 九条第三 示 に 係 項 る 措 \mathcal{O} 置をと 規定 に るべ 基 づ きこ き、 と 同 条第二 を 命 ず 項 る \mathcal{O} 規 لح 定 ょ る 指 示 を 受 け た 者
- 21 法 第二 +条 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 建 築物 \mathcal{O} 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 \mathcal{O} 確

8

 \mathcal{O}

構

造

及

び

設

備

に

関

する

計

画

 \mathcal{O}

通

知

を

受

理

す

る

لح

保

 \mathcal{O}

た

- 22 法 第 +性 条 第 \mathcal{O} 確 保 項 \mathcal{O} \mathcal{O} た 規 80 定 لح に 基 る づ ~ き き 措 置 玉 等 に \mathcal{O} 2 機 1 関 7 協 \mathcal{O} 長 議 に を 求 対 \otimes る 建 築 物 \mathcal{O} 工 ネ ル
- 23 +条第 _ 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き 建 築 主 対 報 告 さ せ 又 は 員

に

物

等

に

<u>\forall .</u>

5

入

1)

建

築

物

等

を

検

査

さ

せ

る

に 别 表第二 加 え、 同 号 方 機 同 項 \mathcal{O} 第 表 建築安全セ 七号とする。 ンタ 所 長 \mathcal{O} 項 八 、号委任 事 務 \mathcal{O} に 次 \mathcal{O}

- 33 \mathcal{O} 法 た 附 \Diamond 則 第三条第二 \mathcal{O} 造及 U 設 項 備 \mathcal{O} 規定に に 関 す る計 基づ き、 画 \mathcal{O} 届 特 出 定 を受理 建 築 物 す \mathcal{O} ること 工 ネ ル ギ 性 能 \mathcal{O} 確
- 34 対 法 附 則 第 届 7三条第三 出 に 係 る 計 項 \mathcal{O} 画 規定に \mathcal{O} 変 更そ 基 \mathcal{O} づ 他 き、 必 要な措置 同 条 第二項 をと \mathcal{O} 規 る 定に ベ きことを指 る 届 示 を す る た
- 35 法 対 附 則 第三条 指 示 第 兀 項 る 措 \mathcal{O} 規定 置をとる 12 基 づ ベ きこ き、 とを命 同 条 第三項 ずる \mathcal{O} 規 定 に ょ る 指 示を 受け た
- 36 \mathcal{O} 法 附 た \Diamond 則 第 \mathcal{O} 二条第 造及 七 び 設 項 \mathcal{O} 規定 関 12 す 基 る 計 づ き、 画 \mathcal{O} 特定 通 知 を受理 建築物 す \mathcal{O} る 工 ネ ル ギ 消 性 能 \mathcal{O}
- 37 工 法 ネ 附 ル ギ 則 第三条第 消 費性 能 八 項 \mathcal{O} 確 \mathcal{O} 規定に 保 \mathcal{O} た 基 \otimes لح づ き、 る べ き措 国 等 置 \mathcal{O} 12 関 9 V \mathcal{O} て協議 長に 対 を 求 \emptyset ること。 定 建 築 \mathcal{O}
- 38 法 を 検 特 附 査 定 則 させること。 増改築に係る 第三条第 九 項 特 \mathcal{O} 規定 定建 12 築物等に立 基 づ き、 ち入り、 建築主等 特 定 対 Ļ 増 改築に係る特定 報告 さ せ、 又 建 は 職 築 員
- 39 が 木 建 び 築物 難な 第五 号 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 工 規定 ネル لح L に 7 ギ 認め 基 づ 消 ること。 き、 費 性 建 能 築 \mathcal{O} 物 向 上 エ ネ に ル 関 する ギ 法 消 費性 律 施 能基準 行 令 第 に 七 適合させ 条 第二 項 ること 第 兀 号
- 40 証 規則 す る 第 書 +面 _ 条 を 交 \mathcal{O} 付 規 する 定に 基づ こと。 き、 計 画 \mathcal{O} 変 更 が 軽 微 な 変 更 に 該 当 7 11 る こと
- 41 を 証 則 す 第 二十 面 九 条 を 交付すること。 \mathcal{O} 規定 に 基づ 計 画 \mathcal{O} 変 更 が 軽 微 な 変 更 に 該 当 T 11 る
- 別 42 表第二公 省 建 令 第 物 \mathcal{O} 工 条第 施 ネ 設 ル ギ \mathcal{O} _ 項 表 秩父高 第二号 消 費性 原 イ 能 基 牧 に 適合さ 場長 準 等 \mathcal{O} を せ 定 項 る 第 8 こと る 号 省 が 委 令 任 木 附 事 難 則 第二 務 で \mathcal{O} あ る 条 3 \mathcal{O} 中 認 規 \otimes 定 使 ること。 に 用 づ き \mathcal{O}

附則

に

又

は

手

数

料

を

加

え

る。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の 一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則 (昭 和 四十四年埼玉県規則第四十 一 号) の 一

部を次のように改正する。

第一項中「塩川 修」を「奥野 立 に、 「岩﨑康夫」 を「飯島 寛 に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則 の一部を改

正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知 事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の 一部

を改正する規則

年埼玉県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則 (平成十四

第二条第一号中 参事」を削る。

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

を改正する規則をここに公布する。 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則 \mathcal{O}

部

平成二十九年三月三十一日

埼 玉 県 知 上 田 清 司

埼 玉 県規則第二十六号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が 定める職を指定する規則

の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則 昭

和 四十年埼玉県規則第七十六号) の一部を次のように改正する。

第三号中「、 病院建設部長」を削り、 第四号中 $\vec{\ }$ 参事」を削る。

この規則は、 平成二十九年四 月 日 から 施行する。

埼 玉県庁 舎管 1理規則 \mathcal{O} _ 部を改正さ する規則をここに公 布 する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

玉県庁舎管理規則 (昭 和 兀 十二年埼玉県規則 第 兀 八 \mathcal{O} _ 部 を \mathcal{O} ように

改正する。

項 第四号とし、 第五条第 _ 項 第二号 同 項第二号 中 「集会、 の次に次 宣 \mathcal{O} 伝 会等」 一号を 加える。 を 「集会等」 に 改 \Diamond 同 項第三号を

二項の 庁舎内 無 人航 お 空機そ いて、 航空法 \mathcal{O} 他これ (昭和二十七 12 類す る物 を飛行させること。 年法律第二百三十 第二条第二十

第三号」を「第一 は無人航空機等飛行許可申請書 項中「当り」を 五条第二項 中 項第四号」に、 「当たり」に改 「様式第二号) (様式第三号) を 8 「様式第三号」 る。 の 下 に \neg を を「様式第四号」 同項第三号 を加え、 同条第三項中 \mathcal{O} 行 為に に 改め 係 る許 「第 同条第 可 申 項

第六条第二項 中 「まで」を 削り、 「様式 第四 を 「様 式第五 に 改 \otimes る。

第九条第二項中

「様式第五号」

を「様式第六号」

に

改

がある。

加える。 光 式第五号を様 を 「宛先」 に改め 式第六号とし、 同様式を様式第四号とし 様 式第四号を様式第五号とし、 様式第二号の 様 次に次 式 第三号 \mathcal{O} 中 様式

無人航空機等飛行許可申請書

年 月 日

(宛先)

庁舎管理責任者

職 氏 名

申 請 者 住 所 氏 名

埼玉県庁舎管理規則第5条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請 します。

場	所							
日	時	年年	月月	日から日まで	Ø	日間	時時	分から 分まで
	に 係 る の 概 要							

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年埼玉県規則第百四号) \mathcal{O} 部

		を						木 豆 豆 豆 豆	兼		
			審	<u> </u>			孫		齊惟	\$	
税 上場株式等の利子・配当所得	世場株式等の事業・譲渡・雑所得	一般株式等の事業・譲渡・雑所得	長期 譲渡 所 得	分 短 期 譲 渡 所 得	土地等の事業・雑所得	先物取引の事業・譲渡・雑所得	上場株式等の配当所得	株式等の事業・譲渡・雑所得	長期 譲 渡 所 得	短 期 譲 渡 所 得	土地等の事業・雑所得

この規 則 は、 則					
公布の日から施行する。	_		に改める。		

規

埼 玉県林 業·木材産業改善資金貸付規 則 \mathcal{O} 一部 を改正 する規則をここに 公布 す

成二十九年三月三十一日

玉 県 知 事 上 田 清 司

玉 |県規則 第二十 九 号

埼玉県林業 木材産業改善資金貸付 規 則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規

玉県林 業 • に改正する。 木材産業改善資金貸付規則 昭 和 五十二年埼玉県 規 則 第六十号) \mathcal{O}

第 一条第 一号中 次 条第一 項第五 号 を 次 条第 _ 項

を次の

よう

中 「次条第 項第八号」を 次 条第 項 第 九号」 に 改 第六号」 める に 改 \otimes 同 条第二

第三号 第二条第 の次に次 _ 項 の一号を 中第八号を第九号とし、 加える。 第四号 カュ ら第七号までを一号ず 9 り 下

兀 五条に する 木材 \mathcal{O} 規定する認定事業者が 0 に 安定供給の確保に 必要な林 · 業 木材産業改善資 関する特別 認定事業計 措 金に係るの 置法 画に従つて 平 貸付金 成 木材生産流通改善施設 八 年法 十二年 律 第 兀 以 内 七 号) を整

九号」 二条第二 に 改 8 項ただし 書中「第四号、 第五号及び第八号」を 「第五号、 第六号 及 U

第四 8 号 附 号 同 則第二項 項 \mathcal{O} 「第六号から る 表第二条第 中 部 分 「平成二十 を除く。 第 一項第二号及び第五 九号」 九 年三月三十 \mathcal{O} に 項 中 改 第四 め、 同 _ 号 号から第八号ま 日 表第二条第二項 \sqsubseteq を を 「平成三十年三月三十 「第五号」 で 同 \mathcal{O} に 改 条 項 第 中 8 る 「第五 項 第 号 日 ら第 に 改

 \mathcal{O} 則 は 平成二十九年四 月 日 か 6 施 行 す

都市 低 炭 素 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 す Ź 律 施 行 細 則 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 規 則 をここ に 公

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十号

 \mathcal{O} 市 \mathcal{O} 一部を次 都市の低炭素化 低炭素化 \mathcal{O} いように \mathcal{O} 促進に関す \mathcal{O} 改正す 促 進に る法 る 関する法律 律施行 施 細 行 則 細 伞 則 成二十四年埼 \mathcal{O} 部 を 改正 玉県規則 す 第 七

録建築物調 用 十七年法律 の合理化 第 一条中 め、 同 条第五号を同条第六号とし、 第五十三号)第十五条第 査機 等に関す 「第四条に 関 を る 法 お 「建築物 律 V て (昭 和五 \mathcal{O} を「以下」 エネルギ 十四年 項 \mathcal{O} 同条第四号の次に次の 登録 法 に -消費性 1律第四 改 建築物 \otimes 能の 同条 工 九 ネ 号) 第四号 向 上 ル ギ 第七 に . 関す 中 一号を加える。 消 費性能判 -六条第 工 ル ギ (平成二 定機 項 \mathcal{O} \mathcal{O}

五. 書の 断熱等性能等級 ることを示 本住宅性 写 宅 の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書(日 能表示基準 す ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} に 等級4及び一次エネルギ 限る。 (平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号) 別 \smile \mathcal{O} 交付を受け 一消費量等級 て 11 る場合 当該設計住宅性 の等級5に 適合し 表 て 1 \mathcal{O}

四条 中 様 式第四号」 を 「様式 第六号」 に改 \Diamond 同 条を第五条とす

場 合 式第五号」 同条第二号中 第三条中 \mathcal{O} 区分 を求 に応じ」 に改 \otimes 次 5 σ め、 の各号に れたときは」 場合」 に改 同条を第四条とする め、 掲げる場合におい を「で報告を求め を「、 同条第 法第五 --- 号中 十六条 「様式 て、 5 れた場合」 法第五十六条 第二号」 \mathcal{O} 規定 によ に、 を の規定に 「様 り、 様 式第 式 第三号」 \mathcal{O} 四号」 より」 各号に に を を 改 削

第二条中 様 式 第一号」を「様式 第三号 Ľ に 改 \Diamond 同 条を第三条とする

第一条の次に次の一条を加える。

(軽微な変更に関する証明書)

当証 ることを証 明 省令第四十六条 書 |交付 す 申請書 ん書面 を知事 の 二 の の交付 規定に に \mathcal{O} 提出 申請 しな を ょ しよ ŋ け 省 令第四 いうとす れ ば な 十四四 る 5 者 な 条の は 軽微 様式 第 な 変更に _ 号 \mathcal{O} 該 軽 微 当 変更 7

- \mathcal{O} 申 た 類 に 及 は び 変更 省 令 \mathcal{O} 別 内 記 容 様 が 式 分 第 カュ 五. る \mathcal{O} 第二 义 書 を添 面 カゝ 付 5 第 六 な け 面 れ ま ば で な に 5 記 な 載 す 11 ベ き
- 3 は 項 \mathcal{O} 申 請 る 内 容 が 省 令 第 兀 +兀 条 \mathcal{O} 軽微 な 変 更に 該 当 て い

六号とする。 様式第四号中 ると認める場合には、 \neg (第4条関係)」や「 様式第二号の軽微変更該当証明書を交付するも (第5 条関係) 」に改め、 同様 式を様式第 のとする。

五号とする。 様式第三号中 (第3条関係) _ を \neg (第4条関係) \sqsubseteq に 改 め、 同 様 式 を 様 式 第

四号とする。 様式第二号中 (第3条関係) を (第4条関係) _ に 改 め、 同 様式 えを様式第

満高いたの認高の」を加え、同様式を様式第三号とする。 次以「都市の低炭素化の促進に関する法律第5 様式第一号中 「(第2条関係) を \neg 第 ω 条関係)」 3条第1項 に 改め、 (第5 「汝の 5条第1項)の \sim # 5

附則の次に次の二様式を加える。

軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

ⅎ

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

設計者氏名

1

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第44条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。

認定(変更認定)番号	第		号	
認定(変更認定)年月日	年	月	日	
低炭素建築物の位置				

*	受	付	欄		*	軽微	変更	該当	証明	書番	号欄
	年	月		日				年	月		日
第				号	第						号
担当者印					担当	者印					

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印 を省略することができます。
 - 3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる 図書を添えてください。

軽微変更該当証明書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県知事即

下記の申請に係る低炭素建築物新築等計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

 1 証明書交付申請年月日
 年
 月
 日

 2 低炭素建築物の位置
 3 低炭素建築物新築等計画の概要

 (1) 認定(変更認定)番号
 第
 号

 (2) 認定(変更認定)年月日
 年
 月

をここに公布する。 物 のエネルギー 消費性能 の 向上に 関 す る 法 律 施行 細 則 の 部を改正す á 規

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

建築物のエネルギー 消費性能の 向 上 に 関 す る 法 律 ·施行 細 則 の 部 を 改正 す

規則第二十号) 築物のエネ の ル ギ 一部を次 - 1 消 費 の 性 能 ように改正する。 の 向 上に 関 する 法 律 ·施行細 則 $\overline{}$ 平成二十 年埼 玉

第四条· を「第二十八条」に改 中「 樣式第九号」 認定建築物エネルギ ľ め、 \neg 第三条第二項」 同条を第六条とする。 | 消費性能 向 を「 . 上 計 第二十五条第二項」 画 に 基 ゔ < を 削 IJ ĺĆ \neg 第 六 式

を「 同条を第五条とする。 に に掲げる場合の区分に応じ」に を削り、 改め、 第三条第一項中「次の各号に掲げる場合において、 樣 式第八号」 同項第二号中「 報告を求められたときは」 に改め、 の場合」を「 同条第二項中「様式第三号」を「様式第八号」 改め、 で報告を求められた場合」に、「 同項第一号中「様式第二号」を「 を「、法第三十二条の規定により、 法第三十二条 の規定に 樣式第三号」 樣式第七号」 に改め、 次の各号 ょ 1)

を 永六号」 加える。 第二条の見出 に改め、 し中「 同条を同条第三項とし、 申 . 請 をっ 申請等」 同条に に改め、 第一項及び第二項として 同条中「 樣式第一号」 をっ 次の二項

らな を取り下 は 同条第二項 法第十二条第 げ ようとする者は、 の規定により提出し _ 頂 の 規定に 様式 ょ IJ 第五号の 提 た変更後 出 し た 計 建 の 画取下 建築物 築 物 エネ 書を エ エネルギ ル 知 ギ 事に 消 提 消 費 費性 出 性 L 能 能 な 確 け 確保 計 ば 画 な 又

規定に 費性能 性 規定 項 能確保計 項の 確保 より通知」 「法第十二条第一項の 規 画又 定 計画を取り下げようとする者につ IJ ば 通 知 は ۲ 同条第三項の規定に 法第十三条第二項 と読 み替えるも 同条第二項の規定によ 規定により提出」 の の より通 規定に とする。 ١١ 知 ょ とあるの IJ Ū て準用する。 IJ 提出」 通 た変更後 知 し ばっ とあるの た の建築物エネ 建 こ 築物 法第十三条第二項の の 場合に エネ は ル 同条第三項 お ルギ ギ 消 て 費

第二条を第四条とする。

第 項中「 第七条第一 頂 を「 第三十条第一 頂 に 改 め、 同 項 第四号中「

以下 ネル の写 品質確保法」 五十三号。 第二号中「 の促進等に 省 ギー 表示基準 を「 第 ĺĆ 同項 令」と 消費 住宅性能表示基 建築物 以下「 という。 を「 同告示」 性能 関する法律 の写 を同条第二項とし、 (平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)」を「 いう。 法」と 第二十五条第一 のエネルギー の向上に関する法律施 を「 $\overline{}$ $\overline{}$ に _ 準」 いう。 第一条第一項」 改 (平成十一年法律第八十一号。 め、 住宅性能表示基準」 を「住宅品質確保法」 ıĆ)」を「法」 消費性能 同項 項 同条に第一項とし を同条第三項とし 同告示」 に を「 改 行規則(平成二十八 の向上に関する法律(平成二十七年法 め に改め、 を「 省令第二十三条 ビ 同項第六号中「 住宅性 に改め、 て次の一 \neg 又は 同項第四号中「 同条 能表示基準」 以下この条に そ 同 年国土交通省令第五 第一項」 第一 項を加え の写し」 項第五号中「日本住 日本住宅性能表示 項 中「 に をっ 住宅 ľ 住宅性能表示 お 建築物 L١ 改 の写し 7 。 の 品 め、 住 律 同 号。 第 頂 I

合の区分に 省令第十二条第一 応じ、 項に 当該各号に定めるものとする。 規定する知事が必要と認める 図 書 ば 次の各号に 掲 げ

- 力を有する機関が作成 判定機関 三号。以下 二十八 全体を の 建築物の 区分に 又は 年経済産業省· 応じ、 価 \neg エネルギー 法」と 建築物の て 当該各号に定める基準に適合して l١ る いう。)第十五条第一項の登録建築物エネル エネ も 消費性能の した建築物エネルギー 消費性能基準等を定め の 国土交通省令第一号)第一条第一項各号に ル に ギー 限る。 消費性能の評価に 向 $\overline{}$ 上に関する法律(平成二十七 の交付を受け うい いることを示す書類 て ١١ る場合 てこれと 当該 ギー 同等 年法律第五 掲げる る省令 消費性 書類 以上 建 の の
- 等級4又は 国土交通省告示第千三百四十六号。 l١ 条に 住宅の $\overline{}$ 一戸 お . 建 当該設計住宅性能評 11 別表 質確保の て て _ の住宅に係るも 5 1 住宅品 に の 断 促 適 促進等に 合し 熱等性能等級の等級4 質確保法 ていることを示 価書の写 のであって、 関 _ する法律 ۲ 以 いう。 下こ (平成十 の条に $\overline{}$ す 日本住宅性能 及び 第六条第一 ŧ の お 一年法 に 一次エネルギ 11 限 る。 7 項 の 表示基 \neg 律第八十 住宅性 $\overline{}$ 設 の 準 計 交 付 消 能 平 住宅性能 を受け 表示基 費量等級の 成十三年 準」 て 下
- その 他 知事が必要と認める図書を別に指 定し た 場 合 当 該 指 定図

第一条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える

建 築物 エ ネ Ĵν ギ 消 費 性能 向 上計 画 軽 微 变更該当証 明 書

一条の て LI り規定は ることを証する 省令第二十 書 面 九 の 交付 条 の 規 の 定に 申請 をし ょ IJ 省令第二十 ようとす る者に 六条 つ の ١١ て

二項中 保計 二面 消 ۲ する。 能向上計画軽微変更該当証明書」 築物エネルギー 費性能確保計 から第四面」と、 画軽微変更該当証明書」とあるのは「様式第四号の建築物エネルギー こ 「別記様式第一 の場合に とあ 消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書」と、 画軽微変更該当証 お る ١J のは「 ζ 同条第三項中「様式第二号の建築物エネルギー の第二面から第五面」とあるのは「 第一条第 第二十六条」と、 と読み替えるものとする。 明書交付申請書」 項中「第十一条」とあるのは「 _ 様式 とある 第一号の 別記様式第三十三の のは「様式第三号の建 建築物エネル 消費性 第一条第 消費性 第

第一条として次の一条を加える。

建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明書

第一条 様式第一号の建築物エネルギー 消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請 国土交通省令第五号。 軽微な変更に該当していることを証する書面 知事に提 建築 物 出 しなければならない。 のエネルギー 以下 -「省令」 消費性能 ۲ の いう。) 第十一条の規定により省令第三条 向上に関する法律施行規則 の交付 の 申請をしようとする者は、 (平成二十 書

- 2 を記載し 前 項の申請書には、 た書類及び変更の内容が分かる図書を添付しなければ 省令別記様式第一の第二面から第五面までに記載 なら な すべ ١į き 事
- 3 証明書を交付するものとする。 認める場合には、 知事は、 第一 項の申請に係る内容が省令第三条の軽微な変更に該当してい 様式第二号の 建築物エネルギー 消費性能確保計画軽微変更該当 る

号とする。 樣式第四号 中 徭 4 条関係 _ を \neg $\overline{}$ 舥 6 条関係 $\, \,)$ に 改 め、 同 樣 式 を様式 第

八号とする。 樣式第三号 中 \neg $\overline{}$ 紦 ω 条関係 $\overline{}$ を \neg $\overline{}$ 紦 5 偨 :関係 $\overline{}$ に 改 め 同 樣 式 を様式 第

七号とする。 樣式第二号中 $\overline{}$ 紦 ω 条関係 $\overline{}$ を \neg $\overline{}$ 紦 5 祭題 宸 $\overline{}$ に 改 め 同 樣 式 を様 式 第

六号とする。 樣式第一号 中 紦 2 偨 関係 を 4 条関係 に 改 め 同樣 式を様式 第

附則の次に次の五様式を加える。

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名

EΠ

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

設計者氏名

ED

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。

適合判定通知書番号	第		号	
適合判定通知書交付年月日	年	月	日	
適合判定通知書交付者				

	受	付	欄		軽微	変見	更該当	証明書	番号欄
1	年	月		日			年	月	日
第				号	第				号
担当者印					担当者印				

埼玉県収入証紙 (消印しないこと。)

- 備考 1 印の欄には、記入しないでください。
 - 2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
 - 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の 内容が分かる図書を添えてください。

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

 第
 号

 年
 月

 日

樣

埼玉県 建築安全センター所長 印

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 証明書交付申請年月日年月日2 建築物の位置3 建築物エネルギー消費性能確保計画の概要(1) 適合判定通知書番号第号(2) 適合判定通知書交付年月日年月日

(注意)この証明書は、大切に保存しておいてください。

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名

EΠ

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

設計者氏名

ED

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。

認 定 通 知 書 番 号	第		号
認定通知書交付年月日	年	月	Ш
認定通知書交付者			

受 付 欄						軽微	变更	該当	証明書	播号欄
1	年	月		日				年	月	日
第				号	第					号
担当者印					担	当者				

- 備考 1 印の欄には、記入しないでください。
 - 2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
 - 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 三十三の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類及び変 更の内容が分かる図書を添えてください。

建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書

 第
 号

 年
 月

 日

樣

埼玉県 建築安全センター所長 印

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 証明書交付申請年月日年月日2 建築物の位置3 建築物エネルギー消費性能向上計画の概要(1) 認定通知書番号第号(2) 認定通知書交付年月日年月

(注意)この証明書は、大切に保存しておいてください。

計 画 取 下 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名

ED

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定により した建築物エネルギー消費性能確保計画を次のとおり取り下げます。

適合性判定の種類	判定・変更判定
提出又は通知の年月日	年 月 日
判定に係る建築物の位置	
取下げの理由	
備考	

	受	付	欄			決	裁	年	月	日
	年	月		日						
第				号						
担当者印					担当	者印				

- 備考 1 印の欄には、記入しないでください。
 - 2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

定める規則を廃止する規則をここに公布する。 エネル ギ の使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の 様式を

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明 書 -の 様

式を定める規則を廃止する規則

定める規則(平成十五年埼玉県規則第六十五号) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の は、 廃止する。 様式を

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

埼玉県県営住宅条例施行規則 \mathcal{O} 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

 \mathcal{O} ように改正する。 玉県県営住宅条例施行規則 (昭和五十一年埼玉県規則 第四十二号) \mathcal{O} _ 部を次

 \mathcal{O} 七・九二」 七まで」に、「二三八」を 項を 別表一 \mathcal{O} 項を一六三の項とし、 四四 七 に、 五. \mathcal{O} 項中「三四 の項とし、 「三一六」 四七の を 四二から 同項の次に次の 三五三に 四四」に改め、 項から一六三の項までを一 五六・九二まで」 改め、 ように加える。 同表二三の項中 同表中一 を 四四 兀 項ずつ繰り上げ、 五. \bigcirc · []]] · \mathcal{O} 項 を \bigcirc 削 六 カゝ り、 九 ら五 一四六 を「三 五

一六四
グレイス春日部藤塚住宅
春日部市藤塚
中層耐火
五〇・〇四
110

項と \mathcal{O} ように 别 表二四 三 一 九 加える。 九 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 項から三二五の項までを一 中 三九 \bigcirc を 二九 \bigcirc 項ずつ繰り下げ、三一八の項の次に次 に改 \emptyset 同 表中三二六の 項を三二七 \mathcal{O}

三九	
宮代道仏住宅	
字道佛南埼玉郡宮代町	
中層耐火	
九・七二	
<u> </u>	

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

半成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則 (昭和三十九年埼玉県規則第十八号) の 部を次の ように改正 す

る。

に改め 第五十四条第五号中「 東京電 力株式会社」 を「 東京電· カパ ワー グリ ý ド 式会社

る 第六十六条第一 項 中 き 損」 を \neg 毀損」 ビ 除権判: 決 を 除 権 決 定 に 改 め

える。 第百二十五条第三項 单 _ 送信するとき」 の 下 اتا _ そ の 他 知 事 が 定め る ۲ き を 加

第百三十三条第一 項 中 _ 除権判決」を「 除権決定」 に 改め ಠ್ಠ

簿」を「備品出納簿又は 第百八十六条第二項中「 動 物出納簿」に改め、 重要物品等のうち備品」を「重要物品」 「当該備品の」を削る。 ĺĆ 備品 出 納

興課及び森づくり課を除く。 規定する課及びセンター る職員」を「同」に改める。 就業支援課」を「 表西部環境管理事 第二百九条第一 第百九十条第一項及び第百九十一条第一項中「五万円」 を 「 同」 の 項を削り、 秩父環境管理事務所及び北部環境管理事務所」 に 改 Ø, 項の表総務部人事課及び文書課の項中「 総務部文書課」 務所及び秩父環境管理事務所 同表花と緑の振興セ 同条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに (産業労働部就業支援課並びに $\overline{}$ の項及び産業労働部就業支援課の項中「 に 改め、 ンター 同表秩父高原牧場 の 項中「 の項中「及び秩父環境管理事務所 所長が に改め、 農林部畜産安全課、 を「十万円」 人事課及び」 の項 あらかじめ 同表北部 中「 所長 指定する 環境管理 に改 産業労働部 を削り、 の 生産 指定 振 す 事 同

第二百三十六条第一項を次のように改める。

により ば 別記に掲げる様式により作成するものとする。 の規則に定める帳簿その他の書類 (以下この条にお て する場合には、 成することが できる。 当該様式のうち会計管理者が別に定める欄等 ただし、 ١J て 帳簿等を電磁的記 帳 簿等」 の記載 ١١ う。 を

ょ い 作 第二百三十六条第二項中「 成 た 簿等」 を加え、 前項本文」 同項を同条第三項とし をっ 第 頂 に 同条第一 改め、 項 様式 の 次に の 次の 下に 項

を加える。

2 限り、 前項の規定にかかわらず、 会計管理者が別に定める様式により作成することができる。 特別の理由があり、 かつ、 短期間使用する帳簿等に

別表第二第十六項を次のように改める。

16
備品購入費
7,000万 円以上
500 万円 以上 7,000 万 円未満
300 万円 以上 500 万円 未満
300 万円 未満
300 万円 未満
〔100万円未満のもの〕
5,000万 円以上
300 万円 以上

別記の表八十七の項中「 5 2 _ をっ _ σ 2 _ 6 2 _ に改め、 同表百二十一の

項を次のように改める。

	1 2 1	
	債権管理簿	
2 2 4	202,203,	197,201,

備考中「聚蘥垱泔」を「聚蘥泔卍」に改める。 様式第五十号中「砂満」を「蝦満」 ľ 「あて先」 を「沿光」に改め、 同様式の

様式第六十一号(一)から様式第六十二号までを次のように改める。

樣式第61号(1)(第72条関係)

書類	区分	支払区分	課所年度	会言	it	電収納金	算 手月日]				県 税	等 収	納額	报 告	書				第 年	号 日			現
1 2 F 3		-	6 7 8 9 10 11 1	2 13 · 一般全 0	14 15 会計	16 1	17 18	19 20	0	会計管理者本書のとも		ンます 。										県税事務所·	Ę		
\	_	_	区分		科		目				調	定	額		ЧΣ	λ	額			外 欠 損				調定割	頂伸長率
											月 分		累	計	本 月		累計	過誤納金	本月分		累計	収入未済額	収入歩合	W97C10	*****
	税	. 目		款 21			目 25 26	節 27 28		金 額 29 ~ 42	負符号 43	件数	金 額	件 数	金額 44 ~ 57	負符号 58	金 額		金額 59 ~ 72	負符号 73	金 額	- + -	(-)÷	現年度	前年度
			均等割及び所得割			Ħ																			
	県	個	配当割	J																					
		人	株式等譲渡所得割	J																					
	E	ł 🗀	計																						
		法	<u>ل</u>																						
	秭	利	子 割	J			\perp																		
県現			計				\perp																		
		個					_																		
	業	_	λ	`		\perp	_																		
t t	粉	消譲	計			1	_		+																
			渡書			+	_	₽₽						-										1	
		費貨	物割	,	-	+++	-	1-1-	+-					-											
	方			++		1 1	-	++	+-					+	-										
誃	県				-	++	+	++	+					-										1	
			フ場利用税			1 1	_	H	+																
			動車取得税		-	1 1	+	++						-											
10			紙特別会計繰入金			tt	+	H	+																
Ð	車		計			1 1	\top		\top																
	軽	油		1		t t																			
	É	自	動 車 稅	1																					
税分	#4	証	紙特別会計繰入金			Ħ	T		Ť																
	粉	į	計																						
	鉱		区 粉	1		П	T																		
	狩	狩	猟 粉	1				Ш																	
	狮	証	紙特別会計繰入金																						
	秭	ŧ	計																						
i I	合		計	i I																					

様式第61号(2)(第72条関係)

		5 6 7 8 9 10		会計 3 14 1 般会計 0 1	収納		用 3現在 8 19						県	税	等収	納額	報 告	書							消
_	_	区分		ŧ	料	E	1				調	定	額			収	λ	額		不能	纳欠:				
			-					-	_		月分	1		累	it	本月		累計	過 誤 納 金 還付未済額	本月:		累計	収入未済額	収入歩合 (-)÷	摘要
	税目			款 1 22 2	項 24	125 2	fi 6 27	28	金 29 ~		負符号 43	件数	金	額	件 数	金額	負符号 58	金 額		金 額 59 ~ 72	負符号 73	金 額	- ' -	(-) -	
		_ 均等割及び		1 22 2	.5 24	25 2	0 21	20	23	42	40					44 37	30			39 12	73				
ll	県個	配当	割																						
		株式等譲渡	斤得 割																						
滞	氏	計																							
	法		人																						
	税		割		-			_																	
		計	人		-		-					-			-										
円	事法税			+	+-	 																			
	税	計																							
T.	譲		割																						
	地消 貨	物物	割																						
L		計																							
-	不 動																								
L		た ば こ フ 場 利	税		_																				
. H			H 税	+	-		-																		
١,		E紙特別会計線			-		+																		
	車税	計	. , ,					-																	
f	軽	油 引 取	税	TT			T																		
, ,	自	動 車	税																						
	鉱	X	税	$\perp \downarrow$	_		\sqcup																		
	狩	猟	税	++			+	_				 					-		1		<u> </u>				
総	合		計	++	-	$\vdash \vdash$	+					-			+		+		1						
延延		滞	金	++	+	$\vdash \vdash$	+					1			+		+		1		1				
加		算	金	++	+	H	+					1					+		1						
合			計	+	+	tt	T	1									1		1						
	税	総合	計	Ш																					
	方 法																								-
		合	計																						

様式第61号(3)(第72条関係)

主 和	≣IX 4	쉬	支払区分	課所年	变 :	소計			算		+								県	税	等	Ц	X	納	額	報	告 書	ŧ						第 年	号 日		現
1	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 1 3 2								7 18	3 19	20				: 様 おり執	器告し	ます。																		県税事務所	長	
	\	\	_	区分			科		E	1	-			本	調月分		定	額	累	計	ŀ			収 月	入 分	如		過誤緩還付未	内 金	不 本 月	納欠	損額累		収入未済額	収入歩合	調定額	領伸長率
		秭	祖			款 1 22	項 23:		目 25 26		節 28	金 29	客 42		負符号 43	} #	‡ 数	金	額		件数	_	金 44 ~	額 57	負符号 58	金	額	医门不	/月 訳	金 額 59 ~ 72	負符号 73	金	額	- + -	(-)÷	現年度	前年度
		県	個	均等割及び所得 配 当	割割																																
		民	人	株式等譲渡所得 計	割																																
県	現	税	法利	子	人割																	Ι															
	Ļ	事	個		۸.	H																															
1		業 税	法	計	۸ ا																																
		地消費	貨	物	割割																																
	======================================	方税不県	動		税税																																_
	Į	ゴ	1 .	フ場利用		F																+															
1	Ē	自取 動得 車税	証料	新 辛 敬 何 · 氏特別会計繰入: 計		Ŧ	H															ļ															<u> </u>
		軽	油自	引 取	税税		H		-	L	H			1												-						F					_
税 :	分	自動車税		氏特別会計繰入 計		H	H		ļ	L	H			1						-		-				-											
	H	鉱狩	狩		税税	H	H		ŀ	L						L						ł				L						Ł					
		猟 税	証糾	氏特別会計繰入: 計																																	
Ш		合			Ħ																																

様式第61号(4)(第72条関係)

					ı	電	算	用							県	税	等収	納額	報 告	書						滞
	3	支払区分 4 5	課 所 6 7 8 9 1		会計 3 14 般会計 0 1	収納 15 16	年月 17 1	日現7	在 20																	
_	_	_	区分			科		目				調	定		額		ЧΣ	λ	額	'B 40 40 40	不	納欠:				
				-	款	項	目		ñ	金	額	月 分		-	累	計	本 月 金 額	分 負符号	累計	過 誤 納 金還付未済額	本 月 金 額	分 負符号	累計	収入未済額	収入歩合 (-)÷	摘要
	1	脱目				23 24				29 ~		43	件数	女 1	金額	件数	44 ~ 57	58	金 額		59 ~ 72	73	金 額		(-) +	
		/m	均等割及び						Ħ																	
	県	個	配当	割																						
滞		人	株式等譲渡	所得割																						
	民		計																							
		法		人	Ш		Щ	_	$\sqcup \downarrow$			<u> </u>						<u> </u>								
	税	利	子	割	+	_	\sqcup						-	_												
納		/100	計		+		\vdash		₽₽				-	_			1					1				
MC 3	事業	固法		人	+		-		₽₽				+	_		-	-	-				-			-	
	兼税		計		+		H	+	H				-				+									
	_	***	渡	割	+	-		+	H					-			+									
	地消 費	-	物	割	+		t	-	tt					-												
繰	方和	Ŕ	計				Ħ		Ħ																	
	不	動	産 取 征	得 税																						
	県	た	ばこ	税																						
	ゴ			用税																						
	自耳		動 車 取																							
	動得車利	导 証糸	氏特別会計 約	繰入 金	\perp		ш							_												
	_		計		+		\vdash		₽₽					_		ļ	1					ļ			1	
	軽自	油	<u>引取</u> 動車	. 税 税	+		\vdash	-	╁┼				+	_		-	+	-		-		 		-	 	-
分			型 区	税	+		+	-	++				+	-		1	+	1				1		1	+	
	狩		猟	税	+	\vdash	${\sf H}$	+	+				+	-		1		1				1				
	合		211	計	+		H	+	+				+	\pm				1								
総				計			Ħ		tt				1			1	1	1								
延			滞	金			Ħ						1													
加			算	金																						
合				計											•											
		税	総合	計			Ш		\Box																	
	方	法		引 税	Ш		Ц		Щ				1													
			合	計													1									

年度 月末 県税等収納額調書

(年月日現在)

									年 度							年			
				-	予算額累計	調定額累計	収	入額	収 入	歩 合	前年	対 比	予算額累計	细宁姑田社	収入額累計	収入	歩 合	前年	対 比
] 异积糸市	詗	本月分	累計額	対予算	対調定	調定額	収入額] 丁异积糸司	調定額累計	以八积糸司	対予算	対調定	調定額	収入額
		均	等割及び所得	割															
県	1	固面	3 当	割															
		人	式等譲渡所得	割															
民			計																
	ìz			人															
税	禾	iJ		割															
			計																
事	個			人															
事 業 税	ÌŽ	<u> </u>		人															
化			計																
地消	自調			割															
地消 营 方利		Ę		割															
			計																
不	動			税															
県		た		税															
ゴ	ル			税															
自	動			税															
軽	ì			税															
自		動		税															
鉱				税															\longmapsto
狩				税															
滞		納		越															\longmapsto
合				計															

様式第八十七号中「(第152条関係)」を「(第152条、 第162条関係)」

に改める。

座振替分」を「税務課(データ伝送による口座振替分)」に改める。 樣式第百十二号 (六)中「分 丁」を「― 般」レ、「データ伝送による口

様式第百二十一号(九)から様式第百二十一号(十一)までを次のように改める。

様式第121号(9)(第197条、第201条、第202条、第203条、第224条関係)

作成年月日 年度 債権の分類	債 権 管 理 簿 (未納・過	· 公 仇	課所	課程	学科	学年	学校名	
	IQ 1住 B 坯 海 (不耐)。 心	ל מהיי						
生徒コード 生徒氏名 債権金額(年額)	異 動 理 由 発生年月日 消滅年月日		8	月期		1 1月期	1 2 月期	1月期
	~	債権 金額						
	~	収納金額						
	~	収納年月日						
	~	債権 金額						
	~	収納金額						
		収納年月日						
	~	債権 金額						
	~	収納金額						
		収納年月日						
	~	債権金額						
	~	収納金額						
		収納年月日						
	~	債権金額						
	~	収納金額						
		収納年月日						
	~	債権金額						
	~	収納金額						
		収納年月日						
	~	債権 金額						
	~	収納金額						
	~	収納年月日						

備考 本簿は、口座振替の方法により授業料を徴収する高等学校の授業料について使用すること。

様式第121号(10)(第197条、第201条、第202条、第203条、第224条関係)

									債	ħ	產	管	}	里	簿					第	学年	組
発生	年度		É	丰度	債権の	の分類	Į		納	期限			債	権	金額		円	歳入徴収権	 を者	<i>A</i> 3		WII
		4	4+		-	67	.		1	消	ì	烕	年		月	日			1:	#		±z
番	号	生	徒	P	τ	名一		8月			1 1	月			12月			1月	14	秿		考

備考 本簿は、現金により授業料を徴収する高等学校の授業料について使用すること。

様式第121号(11)(第197条、第201条、第202条、第203条、第224条関係)

			債 権 管 理	簿		歳入徴収権者
	(年 月分)	年度 債権の分類	債権金額	学校名	課程 学科 学年
番号	生徒氏名	消滅年月日	摘要	番号 生徒氏名	消滅年月日	摘要
備	考		年 月 日	納入期限 年	: 月 日	
	(転・	編・再)入学許可	TB			

備考 1 本簿は、高等学校の入学料について使用すること。

- 2 本簿は、課程、学科、学年及び月別に作成し、全日制の課程に係る課程及び学科については、別に定めるコードにより記入すること。
- 3 本簿は、備考欄に納入期限、債権発生日等を記入するものとし、債権発生日が複数日にわたる場合は、番号により発生日を区別すること。

様式第126号(1)(第40条、第57条、第118条、第225条、第226条関係)

現金	(証券)) 出納簿	<u>(職・氏名</u>	<u> </u>)_									仮		 		
月	年日	摘		要	受	入		額			払	Ш	<u></u>	額			残		額	
									F.	3					円					P
																		\top		
																		+		

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第二百三十六条第一項ただし書の規定により定められた様式は、 改 正

後の同条第二項の規定により定められた様式とみなす。

3 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

に 学 公布 校 職 す 員 \mathcal{O} 初 任 給、 昇 格、 昇給 等 \mathcal{O} 基準 に 関す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第一号

委員会規則第 学校職員の 学校 職員 初 十二号) 0 任 初任給、 給、 昇格、 \mathcal{O} 一部を次 昇格、 昇給 のよ 等 昇 給 \mathcal{O} 基準 うに改正す 等 \mathcal{O} 基 に関する規 準 に 関 す る 則 規 (昭 則 和三十二年埼玉 \mathcal{O} 部 を 改 正 す 県 る 規 教 則

に定め に 9 員 十四条 V とい る数」 ては、 中 に改 五 十五 であ \Diamond を る。 「教育委員会が るときは、 歳を超える職員 五. +别 - 五歳を に定め (第二十 超え る職 八 員であ 条第 た 日 \mathcal{O} _ 直 項 るときは 前 各 号 \mathcal{O} 兀 に 月 お 教 11 育 日 7 委員 以 後 高 年 \mathcal{O} が 間

第二十八条中第一項から第三項までを次のように改める。

下 号給数 に 応じ 条例 「 教育 定 8 第六条第五 て 表 兀 決定される昇給 る昇給号給数 級 職員」 に 定め 頭の と る号給数とする 規定に 11 表 う。 (条例 0) 区 $\overline{}$ ょ 分 第十二 に る昇給をさせる場合の号給数は、 。 以 下 あ 0 条 て 「昇給区分」と は、 の二第二項に 別表第十 規定す いう。 九に定め $\overline{}$ る 教育 に る 教育 応じ 職 兀 員 兀 級 て \mathcal{O} 級 職 別 勤 表 務 職 員 第十 成 員 **(**以

委員会が 法 定 لح で て する。 するも 律第二百 \mathcal{O} たに 間 掲 \mathcal{O} 職 昇 定 \mathcal{O} げ 六十 員とな とす る職 \otimes 以 る 下 区 っ る。 員 分は 職 「基準期間 員 号) 9 \mathcal{O} ۲ に た者にあ 1 \mathcal{O} ず あ 第二十九条の規定 前条に規定す 場合 2 れ て に つては、 該 は と に V お 当するか . う。 į١ 教育委員 る勤 て、 $\overline{}$ 新たに職員とな に に 昇 に 務 ょ お 給 応 成 会 \mathcal{O} 績 る V 日 じ 懲戒 て、 前 定 \mathcal{O} 当該 \Diamond 証 年 処分 る 地 明 方 0 間 各 ところ に がを受け 公務員 た 号 基 当 に づ 日 に 該 定 カュ き た 法 ょ 6 期 \otimes 職 り (昭 昇 間 る 員そ 決 昇 該 \mathcal{O} 定 給 職 和二十五 日 中 す \mathcal{O} 途 区 員 \mathcal{O} る 他 前 に 分 が 教 Ł 日 お 次 育 年 ま 決 い \mathcal{O}

- 勤務 成 績 が 特 に 良 好 で あ る 職 員 __ 号 該 当
- 一 勤務成績が良好である職員 二号該当
- 前二号に · 掲 げ る 職 員以 外 \mathcal{O} 職 員 次 に 掲 げ る 職 員 \mathcal{O} 11 ず れ に 該 当 す る カコ
- し、次に定める昇給区分
- イ 成 績 が B B 良 好 で な 1 職 員 三 号 該 当
- ロ 勤務成績が良好でない職員 四号該当
- 3 \mathcal{O} 各 に 掲 げ る 員 \mathcal{O} 昇 給 区 分 は、 前 項 \mathcal{O} 規定に か か わ 6 ず、 当該各号に 定

める昇給区分に決定するものとする。

- 期 び 間 次 教 号 育 \mathcal{O} 委員 に 日 掲 数 以 げ 会 る 上 \mathcal{O} 職 定 \mathcal{O} 員 日 8 を除 数 る を 事 勤 由 務 外 て \mathcal{O} 三号 事 11 な 由 該 に 11 職 当 ょ 員 0 て 基 前 準 項 第三号 期 間 \mathcal{O} 口 六 に 分 該 \mathcal{O} 当 す に る 相 職 当 員 す 及 る
- 教 間 育 \mathcal{O} 委 日 員会 数 以 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 8 日 数 る を 事 勤務 由 以 外 \mathcal{O} 事 11 な 由 に い 職 ょ 員 0 7 基 兀 号 準 該 期 当 間 \mathcal{O} 分 \mathcal{O} 相 当 す る

項 超 数 \mathcal{O} 昇給 \mathcal{O} え 第 二十 次 な 第五 日 次 t 項 に の二項を 条 お \mathcal{O} \mathcal{O} とす 第五 教 11 育委員 て Ś 第二 項 加 中 え 会 項 を る。 加 0 第 \mathcal{O} 規定に え、 定め 項 第 同 る 割 項を第九 ょ 号 合 ŋ 12 __ 掲 に 号 げ 項 改 該 と 当 8 る 職 \mathcal{O} 昇給区 員 別 12 同 · 条 中 12 該 当す 定 分 に 第四 \aleph る る _ 項 に ŧ を第六項とし \mathcal{O} \mathcal{O} 下 と 定数」 に L T 号 給数 を を 「定

- 7 第 項及 び 前 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る 昇 給 \mathcal{O} 号 給 数 が 零 とな る 職 員 は 昇 給 な 11
- 8 え 員 昇 \mathcal{O} 該 るこ に 給 級 第 あ 相 日 \mathcal{O} 当 ととな 最 に 0 項 高 又 する号給数 お て は は 11 \mathcal{O} て職 号給 第六 る 当該 職 務 項 員 \mathcal{O} لح 号 異 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} する 昇給 規定 数 動 級 を異 後 カ \mathcal{O} \mathcal{O} 6 に 号給数 号給) 当該昇給 に よる昇給 する異動 の号数 は \mathcal{O} 日 第 又 \mathcal{O} 号 ※を減 給数 前 _ は 項及 第二十二条に 日 に じ が び 7 そ 第六 得 昇 \mathcal{O} 者 給 た 項 数 が 日 規定 受け \mathcal{O} に にそ 規定に 相当す す 7 \mathcal{O} る 者 い 、た号給 異 が か る 号 カュ 動 属 わ 給 を す 6 数を超 る (当該 ず た 職 職 務

第二十八条第三項の次に次の二項を加える。

- 4 に決定 定 \mathcal{O} に 昇給 前 項 す カゝ 区 区 \mathcal{O} る わ 分 規 分 ことが らず 定に に と 決 な 定す る職 ょ 当 できる。 り 該 る 員 昇 昇 ことが 給 に 給 区 0 区 分 1 分 を決 著 て、 ょ 1) そ 定することとし < 上 不適 \mathcal{O} 位 者 \mathcal{O} 当 \mathcal{O} 昇 勤 で 給 あ 務 X る 成 分(一 と認 績を た場 号 総 \Diamond 合に三号該 該 合的 6 当 れ \mathcal{O} るとき に 昇 判 給 当又 断 区 は L 分 た は を除 場合 兀 同 号 項 に 該 \mathcal{O} 当 当 規
- 5 前三項 決 定 す \mathcal{O} 規定に る 職員 ょ \mathcal{O} 数 り昇給区分を決定す の割 合は、 教育委 員 る 会が 職 員 别 \mathcal{O} に 総 数 定 \Diamond に $\dot{\tilde{z}}_{\circ}$ 占 \Diamond る _ 号 該 当 \mathcal{O} 昇 給 区

第三十 六 条 第 項 中 (昭和二十 五年 法 律第二 百 六 +号) \sqsubseteq を 削 る

別表第十七の次に次の二表を加える。

別表第十八 昇給号給数表(第二十八条関係

兀	=		_	昇
号	뭉	号	号	給
該	該	該	該	区
当	当	当	当	分
			五.	昇
\bigcirc	<u> </u>	兀	以	給
			上	の
			_	号
\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	以	給
			上	数

備 考 ۲ \mathcal{O} 表 に定め る 上段 \mathcal{O} 昇給 \mathcal{O} 号給 数は条例第六条第七 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 を受

員に適用する。ける職員以外の職員に、 下段の昇給の号給数は同項の規定の適用を受ける職

別表第十九 教育四級職員昇給号給数表 (第二十八条関係)

\equiv	_	_	昇
뭉	号	号	給
該	該	該	区
当	当	当	分
		六	昇
\bigcirc	四	以	給
		上	\mathcal{O}
			号
\bigcirc	\bigcirc	以	給
		上	数
	該当 〇 (該当 四 (該 該 当 六 以 上 二

備考 この表の適用を受ける職員には、 昇給号給数表の備考を準用する。

附 則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の給料等の支給に関する 規 則 \mathcal{O} 部を改 正 する規 則

学校職員の給料等の支給に関する規則 (昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十

号)の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

基礎とした日割 第四条第一項、 等に関する条例 第四条第 一項中 による計算」 第五条及び第六条の規定に基づく週休日 (平成七年埼玉県条例第二十八 日 I 割計算」 に改める。 を「その 月 \mathcal{O} 現 号。 兄日数から 以 下 「勤務 学校職員の \mathcal{O} 日数を差し引いた日数を 時 間条例」 勤務 時 という。

第六条第二項を削る。

は」に、 第八条第一項中「任命権者を異にして異動し、 「その異動し、 又は」を「その」に改める。 又は」 を削り、 「若し くは」を「又

附則

公布する。 へき地手当等に関する規則 の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 子

埼玉県教育委員会規則第三号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号)

部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第三条第一項中「へき地学校に」を「条例第十条の二第一 項に規定するへき地学

校に」に、 「別表第一の級別区分欄」を「次の表の上欄」に、 掲げる」に、 「 一二三 級級級 「次に定める」

百分のハーニを 級級級 百分のの十六 8

別表を削る。

則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第四号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号)

の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削る。

附則

学校教育 法 0) 部 改 正 に 伴 う 関 係 規 則 \mathcal{O} 整 一備に 関 する 規 則 をここに 公布 する

成二十 九 年三月三十 __ 日

玉 県 教 育 委員 (会委員 長 岩 本 育 子

玉 県教育委員 会 規則 第五号

学校教育法 \mathcal{O} 一部改正に伴 う 関 係 規 則 \mathcal{O} 整 関 す る 規

(埼玉県立高等学校管理規則の _ 部 改 正

第 埼玉県立高等学校管理規 則 (昭和三 十 二 年 埼 玉 県 教 育委員会規 第 七

 \mathcal{O} 一部を次 のように改正する

第 八 条第 項 \mathcal{O} 表 中 に (従事 す る を を 0 か さど る $\overline{}$ に 改 め 同 条第三項

中 験等を必要とするの事務で相当高度 に上 0) に 務にの 従 司 事 司 る 司 従事する。 事務に従事する。 引の命を受け、学は 事の 0) すする。 従事を 命 を受け 事する Ź 度 特 困の学 事 相 難知校 定 務 当 な識図 に従事 0) 义 困 事務 書 書 難 ŧ 館 の経館 な を 上司の命を受け、 の事務で相当高度 をつかさどる。 を の上 さ う言 どる。 事司 司の命を受け 務司 *務をつかさど、 かの をの かさどる。 つ命 かさどる。 る度 困の学 。相 特 る 学 定 。校 難知校 務 0) な識図 を 困 事 書 書 to 0 難 務 館 な の経館 か に 改 \otimes

同

表

識 表 中 経験等を必 要とする 事 務で 知 識、 要とする相当困難なも \mathcal{O} に 経験等を必要とする 従事 す Ś を 事務 のを 相当 で 0 知識 木 かさどる」に、 難 な 経験等を必要とす ŧ \mathcal{O} に 従 「事務で知識 事する」 る も を一事 \mathcal{O}

を 2 カュ さどる」 に 改 8

経

験

等

を必

ŧ

務

で

知

兀

項

 \mathcal{O}

(埼 玉 県 立 中学 校管 理 規 則 \mathcal{O} __ 部 改正)

二条 埼 玉県立 中学 校管理規則 (平成十 五. 年埼 玉 県 教 育 委員 会 規 則 第二十 五. 号)

 \mathcal{O} 部 を \mathcal{O} よう Œ 改 正する

中 に従事する。 験等を必要とする の事務で相当高京上司の命を受け、 事 *務に従事する。 事 司 る司 務に 0 0 命 命 に従事する。叩を受け、学は を受 け 相 難知校な識図 校 務 当 図 に 困 書 、書 従 ŧ 難 の経館 館 事 な

兀

条

 \mathcal{O}

表

を 験等を必要とするE上司の命を受け、必 事務をつ さ 司 るの 命 かさどる。 いかさどる。 を受 け 困の学難知校 。相当 事 務 な識、割と、 困 を |難な 0 の経館 カュ

に

上 司 つ 事 司 の命を受け を 0 で受け、学は 。校 図 書 館

改 8 る

則

埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立総合教育センター管理規則 (平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号)

の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「十年経験者研修」 を 中 堅教諭等資質向上研修」 に改める。

附則

ここに公布する。 指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則 \mathcal{O} _ 部を改正する規則を

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第七号

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する 規 則 \mathcal{O} _ 部を改正する規

則

委員会規則第十 指導が不適切 · 九 号) である教員 \mathcal{O} 一部を次 \mathcal{O} 認定等の手続等に関 0 ように改正する。 はする規則 (平成二十年埼玉県教育

第一条中「第二十五条の二第五 項」を 「第二十五条第五項」 に改める。

附則

管 理職手当に 関する 規 則 \mathcal{O} 部を改正す んる規則で をここに 公布 す る。

成二十 九 年三月三十 日

玉 県 人 事委員会委員 長 馬 橋 隆 紀

埼 玉 県 人 事委員 会規則 七 九 九三

管理職手当に関する規則の 一部を改正す る 規 則

理職手当に関する規則 (埼玉県人事委員会規則 七 \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} ょ う に 改

正する。

别 表第 __ 知事 部 局 \mathcal{O} 部 中 企 画 参 与 を 削 り、 \neg Ι Τ 統括 幹 を 税務局 Ι Τ 統 長 括 幹 _

事 人 事 委員 会 が 定 \Diamond る t \mathcal{O} に 限 る。 を 参事 人 事 委員会が 定 める

に、 参 参与 (人事委員会が 定める

£ ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} に に 限 限 る る に、 本庁 参事 副 部 長 を 参事 本庁 副 部長 に 改 め、 税務

局長」

及

び

環境科学国際 セン タ] · 事務局 長」を削 ŋ 参与 「総合リ ハ ピ リテ シ 彐 ン セ ン タ 局

長」 _ を「総合リ 狭 Щ ビリ テー 食肉衛生検査 シ 彐 ンセ ンター セ ン タ 事 一所長」 務局長」 及び に 改 め、 「産業技術 児児 童 総合セ 一相談所 中

副 セ ン タ 長」 を削 ŋ 「 ()| 越 を (さい たま、 Ш 越 に 改め、 「政策幹

削 ŋ 技術評 価 幹 を 「技術評価 消防 防 災政 策 幹 に、 危 機対策幹」 を 「危機対策 感染症対 策幹 幹

防

を 削 り、 環境管理事務所 長 所 長 を 環

「防災航空セ

ン

タ

災 航 空セ ン タ 所 長 に

改

 \otimes

パ

ス

ポ

1

セ

ン

タ

支所

長」

境 管

理事

務

所長 に、 発 達障害総合支援セ ン タ 副 所長」 を 発達

総合

境科学国際 セン タ 事 務局長

障 害総合支援セ ン タ 副 所長

ハ ビリ テ シ 彐 ン セ ン ター 福祉局長」 に、 「総合 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐 ン セ ン タ] 医

療局 副 局長」 を 「総合リ ハ ピ IJ テ ショ ン セ ンタ 事 務局 副局長」 に、 動 物 指 導

セ ン タ 所長」 を 動物 指導 セ タ 所長 計 量検定所長」 を 「計量検

定所長

食

肉

衛生検査

セ

ンタ

所長」

産業技

タ 長」 に 改 \otimes 「産業技術総合セ ン タ 産業技術情報幹」、

術 総合 セ ン タ 副 セ ン

「(さいたま、 本庄)」及び「寄居林業事務所森林研究室長」を削り、 「総合技術

センター総合技術幹」を 「総合技術センター 総合技術センタ 企画技術幹」
に、「パスポートセンタ

ドカ ラリンピック警備対策室長」を「オリンピック・ 居林業事務所森林研究室長」に 副支所長」を「パスポ ップ警備対策室長」に改める。 トセンター 改め、 同表警察本部の部中「東京オリンピック・パ 支所長」に、 パラリンピック・ラグビーワール 「寄居林業事務所次長」を「寄

附則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七—九九四

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七 の一部を

次のように改正する。

第十四条中「受けた職員」 \mathcal{O} 下に 「その 他人事委員会が定める職員」 を加える。

附則

地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 規 則 を に 公 布 す る

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 僑 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七—九九五

地 勤務手当等 に 関す Ź 規則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規 則

よう に改正 地 勤 務手当等 す に 関 す る規 則 绮绮 玉 県 人 事委員会規 則 七 九 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O}

号 中 第 三条第三項 \neg 第 五. 条 第三 第 兀 項 号 第 中 三号 に 第 お 五 1 条 7 第 同 \equiv 項 ľ 第 一号 を 削 る に お V て 同 じ _ を 削 り 同 項 Ŧī.

二号) 第二号 項 第 間 第二 す 公署 読 び る \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} る 移転 \equiv 下 え \mathcal{O} 条 で 第 は る 4 第 \mathcal{O} 7 _ _ を替えて 同 規定 例 項に 第 除 号又 勤 \mathcal{O} 五条第三項 日 7 \mathcal{O} に (前 移転 又は 項 務 第二条第二 を含 適 日 た \mathcal{O} \mathcal{O} 平 L 規定す 項に規 用 数 に は 時 日 務 務 \mathcal{O} 項 お 日 7 職 第三号 第三号 成 第一 間 適 す ٢ 時 規 員 け で ょ に \mathcal{O} む 間 除 で除 る り 七 た 定 \mathcal{O} お 日 用 間 る うる異 号 \smile 定 年 定 数 勤 け _ を 第 を 12 す 条 あ を す とあ 例 員 削 同 て \Diamond 埼 を ょ 務 \mathcal{O} 項 る る 削 る \mathcal{O} \mathcal{O} 乗 第二 得 動 り 時 職 項 5 る 規 規 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 1) 条 玉 規 て を り 第 た 異 定 定 定 得 削 中 県 又 じ 定 間 規 員 る لح 勤 は れ 定に 項中 務 は 動 に に た たそ 条 て得 \otimes に \mathcal{O} \mathcal{O} 同条 11 同 額 り、 _ 並 う。 公署 時 を 項 項 に 例 又 ょ 6 休 ょ ょ 数 勤 は 条 第四 第二号。 間 第四 び に 勤 は た れ 暇 ŋ 同 \mathcal{O} り り で より定め 務 並 「を条例 読 除 時 項 読 例 に 規 務 者 \mathcal{O} 公 額 た 等 読 休 条例 定 時 移転 署 並 そ 4 間 第 第二条第 第 号 \mathcal{O} み替えて に 4 \mathcal{U} 項 L 暇等 + 中 す 関 替 て得 間 勤 \mathcal{O} び \mathcal{O} 替 に 中 二条 移転 休暇 第 る勤 条例 務時 以 の 日 に す え え 5 第十二条の三第 条例 号 者 \neg に 条 \mathcal{O} る て た れ 中 下 て (前 関 -<u>-</u>二条 第二条 適 例 条 適 た 匹 前 務 間 に 勤 適 額 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 す 三第 時 勤務 _ 例 用 そ に 十二条 項 を お 用 務 用 並 項第二号又 日 項 る \mathcal{O} 間 け と 0 関 各 同 す する第二 する場合 び 前 \mathcal{O} 時 伞 条 規定に 、る第二 三第 第二 条第 る職 とあ に す 号 で 時 間 者 項第二号 例 の三第 除 る 項 間 成 同 を を \mathcal{O} \mathcal{O} $\widehat{\overline{\Psi}}$ E 員 項 条 条 一項 る 削 七 勤 規 同 日 $\overline{}$ ر ح 項 項 を含 成 規 項 は 7 \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 項 条第 年 務 例 定 ょ \mathcal{O} ŋ 第三号 定 得 規 _ 勤 埼 中 又 り 七 に に は 中 に 時 伞 に 規定 規定 項に 年 規 定に 務時 す た _ 間 は 定 と 同 玉 並 む。 ょ 並 「を条例 一県条例 数 項 を 成 埼 定 項 8 る 11 を 第 り 第三号 E $\overline{}$ 削り 異 う。 間、 す 規 三号 5 玉 す \mathcal{O} を乗 ょ す び \mathcal{U} 同 七 読 に _ 条 年 定 n 県 動 る 規 り る 規 に る 4 休暇等 条例 たそ 条 又 異 定 じ 定 勤 第 条 定 及 第 埼 異 す \mathcal{O} 替 第二号) 十二条 務時 第二条 例 は 動 に 8 例 中 す び 同 __ 玉 動 る異 規 7 え 第十 える勤 県 定 第 公 又 ょ 得 5 項第 項 又 7 \mathcal{O} 署 は ŋ た لح 条 は 者 れ 間 動 に 滴 ·二 条 第二 第二 読 額 の 三 務 あ 規 公署 公署 た 関 前 前 例 又 ょ 用 0 \mathcal{O} で 並 除 時 定 第 す 移 項 項 は す

条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定す務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間 三項とする。 る勤務時間で除 して得た数を乗じて得た額並びに同日」と」を削り、 同項を同条第

附則

る 任給 昇 格 昇給 等 \mathcal{O} 基準 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 規 則 をここに 公 布 す

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九六

 \mathcal{O} 初 部を次 任給 初任給、 昇格、 のよ 昇格、 うに 昇給等の基準 改正する 昇給等 \mathcal{O} 基準に に 関す る規 関 す 則 る 規 (埼玉県 則 \mathcal{O} _ 部 人事委員会規 を 改 正す る 則 規 七 則

職員 七 ときは、 兀 間 月 に 歳 は、 9 十四条第 日 11 を超える 以後の 人事委 五.十 ては、 七 <u>_</u> 員会が 期間に 歳) 職員 項 中 で を超える特 五. を削 別 あ 0 V +に定める数」 るとき ては、二 り、 五. 歳 定 は、 **(**医 職員 五十五 当 療 」を「、・ であ 該年 に改める。 職 給 歳 るときは、 齢 料 を超 (医療職 表 人事委員会が え た 当 該 給 日 \mathcal{O} 料 適 \mathcal{O} 年齢 表 直 用 別に定 前 を を 受 \mathcal{O} 超え $\overline{}$ 兀 け 8 \mathcal{O} 月 る た 適用 る 職 職員 日 日 員 を受 \mathcal{O} 以 は で 直 後 前 け あ \mathcal{O} 五. る \mathcal{O} る

たに職員とな 職員 定職 を る懲戒処分を受けた職 $\overline{}$ 加 決 9 第三十五 え、 般職! 定する」に て、 給 員 ては に 日 を \mathcal{O} 勤務成 前 加 員」と 改め、 地方公務員法 同条第二項 条第 え、 年間 2 11 た 日 か 一項中 改 績 第四 「特定 ここの う。 8 \mathcal{O} (当該 区 中 員そ とら昇給 号 分 職員昇給号給数表に」 条 同 (昭和二十五 _ にあ 項各号を 期間 又は 12 特定職員の 特定職員を」 \mathcal{O} を お つては 第五号に 他 \mathcal{O} 「当該 V 日 中途に 人 \mathcal{O} て」を削 次 事委員会が 前 別表第七 | 職員 日まで 0 年法律第二百 昇給区分」を ように を お 掲げる特定職員に 11 り、 「職員を」 に改め \mathcal{O} て新たに の三に定め $\overline{}$ の 下 に 改め 定める職員 期間。 に応じ る。 六十 `` 「職員 職員とな に、 以下 $\overline{\ }$ 次 · 号) る一般職員昇 て」の 0 に 「基準 該 \mathcal{O} 特定職員 「当該 当する 昇給区 各号」 あ 第二十九条 0 つた者に て 下に 特定 期 間 か否 \mathcal{O} 分 以 職員」 に 下 $\vec{\ }$ 給号給数表に」 に、 と あ カュ に \mathcal{O} 特定 \mathcal{O} 1 つて \mathcal{O} に 職員 規定に う。 を 行う」 判 「当該 断 掲げ は、 当 に 新 を ょ を る

- 次に 務 定 \aleph が る昇 特 に 給 良 好 区分 で あ る 職 員 次 に 掲 げ る 職 員 \mathcal{O} 11 ず n に 該 当す る カコ に 応
- イ 勤務成績が極めて良好である職員 一号該当
- ロ イ以外の職員 二号該当
- 一 勤務成績が良好である職員 三号該当
- 次 定 80 る昇 げ る 区 員 以 外 \mathcal{O} 職 員 次 に 掲 げ る 職 員 \mathcal{O} 11 ず n に 該 す カコ

イ 成 が で 11 員 号 該 当

口 成 績 が 良 好 で な 員 五 号 該 当

給区 項第三号 に に 改 改 区 9 号 第三 いめる。 給区分 昇給区 に改め 中 分 分 め、 て 「昇給区 は 中 を削 五. を 口 と 「昇給 こに、 れら . 分 新 条第三項 又 乊又 「特定職員」 · う。 は り、 同 分 た 日 項及 二号該当昇給 を は五号該当」 X に 前 \mathcal{O} 又は二号該当昇給 昇給区 同条第 職員 分 及 特定 _ 各号 年 び び二号 同 を を کے 間 四項 職 条第 . 分に 列記 削 「基準 な を (当該 員及 った 「者」に り に 決定すべ 該 区 八 中 以 当 分 項 び」を「職 同 日 期 「昇給区分が」 間」 間 中 区 項第二号 カゝ \mathcal{O} 「特定職員」 ら昇給 に改 を「又は二号 「特定 改 分 \mathcal{O} 部 き職員 に、 め、 中途に 分中 を「 め、 員 職 中 日 同条第七 及び」 員 が 又は二号該 \mathcal{O} 同 特定職員 お 特 「特定職員」 条第 を を削 前 少数であ V 定 を 該当」 日まで 職 7 職 に、 新た 員 職 項 五. り、 中 員」 項 (前 に、 当 員 中 に る場合を除 \mathcal{O} を 号 「昇給区分又は五号該当昇 特定職員を」 を に、 期間。 項第五号」 職員とな 「特定 職 給数」 に 「職員」 に 特定職員」 員」 改 改 「昇給 め、 職員 次号 め、 き を 9 に 同条第 を に改 た 特 区 に 改 「昇給 を を加 割合 を 分及び二号 お を かめ、 定 11 「職員」 九項中 の号給 え、 職 T 同 職 員 項第 基 を 員 \mathcal{O} 同

第三十五 条の 二を削 る

兀 +条第一 項 中 (昭 和二十五年法律 第二百六十 _ 号) を削 る。

别 表第 イ \mathcal{O} 表 中 副 支所長」 及 び パ ス ポ \vdash セ ン タ \sqsubseteq 及 び 政策 幹

技 術 評 価幹 を 「技術評 消 防 防 災 価 政 策 幹 に 副 研 究 所 長 を 地 副 域 研 究 機 所長 関 \mathcal{O} 事

削

総 合 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン セ ン タ \mathcal{O} 事 務 局 長 を 除 に、 地 域 機 関

地 域 機 関 \mathcal{O} 室長 務

局

長

 \mathcal{O} 室 長 を 地 域 機 関 \mathcal{O} 局長 に 改 \otimes (精 神 保 健 福 祉 セ ン タ \mathcal{O} 副 セ ン タ

地 域機 関 \mathcal{O} 副局長

長 に 限 る。 \sqsubseteq を 削 り、 「産業技術情 報幹 を 企 画 技 術 幹 に 改 \emptyset 税 務 局 長

参事

域 機

を

削

り

参

事

関 \mathcal{O} 務 局 長」 を 参与

地域 機 関 \mathcal{O} 事 務局 長 総総 合 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐

に 改 \Diamond 地 域 関 \mathcal{O} 局 長 及 てド 副 セ ン タ

ン セ ン タ \mathcal{O} 事 務 局長に 限 る。

(産業技術総合セ ン タ \mathcal{O} 副セ ン タ 長に限る。 $\overline{}$ を 削り、

長

Ι Τ 統括

特 に 重要な業務

Ι Τ 統 括 幹

税 18 務局長

を所掌する参事」 を 特 に 重 要な業務を所掌する参事 に 改め、 企 画参与」 を削

に 重要な業務を所掌する参与」

会計管理者

「会計管理者

り、 極め て重要な業務を所掌する参事」

を 極めて重要な業務を所掌する参事

極 \otimes て重要な業務を所掌する参与」

に 改 \Diamond る。

る。 別 表第 __ ハ \mathcal{O} 表 中 森林研究室長」 を削 り、 \neg 次長」 を 「森林 研究室長」 に 改 \Diamond

別 表第 __ = \mathcal{O} 表中 副 参事

域機

関

 \mathcal{O}

副局長」

課長

を 副 参

本庁の

課長

本

に、 副 部長

感染症対策幹」

参事 を 本

庁 \mathcal{O}

庁 \mathcal{O} 副部長 に 改 \Diamond る。

事

別 表第七 の二を次の ように改 かる。

別表第七 0 特定職員昇給号給数表 絶絶 [1] 十五条関係)

0	\circ	0	-	干焙二	号給数
0		ļij	汁	人以上	箈
五号該当	四号該当	三号該当	二号該当	一号該当	昇給区分

瘇 批 (1 要の表 FT. 定め \mathcal{O} \vdash 段の 昇給の号給 数は条例第四条第八項の規定の適用 4

赋 7 \mathcal{O} 特定職員以外の特定職員に、 下段の昇給の号給数は同項の規定の適

 \mathbb{H} R 受け М 特定 類 員に適用する

別 表第七 の 二 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 一表を加える。

別表第七の [1] 般職員昇給号給数表 (第三十五条関係)

0	0	0	干笊一	Í.—	号給数
0		<u> </u>	工以上	(王	豁
五号該	四号該当	三号該当	二号該当	一号該当	昇給区分

徧 批 田 を受け (1 9 表 (Y \mathcal{O} 定 般職員以外の一般職員に、 X ω 上段の昇給の号給数は 下段の昇給の号給数は同項の 条例第四条第八項の規定の適

規定の適用を受ける一般職員に適用する。

- 人事委 卓 員会が別に定める 該当の昇給区分の昇給の号給数は、 $rac{1}{2}$ 1 ろにより決定するものとする この表に定めるもののほか、
- [1] 対する の級が H V 行政職給料表の適用を受け もの及び同表以外の各給料表の適用を受ける 1 1 れに相 の表の適用については、 ずる \mathcal{O} \mathbb{C}^{+} 0 \sim \subset \mathcal{N} 一般職員 \forall 人事委 人事委員会が別に定める 員会が別に定め でその職務の級が二 一般職員でその職務 N 1級以下 ·般職員に

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(平成十八年改正初任給規則の一部改正)

- 2 委員会規則 初任給、 昇格、 七一八四二。 昇給等 次項に \mathcal{O} 基準 お に 関す V て る 「平成十 規 則 \mathcal{O} 八年改正初任給規則 _ 部を改正する規 則 (埼玉 とい ۇ ° 県人事
- の一部を次のように改正する。

する。 附則第八 項を削り、 附 訓第九 項を 附 則第八項と 附 則第十 -項を附 則第九 項と

昇給の号給数に関する経過措置)

3 お \mathcal{O} うち 前項の ける 昇給 採用 規定 の号給数 日 による改 後最 は 初 正 \mathcal{O} 昇給日 なお 前 \mathcal{O} 従前 平成十八年改正 が平成二十九年四月一日 0 例によ る。 初任給規 則 附 である者の当該昇給日に 則 第 八 項に規定する者

(平成十九年改正初任給規則の一部改正)

4

委員会規 則 昇格 七 八六〇) 昇給等 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 準 部 を次 に 関 0 す よう る 規 に改正する。 則 \mathcal{O} 部を改 正 する 規 則 绮 玉 県 人

第二項 カュ ら第六項までを 削 附 則 第 項 \mathcal{O} 見出 及 び 項番号を削 る。

則

住居手当に関する規則 \mathcal{O} 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九七

住居手当に関する規則の一部を改正する規 則

住居手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二九九) の 一 部を次のように

改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条

平成二十九年

· 四 月

日

カ

ら平成三十二年三月三十一日まで

 \mathcal{O}

間 は、

条第三号中「条例第九条第

一項」

とあるのは、「職員

の給与に

関する

条例

等の一

え

(平成二十八年改正条例附則第五項から第七項までの 規定が適用される間の 読 替

部を改正する条例 (平成二十八年埼玉県条例第五十七号) 附則第五項から第七項

までの規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

則

 \mathcal{O} 規則は、 平成二十九年四 月 日 カュ 5 施行する。

規訓

養手当に 関 す える規 \mathcal{O} 部 を 改正する 規則をここに 公 布 す る

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九八

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関す 、る規則 (埼玉県人事委員会規則 七 兀 九 \mathcal{O} ___ 部 を次 \mathcal{O} ように

改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(行政職給料表の九級以上の職員に相当する職員

一条の二 条例 第 八 、条第一 項 の 委員会規 則 で 定 \emptyset る 職 員 は、 医 職給料 表

適用を受ける職 員 へでその 職務の級 が 兀 級 であ るもの とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(行政職給料表の八級の職員に相当する職員

第二条の二 条例第 八 条第三項の委員会規 則 で定め のる職員 は、 次に 掲 げ る職

る。

- 公安職 給 料 表 \mathcal{O} 適用 を受け る 職 員 で そ \mathcal{O} 務 \mathcal{O} が 九 級 で あ る \mathcal{O}
- 研究職給 料表 \mathcal{O} 適用を受ける職員でそ \mathcal{O} 職務 \mathcal{O} 級 が 五級 で あ る t
- 医療職給 料表 \mathcal{O} 適用を受ける職員 へでその 職 務 \mathcal{O} 級が 八級 であ る \mathcal{O}

則を附則第一 項とし、 同項に 見出 L と て \neg (施行 期 日 _ を付 附 則 12 次

の二項を加える。

(平成二十 八 年 改 正 条 例 附 則 第 Ŧī. 項 カン 5 第 七 項 ま で \mathcal{O} 規 定 が 適 用 さ れ る 間 \mathcal{O} 読

え)

ŋ 例第九条第 読み 伞 平成二十 成二十 替え 九 5 八年 項」 れ 年 匝 た 条 埼 とあ 月 例 玉 第九 県 条 る 日 \mathcal{O} カコ 条第 は 例第五十七号) ら平成三十二年三月三十 一項」 「職員の給与に関する とす 附 則 第 五 項 __ 条例 カュ 日 6 ま 第 等 で 七 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 _ 間 ま 部 は、 で を改正する条 \mathcal{O} 規定

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

3 五十七 則 で定め 0 る 給与に関する条例 附 職 則第七 員 は 項 次 いに掲げ 0 規定に 等 る \mathcal{O} 職 より読み替えら 一部を改正する条例 員とす る れた条例 (平成二十八 第八 条第三 年埼 項 \mathcal{O} 玉 委員会規 県 例

安 料 表 \mathcal{O} 適用 を受け る 職員 で そ \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 が 九 級 で あ る t

 \mathcal{O}

- 表 \mathcal{O} 適用 を受け る職員 で そ \mathcal{O} 務 \mathcal{O} 級 が 五. 級 で あ
- 三 医 給 表 $\widehat{}$ \mathcal{O} 適 用 を受け る 職 員でそ \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 が 兀 級 であ る ŧ \mathcal{O}

附則

兀

職員 の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 僑 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九九

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

次 のように改正する。 職員の特殊勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七 七二四) の 一 部を

改 め、 実施に係る警備本部が設置され当該都道府県から職員の派遣要請を受けた場合」 第十四条第三項第一号中 「設置された場合」 の 下 に 「災害警備本部」 $\vec{}$ 災害が発生した都道府県 を「災害警備 実施に係る警備本 の警察本部に災害警 部に

附則

を

加える。

規則

管 理職員等の 範囲を定める規則 の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一二—一三一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (埼玉県人事委員会規則一二-六 \mathcal{O} 部 を次 0

ように改正する。

別 表知事及び会計管理者本庁 \mathcal{O} 項 職 \mathcal{O} 欄中 「企画参与」を 削 り、 参事

•

消

防防災

八政策幹

め、

事 に 改 め、 「政策幹」 を削 り 「危機対策幹」 を 危機対策幹 改

感染症対策幹

与

部長

報幹」を削り、 同 表知事及び会計管理者地域機関産業技術総合セン 同表知事及び会計管理者地域機関総合技術セ タ の項職の ンタ 欄中 の項 職 「産業技術情 \mathcal{O} 欄中

合技術幹」を 「総合技術幹 企画技術幹」 に改め、 同表選挙管理委員会の項職 \mathcal{O} 欄 中 「書記長補

佐」を「副書記長」に改める。

附則

埼 玉 県訓 令第一 号

本 関庁

地 域 機

副 知 \mathcal{O} 担 任 事務 に 関する 訓 令 を 次 \mathcal{O} ように 定め る。

成二十九年三月三十 _ 日

埼 玉県知 事 上 田 清 司

副 知 事 \mathcal{O} 担 任事 務 に 関 す る 訓 令

1 は共同 \mathcal{O} につ 副 知 V 事 \mathcal{O} ては別に定める副 て担任するも 担 任事務は、 のとし、 次 知 \mathcal{O} 事 とおりとする。 が担任するものとする。 全庁的に推進する事務等で知事が特 ただ Ļ 議 会との 連 絡 に指定するも 調 整に 0 11 て

副 知事 奥野 立

連絡調 と並び 企 画 整に関すること。 に企業局、 財 政 部、 環境部、 教育委員会、 福 祉 部、 公安委員会、 保健医療部及び農林部 選挙管理委員会及び監査委員との \mathcal{O} 所掌事務 に 関 するこ

副 知事 飯島 寛

会、 部及び会計管理者の所掌事務に関すること並びに病 総務 労働委員会及び 部、 県民生活 部、 収用委員会との連絡調整に関すること。 危機管理防災 部、 産業労働 院局、 県土整備 下 -水道局、 都市 人事委員 整 備

2 前項 の担任事務に 2 1 て疑義が生じたときは、 知事がこれを裁定する。

則

1 \mathcal{O} 訓 令は、 平成二十九年四月 日 から施行する。

副 知事の 担任事務に関する訓 令 (平成二十五年埼玉県訓令第二号) は、 廃止す

る。

2

埼玉県訓令第二号

本

地 域 機 関 庁

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知力 事 上 田 清 司

埼玉県文書管理規程 \mathcal{O} 一部を改正する訓令

正する。 埼玉県文書管理規程(平成十三年埼玉県訓令第二十二号) の一部を次のように改

を「ラグ 別表課の の項の 次に次 ビー 文書記号の ワ \mathcal{O} ように加える。 ル ド 表中 カップ二千 ラグ ピ 十九 大会課 ワ ル ラグ大 力 ツ 大会課 _ に改め、 ラグ 同表医療整備

則

医療人材課

埼玉県訓令第三号

本

地 域 機 関 庁

埼玉県公印規程 \mathcal{O} 一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼 玉 一県知 事 上 田 清 司

埼玉県公印規程 (D) 一部を改正する訓令

埼玉県公印規程(昭和三十五年埼玉県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

后) 危険物取打 用	玉 県 駅 坂支命	; ;		田田強務務課成	用人事課長		另 才 ———————————————————————————————————	J I
危険物取扱者免状及び消防設備士免状 用	令及び		<u></u> →	AIII を	Vini			
び消防設	給与証	4	 	回			方	方
備士免状	明書用	>	र्गा			_	2 1	5
消防	迁後	VZ	<u></u>	力			回	海 出
防災課長	総務課長	戸	픠	1 5				田 海
\m\ 	加 			超 登			収支命	極出
		短径 短充 表方形	方	事日界			令及び給	県職
		2 0	2 1	被			合与証明書	員

改める。

思想 路然 形式 形

2 0 4

海阳代

事里

顯指

県務印

危険物取扱者免状及び消防設備士免状 用

溢

罚 罚

❈ 誤

加

に

附 則

埼玉県会計管理者訓令第一号

出納総務課

会計管理課

を次のように定める。 埼玉県会計管理者の 権 限 に属する事務の 決裁に関する規程 \mathcal{O} 一部を改正する 訓令

平成二十九年三月三十一日

埼玉県会計管理者 伊 東 弘 道

埼玉 県会計管理者 \mathcal{O} 権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

計管理者訓令第一 埼 玉県会計管理者の 号) \mathcal{O} _ 限 部を次 に属する事務 0 ように \mathcal{O} 改正する。 決裁に関する規程 (平成十 九年埼玉県会

二百三十六条第二項」 別 表出納総務課長専決事項の項第七号中「第二百三十六条第一 に改める。 項ただし書」を「第

附則

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

 \mathcal{O} 玉 ように 一県 教 育委員· 定 める 会の 権 限 に 属す る 事務 \mathcal{O} 決 裁 に関する 規 程 \mathcal{O} 部 を改正す る 訓 令

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉 県 教 育委員 会 \mathcal{O} 権限に属する事 務 \mathcal{O} 決裁に関する規程 \mathcal{O} 一部を改正 する

訓令

教育委員会訓令第三号) 玉 県教育委員会 \mathcal{O} \mathcal{O} 限 に に属する 部を次 事 のように 務 \mathcal{O} 決 改正す 裁 に関 する 規 程 (昭 和 六 +年 埼 玉 県

第五 二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に、 項」を「第二十五条第五項」に改める。 を「第二十五条第四項」に改め、同号部長専決事項 表第二県立学校部 \mathcal{O} 表県立学校 人事課 \mathcal{O} 項第 同欄 号教 \mathcal{O} 29 育長専決 欄 中 35 「第二十五条 中 事 「第二十五条の二 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 28 二第四

第四項」 の二第五項」を 「第二十五 別表第二市町 を 条の二第一項」を「第二十五条第一項」 「第二十五条第四項」に改め、 村支援部の表 「第二十五条第五 小中学校人事課 項」に改める。 同号部長専決 の項第 に、 _ 号教育長専決事 事項 同 欄 21 中 \mathcal{O} 欄 21 「第二十五条の二 中 「第二十五 項 \mathcal{O} 20 中

め、 第二十三条」 別表第三第一 同 表第二号 専 号専決 を 決事 「第二十四 項 事 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 欄9 条第三項」に、 29 中 中 第 「第二十四条」 兀 [十二条] 同 欄 を 13 第四 を 中 「第二十五条」 第十 十二条第三項」 · 条 」 を 第 に 九 に改 条」 同 \emptyset に改 12 中

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会被服貸与規程(昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

別表第五号の次に次のように加える。

		3 0 -		
		夕屋作業に従事する者	事性をこせ事ける	
	7	7-1-	JA-	le.
シ	ズ	防	作	作
	ツ		業	
ヤ		寒	服	業

			ズ	上	
	ク		ボ		
ツ	靴	衣	ン	衣	帽
1]	1 1	1	1 1	1	1
11	_	<u>-</u>	1	1 1	

別表第十八号中「作業衣」を「作業服」に改める。

附則

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

改正する訓令を次 埼玉県教 育委員会教 \mathcal{O} ように 育長 \mathcal{O} 定定める。 権限 に属 する事務 \mathcal{O} 委任及 び 決 裁 に 関する規程 \mathcal{O} 部

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉 県 教 育委員 会教育長の 権限に属する事務の委任 及び 決裁 に関する 規程 \mathcal{O}

一部を改正する訓令

玉 県教育委員会教育 長 \mathcal{O} 権 限 に 属 する事 務 $\tilde{\mathcal{O}}$ 委 任 及 び 決 裁 に 関 す る 規 程

(昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓 令第五号) の 一 部を次 \mathcal{O} ように 改正す

る。

第九条第一 項 中 「教育主幹」 \mathcal{O} 下 に 乛 担当部長」 を加える

別表第三第十二号事 務 \mathcal{O} 種類 0 欄 中 附 属機関」を 「附属機関等」 に改 め、 同

表第十七号 部長専決 事 項 \mathcal{O} 欄 1 中 「第五十 一条」を「第六十七条」に 改め

別表第四 教育総務部 \mathcal{O} 表総務課 の項第四号中 \neg 従事」 を $\stackrel{\neg}{\sim}$ の従事 等」 に

第二条 埼 玉 県教育委員会教育長 \mathcal{O} 権 限 に属する事務の 委任 及 び 決 裁 に 関する規 程

の一部を次のように改正する。

改

8

別 表第三第十七 号 事 務 \mathcal{O} 種 類の 欄 中 及 び 埼玉 県 個 人 情 報 保 護条 例 を 削 ŋ

同号部長専決事項の欄を次のように改める。

 \mathcal{O} 保 護 関 す る 法律 第七 七 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 同 法 第 五. +九

条に規定する個 四項の規定により 人情 事 業所管大臣 報保護委員会の 又は金融 権限及 庁 び 長官に委任 同法第四 十 さ 兀 れ 条第 た 権 限 項 に 又は 属 す る 第

事務を行うこと。

附則

 \mathcal{O} 訓令中第一 条の 規定は平成二十 九 年 兀 月 日 か ら、 第二条 \mathcal{O} 規定 は 同 年五 月

三十日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程 (平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)

の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「、指令」を削る。

削則

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

玉県人事委員会事務決裁規程 \mathcal{O} _ 部を改正する訓令を次 \mathcal{O} ように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県 人事委員会事務決裁規程 (昭 和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号) \mathcal{O}

部を次

 \mathcal{O}

ように改正する。

20 別 までを削り、 を 表第三の二職員 条第 21 を の給与に関する事務 17 項」 とし、 に、 22 カュ 第 5 号 30までを \mathcal{O} を 項 同 人事委員会決裁事項 18 から [項第一 26までとする。 号 に改 \emptyset \mathcal{O} 同 16 中 中 17 か ら

23 カュ 表第三の二職員の ら35までを 27 から 給与に関する事務の項事務局長専 39までとし、 22の次に次のように加える。 決事項の欄中 36 を 40

- 23 特勤規則第十四条第三項第二号の規定に基づき、 著しく危険であると認める
- 24 当すると認めること。 特勤規則 第十四条第三項第三号の規定に基づき、 同 項第 号 又は第二号に 相
- 25 特勤規則第十四条第八 項 \mathcal{O} 規定に基づ き、 著 < 危険な業務であ ると認め る
- 26 特勤 規 則 第 匝 [条第九 項 \mathcal{O} 規定に基づ き、 著 < 危険 な区 域で あると認め る

کے

附則

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次の ように定め る。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼 玉県公営企業財務規程 (昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号) \mathcal{O} 部

を次のように改正する。

第三条第八号中 及 び 材料」 を 材料及 び事業資産」 に 改 \otimes

第四条第一項を次のように改める。

財務課、水道企画課及び地域機関に企業出納員を置く。

界四条第二項を次のように改める。

2 きる。 は、 \mathcal{O} 中 業出 同表 に掲げる事務を委任 の下 納員 は、 欄に掲げる職にある者が当該企業出納員の 次 の 表 0 す 上欄に掲げ る も の と る職 企業出 に あ る者をも [納員が 不 事務を代決することがで つて充て、 在 で ある その者に 場合にあ 同 0 表 て

所長) 部長(総務を担当する部長及び担当部長が置かれていない地が置かれていない地	地域機関の総務を担水道企画課長	財 務 課 長	上欄
債務の確認 「大な卸資産の出納及び保管を銭の収納	管理者の定める現金の収納	金銭の出納・切手振出の通知・切手振出の通知を主払に係る預金の組替えをおに係る預金の組替えたな卸資産の出納及び保管を出命令に係る預金の組替えたな卸資産の出納及び保管を出命令に係る支出負担行為の	中欄
納員の上司 出ま	の副課長	る 納 財	下欄

第四条第三項を次のように改める。

3

前 項 \mathcal{O} 定め カュ カコ わ 5 ず 水道整備事務所にお V ては、 所長があら か じ め指定

が す 企 不在 る副 業出納員の 所長をも である場合にあ 事務を代決することができる。 9 て企業出納員に充てることができるもの 0 ては、 水道整備事務所 \mathcal{O} 総務を担当する とし、 当該 担当部長が 企業出 当該 納 員

第四条第四項を次のように改める。

第二項及び前項の規定に よる企業出納員に事故 があるとき、 又は 欠けたときは

、管理者が指定する者をもつてこれに充てるものとする。

第四条の二を削る。

一条中 「第四条第三項に 規定する」 を 「水道企 画 課 *の* に改め

第三十四条に次の一項を加える。

2 \mathcal{O} 隔地払 日 から に必要な資金とし 年 -を経過 しまだ支払を終わらな て出納取 极金融 機関に 11 金額に相当するも 交付 た 資金 \mathcal{O} \mathcal{O} う があるときは、 ち、 資金交付

直ちに収入の手続をしなければならない。

第三十七条の二を削る。

に お 第六十四条の二第一 V て同じ。)」を加える。 項中 「たな卸資産」 \mathcal{O} 後に 「(事業資産を除く。 以下この 章

満 \mathcal{O} 第 物品及び」を削る。 八十三条第一号中「耐用年数一年以上、 かつ、 取得 価 照額が五 万円以上十 · 万 円 未

第 八十三条の五第三項中「(図書を除く。 次項にお 11 て同じ)」を 削

第九十三条第六号中「符号」を「符合」に改める。

百四十七条の二中 「引当金」 の下に、 「(賞与引当金及 び退職 給 付 引当金を除

)」を加える。

別表第七 第百五十一条中 「を 必要」 を 「に充てるため、 予備費を使用 よう」 に改 8

_

行為区分	決裁及び 合議区分
管理者	
局長	決
部長	区分
黒長及び所長	
総務課長及び財務課長	合義区分

を

_

行為区分	決裁及び 合議区分
管理者	
迦城	決 裁
喪夷	区分
課長及び所長	
財務課長	合議区分

め、

に改

8 必 務 地東工課 域と業長 整字用又 備る水は 事も道財 業の事務会は業課 計、会長にあれて 係ら及合るかび譲伺し水を 書め道必 で地用要 、域水と部盤無子 長備給る以課事も 上長業の

がに会は

決合計、裁議にあ

ずし係ら

るなるか

もげ何じ

のれ書め のばで水

うな、道

ちら部金

総い以票

総務課長又は財務課長いい。 い。 以上が決裁するもののう 果長に合議しなければえ

らな

2024 74

で談

F)

・合議を

、な長面

を

 \neg

1

2

嵡

9 批

地は工課

域、業長

整あ用に

備ら水合

事か道議

業じ事を 似や継必

計地会要 に域計と

係整及す

る備びる何課水も

書長道の

でに用は

部議供あ 長し給ら以な事か

上げ業じ

がれ会め

決ば計水裁なに道

すら係企

るなる画

もい何課

の。書具

VΥ

24 部議

財務課

東で

14

М

bis 9

展以上が決ま しなければな

裁な 5,4 合議 るな 500

9 Ķ 烟

Vγ 7 24 of

平 Gr.

□>′

に 改 める

の二中

別 表第七

運係の管が運針めの 包令 500 万円 以上 300 万円 以上 500 万 円未満 300 万円 0 \triangleright \triangleright 300 万円 以上 300 汉

投資及び出資金

資用るで理そ用をた

金にも、者の方定も

40 C

の歳

300 万円 以上

300 万円 以上

万円人上

を

投資及び出資金

資用るで理そ用をた

金にも、者の方定も

運係の管が運針めの

0

 \triangleright

4C

の越

色合

500 万 以上

300 万円 以上 500 万 円未満

300 #

万満日

 \triangleright

田

300 万円 以上

に改め、

黨 Œ (4) \bigcirc \triangleright 500 万円 以上

ヮを

黨

Œ

(4)

 \circ

 \triangleright

500 万円 以上

500 万円 以上

に改める。

附 則

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号) の一部を次

のように改正する。

第二条第一項中「及び小児医療センター -建設課」 を削り、 同条第三項を削る。

第三条の表を次のように改める。

局 局長 上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理 契約局 上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入出 を指揮監督する。 上司の命を受け、大札契約制度の企画調整並びに入出 を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。	組織	職	職務
要約局 上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入 技術評 上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入 を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 るため、所属の職員を指揮監督する。 るため、所属の職員を指揮監督する。	局		司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を
契約局 上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入 技術評 上司の命を受け、特に指定された建設 上司の命を受け、特に指定された建設 下級、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 ため、職員を指揮監督する。 まため、所属の さため、所属の さんか、 さんか、 さんか、 さんか、 さんか、 さんか、 さんか、 さんか、			ため、所属の職員を指揮監督する
長格審査及び局の建設工事のうち特に指定された建設		約	司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに
世界 は		長	審査及び局の建設工事のうち特に指定された建
世界 は			びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札
世界 は は で			事務を掌理し、その事務を処理するため、所属
世界 は は は は は に は に は に は に は に は に は に は			指揮監督す
課長 上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理 ため、職員を指揮監督する。		術	司の命を受け、特に指定された建設工事にかか
課長 上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処ため、職員を指揮監督する。			価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処
課長 よ司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処			め、職員を指揮監督する
ため、所属の職員を指揮監督	器	課長	司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を
			ため、所属の職員を指揮監督

第三条第二項の表を次のように改める。

					局	組織
	副参事			参事	局付	職
事務を監督し、事務を整理する。に当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するととも	事務を監督し、事務を整理する。	に当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するととも	上司の命を受け、局の特定事項に従事する。	職務

名称 組織	
織	

八 課 課 局 条 及 \mathcal{O} び 表 を 次 \mathcal{O} 主 副 幹 副 技 主 主 査 工 員 事 査 工 副 員 事 主 副 課 ょ 員 事 室長 術 幹 事 員 検 付 杳 検 任 主 席 課 技 うに改め 長 幹 検 査 工 検 席 査 工 る。 ととも 務を に、 に 上 任 他に 上 \emptyset 他 理す を と と 上 理す を処 上 を 上 上 上 上 1 上 上 上 ととも す 指 司 司 掌 処 司 司 職 司 司 司 て、 司 司 司 司 理する 理 指 定 処 ŧ る 理 当該 員 \mathcal{O} 当 \mathcal{O} る \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} る \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 定され す ため、 理するため 主席 す 該 事 さ に に、 命 命 命 命 \mathcal{O} 命 命 命 命 命 命 っるため 指定事 治定事 担任 を受け を受け を受け 務 を受 る を れた事項 を受 を受 を受 を を 受 当該 主 受 工事 た を 特 受 受 け 掌 た け す 職 け け け 席 け に け け る事務 項 事 指 ` 項 理 員 検査員を 事 工 項に を掌 に 特 事 定 に 職 す 工 工事 課 担 工 務 職 特 \mathcal{O} 工 工 工 職員 る 事 指 任 事 検 事 さ 事 員 員 0 に 事 \mathcal{O} 0 に \mathcal{O} 指定さ を監 査員 を指 指 9 理 特 揮 す 指 総 を 1 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} れ 1 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 指 Ļ を指 て、 定 設計 設 定 監督をす る 定 監 監 助 た 監 轄 監 て、 11 揮 さ て、 督 計 事 事 督 督 事 督 揮 さ を け 督 \mathcal{O} 監 項 務 揮 及 項 事 監 れ 課 れ 助 及 上 れ 及 及 督 長 技術 施 れ 施 監 び を 務 督 司 た に を た 職 た け び び び 一番する。 る。 を 事 事 従 掌 検 掌 す 事 す 工 6 工 事 検 員 検 に 検 を 等 等 事 助 項 幹を 務 \mathcal{O} 理 項 査 職 査 \mathcal{O} 理 従 査 る 助 項を掌理 査 け を 事 担 任 事 け に す を 員 を \mathcal{O} \mathcal{O} に \mathcal{O} \mathcal{O} 整 務を 掌 助 関 事 掌 関 事 事 す 事 る \mathcal{O} 理 す す 務 担 当 け 理 務 務 る 理 そ す 務 す す す 処 に 任 該 れ れ る る に る に に \mathcal{O} 理す 事 事 職員 る 事 従 す 従 事 従 る 5 る 事 従 5 務 務 事 務 لح 務 る 事 項 事 \mathcal{O} そ \mathcal{O} と そ る す 事 す を に す 事 لح \mathcal{O} そ を \mathcal{O} た る 務 ŧ 務 担 処 務 Ł \mathcal{O} \mathcal{O} る 0 る る

第

***	局 医 安 音 療 全 運 管
業務部 全管理部 学 リ 査 術 技 断 リ 外 外 外 ア 内 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科	局 医 安 音 療 全
療 全 達 管 連 準 密 学 リ 査 術 技 断 リ 外 外 外 ア 内 科 科 科 科 科 内 科	
療理部 全管理部 学り査 術技断 リ外外外ア内科科科科	局 医 安 音 療 全 管
療 全 博	局 医 安 音 療 全
療 全 学 リ 査 術 技 断 リ 外 外 外 ア 内 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科	局 医 安 部
療 全 学 リ 査 術 技 断 リ 外 外 外 ア 内 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科	地域医療連携医療安全管理
全 学 リ 査 術 技 断 リ 外 外 ア 内 科 科 科 科 目 語 管 部 デ 部 術 科 テ 科 科 内 科 目 語 目 科 シ ジ	安 音 全 管
学 リ査 術技断 リ外外外ア内科科科科 部 テ部 部科科内科 日 部日 日本科 シ シ	
学 リ査 術技断 リ外外外ア内科科科科 部 デ科科科内科 ー 部 日 シ シ	一
リ査術技断リ外外外ア内科科科テ部部様科テ科科科内科I部Iシシ	臨床工学部
リ 査術 技 断リ 外 外 ア 内 科 科 科テ 部部	部
査術技断リ外外外ア内科科科部部 日み科科内科部日科シ	ハビリテ
術技断リ外外外ア内科科科部 術科テ科科科内科部 し科シ	実験検査部
術技断リ外外外ア内科科科部 術科テ科科科内科部 日科シ	栄養部
技線談科ビ経器器ケ器線外外内術技断リ外外外ア内科科科科部術科テ科科科内科部リカーおシ	薬剤部
線 診 科 ビ 経 器 器 ケ 器 線 外 外 内 技 断 リ 外 外 ア 内 科 科 科 科 術 科 テ 科 科 科 内 科 部 l 科	検査技術部
診科 ビ経器器ケ器線外外内断 リ外外外ア内科科科科ラ科科科内科ー 科科科内科シ	放射線技術部
科ビ経器器ケ器線外外内リ外外外ア内科科科科テ科科科内科Iシ	病理診断科
ビ経器器 ケ器線外外内 リ外外外ア内科科科 テ科科科内科 ー 科シ	麻酔科
ビ経器器ケ器線外外内 リ外外外ア内科科科科 テ科科科内科 ト科科科	科
脳神経 が射線 が射線 が射線 科科 科科 科科	ハビ
消化器 が が が が が が が が が が が が が	
呼吸器 外科	消化器外科
緩和ケア内科 一臓外科 が射線科 が関係科 が関係 が利料	呼吸器外科
呼吸器内科	緩和ケア内科
放射線科科科科	呼吸器内科
血管外科 腎臓内科	放射線科
心臓外科腎臓内科	血管外科
腎臓内科	心臟外科
_	腎臓内科
ンター 循環器内科	'

緩和ケアセンター	センター	地域連携・相談支援	治験管理室	医療安全管理室	看護部	栄養部	薬剤部	臨床工学部	検査技術部	放射線技術部	腫瘍診断・予防科	病理診断科	放射線診断科	放射線治療科	麻酔科	歯科口腔外科	泌尿器科	皮膚科	頭頸部外科	婦人科	形成外科	整形外科	脳神経外科	胸部外科	呼吸器内科	消化器外科	内視鏡科	消化器内科	精神腫瘍科	緩和ケア科	乳腺外科	乳腺腫瘍内科

	臨床腫瘍研	瘍研究所	
	図書館		
	事務局	管理部	総務・職員担当
			会計担当
			管財担当
		業務部	医事·経営担当
			用度担当
小児医療センター	総合診療科	7-1	
	新生児科		
	代謝・内分	分泌科	
	消化器・肝	肝臓科	
	腎臟科		
	感染免疫・	アレルギ	
	 科		
	血液・腫瘍	瘍科	
	遺伝科		
	精神科		
	神経科		
	循環器科		
	放射線科		
	外科		
	整形外科・	リハビリ	
	テーション	科	
	形成外科		
	脳神経外科	7-1	
	心臓血管外科	科	
	皮膚科		
	泌尿器科		
	眼科		
	耳鼻咽喉科	7-1	
	麻酔科		
	病理診断科	7-1	
	歯科		

											精神医療センター																					
看護部	栄養部	薬剤部	検査部	療養援助部	外来・地域	依存症治療研究部	第七精神科	第六精神科	第五精神科	第二精神科	第一精神科					事務局	センター	地域連携·	治験管理室	医療安全管	看護部	岩槻診療所	臨床工学部	栄養部	薬剤部	検査技術部	放射線技術部	保健発達部	臨床研究部	外傷診療科	救急診療科	集中治療科
				Ч	地域支援科	研 究 部	71	71	11	71	41		業務部			管理部		相談支援	玉	理室		121	Ч			Ч	部	Ч	Ч	71	11	71
												用度担当	医事・経営担当	管財担当	会計担当	総務・職員担当																

医療安全管	理 室	
事務局	管理業	総務・職員担当
	務部	管財担当
		医事・経営担当
		会計担当
		用度担当

第九条第二項の表を次のように改める。

																							病院	組織	
医員			主查				医長			主幹				副室長				幹	精神保健指導				医幹	職	
上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う	する。	その事務を処理するため、職員を指揮監督	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、	従事する。	るとともに、診療等の事務の総括の事務に	療技術を必要とする診療等の事務に従事す	上司の命を受け、特に指定された高度の医	揮監督する。	理し、その事務を処理するため、職員を指	上司の命を受け、特に指定された事項を掌	職員を指揮監督する。	上司を助け、これらの事務を処理するため、	理するとともに、当該指定事項について、	上司の命を受け、特に指定された事項を掌	る事務を監督し、事務を整理する。	務について、病院長を助け、職員の担任す	助の事務に従事するとともに、当該指定事	神保健及び精神障害者の療養に関する援	上司の命を受け、特に指定された困難な精	し、事務を整理する。	病院長を助け、職員の担任する事務を監督	理するとともに、当該指定事項について、	上司の命を受け、特に指定された事項を処	職務	

			<	余く。)及び所部(事務局の部を	ター所療セン診療	がんセンター	センター
副 技 師 長	主査	技 師 長	副 部 長	主席技師長	岩槻診療所長	通院治療部長	長感染症対策部
で言語聴覚士の行う事務に従事する。を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、物理学的管理に従事する者、理学療法士、物理学的管理に従事する者、理学療法士、水射線の作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及作業療法 、視能訓練士、臨床工学技士及が言語聴覚士の行う事務に従事する。	する。	法士、視能訓練士、臨床工学的管理に従事する者、理学査技師、診療放射線技師、とする特に困難な栄養士、とする特に困難な栄養士、とする特に困難な栄養士、	監督する。 監督する。 監督する。	等を必要とする時こ困難な診療放対泉支師上司の命を受け、極めて高度の知識、経験	監督する。 し、その事務を処理するため、職員を指揮上司の命を受け、岩槻診療所の事務を掌理	揮監督する。 理し、その事務を処理するため、職員を指上司の命を受け、特に指定された事項を掌	揮監督する。 地では、その事務を処理するため、職員を指生の命を受け、特に指定された事項を掌事務に従事する。

ン が タ W 及 び セ 所 研 究 館 义 腫瘍 所 臨 書 床 主 専 看護師長 主 主 主 主 部 副 幹 任 幹 門 席 長 査 部 主幹 研 長 研 究員 究 員 理し、 理し、 理し、 その 上司 揮監 上 理 上司 理し、 上司 す 揮 上 上 上 揮監督する。 来診療棟等における看護事務に従事すると に従事する。 \mathcal{O} 上 揮監督す 揮監督する。 上 ともに、当該事務 る。 司 監 司 司 司 司 司 研究に従事する。 が する。 事務を処理するため、 \mathcal{O} 督 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} その事 その事務を処理するため、 その事務を処理するため、 その事務を処理するため、 その事務を処理するため、 「する。 命 命を受け、 命を受け、 命を受け、 命 命 命を受け、 命 命を受け、 る。 を受け、 を受け を受け、 を受け、 務を処理するため の総括 極 特 高 特 特 特 特 特 担 に指 に に指 に 度 \otimes に指定され に指定された病棟、 任 指 指 \mathcal{O} 7 す \mathcal{O} 定され 定さ 高 定 定 専 る 事務に従事する。 され 職員を指揮監督 度 門 さ 事 的 \mathcal{O} れ れ 務を掌理 た た た 技 専 た た 職員を 職 事 術 門 職 事 事 事 事 職員を指 職員を指 員を 項を 員を 項を 項 項 項 \mathcal{O} 的 技 を を を 研 指 指 外 指 掌 究 術 掌 掌 掌 掌

附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号) の 一 部

を次のように改正する。

第十六条の二中「未熟児・新生児科」を 「新生児科」 に改める。

別表第七イ(二)を次のように改める。

(二) 本局

								十級
							局長	九級
	付 参 事 局	長 契 約 局					局長	八級
	局部参事	価技 幹術 評	技 術 幹			員 事 度 度 工	課長	七級
課付	副室長		幹 副 技 術		員 事 主 任 査 工	査 工 副 員 事	副 課 長	六級
課 付					員 事 主 任 査 工			五級
課 付				査 工 員 検				四級
課付				査 工 員 事 検				三級
								二級
								一級

イ 病院医療職給料表(一)級別職務区分表別表第九イを次のように改める。

		病	
		院	区
ン 小 タ 児	が ん	タ 吸 循 器 環 病 器	
タ 児 ー 日 医 療	セ		分
療 セ	ン タ	1 ~ 1	
		セン病院 ター 長	四
			級
岩槻診療所長を対している。	副通施大大 <t< td=""><td>長 感 室 地医 室 医 部 科 副</td><td>三級</td></t<>	長 感 室 地医 室 医 部 科 副	三級
		セ 医 副 科 ン 長 部 長 タ 長 ー 付	二
		医 員	1
			級

別表第十二の職の欄中「病院建設部長」を削る。

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。附 則

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号)の一部

を次のように改正する。

第二条第二項中「、病院建設部長」を削る。

附則

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第五号

うに定める。 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程 0 _ 部を改正する規程を次のよ

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事 務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程(平成十四年埼玉県病院事業管理

規程第五号)の一部を次のように改正する。

第六条の三を削る。

専決できる事項」を削る。 第七条中 「第三項並びに」 を削 り、 第六条の三の規定により病院建設部長の

別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

委任事務

病 院 の 長	入 札 常 長 理 課 長	受任者
1 職員の旅行(病院の長の県外旅行にあっては、三日1 職員の旅行(病院の長の県外旅行にあっては、三日1 職員の旅行(病院の長の県外旅行にあっては、三日	職員(経営管理課長にあっては、経営管理課に属さない職員を含む。)の次に掲げる事項を行うこと。 2 扶養手当の支給に関し、扶養親族としての要件についての認定及び住居手当の月額の決定、改定等定、改定等定、改定等の月額の決定、改定等の月額の決定、改定等の月額の決定、改定等の月額の決定、改定等の月額の決定、改定等	委 任 事 務

決裁事項・専決事項別表第二(第五条、第六条関係)

二 県議会に関 する事務 と 関	一 事 画 等 方 が に 事 関 事 大 に 事 大 大 よ 、 事 関 す 業 の 2 1	事務の種類 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
例、予算、決算の他議会の議会の機会の機会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の議会の表別である。	こ 方 及 の	管理者決裁事項
	2	局長専決事項
		契約局長専決事項

五 請 協 事 務 等 に 関 申	三 三 関 関 で 関 に 関 で の 原 案 作 成 等 に 関 する 規 り の 原 案 作 成 等 に あ 事 務 等 に に の に の の の の の の の の の の の の の
1 重要又は異 1 重要又は異 2 求めること。	こと。 に
	告示をすること。

八管理者が当りまする事	七 する 任 事 務 等 前 職 関 員	円する事務 実に
1 管理者がその他の不服申		
不服申立てに関	地方公務員法(昭和二十五年法律和二十五年法律 別表第三百六十一号。 以下この表及び 以下この表名のうち、調 する者のうち、調 する者のうち、調 書を任免し、並 とすること。た だ ものを除くものを除くものを除くものを除くものが表述し、別表第三においる。	すること。国に対して補助

																			務	等に関する事	九職員の任免									
に反して	の規定に基づ	十八条第二項	4 地公法第二	すること。	任し、又は免職	意に反して降	き職員をその	の規定に基づ	十八条第一項	3 地公法第二	こと。	又は承認する	割愛を依頼し、	に対し、職員の	地方公共団体	2 国又は他の	定すること。	及び昇格を決	遣、辞職、昇任	転任、昇給、派	1 職員の採用、	解任すること。	を選任し、又は	に関し代理人	訴訟及び調停	2 不服申立て、	کی ک [°]	仲裁に関する	せん、調停及び	起、和解、あっ
用の促進等に	と。	協議をするこ	ついて知事に	必要な事項に	事評価に関し	事項その他人	方法に関する	価の基準及び	基づき、人事評	三項の規定に	十三条の二第	2 地公法第二	をすること。	て知事に協議	の制定につい	び標準的な職	務遂行能力及	づき、標準職	項の規定に基	五条の二第三	1 地公法第十									

十 務 等 に 関 関 す る 服 事 務	
2	5 職すること。 十九条第一項 き、職員に対し さ、職員に対し る 方する
1 地公法第二項 1 地公法第三 2 カー 地公法第三 で	関する法律(昭 神第百二十五年法 を厚生 施
1 次に掲り	

を受けた場	員会の承認	認め人事委	特に必要と	ニ 管理者が	場合	を行使する	しての権利	の他公民と	ハ選挙権そ	る場合	施に参加す	る計画の実	厚生に関す	三日未満の	ロー引き続き	る場合	研修を受け	三日未満の	イ 引き続き	<.	げる場合を除	ただし、次に掲	免除すること。	念する義務を	長の職務に専	長及び病院の	3 局長、契約局	٥	を許可するこ	業への従事等	の長の営利企	局長及び病院	き、局長、契約
条又は第六	法第五十一	員災害補償	口 地方公務	を行う場合	属する事務	ね、その職に	ての職を兼	公務員とし	公共団体の	は他の地方	家公務員又	連のある国	イ職務に関	免除すること。	念する義務を	ける職務に専	げる場合にお	所長の次に掲	臨床腫瘍研究	副病院長及び	院の事務局長、	技術評価幹、病	3 本庁の課長、	ること。	事等を許可す	利企業への従	研究所長の営	及び臨床腫瘍	局長、副病院長	幹、病院の事務	長、技術評価	き、本庁の課	の規定に基づ
にあっては、引	旅行(県外旅行	4 契約局長の	関すること。	暇を除く。)に	三日以上の休	休暇(引き続き	3 契約局長の	受けること。	し、及び復命を	除く。)を命令	以上の旅行を	引き続き三日	行にあっては、	旅行(県外の旅	2 契約局長の	合	賞に係る場	勤続表彰受	未満の永年	き続き三日	合のうち引	を受けた場	員会の承認	認め人事委	特に必要と	ニ 管理者が	場合	を行使する	しての権利	の他公民と	ハ選挙権そ	る場合	施に参加す

玉県条例第十	成二十三年埼	関する条例(平	啓発等休業に	7 職員の自己	٥	暇に関するこ	三日以上の休	長の引き続き	長及び病院の	6 局長、契約局	受けること。	し、及び復命を	外旅行を命令	三日以上の県	長の引き続き	長及び病院の	5 局長、契約局	کی	承認を得るこ	人事委員会の	が必要と認め	基づき、管理者	三号の規定に	則第二条第十	例に関する規	する義務の特	4 職務に専念	合	賞に係る場	勤続表彰受	未満の永年	き続き三日	合のうち引
団体の事務	必要とする	行うことを	指導育成を	を有し、県が	密接な関係	ホ 県行政と	場合	技等を行う	演、講義、演	を受けて講	団体の依頼	又は公共的	は公共団体	ニ 国若しく	頭する場合	問のため出	会が行う審	し、労働委員	びこれに関	立てをし、及	した旨の申	規定に違反	法第七条の	ハ 労働組合	る場合	して出頭す	査請求人と	をし、又は審	再審查請求	求若しくは	づき、審査請	の規定に基	十条第一項
															٥	を指定するこ	休日の代休日	7 契約局長の	٥	変更を行うこ	時間の割振り	及び半日勤務	週休日の振替	6 契約局長の	ること。	外勤務を命ず	休日及び時間	5 契約局長の	けること。	及び復命を受	く。)を命令し	上の旅行を除	き続き三日以

9 8 号。 すること。 \mathcal{O} 等 又 業 自 \mathcal{U} 基づき、局長及 む。)の規定に する場合を含 第七条第三項 第二条(同条例 例」という。 において「自己 者 認 において準 \mathcal{O} 場合を含む。) 成二十六年埼 基づき、7の承 五. 条第二項にお 十七号) 第二条 玉県条例第三 関する条例(平 職員 を取 休業の期 の承認をし 地公法第二 延長を承 は自己啓 己啓発等休 契約局長の 発等休業条 項の規定に 規定に基づ て準用す 同条例第六 同行休業に 六条の五第 以下この \mathcal{O} り 消 配 る す 認 間 発 用 偶 4 務 及 \mathcal{O} 続 合 \mathcal{O} \mathcal{O} 三日未満の場 る場合につ ち 長、本庁の課 場合を除く。 もの、二の場合 き三日未満 て 合に限り、本 ては、引き続 表彰受賞に うち永年勤 に ニの場合並 日未満のもの 口 ってはイ及 契約局長にあ る場合(局長、 幹の次に掲 局長、契約 永 \mathcal{O} うち引き \vdash 専念する お 受賞に係 き三日未 び はイ及び 課長にあっ 引き続き三 び技術評 に を免除す の場合のう ける 年勤続 うち の場合 にト 従 事 す 引 \mathcal{O} る 満 続 口 庁 き い係 \mathcal{O} び び き 場 表 \mathcal{O} げ 価

10 11 期間ので は育児休業の のが要約局長 が変数の局長 認を取り消す基づき、9の承 こと。 六 十 こと。 業 用 法」という。 下この表に 律第百十号。 12 \mathcal{O} 長 配 項において 第二条第三項 いて「育児休業 (第三条第三 項の規定に一六条の六第 関する法 を 取 を承 する場合を 平成三年 認をし、又は 局 育児休業 \mathcal{O} 偶 同 地 地公法第 局長及び 方公務 期 者 行 長 認す 休業 \mathcal{O} 間 す 同 行 \mathcal{O} 準 \smile お以 法 る 律 等 員 延 休 \mathcal{O} 偶 こと。 ホ 1 口 する 又 場 う 又 寸 条 を 合 従 目 L \mathcal{O} して官公署 参考人等 する場合 実施に参 に出頭す 人、鑑定人、 ける場合 合 合 裁判員、 受 資 生 た 例 行 て 他 行 は 事 は 体 的 法 研 選 本 け 計画 格 生に に 職 用 県 す 事 \mathcal{O} と 福 職 設 に 令 使 \mathcal{O} 公 挙 修 基 る 民 試 す 利 員 置 す 権 権 必 務 試 \mathcal{O} る 務 事 又 を る とそ る لح 要の験行 場に業 をのさづは る利 証 加の 関 受

合等における	が失効した場	間勤務の承認	長の育児短時	長及び契約局	定に基づき、局	第十七条の規	15 育児休業法	取り消すこと。	き、13の承認を	の規定に基づ	第五条第二項	いて準用する	第十二条にお	14 育児休業法	こと。	の承認をする	の期間の延長	児短時間勤務	間勤務又は育	長の育児短時	長及び契約局	定に基づき、局	を含む。)の規	準用する場合	二項において	(第十一条第	第十条第三項	13 育児休業法	取り消すこと。	き、11の承認を	の規定に基づ	第五条第二項	12 育児休業法
半日勤務時間	日の振替及び	8 局長の週休	٥	務を命ずるこ	及び時間外勤	7 局長の休日	関すること。	以上の休暇に	引き続き三日	技術評価幹の	庁の課長及び	を除く。)、本	日以上の休暇	(引き続き三	6 局長の休暇	を受けること。	令し及び復命	上の旅行を命	き続き三日以	術評価幹の引	の課長及び技	除く。)、本庁	以上の旅行を	引き続き三日	行にあっては、	5 局長(県外旅	合	を受けた場	員会の承認	認め人事委	特に必要と	ト 管理者が	合

すこと。	承認を取り消	をし、又はその	分休業の承認	局長の修学部	局長及び契約	規定に基づき、	十八条の二の	18 就業規程第	取り消すこと。	き、16の承認を	の規定に基づ	十八条第三項	17 就業規程第	٥	承認をするこ	の部分休業の	及び契約局長	に基づき、局長	第一項の規定	う。)第十八条	業規程」とい	三において「就	表及び別表第	三号。以下この	業管理規程第	埼玉県病院事	程(平成十四年	局職員就業規	16 埼玉県病院	行わせること。	短時間勤務を	務の例による	育児短時間勤
る場合を含む。)	おいて準用す	六条第二項に	二条(同条例第	関する条例第	者同行休業に	12 職員の配偶	こと。	認を取り消す	基づき、10の承	五項の規定に	十六条の五第	11 地公法第二	認すること。	間の延長を承	発休業等の期	し、又は自己啓	休業の承認を	の自己啓発等	及び病院の長	長、技術評価幹	き、本庁の課	の規定に基づ	場合を含む。)	いて準用する	条第三項にお	条(同条例第七	休業条例第二	10 自己啓発等	定すること。	の代休日を指	9 局長の休日	を行うこと。	の割振り変更

13 16 15 14 認を取り消す 上が、 上がき、 12の承 に 記を取り消 し、 又は配偶者同行 の配偶者同行 き、本庁 認 長、 間 同 第十条又は第 \mathcal{O} 規定に基づ育児休業法 [行休業の期 すること。 地公法第二 り消すこと。 ک ° 育児休業法 14の承認を 技術評価幹 定に の基 課づ

十 事 与 等 に 関 す る 給	
1 埼玉県病院	
結与規程第二十 に に に に に に に に に に に に に	21

2 第四項 (同条例) 一条 の 第十九条の 当の支給を一当又は勤勉手 れ る 職 -給 与 与 に よることとさ 処分を行うこ 時 む。)の規定に (において準一十一条第七 五項及び第の四 差し止める る場合を含れて準用 てその例 五条に 関 員の 規程 する 条 にお

(昭和二十 ることと \mathcal{O} 用を受ける職員 給料表(一)の適 を除く。 用を受ける職

によ

条 例

与

に 関

る

十九条の三第

一項(同条例第

九条の四第

例第十九号)第

年埼玉県条

に

五. +

- 一条第七項 - 一条第七項

3 分を行うこと。 の規定に基づという。)第二 いてその例に 含む。) の規定 において「病院号。以下この項 条例第十八号) を支給しない 全部又は一部 き、退職手当の 事業給与条例」 条例第八十八 十三年埼玉県 する条例(平成 及の 事 消すこと。 る 手当の支給 一時差し 給与規程 給与の 当又は 手当 る職 埼玉県 処 分 八年埼玉県 ることとさ 業企業職員 び基準に (昭和三 に 関 員の を 種 病 取 止 勤 退 第 関 \otimes を 勉 す 類 り

 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1

十二 労働組合	
1 地方公営企業等の労働組合の業 労働組合の業	10 事 定に基づき、例 第 一 項 か ら 第 一 項 ま で の 明 ま で の 第 二 十 条 条 条 第 第 二 項 か ら 常 第 二 項 の か ら 第 第 二 項 の 神 で の 期 す る 観 ま 三 項 の か ら 第 第 二 項 の か ら 第 第 二 項 の か ら 第 二 項 の か ら 第 二 項 の か ら 第 二 章 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 の れ れ ら 第 と 。

十三 会に関する事員	
- 2 規 年 則 準 格 受 ら 人 は し 申 人 一 規 年 (に 則 人 (n) に 同 初 理 の 事 報 誌 事 号 則 人 昭 関 職	2 可及び取消し 可及び取消し の団体交渉に の団体交渉に あ定を締結す ること。
規則第六一十 一号)により、 一号)により、 し、請求し、及び し、請求し、及び を理すること。 の通知書を らの通知書を らの通知書を 有人事委員会か を 初任給、昇 り、及び を の通知書を を の通知書を を の通知書を を の通知書を	

		十四をび表彰に関めて、叙勲	
を知事に推薦で叙勲候補者	2 位階令 (大正 2 位階令 (大正 十五年勅令第 三百二十五号) 及び勲章制定 大政官布告第	1 規則(平成二十 規則(平成二十 三十一年埼玉 県訓令第二十 『書・ 『明の 『明の 『明の 『明の 『明の 『明の 『明の 『明の 『明の 『明の	百二十一号)に 古二十一号)に

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	十七 職員の福	十六 埼玉県職 埼玉に関する事務 めるに関する事務 める	十五 職員の旅 職員の旅 職員の旅 職員の旅 職員の旅 職員の旅 職員の旅 職員の旅
三の規定に	決定し、実施する計画を配員の衛生管理	医 一 一 一 一 一 一 一 一 一	職員の旅費に関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	る を 理		

第 いて「施 が下この 施 務	十九 地方公営 企業法 (以下この項において (昭和二十七	十七年法律第二百九十二号。以下この項において「法」とおいて「法」と
又 う 機 っ 二 第	1 法第二十七条の規定に基条の規定に基めの一部を取り扱わせるこ	2 に関すること。 2 に関すること。 2 に関すること。 2 に関すること。 2 に関すること。 2 に関すること。 2 に関すること。 2 法第十八条 2 法第十八条 2 法第十八条 2 法第十八条 2 に 異 で に 基 ご に 基 ご に 基 ご に 基 ご に 基 ご に 基 ご に 基 ご に 基 ご に 基 ご に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に
3 に基づき、公金 に基づき、公金 人に委託する 十条	2 条の規定に基 でき、試算表等 に提出するこ と。 法第三十一	

名		埼玉県病院事業	十 埼玉県病	<u>=</u> +
免許 との事務につい の 事務につい の 事務につい の 事務につい の 事務につい の 事務につい との 事務につい との まづき、監査の要求を 対して 時間を 定い が ま 第三十四 を 求め、その規定 に 基づき、監査を が ること の 規定 に 基づき、監査を が ること の 規定 に 基づき、職員の 規定 に 基づき、職員の 規定 に 基づき、職員の 規定 に を か ら を 、 第二十 の 規定 に 基づき、職員の との 表 の 規定 に を で 準 出 納 取 を との 事 務 公 に 検 務 の た を 事 で を 務 公 に 検 察 の た の ま で も の ま で も の ま で も の ま で も で な な 金 業 の を 変 事 務 公 に を を 務 公 に を を 務 公 に を を 務 公 に を を か ら を ま で か ら を か ら を か ら を か ら を か ら を か ら を か ら を か ら か ら				
部 民		免除すること。		
田		又 は		
本の事務につい の二の規定に 基づき、職員の 等の 現定に 基づき、職員の 別定に を	て検査す	償責任の		
四項の財産で と。 は第三十四 と。 は第三十四 を求め、その決定で準 を定めて賠 を定めても が、その決 と。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の事務に	づき、職員		
て監査委員に 基づき、脚 の 二の規定で 準 と。	公金の収	項の規定		
一年 大田	の業務に	三条の二		
田 条	地方公営	法第二百		
 会の男務につい の事務につい の事務につい の事務につい の事務につい に対して時 とですること とでおめ、その決 とでおり、その決 とでおり、その決 とでおり、その決 との規定に の以に を求め、その決 との力 との力 に対して時 の大況を を求め、その決 との力 に対して時 の五第一十一条の おり とであずること が方令 おり おり おり に対して時 の規定に の規定に おり <l< th=""><th>関等につ</th><th>する地方</th><th></th><th></th></l<>	関等につ	する地方		
 で監査委員に 基づき、地方の まること。	納取扱金	の規定で		
と 信 を 定 め で 告 で き で 第 二 子 の 月 を 定 め で と の 月 に 基 づ き 、 節 二 子 の 月 に 基 づ き 、 節 二 子 の 月 を 定 め で き で き で 第 一 号 か ら で に 基 づ き で き で 第 一 号 か ら で た か で き で が る こ と の 月 定 に 基 づ き で り か ら で か で き で 第 二 子 の 月 を 定 め で き で 第 二 子 の 月 を 定 め で き で り ま で ら で き の 五 第 一 号 ま で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か で か	規定に基づき、	法第三十		
世本の事務につい の二の規 で監査委員に 基づき、地 を求め、その決 に	二条の五	٥		
で監査委員に 基づき、脚 の 事務につい の 二の規 定 で 準 事に提出 まづき、	施行令第	を命ずるこ		
 で監査委員に 基づき、脚 すること。 営企業の 要求を 営企業の 規定で準 事に提出 事に提出 事に提出 事に提出 事に提出 事に提出 事に提出 事に提出	ること。	を定めて		
で監査委員に 基づき、脚 の事務につい の二の規 で 監査の要求を 営企業の	人に委託	に基づき		
 で監査委員に 基づき、脚すること。 営企業の要求を 営企業の規定で準 事に提出 事に提出 事に提出 事に提出 の五第一人の五第一人の五第一人の五第一人の五第一人の五第一人の五第一人の五第一人	出の事務	め、その		
及び賠償額を 一号まで と	る経費等	定するこ		
(賞責任の有無 一号から で監査委員に 基づき、地 すること。 営企業の お法第三十四 する書類 その規定で準 事に提出 手三条の二第 4 施行令 十三条の二第 十一条の 規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の規定に の	号までに	び賠償額		
 こと。 一年の規定で準 一年の規定で準 一年の規定で準 一条の規定で準 一条の規定で準 一条の規定に 一条の規定に 一条の規定に 一条の規定に 	号から第	責任の有		
 基づき、監査委 基づき、地の二の規定で準 年の規定で準 年に提出 十三条の二第 十一条の規定に 一条の規定に の規定に の状況を 一条の規定に 一条の規定に 	五第一項	に対して		
三項の規定に の規定に 一条の規定で準 事に提出 十三条の二第 4 施行令 十三条の二第 十一条の規定で	第二十一	づき、監査		
大三条の二第十一条の十三条の二第十一条の十三条の二第十一条の	規定に基	項の規定		
治法第二百四4施行令施方の事務についのよいの事務についの状況を監査の要求を営企業のが況を事に提出本の規定で準事に提出事に提出	一条の十	三条の二		
用する地方自こと。用する地方自こと。の状況を説無なの規定で準事に提出すまの規定で準事に提出す	施行令	法第二百		
条の規定で準事に提出すること。基づき、地方な第三十四する書類をな第三十四する書類を		する地方		
大会 </td <td>に提出す</td> <td>の規定で</td> <td></td> <td></td>	に提出す	の規定で		
事務についの状況を説監査委員に基づき、地方監査委員に基づき、地方	る書類を	法第三十		
査の要求を営企業の業監査委員に基づき、地方の二の規定	状況を説	る		
監査委員に 基づき、地方 事務につい の二の規定	企業の業	査の要求		
事務につい の二の規定	づき、地方	監査委員		
	二の規定	事務につ		

排除すること。	S
場合を含む。) か	坦
条を準用する	本
四条において	+
競争入札(第百四	**
する者を一般	当
各号の一に該	項
七条の四第二	関する事務
施行令第百六	規程第四号)に 法
基づき、地方自治	病院事業管理
十二条の規定に	程(平成十四年)十
務規程第百三	院事業財務規 財
	_

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。附 則

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局文書管理規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第八号)の一部

を次のように改正する。

別表小児医療センター建設課の項を削る。

附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局公印規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第七号) \mathcal{O} 一部を次

のように改正する。

別表埼玉県病院局病院建設部長印及び小児医療センター建設課長印の 則 項を削る。

この規程は、 平成二十九年四月一 日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規 **飛程を次** の ように定め る

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

次 のように改正する 埼玉県病院事業財務規程 (平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号) の _ 部 を

目次中「第百六十九条」 を「第百六十九条の二」 に改める。

という。 十五号」に改め、 十六号」に改め、 を一号ずつ繰り上げ、 「第十三号」 「第十六号」に改め、第五項中「第十四号」を「第十三号」に、「 第十一条第一項中第四号を削り、 「第十一号」 $\overline{}$ は同項第八号及び第十一号の帳簿を」 を「第十二号」に、「第十五号」を「第十四号」 第四項中「第九号」を「第八号」に、「第十号」 を「第十号」に改め、 第六項中「第十五号」を「第十六号」に改める 第二項中「、 小児医療センター 第五号を第四号とし、 第三項中「第十二号」 - を削り、 建設課長 (以下「 「第八号」 第六号から第十七号ま に、「第十七号」を を「第十一号及び第 第十七号」を「第 を「第九号」 を「第七号」 建設課長」 に で

第十五条中「、建設課長」を削る。

に改める。 第三十八条第四号中「 東京電力株式会社」 を「 東京電· カパ ワー グリ ッ ド 株式会社

第五十一条第一 項 中 き 損」 を \neg 毀 損 ĺĆ 除権判 決 を 除権決定」 に 改 め

第八十五条及び第八十六条中「、建設課長」を削る。

第百十三条の二及び第百三十一条中「、 第八十八条、 第八十七条中「物品のうち」の下に「取得価額が十万円以上、 第九十九条、 第九十一条、 第百一条、 第百八条の二、 第九十二条の二、第九十三条、 建設課長」を削る。 第百十条、 第百十一条、 第九十五条、 かつ、 第百十二条 を加える。 第九十七

建設部長」 第百五十条の表支出負担行為の項行為を行う者の欄中「及び病院建設部長 副 課長」 部長」及び「及び建設課長」を削り、 に改め、 という。 に 改 める。 支出命令の項補助する者の欄中「所管の副課長」)」及び「及び建設課長」を削り、 「所管の副課長」を「 同項補助する者の欄中「及 を「所管の技術 所管の技術幹、 (以下

第百五十三条、 建設課長」 を 削 第百五十四条、 第百五十七条、 第百五十八条及び第百五十九条中

第百六十七条及び第百六十八条中「課長」 を「 副課長」 に 改める。

第百六十九条の次に次の一条を加える。

(当座借り越しの方法による一時借入れ)

続きをすることができる。 管理者の決裁を経て出納取扱金融機関と当座借り越しの方法による一時借入れの手 ある企業出納員は、 第百六十九条の二 予算内の支出をするため資金が不足すると見込まれるときは、 第百六十七条及び第百六十八条の規定に かかわらず、 副課長で

- 出 2 取扱金融機関 前項の規定による一時借入れは、 の統轄店に送付することにより行うものとする。 副課長である企業出納員が当座借越請求書を
- 行うものとする。 課長である企業出 3 当座借り越し 納員が出納取扱金融機関 の方法による一時借入金の返済は、 の統轄店に支払証を送付することにより 前条の規定に か か わらず、

第百七十七条中「 第百七十六条中「、 課長」 建設課長」 を「副課長」に改める。 を 削る。

不用品売却	「 に、 -	公課費	「 を		7 別表第一中
	- -		_		

を

 \sqsubseteq

不用品売却原価 貸倒損失 繰入額 貸倒引当金

に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四(第百六十条関係)

執行伺の決裁及び合議区分

決裁及び合議		決裁▷	☑分		合議区分
区分		Γ	T	T	
行為区分	管理者	局長	課長	病院の 長	課長
					1億円以上 (契約変更額 が当初契約金 額の5%以上
1 建設工事 の起工 (契約変 更を含む。)	5 億円以上	1 億円以 上 5 億円 未満	1 億円 未満	5 億円 未満	となる場合又は契約変更額の累計額が当初契約金額の5%以上となる場合を含む。)
2 建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託	1 億円以 上	1,000万 円以上 1億円未 満	1,000万 円未満	1 億円 未満	1,000万円以 上
3 土地の買入れ	7,000万 円以上	5,000万 円以上 7,000万 円未満	5,000万 円未満	7,000万 円未満	5,000万円以 上

- 4 重要、異例その他特殊な執行に係る伺書(固定資産の買入れにあっては執行 予定額が7,000万円以上の伺書)は、課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁 を受けなければならない。
- 5 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。

別表第五(第百四十八条、第百四十九条の三、第百六十一条関係) 支出負担行為の決裁及び合議区分

区分		 決裁[x 分		様式の区	合議
		77 (2.4)	_ / /		分	区分
科目等					支出負	
					担行為	
					決議書	
	管理者	局長	課長	病院の	支出伝	課長
				長	票又は	
					振替伝	
					票	
1 現金の						
支出を伴						
うもの						
(1) 給						
与費						
給料、手						
当、報						
酬、賃						
金、退職						
給付費、						
法定福						
利費						
(2) 材						
料費						
薬品費、						
診療材						
料費、給						
食材料						
費等						
医療消						
耗備品					(100万	

費			円未満	
			のもの	
)	
(3) 経				
費				
厚生福				
利費、賃				
金、報償				
費、旅費				
交通費、				
交際費、				
光熱水				
費、保険				
料、通信				
運搬費、				
諸会費、				
公課費				
職員被				
服費、消			(100万	
耗品費、			円未満	
消耗備			のもの	
品費、燃)	
料費、食				
糧費、印				
刷製本				
費、修繕				
費、雑費				
			(テレビ	1,00
賃借料	100万円	100万円	受信料、	0万
貝旧竹	以上	未満	会場使用	円以
			(借上)	上
			料、寝具	

					借上料、	
					自動車使	
					用料、不	
					動産の借	
					入れに係	
					る長期継	
					続契約に	
					よるもの	
					及び100万	
					円未満の	
					もの)	
 委託料						
(施						
設の						1,00
維持		1,000万	1,000万			0万
に係		円以上	円未満			円以
るも						上
の)						
(ट		200万円	200万円			1,00
の他)		以上	未満			0万
						円以
						上
 負担金						
補助及						
び交付						
金						
					(会議用	
					負担金、	
					研修参	
					加者負	
					担金及	
					び建物	
					の共益	
	I					

(4) 研究					費に係 る負担 金) (100万 円未もの)	
謝金、旅費						
(5) 改費 施改事 (等るを) 一種 (5 億円以上	1億円以6円	1 億円 未満	5 億円	(事務経 費で100 万円未 満の)	1 億 円以 上
うち委 託に係 るもの	1 億円以上	1,000万 円以上 1億円 未満	1,000万	1 億円		1,00 0万 円以 上
(6) 固 定資産 購入費	7,000万 円以上	5,000万 円以上 7,000万 円未満	5,000万 円未満	7,000 万円未 満	(100万 円未満 のもの)	7,00 0万 円以 上

うちリー	100万円	100万円		1,00
ス資産	以上	未満		0万
				円以
				上
(7) 企				
業債償				
還金、支				
払利息				
及び企				
業債取				
扱諸費				
(8) そ				
の他の				
もの				
2 現金の				
支出を伴				
わないも				
<i>o</i>				

- 備考 1 印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
 - 2 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約(単価契約に該当するものを除く。)によるものについては、支出負担行為決議書を使用するものとする。
 - 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。
 - 4 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出伝票又は振替伝票を使用することができる。
 - 5 この表の定めにかかわらず、支出伝票又は振替伝票を使用する場合は、課長又は病院の長の決裁とする。
 - 6 支出負担行為の変更に係る決裁については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額による。

別記の表中

7

ᆫ

の下に

7

_

を加える。

様式第四十一号中「(き損)」を「(毀損)」に、 「除権判決」を「除権決定」

に改める

様式第六十六号の次に次の一様式を加える。

様式第六十六号の二

年 月 日 返済予定日 年 埼玉県病院局経営管理課企業出納員 拾億 百万 千		
	月 日	
		භ
金額	円	

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次の ように定め る。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程 (平成二十二年埼玉県流域下水 道事業管理規程第一 号)

の一部を次のように改正する。

とし、 六号を第二十一号とし、 十三号を第十八号とし、 四 号 ら 第二十四号ま 十号を第九号とし、 下 第二条第二項中第六号を削り、 12 から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、 第十九号から第二十一号までを四号ず 衛生管理」 で」を を加え、 第十一 「前各号」に改め、 第二十四号を第十九号とし、 第二十七号を第二十二号とする。 号及び第十二号を削り、 同号を同項第七号とし、 第七号を第六号と 同号を同項第二十号とし 第十七号を削 つ繰り上げ、 Ĺ 同項第二十五号中 第十三号を第十号とし、 同項中第九号を第八号とし、 同 り、 項第八号 第二十二号を削り、 第十八号を第十四号 中 同項中第二十 「福利厚生」 「第一号か 第二

第五条中「管理者」を「下水道事業管理者」に改める。

附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第

十七号)の一部を次のように改正する。

満の物品及び」を削る。 第九十九条第一号中「耐用年数一年以上、 かつ、 取得価格が五万円以上十万円未

附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

二号) 事業会計補正予算(第一号)、平成二十八年度埼 度埼玉県水道用 業特別会計補正予算 年度埼玉県用地事業特別会計補正予算 (第一号)、平成二十八年度埼玉県県営住宅事 成二十八年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十 成二十八年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第一号)、平成二十八年度埼玉県証 般会計補正予算 別会計 (第一号)、平成二十八年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算 埼玉県議会平成二十九年二月定例会において議決された平成二十八年度埼玉 正予算 平成二十八年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算 を地方自治法 次のとおり公表する。 補正予算(第一号)、平成二十八年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正 (第一号)、 水供給事業会計補正予算 (第五号)、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定に (第一号)、平成二十八年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会 平 成二十八年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第二 平成二十八年度埼玉県一般会計補正予算 (第一号)、 玉県流域下 平成二十八年度埼玉県地 水道事業会計補正予算(第 第一 号)、 (第一号)、 (第六号)、 平成二十八年 域整備 亚 平

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ821,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,895,034,759千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費の補正)
- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款項							項			補正前の額	補 正 額	計
9 国	庫	支 出	金							183, 038, 780	410, 844	183, 449, 624
				2	国	庫	補	助	金	49, 897, 162	410, 844	50, 308, 006
13 繰	走	戉	金							676, 207	22, 847	699, 054
				1	繰		越		金	676, 207	22, 847	699, 054
15 県			債							245, 997, 000	388,000	246, 385, 000
				1	県				債	245, 997, 000	388, 000	246, 385, 000
	歳		入		合		計			1, 894, 213, 068	821, 691	1, 895, 034, 759

歳 出 (単位 千円)

	款			項			補 正 前 の 額	補	正	額	計
6 農	林水産	業費					24, 015, 443			597, 632	24, 613, 075
			1 農	里	業	費	8, 956, 039			315, 898	9, 271, 937
			2 蚕	逐 糸 特 産 及	び水産	業費	463, 330			264, 998	728, 328
			3	産 産	業	費	1, 254, 924			16, 736	1, 271, 660
7 商	エ	費					17, 227, 274			224, 059	17, 451, 333
			1 商	面 工	業	費	17, 069, 379			224, 059	17, 293, 438
	歳	出	合	ì	計		1, 894, 213, 068			821, 691	1, 895, 034, 759

第2表 繰越明許費補正

追
加
(単位
千円)

款	項	事業名	金額
	1 農 業 費	農林公園管理運営費施設整備費	280, 108 35, 790
6 農 林 水 産 業 費	2 蚕糸特産及び水産業費	水産研究所費 茶業研究所費	144, 757 120, 241
	3 畜 産 業 費	農業技術研究センター費	16, 736
7 商 工 費	1 商 工 業 費	次世代産業支援費	224, 059

第3表 地方債補正

追 加

起	債	の	目	的		限	度	額	起債のご	方 法	利	率	償 還	の	方	法	
						普通貸借又は証券	発行(他	10%以内。	ただし、利	政府資金に	こつい	てはそ	一の融通				
									の地方公共団体と	:の共同発	率見直し方	式で借り入	条件により	、銀行	行その	他の場	
									行を含む。)。た	だし、発	れる資金に	ついて、利	合はその債	賃権者	と協定	ごした融	
農林公	人国	協言	小 敕	借事	鈭		15	25, 000	行価格が額面金額	頁を下回る	率の見直し	を行った後	通条件によ	こる。こ	ただし	/、県財	
	7 K	NE D	义 正	畑 尹	*	125, 000		25, 000	ときは、その発行	近格差減	においては	、当該見直	政の都合に	こより打	居置其	間を短	
										額をうめるため必	必要な金額	し後の利率	とする。	縮し、若し	くは紅	操上償	賞還又は
									を限度額に加算し	た金額と			低利に借り	換え	ること	だができ	
									することができる。				る。				
産業技施設		総 含 整	合 セ 備	ン タ 事	業		11	12,000	同	上	司	上	司			上	

変更

扫 		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
		普通貸借又は証券	10%以内。ただ	政府資金について				
		発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に				
		共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他				
		行を含む。)。た	る資金につい	の場合はその債権				
		だし、発行価格が	て、利率の見直	者と協定した融通				
農業大学校	116 000	額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	199,000	,		
施設整備事業	116, 000	ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	133, 000	(補正前に同じ 	。 <i>)</i> I
		価格差減額をうめ	見直し後の利率	により据置期間を				
		るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは				
		を限度額に加算し		繰上償還又は低利				
		た金額とすること		に借り換えること				
		ができる。		ができる。				
農業技術研究センター 施 設 整 備 事 業	557, 000	同 上	同 上	同 上	564, 000	(同 上)
水 産 研 究 所施 設 整 備 事 業	3, 000	同 上	同 上	同 上	74, 000	(同 上)

茶 業 研 究 所施 設 整 備 事 業	司 上 厚	引 上	同上	127, 000	(同 上)

平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)

平成28年度埼玉県一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,398,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,831,636,079千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税		764, 000, 000	△3, 600, 000	760, 400, 000
	1 県 民 税	342, 172, 000	△10, 794, 000	331, 378, 000
	3 地 方 消 費 税	112, 646, 000	2, 718, 000	115, 364, 000
	4 不動産取得税	17, 404, 000	1, 857, 000	19, 261, 000
	7 自動車取得税	6, 712, 997	933, 000	7, 645, 997
	8軽油引取税	46, 670, 998	559, 000	47, 229, 998
	9 自 動 車 税	83, 521, 000	1, 127, 000	84, 648, 000
2 地方消費税清算金		210, 444, 000	△4, 958, 000	205, 486, 000
	1 地方消費税清算金	210, 444, 000	△4, 958, 000	205, 486, 000
3 地 方 譲 与 税		98, 967, 000	△4, 850, 000	94, 117, 000
	1 地方法人特別讓与税	95, 163, 000	△4, 850, 000	90, 313, 000
4 地方特例交付金		3, 737, 000	△28, 305	3, 708, 695
	1 地方特例交付金	3, 737, 000	△28, 305	3, 708, 695

5 地 方 交 付 税		213, 300, 000	2, 077, 554	215, 377, 554
	1 地 方 交 付 税	213, 300, 000	2, 077, 554	215, 377, 554
7 分担金及び負担金		3, 304, 181	△551, 230	2, 752, 951
	1 分 担 金	262, 270	△130, 154	132, 116
	2 負 担 金	3, 041, 911	△421, 076	2, 620, 835
8 使用料及び手数料		29, 049, 192	△407, 405	28, 641, 787
	1 使 用 料	18, 353, 870	△392, 894	17, 960, 976
	2 手 数 料	10, 695, 322	△14, 511	10, 680, 811
9 国 庫 支 出 金		183, 449, 624	$\triangle 10, 588, 250$	172, 861, 374
	1 国 庫 負 担 金	127, 439, 771	△2, 628, 602	124, 811, 169
	2 国 庫 補 助 金	50, 308, 006	△7, 328, 419	42, 979, 587
	3 委 託 金	5, 701, 847	△631, 229	5, 070, 618
10 財 産 収 入		9, 638, 038	△1, 100, 920	8, 537, 118
	1 財産運用収入	7, 081, 284	$\triangle 271,452$	6, 809, 832
	2 財産売払収入	2, 556, 754	△829, 468	1, 727, 286
11 寄 附 金		120, 043	27, 181	147, 224
	1 寄 附 金	120, 043	27, 181	147, 224

	款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 繰	入	金		93, 306, 231	△47, 438, 008	45, 868, 223
			1 特別会計繰入金	3, 321, 932	△58, 817	3, 263, 115
			2 基 金 繰 入 金	89, 984, 299	△47, 379, 191	42, 605, 108
13 繰	越	金		699, 054	4, 413, 434	5, 112, 488
			1 繰 越 金	699, 054	4, 413, 434	5, 112, 488
14 諸	収	入		36, 804, 396	5, 976, 269	42, 780, 665
			1 延滞金、加算金及び過料等	2, 170, 494	△45, 800	2, 124, 694
			2 預 金 利 子	50, 000	△45, 100	4, 900
			3 貸付金元利収入	4, 530, 815	△147, 194	4, 383, 621
			4 受 託 事 業 収 入	3, 279, 185	△486, 428	2, 792, 757
			5 収益事業収入	14, 203, 765	6, 262, 161	20, 465, 926
			7 雑 入	12, 538, 137	438, 630	12, 976, 767
15 県		債		246, 385, 000	△2, 371, 000	244, 014, 000
			1 県 債	246, 385, 000	△2, 371, 000	244, 014, 000
	歳	入	合 計	1, 895, 034, 759	△63, 398, 680	1, 831, 636, 079

歳 出 (単位 千円)

	款			項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議	会	費					3, 177, 299	△18, 486	3, 158, 813
			1 議	会	費		3, 177, 299	△18, 486	3, 158, 813
2 総	務	費					93, 255, 923	△8, 301, 683	84, 954, 240
			1 総	務管	理費		21, 726, 335	△1, 848, 275	19, 878, 060
			2 企	画	費	5	4, 154, 608	△844, 803	3, 309, 805
			3 県	民	費	1,	13, 133, 949	△516, 874	12, 617, 075
			4 環	境	費		11, 371, 053	△1, 253, 001	10, 118, 052
			5 徴	税	費	1,	27, 869, 808	△2, 122, 679	25, 747, 129
			6 市	町 村 振	興 費	1,	5, 244, 515	△700, 942	4, 543, 573
			7 選	挙	費	5	2, 403, 766	△40, 522	2, 363, 244
			8 防	災	費	5	5, 771, 225	△877, 944	4, 893, 281
			9 統	計 調	査 費	5	955, 974	△65, 520	890, 454
			10 人	事委員	会 費	5	302, 366	△11,531	290, 835
			11 監	査 委	員 費	ļ.	322, 324	△19, 592	302, 732

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
3 瓦	是 生	費				348, 215, 436	△14, 946, 485	333, 268, 951
			1 社	会 福 祉	費	259, 545, 376	△11, 330, 962	248, 214, 414
			2 児	童 福 祉	費	76, 507, 251	△3, 668, 530	72, 838, 721
			3 生	活 保 護	費	11, 656, 493	△66, 081	11, 590, 412
			4 災	害 救 助	費	506, 316	119, 088	625, 404
4	生 生	費				69, 965, 037	△7, 599, 967	62, 365, 070
			1 公	衆 衛 生	費	29, 235, 052	$\triangle 2, 317, 735$	26, 917, 317
			2 環	境 衛 生	費	5, 718, 552	△2, 911, 762	2, 806, 790
			3 保	健 所	費	3, 864, 578	△161,866	3, 702, 712
			4 医	薬	費	21, 329, 804	△2, 208, 604	19, 121, 200
5) 働	費				5, 803, 996	△543, 508	5, 260, 488
			1 労	政	費	1, 860, 601	74, 766	1, 935, 367
			2 職	業訓練	費	3, 779, 876	△610, 126	3, 169, 750
			3 労	働 委 員 会	費	163, 519	△8, 148	155, 371
6 農	農 林 水 産	業費				24, 613, 075	△3, 535, 717	21, 077, 358
			1 農	業	費	9, 271, 937	△969, 544	8, 302, 393

		2 蚕:	糸特産	及び	水産業	養費	728, 328	△15, 360	712, 968
		3 畜	産		業	費	1, 271, 660	△84, 557	1, 187, 103
		4 林		業		費	4, 813, 941	△930, 402	3, 883, 539
		5 農		地		費	8, 527, 209	△1, 535, 854	6, 991, 355
7 商 工	費						17, 451, 333	△1, 939, 563	15, 511, 770
		1 商	エ		業	費	17, 293, 438	△1, 937, 456	15, 355, 982
		2 観		光		費	157, 895	$\triangle 2, 107$	155, 788
8 土 木	費						115, 816, 556	△7, 802, 620	108, 013, 936
		1 土	木	管	理	費	11, 426, 051	△541, 994	10, 884, 057
		2 道	路 橋	り	ょう	費	49, 858, 508	$\triangle 1, 477, 505$	48, 381, 003
		3 河		Ш		費	31, 266, 576	△4, 123, 927	27, 142, 649
		4 都	市	計	画	費	21, 919, 246	△1, 770, 139	20, 149, 107
		5 住		宅		費	1, 346, 175	110, 945	1, 457, 120
9 警 察	費						143, 978, 378	△756, 396	143, 221, 982
		1 警	察	管	理	費	132, 757, 315	△341,067	132, 416, 248
		2 警	察	活	動	費	11, 221, 063	△415, 329	10, 805, 734
10 教 育	費						534, 055, 508	△4, 639, 859	529, 415, 649

款	項	補正前の額	補 正 額	a
	1 教 育 総 務 費	65, 250, 007	△1, 180, 303	64, 069, 704
	2 小 学 校 費	162, 194, 241	△ 5, 235	162, 189, 006
	3 中 学 校 費	100, 778, 387	△399, 868	100, 378, 519
	4 高 等 学 校 費	105, 341, 347	$\triangle 2,761,563$	102, 579, 784
	5 特別支援学校費	41, 858, 695	△1, 231, 241	40, 627, 454
	6 大 学 費	2, 234, 656	△70, 441	2, 164, 215
	8 社 会 教 育 費	4, 502, 132	1, 118, 178	5, 620, 310
	9 保 健 体 育 費	1, 094, 812	△109, 386	985, 426
11 災 害 復 旧 費		1, 707, 007	△798, 138	908, 869
	1 農林水産施設災害復旧費	103, 587	△39, 869	63, 718
	2 土木施設災害復旧費	1, 603, 420	△758 , 269	845, 151
12 公 債 費		278, 360, 713	△7, 877, 782	270, 482, 931
	1 公 債 費	278, 360, 713	△7, 877, 782	270, 482, 931
13 諸 支 出 金		258, 134, 498	△4, 638, 476	253, 496, 022
	1 公営企業支出金	17, 026, 498	△847, 476	16, 179, 022

	2 地方消費税清算金	104, 186, 000	6, 458, 000	110, 644, 000
	4 配 当 割 交 付 金	8, 735, 000	△4, 663, 000	4, 072, 000
	5 株式等譲渡所得割交付金	6, 464, 000	△3, 934, 000	2, 530, 000
	6 地方消費税交付金	107, 765, 000	△2, 316, 000	105, 449, 000
	8 自動車取得税交付金	4, 900, 000	663, 000	5, 563, 000
	9 軽油引取税交付金	6, 401, 000	△1,000	6, 400, 000
	10 利 子 割 精 算 金	12, 000	2,000	14,000
歳 出	合 計	1, 895, 034, 759	△63, 398, 680	1, 831, 636, 079

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補	正	前	補	正	後
水人	垻	事 未 石	総額	年 度	年 割 額	総額	年 度	年 割 額
	0 15 15 15	県立文化施設整備事業費	5, 185, 155	平成27年度平成28年度	413, 879 4, 771, 276	5, 143, 210	平成27年度平成28年度	413, 879 4, 729, 331
2 総 務 費	3 県 民 費	青少年総合野外活動センター 解体事業費	572, 740	平成28年度平成29年度	400, 918 171, 822	389, 543	平成28年度平成29年度	217, 721 171, 822
	8 防 災 費	県庁舎非常用 都市ガス発電機等 整備事業費	1, 253, 176	平成26年度 平成27年度 平成28年度	8, 895 327, 570 916, 711	829, 733	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	8, 895 327, 570 193, 288 299, 980
6 農 林 水 6 産 業 費	1 農 業 費	農業技術研究センター施設整備事業費	582, 107	平成26年度 平成27年度 平成28年度	140, 060 202, 686 239, 361	562, 107	平成26年度 平成27年度 平成28年度	140, 060 202, 686 219, 361

8 土	木	費	4 都市計画費	さいたまスーパー アリーナ・けやきひ ろば大規模改修費	2, 442, 037	平成27年度平成28年度	1, 223, 053 1, 218, 984	2, 267, 970	平成27年度平成28年度	1, 223, 053 1, 044, 917
9 警	察	費	1 警察管理費	岩 槻 警 察 署 庁 舎 建 設 費	3, 458, 911	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	137, 498 338, 410 1, 738, 655 1, 244, 348	3, 422, 432	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	137, 498 301, 931 1, 738, 655 1, 244, 348
10 教	育	費	1 教育総務費	教育関係庁舎 解体事業費(平成 28年度着工分)	367, 251	平成28年度平成29年度	330, 526 36, 725	249, 273	平成28年度 平成29年度	212, 548 36, 725

第3表 繰越明許費補正

追 加

	款				項			事業名	金	額
								民間社会福祉施設整備促進事業費		125, 506
	3 民 生 費	4 - 5 1.	^	1=			県立社会福祉施設整備費		29, 430	
0 🖽		1 社	会	福	祉	費	心身障害児(者)援護施設等整備助成費		872, 134	
3 氏							介護基盤緊急整備等特別対策事業費		155, 830	
			2 児	童	福	祉	費	子育て支援特別対策事業費		133, 286
			3 生	活	保	護	費	救護施設整備助成費		1, 956
			1 公	衆	衛	生	費	感染症予防費		5, 181
4 衛	生	費	4 15		本		弗	大学附属病院等整備・医学部環境調査費		4, 626, 247
			4 医		薬		費	看護師等離職防止施設整備費補助		6, 974
			1 農		業		費	経営体育成条件整備費		26, 547
				産	;	業	費	畜産経営改善対策費		58, 581

				秩父高原牧場費	24, 084
				森林整備推進事業費	135, 791
				水源地域の森づくり事業費	259, 343
				里山・平地林再生事業費	11, 923
	4 44	علاد		林業・木材産業構造改革事業費	24, 250
	4 林	業	費	森林整備加速化・林業再生事業費	4, 500
				都市と山村交流の森管理事業費	36, 072
6農林水産業費				森林管理道整備事業費	165, 964
				治山事業費	201, 380
				かんがい排水事業費	418, 040
				ほ場整備事業費	528, 700
				農地防災事業費	468, 200
	5 農	地	費	農道整備事業費	61, 200

	款			項			事		業	名	金	額
							団体営土地改良事	業費				123, 134
							川の国埼玉はつら	つプロジェ	- クト推進費	共		19, 000
							基幹水利施設管理	里事業費				14, 044
7 商	ī I	費	1 商	エ	業	費	次世代産業支援費	,				27, 000
							舗装道整備費					981, 000
							道路環境整備費					200, 000
							自転車歩行者道整	整備費				1, 007, 300
							交差点整備費					363, 600
							バリアフリー安全	全対策費				170, 000
							道路安全施設費					771, 700
							自転車通行環境整	整備費				9, 847

	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金(維持)事業費	937, 300
		社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費	2, 135, 019
		通学路グリーンベルト整備費	75, 000
		道路改築費	2, 008, 149
		道路改築事業費	537, 580
		社会資本整備総合交付金(橋りょう維持)事業費	1, 070, 000
		橋りよう架換費	276, 849
		社会資本整備総合交付金(橋りょう整備)事業費	750, 698
		排水機場等維持修繕費	392, 000
		河川管理費	33, 722
		河川維持修繕費	69, 343
		ダム等施設管理費	13, 000
8 土 木 費		河川改修調査費	59, 567

款	項	事	金額
		市町村治水事業費負担金	37, 000
	3 河 川 費	河川施設震災対策費	419, 000
		川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	45, 000
		砂防施設費	143, 450
		急傾斜地崩壞対策費	32, 500
		社会資本整備総合交付金(砂防)事業費	615, 888
		社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	278, 670
		水防情報システム整備費	62, 742
		都市計画調査費	32, 300
		社会資本整備総合交付金(区画整理)事業費	212, 686
		公共団体区画整理事業県道整備費	14, 667
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	785, 336

							市街地再開発促進費補助	6, 830
							市街地再開発事業等公共施設管理者負担金	341, 400
	4	都	市	計	画	費	街路整備費	1, 481, 029
							公園等施設管理費	286, 500
							公園等施設整備費	1, 286, 500
							新たな森建設費	820, 582
							埼玉スタジアム2002公園管理運営費	920, 000
							埼玉スタジアム2002公園施設整備費	272, 000
							社会資本整備総合交付金(公園)事業費	389, 361
9 警 察 費	1	警	察	管	理	費	朝霞警察署庁舎設計費	227, 124
							県立学校大規模改修費	1, 724, 700
	1	教	育	総	務	費	教育関係庁舎建物等維持管理費	154, 973
10 教 育 費							県立学校等石綿緊急対策費	61, 643

款	項	事	金額
	4 高 等 学 校 費	理科教育設備費	30,000
	5 特 別 支 援 学 校 費	県立特別支援学校プール整備費	250, 736
	,農林水産施設	平成28年発生農地・農業用施設災害復旧費	7, 150
11 災 害 復 旧 費	¹ 災 害 復 旧 費	平成28年発生治山施設災害復旧費	25, 350
	2 土木施設災害復旧費	平成28年発生土木施設災害復旧費	405, 060

変更

款	項	補 正	前	補 正	後
极人	4	事 業 名	金額	事 業 名	金額
		災害防除費	150,000	災害防除費	859, 000
	9 道 悠 様 り ょ う 弗	電線地中化(道路) 整 備 費	130,000	電線地中化(道路) 整 備 費	230, 000
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	50,000	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	3, 940, 409
8 土 木 費		橋りょう修繕費	160,000	橋りょう修繕費	5, 531, 000
	3 河 川 費	河川改修費	150,000	河川改修費	2, 766, 180
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	107, 000	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	5, 343, 519
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	260,000	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	1, 326, 967

第4表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
かんがい排水事業		平 成 2	9 年 度			40, 000
道路改築事業		平 成 2	9 年 度			200, 000

第5表 地方債補正

<u></u>追 加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		普通貸借又は証券発行(他	10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通
		の地方公共団体との共同発	率見直し方式で借り入	条件により、銀行その他の場
		行を含む。)。ただし、発	れる資金について、利	合はその債権者と協定した融
平成28年度減収補塡債	10, 932, 000	行価格が額面金額を下回る	率の見直しを行った後	通条件による。ただし、県財
	10, 002, 000	ときは、その発行価格差減	においては、当該見直	政の都合により据置期間を短
		額をうめるため必要な金額	し後の利率とする。	縮し、若しくは繰上償還又は
		を限度額に加算した金額と		低利に借り換えることができ
		することができる。		る。

+3 <i>!</i> +> <i>!</i> !		補	正	前		補	正	
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
		普通貸借又は証券	10%以内。ただ	政府資金について				
		発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に				
		共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他				
		行を含む。)。た	る資金につい	の場合はその債権	į			
		だし、発行価格が	て、利率の見直	者と協定した融通				
低公害車整備事業	22,000	額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	17, 000	(補正前に同じ。)
区 五 百 平 正 佣 爭 未	22,000	ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	17,000		作用 北下 刊 (〜 1円) し。)
		価格差減額をうめ	見直し後の利率	により据置期間を				
		るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは				
		を限度額に加算し		繰上償還又は低利				
		た金額とすること		に借り換えること				
		ができる。		ができる。				
国大长礼散供 末米	0 600 000				7 004 000	,		`
県 有 施 設 整 備 事 業	9, 623, 000		同上	同 上	7, 894, 000	(同 上 	<i>)</i>
試 験 研 究 機 関 等								
設備整備事業	89, 000	同 上	同 上	同 上	69, 000	(同 上 I)
妇 の 木 唐 此 め								
緑の森博物館 用地購入事業	40,000	同 上	同 上	同 上	12, 000	(同 上)
2 /11 / 1 / 1								

身近な緑公有地化事業	45, 000	同 上	同 上	同 上	20, 000	(同 上)
防災学習センター施 設 整 備 事 業	24, 000	同 上	同 上	同 上	21, 000	(同 上)
防災行政無線高度化推進事業	1, 287, 000	同 上	同 上	同 上	1, 198, 000	(同 上)
発達障害総合支援センター設備整備事業	33, 000	同 上	同 上	同 上	18, 000	(同 上)
心身障害児(者)援護施 設 等 整 備 事 業	1, 266, 000	同 上	同 上	同 上	584, 000	(同 上)
老人福祉施設整備事業	3, 861, 000	同 上	同 上	同 上	3, 825, 000	(同 上)
総合リハビリテーション センター設備整備事業	110, 000	同 上	同 上	同 上	96, 000	(同 上)
児童福祉施設整備事業	459, 000	同 上	同 上	同 上	185, 000	(同 上)
県民健康福祉村改修事業	105, 000	同 上	同 上	同 上	78, 000	(同 上)

起債の目的		補	正	前		補	正	後
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
		普通貸借又は証券	10%以内。たた	政府資金について				
		発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に				
		共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他				
		行を含む。)。た	る資金につい	の場合はその債権				
		だし、発行価格が	て、利率の見直	者と協定した融通				
大学附属病院等	6, 295, 000	額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	5, 546, 000	(
整 備 事 業	o, _ 00, 000	ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	0,010,000	(補正前に同じ。 		, <i>)</i>
		価格差減額をうめ	見直し後の利率	により据置期間を				
		るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは				
		を限度額に加算し		繰上償還又は低利				
		た金額とすること		に借り換えること				
		ができる。		ができる。				
地域医療教育センター	04.000				00.000	,		
設 備 整 備 事 業	34, 000	P	同上	上 上	22, 000	(同 上 	<i>)</i>
農業技術研究センター								
施設整備事業	564, 000	同 上	同上	一 上	522, 000	(同 上)
水 産 研 究 所 施 設 整 備 事 業	74, 000	同 上	同 上	同 上	71, 000	(l 同 上)
旭 以 定 畑 尹 未								

秩 父 高 原 牧 場 基 盤 整 備 事 業	39, 000	同 上	同 上	同 上	37, 000	(同 上)
林 道 事 業	239, 000	同 上	同 上	同 上	211, 000	(同 上)
県単独治山事業	235, 000	同 上	同 上	同 上	234, 000	(同 上)
治 山 事 業	118, 000	同 上	同 上	同 上	104, 000	(同 上)
地すべり防止事業	40, 000	同 上	同 上	同 上	39, 000	(同 上)
農業基盤整備事業	1, 099, 000	同 上	同 上	同 上	850, 000	(同 上)
直轄事業(土地改良) 負 担 金	378, 000	同 上	同 上	同上	551, 000	(同 上)
旧農業大学校等解体事業	1, 239, 000	同 上	同 上	同 上	864, 000	(同 上)
県単独道路建設事業	18, 950, 000	同 上	同 上	同 上	18, 931, 000	(同 上)

	# /)目的			補	正		前		補	正		後
,) H BY		限度額	起債の方法	利	率	償還の方法	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法
				普通貸借又は証券	10%以内	っ。ただ	政府資金について						
				発行(他の地方公	し、利率	見直し	はその融通条件に						
					共団体との共同発	方式で借	もり 入れ	より、銀行その他					
				行を含む。)。た	る資金は	につい	の場合はその債権						
					だし、発行価格が	て、利率	図見直	者と協定した融通					
道	路	事	業	7, 092, 000	額面金額を下回る	しを行っ	た後に	条件による。ただ	6, 752, 000	(補正前	に同じ	
~_	24	•	//	., <u>_</u> ,	ときは、その発行	おいては	比、当該	し、県財政の都合	o, . o _ ,		無正則	に回し	。 <i>)</i>
					価格差減額をうめ	見直し後	の利率	により据置期間を					
				るため必要な金額	とする。		短縮し、若しくは						
				を限度額に加算し			繰上償還又は低利						
					た金額とすること			に借り換えること					
					ができる。			ができる。					
旧出	: X바 2르 11	したを書	यार	E 200 000		⊟	I.	. I.	E 904 000	(ī	
	出四川	改修事	来	5, 390, 000	日 上	F]	上	同 上	5, 384, 000	(同 		:)
河	JII	事	業	5, 473, 000	同 上	同	上	同 上	4, 798, 000	(同	上	_)
			\dashv										
砂	防	事	業	676, 000	同 上	同	上	同上	598, 000	(l 同	上)
	•			·					•	`			

直轄事業負担	金 13, 289, 0	00 同	上	同 上	同 上	10, 234, 000	(同 上)
都市環境整備事	業 914,0	00 同	上	同 上	同 上	783, 000	(同 上)
県 単 独 街 路 事	業 2,580,0	00 同	上	同 上	同 上	2, 276, 000	(同 上)
街 路 事	業 1,824,0	00 同	上	同 上	同 上	1, 544, 000	(同 上)
県 単 独 公 園 事	業 3,989,0	00 同	上	同 上	同 上	2, 771, 000	(同 上)
公 園 事	業 502,0	00 同	上	同 上	同 上	955, 000	(同 上)
警察署庁舎建設事	業 4,439,0	00 同	上	同 上	同 上	4, 273, 000	(同 上)
交通安全施設整備事	業 1,089,0	00 同	上	同上	同 上	914, 000	(同 上)
県立高等学校建設事	美 5,522,0	00 同	上	同 上	同 上	4, 326, 000	(同 上)

起債の目的		補	正	前		補	正	
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
		普通貸借又は証券	10%以内。ただ	政府資金について				
		発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に				
		共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他				
		行を含む。)。た	る資金につい	の場合はその債権				
		だし、発行価格が	て、利率の見直	者と協定した融通				
県立特別支援学校	965, 000	額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	2, 264, 000	(補正前に同じ	
建 設 事 業		ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	_, _ 0 1, 0 0 0			, <i>)</i>
		価格差減額をうめ	見直し後の利率	により据置期間を				
		るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは				
		を限度額に加算し		繰上償還又は低利				
		た金額とすること		に借り換えること				
		ができる。		ができる。				
	200 000				510.000	,		
社会教育施設整備事業	622, 000	同	同上	同 上	512, 000	(同 上 I)
八五十学注 / 扶工用去								
公立大学法人埼玉県立 大 学 施 設 整 備 事 業	239, 000	同 上	同 上	同 上	178, 000	(同 上)
史 跡 整 備 事 業	7,000	 同	同 上	同上	2,000	(l 同 上)
J. M. H. VIII J. A.	., 500				_, 。。	(1.4	

土木施設災害復旧事業	593, 000	同 上	同 上	同 上	314, 000	(同 上)
都市施設災害復旧事業	275, 000	同 上	同 上	同 上	133, 000	(同 上)
水道用水供給事業出 資 金	4, 786, 000	同 上	同 上	同 上	4, 232, 000	(同 上)
臨時財政対策債	127, 600, 000	同 上	同 上	同 上	125, 589, 000	(同 上)

平成28年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)

平成28年度埼玉県公債費特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,616,095千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ566,840,464千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

	款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰	入	金		314, 509, 559	$\triangle 5,616,095$	308, 893, 464
			1 一般会計繰入金	196, 594, 710	$\triangle 5, 574, 360$	191, 020, 350
			2 特別会計繰入金	1, 697, 849	△41, 735	1, 656, 114
	歳	入	合 計	572, 456, 559	△5, 616, 095	566, 840, 464

	款			項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公	債	費				572, 456, 559	$\triangle 5,616,095$	566, 840, 464
			1 公	債	費	572, 456, 559	$\triangle 5,616,095$	566, 840, 464
	歳	出	合	計		572, 456, 559	$\triangle 5,616,095$	566, 840, 464

平成28年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)

平成28年度埼玉県証紙特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,602千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,751,371千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

	款					項			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証	紙	収	入						16, 734, 768	16, 602	16, 751, 370
				1	証	紙	収	入	16, 734, 768	16, 602	16, 751, 370
	歳		入	合		計			16, 734, 769	16, 602	16, 751, 371

歳出

		款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	繰	出	金		16, 726, 769	16, 602	16, 743, 371
				1 一般会計繰出金	16, 726, 769	16, 602	16, 743, 371
		歳	出	合 計	16, 734, 769	16, 602	16, 751, 371

平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883,819千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,829,592千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

款			項	補正前の額	補 正 額	計
1 財	産収	入		39, 570	△3, 139	36, 431
			1 財産運用収入	39, 570	△3, 139	36, 431
2 繰	入	金		7, 500, 000	△867, 280	6, 632, 720
			1 基 金 繰 入 金	7, 500, 000	△867, 280	6, 632, 720
4 諸	収	入		6, 173, 840	△13, 400	6, 160, 440
			1 貸付金元利収入	6, 173, 840	△13, 400	6, 160, 440
	歳	入	合 計	13, 713, 411	△883,819	12, 829, 592

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市町村振興事業費		13, 713, 411	△883, 819	12, 829, 592
	1 市町村振興事業費	13, 713, 411	△883, 819	12, 829, 592
歳出	合 計	13, 713, 411	△883, 819	12, 829, 592

平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ576,720千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款			項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財 🧖	産 収	入		16, 300	$\triangle 1,356$	14, 944
			1 財産運用収入	16, 300	$\triangle 1,356$	14, 944
3 繰	入	金		200, 887	160,000	360, 887
			1 一般会計繰入金		160, 000	160,000
方	栽	入	合 計	418, 076	158, 644	576, 720

第3款繰入金中第1項基金繰入金を第2項とし、第1項として一般会計繰入金を加える。

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 災害救助事業費		418, 076	158, 644	576, 720
	2 基 金 積 立 金	16, 301	158, 644	174, 945
歳 出	合 計	418, 076	158, 644	576, 720

平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,846千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,978千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

款		項		補正前の額	補 正 額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入				22, 384	△5, 500	16, 884
	1 繰	入	金	30	△30	0
	2 繰	越	金	1	△1	0
	3 諸	収	入	22, 353	△5, 469	16, 884

2 就農支援資金業務勘定収入				396	△76	320
	1 繰	入	金	356	△262	94
	2 繰	越	金	38	186	224
3 農業改良資金貸付勘定収入				9, 451	△1, 270	8, 181
	1 繰	越	金	9, 451	△1, 270	8, 181
4 農業改良資金業務勘定収入				1, 593	0	1, 593
	1 繰	入	金	1, 280	△1, 280	0
	2 繰	越	金	248	1, 280	1,528
歳 入	合	計		33, 824	△6, 846	26, 978

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 就農支援資金貸付勘定		22, 384	△5, 500	16, 884
	1 就農支援資金貸付費	22, 384	△5, 500	16, 884
2 就農支援資金業務勘定		396	△76	320
	1 管理指導事務費	386	△76	310
3 農業改良資金貸付勘定		9, 451	△1, 270	8, 181
	1 農業改良資金貸付費	9, 451	△1, 270	8, 181
歳 出	合 計	33, 824	△6,846	26, 978

平成28年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,042,131千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745,711千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
1 財	産収	入				787, 840	△133, 290	654, 550
			1 則	産運	用 収 入	76, 137	△6, 336	69, 801
			2 東	産 売	払 収 入	711, 703	△126, 954	584, 749
2 繰	入	金				1,000,000	△909, 413	90, 587
			1	入	金	1,000,000	△909, 413	90, 587
3 繰	越	金				1	572	573
			1	越	金	1	572	573
	歳	入	合	計		1, 787, 842	△1,042,131	745, 711

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 地 事 業 費		1, 787, 842	$\triangle 1,042,131$	745, 711
	1 用 地 事 業 費	1, 787, 842	$\triangle 1,042,131$	745, 711
歳出	合 計	1, 787, 842	$\triangle 1,042,131$	745, 711

平成28年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ524,664千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,709,477千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (継続費の補正)
- 第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

			款						項			補 正 前 の 額	補	正	額	計
1	使		用		料							8, 223, 167		$\triangle 1$	18, 699	8, 104, 468
						1	住	宅	使	用	料	8, 223, 167		$\triangle 1$	18, 699	8, 104, 468
2	国	庫	支	出	金							2, 106, 185		△1	59, 551	1, 946, 634
						1	玉	庫	補	助	金	2, 106, 185		△1	59, 551	1, 946, 634

	款			項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 財	産 収	入				51, 616	△8, 491	43, 125
			1 財	産 運 用	収 入	51, 616	△8, 491	43, 125
4 繰	入	金				1, 351, 280	△415, 423	935, 857
			1 繰	入	金	1, 351, 280	△415, 423	935, 857
5 繰	越	金				1	402, 632	402, 633
			1 繰	越	金	1	402, 632	402, 633
6 諸	収	入				367, 892	△161, 132	206, 760
			2 雑		入	366, 864	△161, 132	205, 732
7 県		債				2, 134, 000	△64, 000	2, 070, 000
			1 県		債	2, 134, 000	△64, 000	2,070,000
	歳	入	合	計		14, 234, 141	△524, 664	13, 709, 477

		Ž	款			項						補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	住	宅	事	業	費							10, 181, 902	△436, 982	9, 744, 920
						1	住	宅	管	理	費	5, 436, 308	137, 965	5, 574, 273
						2	住	宅	建	設	費	4, 745, 594	△574, 947	4, 170, 647
2	繰		出		金							3, 155, 739	△58, 389	3, 097, 350
						1	繰		出		金	3, 155, 739	△58, 389	3, 097, 350
3	公		債		費							886, 500	△29, 293	857, 207
						1	公		債		費	886, 500	△29, 293	857, 207
		歳		ļ	Ш		合		計			14, 234, 141	△524, 664	13, 709, 477

第2表 継続費補正

変 更

±/ ₊ ,	TT.	事 柴	67	補	正		前			補	正		後		
款	項	事業	名一	総額	年	度	年	割額	総	額	年	度	年	割	額
		平成25年1公営住宅建設3	度	1, 115, 599	平成25 平成26 平成27 平成27	6年度7年度		44, 546 77, 310 484, 902 508, 841	1, 11	5, 509	平成25 平成26 平成27 平成28 平成29	年度年度年度		77, 484, 437,	
		平成26年1公営住宅建設	· 许文	2, 784, 086	平成26 平成27 平成28 平成28	7年度	1,	90, 170 667, 872 832, 482 193, 562	2, 76	4, 697	平成26 平成27 平成28 平成29	年度年度		90, 667, 813, 193,	093

		平成27年度公営住宅建設費	3, 450, 374	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	93, 381 1, 129, 834 1, 834, 309 392, 850	3, 449, 938	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	93, 381 1, 129, 398 1, 834, 309 392, 850
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成28年度公営住宅建設費	1, 338, 179	平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	88, 960 255, 110 650, 248 343, 861	1, 323, 791	平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	74, 572 255, 110 650, 248 343, 861
		公 営 住 宅 解 体 事 業 費	746, 606	平成26年度 平成27年度 平成28年度	133, 253 351, 244 262, 109	556, 067	平成26年度 平成27年度 平成28年度	133, 253 351, 244 71, 570
		平 成 2 7 年 度 公 営 住 宅 解 体 事 業 費	168, 016	平成27年度平成28年度	9, 010 159, 006	161, 683	平成27年度平成28年度	9, 010 152, 673

±/ ₂ .	т古	事	₩.	Þ	補	正	前	補	正	後
款	項	事	業	名	総額	年 度	年 割 額	総額	年 度	年 割 額
		平	成 2 8 年	度		平成28年度	34, 333		平成28年度	27, 716
		公	営 住	宅	1 256 027	平成29年度	240, 034	1 250 200	平成29年度	240, 034
		団	地 再	生	1, 356, 837	平成30年度	890, 577	1, 350, 220	平成30年度	890, 577
		事	業	費		平成31年度	191, 893		平成31年度	191, 893

第3表 地方債補正

変更

起債の目的		衤	甫			Œ		前		補	正	後
起復の日的	限度額	起	₫ 債 ∅	り方法	۲ı	利	率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業		普又証	通券		借は行	し、利率り 方で借り るで、金に て、を行った ないでは、	見)つ見後当利しれい直に該率	政はよの場合とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	2, 070, 000	(補正前に同じ。	

平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111,207千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ454,858千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

	款				項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰	入	金					511, 460	△152, 558	358, 902
			1	繰	入	金	511, 460	△152, 558	358, 902
3 繰	越	金					1	37, 095	37, 096
			1	繰	越	金	1	37, 095	37, 096
4 諸	収	入					54, 603	4, 256	58, 859
			1	貸	付 金 元 利	収 入	54, 111	1, 939	56, 050
			3	雑		入	375	2, 317	2, 692
	歳	入		合	計		566, 065	△111, 207	454, 858

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金事業費		566, 065	△111, 207	454, 858
	1 高等学校等奨学金事業費	566, 065	△111, 207	454, 858
歳 出	合 計	566, 065	△111, 207	454, 858

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,829,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,593,816千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 入 場 料 収 入		54, 778	△5, 765	49, 013
	1 入 場 料 収 入	54, 777	△5, 765	49, 012
2 投票券発売収入		27, 030, 762	△439, 761	26, 591, 001
	1 投票券発売収入	26, 974, 761	△439, 761	26, 535, 000
3 財 産 収 入		241, 928	△2, 257	239, 671
	1 財産運用収入	241, 927	$\triangle 2,257$	239, 670
5 繰 越 金		2	6, 008, 137	6, 008, 139

			1 繰	越	金	2	6, 008, 137	6, 008, 139
6 諸	収	入				234, 865	269, 127	503, 992
			2 収	益事業収	入	1	269, 230	269, 231
			3 雑		入	234, 863	△103	234, 760
	歳	入	合	計		27, 764, 335	5, 829, 481	33, 593, 816

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公営競技総務費		218, 552	$\triangle 2, 257$	216, 295
	1 公営競技総務費	218, 552	$\triangle 2, 257$	216, 295
2 公営競技事業費		27, 336, 018	△430, 423	26, 905, 595
	1 公営競技事業費	27, 336, 018	△430, 423	26, 905, 595
3 繰 出 金		203, 765	6, 262, 161	6, 465, 926
	1 繰 出 金	203, 765	6, 262, 161	6, 465, 926
歳出	合 計	27, 764, 335	5, 829, 481	33, 593, 816

平成28年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成28年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度埼玉県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり 補正する。

支 出 (単位 千円)

科		目		既	決	予	定	額	補	正	予	定	額	計
第1款 事	業		費				1,8	46, 749				Δ	47, 987	1, 798, 762
第1項 営	業	費	用				1,8	09, 150				\triangle	47, 987	1, 761, 163

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「421,131千円」を「594,964千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,252千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,095千円」に、「64,281千円」を「4,509千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	1, 334, 290	70, 200	1, 404, 490
第1項 建 設 補 助 金	229, 400	70, 200	299, 600

支 出 (単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	1, 755, 421	244, 033	1, 999, 454
第1項 建 設 改 良 費	1, 614, 823	244, 033	1, 858, 856

(継続費)

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

卦	佰	事	業	名		補	正	È	前		補	正	í	发	
水人	款項		尹		総	額	年	度	年 割 額	総	額	年	度	年	割額
							平成2	6年度	2,001			平成2	6年度		2,001
							平成2	7年度	8, 613			平成2	7年度		8, 613
							平成2	8年度	9, 860			平成2	8年度		9, 476

1	<i>次</i> ↓ 5 7-1-111	1 7キラルコた 白 連。		1 建設改良費	1 建設改良費	1 建設改良费	1 建設改良費	1 建設改良费	1 建設改良费	建设设有基	1 建設改良費	利根導水路大規模	100 507	平成29年度	22, 014		平成29年度	16, 025
	資本的支出	1	建议以及其	地震対策事業	106, 587	平成30年度	26, 485	106, 587	平成30年度	26, 485								
						平成31年度	23, 635		平成31年度	25, 425								
						平成32年度	7, 956		平成32年度	7, 956								
						平成33年度	6, 023		平成33年度	10, 606								

第5条 予算第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
柿木浄水場場内配管	更新工事	平成294平成314				678, 000

平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 な る 建 設 工 事	11, 238, 630 千円	△ 1,595,567 千円	9,643,063 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	47, 746, 738	△ 41,616	47, 705, 122
第1項 営 業 収 茗	42, 332, 522	△ 21,076	42, 311, 446
第2項 営 業 外 収 ៎	5, 414, 215	△ 20,540	5, 393, 675

(単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	46, 173, 680	△ 1,833,261	44, 340, 419
第1項 営 業 費 用	40, 976, 803	△ 2, 217, 976	38, 758, 827
第2項 営 業 外 費 用	5, 156, 876	384, 715	5, 541, 591

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「18,069,141 千円」を「17,520,792 千円」に、「1,282,926 千円」を「1,005,375 千円」に、「及び過年度分損益勘定留保 資金 16,786,215 千円」を「、減債積立金 4,725,809 千円及び過年度分損益勘定留保資金 11,789,608 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次の とおり補正する。

入

収

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	23, 256, 368	△ 4,743,577	18, 512, 791
第1項 建 設 補 助 金	3, 513, 670	△ 581,214	2, 932, 456
第2項 企 業 債	12, 500, 000	△ 3,600,000	8, 900, 000

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 他 会 計 出 資 金	7, 020, 000	△ 554,000	6, 466, 000
第4項 他 会 計 補 助 金	222, 529	△ 8,363	214, 166

支 出

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	41, 325, 509	△ 5, 291, 926	36, 033, 583
第1項 建 設 改 良 費	24, 325, 896	△ 5, 333, 067	18, 992, 829
第2項 企 業 債 償 還 金	10, 831, 698	△ 55,785	10, 775, 913
第6項 過年度国庫補助金 還 金		96, 926	96, 926

(継続費) 第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業	車 柴	車 娄 夕	事業名			補	IF	•	前			補	正		後	
亦人	垻		果 石	総	額	年	度	年	割額	総	額	年	度	年 等	割 額			
							平成1	6年度	4	, 510, 469			平成1	6年度	4,	510, 469		
							平成1	7年度	5	5, 992, 617			平成1	7年度	5,	992, 617		
							平成1	8年度	7	7, 513, 430			平成1	8年度	7,	513, 430		
							平成1	9年度	7	7, 756, 811			平成1	9年度	7,	756, 811		
							平成2	0年度	6	5, 077, 752			平成2	0年度	6,	077, 752		
							平成2	1年度	5	5, 557, 622			平成2	1年度	5,	557, 622		
							平成2	2年度	4	, 218, 824			平成2	2年度	4,	218, 824		
							平成2	3年度	3	3, 528, 967			平成2	3年度	3,	528, 967		
							平成2	4年度	2	2, 672, 647			平成2	4年度	2,	672, 647		
		水道	水 源	開発	20.4	110 050	平成2	5年度	2	2, 257, 072		-00 00 -	平成2	5年度	2,	257, 072		
		施設	整備	事 業	68, 4	113, 272	平成2	6年度	2	2, 130, 851	80,	500, 267	平成2	6年度	2,	130, 851		
							平成2	7年度	2	2, 464, 777			平成2	7年度	2,	464, 777		
							平成2	8年度	4	, 659, 313			平成2	8年度	3,	960, 079		

±/ ₂	款項		業	名	補		正		前		補		正		後	
水人	垻	事業	未 石	泊	総	額	年	度	年 割	額	総	額	年	度	年	割額
							平成2	9年度	4, 4	91, 611			平成2	9年度	7,	103, 253
							平成3	0年度	1, 5	01, 198			平成3	0年度	9,	068, 752
							平成3	1年度	3, 0	79, 311			平成3	1年度	4,	931, 424
													平成3	2年度		129, 511
													平成3	3年度		211, 272
													平成3	4年度		245, 190
													平成3	5年度		168, 947
							平成2	6年度	:	84, 889			平成2	6年度		84, 889
		自家月	月発 電	記 備	5, 150, 5	5, 150, 579	平成2	7年度	1, 5	45, 311	_	5, 147, 573	平成2	7年度	1,	545, 311
		整值	第 事	業			平成2	8年度	2, 5	44,010	5,		平成2	8年度	2,	302, 848
							平成2	9年度	9	76, 369			平成2	9年度	1,	214, 525
							平成2	7年度	1	68, 824			平成2	7年度		168, 824
		浄 水 場	易備蓄	施設			平成2	8年度	2, 4	08, 177			平成2	8年度	1,	, 982, 794
		整值	崩 事	業	6, 5	586, 519	平成2	9年度	3, 8	66, 639	6,	586, 519	平成2	9年度	4,	120, 953
							平成3	0年度	1	42, 879			平成3	0年度		313, 948

				平成27年度	100, 992		平成27年度	100, 992
1 資本的支出	1 建設改良費	吉見浄水場拡張		平成28年度	822, 097		平成28年度	592, 309
		関連整備	5, 044, 687	平成29年度	2, 724, 817	5, 044, 687	平成29年度	1, 224, 058
		(I 期)事業		平成30年度	989, 258		平成30年度	1, 497, 921
				平成31年度	407, 523		平成31年度	1, 629, 407
				平成24年度	84, 219		平成24年度	84, 219
				平成25年度	291, 124		平成25年度	291, 124
		荒川横断送水管路更新事業		平成26年度	1, 423, 193		平成26年度	1, 423, 193
			5, 777, 950	平成27年度	1, 160, 052	5, 774, 698	平成27年度	1, 160, 052
				平成28年度	2, 110, 314		平成28年度	1, 500, 454
				平成29年度	709, 048		平成29年度	1, 315, 656
				平成26年度	480, 078		平成26年度	480, 078
				平成27年度	1, 251, 742		平成27年度	1, 251, 742
				平成28年度	3, 045, 933		平成28年度	1, 970, 017
				平成29年度	2, 713, 727		平成29年度	2, 177, 189

款	項	事業名	補	正	前	補 正 後			
水人	々	尹 未 石	総額	年 度	年 割 額	総額	年 度	年 割 額	
		水 道 施 設	29, 690, 844	平成30年度	3, 634, 148	29, 690, 844	平成30年度	4, 564, 197	
		耐 震 化 事 業		平成31年度	5, 616, 709		平成31年度	5, 019, 973	
				平成32年度	5, 035, 198		平成32年度	5, 035, 198	
				平成33年度	3, 912, 222		平成33年度	4, 051, 509	
				平成34年度	4, 001, 087		平成34年度	5, 140, 941	
				平成26年度	33, 359		平成26年度	33, 359	
				平成27年度	152, 183		平成27年度	152, 183	
				平成28年度	279, 261		平成28年度	272, 533	
		利根導水路大規模	1, 481, 521	平成29年度	383, 357	1, 481, 521	平成29年度	266, 194	
		地震対策事業	_,,	平成30年度	259, 547	2, 112, 112	平成30年度	314, 335	
				平成31年度	204, 243		平成31年度	217, 711	
				平成32年度	96, 507		平成32年度	96, 507	
				平成33年度	73, 064		平成33年度	128, 699	
		大久保浄水場		平成27年度	60, 262		平成27年度	60, 262	
		中央系送水電気	2, 263, 079	平成28年度	925, 316	1, 646, 338	平成28年度	517, 082	
		設備 更新事業		平成29年度	1, 277, 501		平成29年度	1, 068, 994	

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額中「12,500,000千円」を「8,900,000千円」に改める。 (他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「849,402千円」を「841,039千円」に改める。

平成28年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成28年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度埼玉県地域整備事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 主 な る 建 設 工 事	5,807,492 千円	△1,682,486 千円	4,125,006 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,741,876千円」を「3,059,390千円」に、「4,739,825千円」を「3,057,339千円」に改め、資本的収入及び支出のうち 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	6, 257, 218	△1, 682, 486	4, 574, 732
第1項 建 設 改 良 費	5, 963, 965	△1, 682, 486	4, 281, 479

(継続費) 第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	事	業	名		補	Ī	E	前			補	-	E	後	
798	7.8	7'	未	<u> </u>	総	額	年	度	年	割額	総	額	年	度	年書	割 額
							平成2	7年度		1, 554, 903			平成2	7年度	1,	554, 903
		加須I	C 東	地区	4, 272, 970		平成2	8年度		1, 570, 338	4, 272, 970		平成2	8年度		79, 175
		産業団均	也整備	事業			平成2	9年度		1, 147, 729			平成2	9年度	1,	359, 153
												平成3	0年度	1,	279, 739	
1 資本的支出	1 建設改良費	寄居ス	くマ	ا ب			平成2	8年度		608, 942			平成2	8年度		608, 942
1 負本的文田	1 建放以改复	I C	西均	也 区	1, 7	1, 797, 624		9年度		604, 695			平成2	9年度		632, 140
		産業団均	也整備	事業				<u> </u>		0年度		583, 987			平成3	0年度
	大麻生ゴルフ場 クラブハウス 1,579,50 改 築 事 業			579, 501	平成2 平成2			654, 989 924, 512	1,	388, 178		7年度 8年度		654, 989 733, 189		

平成28年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年 間 総 処 理 水 量	661, 662, 145 m³	△12, 009, 595 m³	649, 652, 550 m³
(3) 一日平均処理水量	1,812,773 m³	△32, 903 m³	1, 779, 870 m ³
(4) 主 な る 建 設 工 事	21,905,718 千円	△6,270,736 千円	15,634,982 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	51, 064, 799	△620, 290	50, 444, 509

第1項 営 業 収 益	29, 912, 223	△503, 970	29, 408, 253
第2項 営 業 外 収 益	21, 152, 575	△116, 320	21, 036, 255

支 出

(単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	51, 865, 382	$\triangle 1,667,085$	50, 198, 297
第1項 営 業 費 用	49, 923, 881	$\triangle 1,630,237$	48, 293, 644
第2項 営 業 外 費 用	1, 880, 500	△36, 848	1, 843, 652

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「5,173,186千円」を「5,167,885千円」に、「67,937千円」を「64,502千円」に、「過年度分損益勘定留保資金499,874 千円」を「建設改良積立金31,334千円、減債積立金262,009千円、過年度分損益勘定留保資金499,874千円」に、「4,605,375千円」を「4,310,166 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 収 入

(単位 千円)

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	<u></u>
第1款 資 本 的 収 入	27, 363, 008	$\triangle 6, 633, 545$	20, 729, 463
第1項 建 設 補 助 金	12, 975, 301	$\triangle 3,627,921$	9, 347, 380
第2項 建 設 負 担 金	5, 763, 480	\triangle 1, 430, 464	4, 333, 016
第3項 企 業 債	7, 804, 000	\triangle 1, 467, 000	6, 337, 000
第5項 他会計補助金	196, 993	△108, 160	88, 833

支 出

科目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	32, 536, 194	$\triangle 6,638,846$	25, 897, 348
第1項 建 設 改 良 費	24, 866, 341	$\triangle 6, 638, 846$	18, 227, 495

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「7,804,000千円」を「6,337,000千円」に改める。 (他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,949,018千円」を「6,663,905千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百八十号

般会計予算並びに平成二十九年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を埼玉県議会平成二十九年二月定例会において議決された平成二十九年度埼玉県一 のとおり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計予算

平成29年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,864,427,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。 (地方債)
- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4 表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金
1 県 税		759, 300, 000
	1 県 民 税	340, 530, 000
	2 事 業 税	137, 695, 000
	3 地 方 消 費 税	112, 038, 000
	4 不動産取得税	18, 988, 000
	5 県 た ば こ 税	7, 767, 000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2, 201, 000
	7 自 動 車 取 得 税	8, 455, 000
	8 軽 油 引 取 税	47, 878, 835
	9 自 動 車 税	83, 721, 000
	10 鉱 区 税	4, 927
	11 狩 猟 税	21, 238
2 地 方 消 費 税 清 算 金		218, 691, 000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	218, 691, 000

3 地 方 譲 与 税		97, 838, 000
	1 地方法人特別譲与税	93, 931, 000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3, 699, 000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	207, 000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3, 739, 000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3, 739, 000
5 地 方 交 付 税		205, 100, 000
	1 地 方 交 付 税	205, 100, 000
6 交通安全対策特別交付金		1,751,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,751,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2, 816, 790
	1 分 担 金	291, 931
	2 負 担 金	2, 524, 859
8 使 用 料 及 び 手 数 料		28, 788, 440
	1 使 用 料	18, 058, 950
	2 手 数 料	10, 729, 490

款	項	金額
9 国 庫 支 出 金		159, 507, 243
	1 国 庫 負 担 金	115, 406, 650
	2 国 庫 補 助 金	40, 950, 158
	3 委 託 金	3, 150, 435
10 財 産 収 入		8, 071, 791
	1 財 産 運 用 収 入	6, 359, 479
	2 財 産 売 払 収 入	1, 712, 312
11 寄 附 金		148, 109
	1 寄 附 金	148, 109
12 繰 入 金		98, 343, 417
	1 特 別 会 計 繰 入 金	2, 754, 744
	2 基 金 繰 入 金	95, 588, 673
13 繰 越 金		500, 000
	1 繰 越 金	500, 000
14 諸 収 入		34, 475, 210
	1 延滞金、加算金及び過料等	2, 139, 517

	2 預 金 利 子	4,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3, 940, 168
	4 受 託 事 業 収 入	3, 208, 479
	5 収 益 事 業 収 入	14, 344, 632
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	34,000
	7 雑 入	10, 804, 414
15 県 債		245, 357, 000
	1 県 債	245, 357, 000
歳	合 計	1, 864, 427, 000

歳 出 (単位 千円)

	款					項				金	額
1 議	会	費									3, 184, 632
			1	議		会	:		費		3, 184, 632
2 総	務	費									87, 630, 775
			1	総	務	管		理	費		22, 004, 343
			2	企		画			費		4, 797, 146
			3	県		民	ï		費		9, 063, 235
			4	環		境			費		9, 973, 331
			5	徴		税			費		30, 023, 225
			6	市	町	村	振	興	費		5, 447, 184
			7	選		挙	•		費		64, 191
			8	防		災			費		4, 854, 982
			9	統	計	調		査	費		793, 208
			10	人	事	委	員	会	費		302, 392
			11	監	査	委		員	費		307, 538
3 民	生	費									351, 198, 935
			1	社	会	福		祉	費		262, 586, 940

	2 児 童 福 祉 費	76, 946, 752
	3 生 活 保 護 費	11, 378, 456
	4 災 害 救 助 費	286, 787
4 衛 生 費		62, 025, 104
	1 公 衆 衛 生 費	28, 607, 404
	2 環 境 衛 生 費	3, 549, 205
	3 保 健 所 費	3, 870, 087
	4 医 薬 費	14, 682, 824
	5 公 営 企 業 支 出 金	11, 315, 584
5 労 働 費		5, 990, 195
	1 労 政 費	2, 085, 737
	2 職 業 訓 練 費	3, 742, 227
	3 労 働 委 員 会 費	162, 231
6 農 林 水 産 業 費		23, 122, 614
	1 農 業 費	8, 011, 412
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	617, 409
	3 畜 産 業 費	1, 424, 027

	±/.				五五				七 四
	款				項			金	額
			4 柞	k	業		費		4, 260, 725
			5	生	地		費		8, 809, 041
7 商	I	費							15, 298, 527
			1 7	f	エ	業	費		15, 092, 015
			2 種	見	光		費		206, 512
8 土	木	費							119, 525, 221
			1 =	: 木	管	理	費		11, 176, 057
			2 ji	鱼 路	橋り	ょ	う費		47, 100, 359
			3 }	Ţ	Щ		費		29, 068, 592
			4 者	ß 市	計	画	費		30, 723, 493
			5 住	Ē	宅		費		1, 456, 720
9 警	察	費							146, 882, 695
			1 賞	幹 察	管	理	費		135, 246, 852
			2 賞	幹 察	活	動	費		11, 635, 843
10 教	育	費							486, 938, 971
			1 孝	女 育	総	務	費		59, 813, 141

	2 小 学 校 費	138, 124, 339
	3 中 学 校 費	85, 032, 691
	4 高 等 学 校 費	104, 779, 063
	5 特 別 支 援 学 校 費	39, 961, 561
	6 大 学 費	2, 298, 026
	7 私 立 学 校 費	51, 045, 468
	8 社 会 教 育 費	4, 689, 239
	9 保 健 体 育 費	1, 195, 443
11 災 害 復 旧 費		28, 210
	1 農林水産施設災害復旧費	18, 660
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9, 550
12 公 債 費		271, 135, 901
	1 公 債 費	271, 135, 901
13 諸 支 出 金		290, 965, 220
	1 公 営 企 業 支 出 金	17, 507, 206
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	103, 531, 000
	3 所 得 割 交 付 金	32, 009, 000

款	項	金額
	4 利 子 割 交 付 金	1,700,000
	5 配 当 割 交 付 金	6, 227, 000
	6 株式等譲渡所得割交付金	3, 501, 000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	112, 135, 000
	8 ゴルフ場利用税交付金	1, 619, 000
	9 自動車取得税交付金	6, 169, 014
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	6, 554, 000
	11 利 子 割 精 算 金	13,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1, 864, 427, 000

第2表 継続費 (単位 千円)

	款		項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
			3 県 民 費	熊谷会館解体事業費	723, 156	平成29年度平成30年度	433, 894 289, 262
2 総	務	費	8 防 災 費	地上系防災行政無線施設再整備事業費	8, 253, 905	平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	1, 067, 581 2, 393, 174 1, 837, 786 2, 955, 364
9 警	察	費	1 警察管理費	朝霞警察署庁舎建設費	3, 867, 317	平成29年度 平成30年度 平成31年度	159, 976 877, 426 2, 829, 915
			1教育総務費	教育関係庁舎大規模改修費(平成 29年度着工分)	936, 227	平成29年度平成30年度	93, 781 842, 446
10 教	育	費	4高等学校費	県立学校大規模改修費(平成29 年度着工分)	729, 667	平成29年度平成30年度	191, 354 538, 313

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
	8 社 会 教 育 費	自然と川の	博物館展示	改修費		196, 004	平成2平成3			59, (90, §	
							平成3	1年度		46,	401

第3表 債務負担行為 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
地方債証券の共同発行によって 29年度発行分)	生ずる連帯債務(平成		年度から年度まで		こよる共同発行の総額 及びこれに対する利	
県庁舎設備改修事業		平 成 3	0 年 度			127, 713
第二庁舎エコオフィス化改修事業	4 ti		年 度 か ら 年 度 ま で			52, 000
私立学校振興資金融資貸付金利 融資分)	子補助(平成29年度		年度から年度まで			185, 154

事項	期	間	限	度	額
私立学校振興資金融資損失補償(平成29年度融資分)	平成29	年度以降		本及び最終弁済期3 こついて、当該貸付 額	
環境創造資金利子補給(平成29年度融資分)		年度から年度まで			44, 650
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助(平成29年度融資分)		年度から年度まで			372, 344
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償(平成 29年度融資分)	平成29	年 度 以 降	回収されない元 利子の合計額	本及び最終弁済期到	削来後3月までの
無担保無保証人資金損失補償(平成12年度保証分・ 平成29年度損失補償対象期間延長分)		年 度 か ら 年 度 ま で	玉県信用保証協 よって生じた代	無保証人資金の融資 会がこの債務の保証 位弁済額から中小の り支払を受けた保証 額	Eを行ったことに E業信用保険法第

		,
小規模事業資金損失補償(平成29年度保証分)	平成29年度から 平成47年度まで	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償(平成29年度保証分)	平成29年度から 平成47年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証(産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該

事項	期	間	限	度	額
			を利用し債務の	ある中小企業者に係 保証を行った場合に 分の3に相当する額	は保険金の額を控
経営安定資金損失補償(平成17年度保証分·平成29年度損失補償対象期間延長分)	平成29年平成37年		企業信用保険法 付に限る。)の 会がこの債務の 位弁済額の元金	定資金のうち金融P第2条第5項第6号 融資額の範囲内で均保証を行ったことにから中小企業信用の 受けた保険金の額を	号の規定に係る貸 予玉県信用保証協 こよって生じた代 民険法第5条の規
経営安定資金損失補償(平成29年度保証分)	平成29年平成44年		企業関連、特定 貸付に限る。) に係る貸付及び 保険法第2条第 る。)の融資額 の債務の保証を 額の元金(責任 場合は、代位弁 当額を除いた額	定資金のうち大臣指 業種関連及び金融P 及び知事指定等貸付金融円滑化関連の 55項第8号の規定 の範囲内で埼玉県信 行ったことによって 共有制度要綱に基本 済額の元金から金融)から中小企業信用 定により支払を受	計化関連に係る け(指定企業関連 ち中小企業信用 に係る貸付に限 言用保証協会がこ 生じた代位弁済 びく負担金方式の は機関負担割合相 は保険法第5条又

	1	
		(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、
		保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除し
		た額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業
		種関連に係る貸付に限る。)にあっては20分の3、
		大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)
		にあっては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関
		連に係る貸付に限る。)にあっては2分の1、知事指
		定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法
		第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあ
		っては5分の1に相当する額
		県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び
		経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範
		囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行っ
経営支援特別融資損失補償(平成17年度保証分・平	平成29年度から	たことによって生じた代位弁済額の元金から中小企
成29年度損失補償対象期間延長分)	平成37年度まで	業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険
		金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただ
		し、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の
		額を控除した額に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
企業パワーアップ資金損失補償	(平成29年度保証分)	, ,,,	年度まかまで	海玉県信 に 担		保証を行ったこと (責任共有制度要 代位額の元金 いた額)から中小 条の規定に基づく 制度の記事 をの規定に基づく に基づく に基づく は32分の25、 保証を行った場合 項第1号から第6
事業資金損失補償(平成17年度 失補償対象期間延長分)	で で保証分・平成29年度損		年度から年度まで	の範囲内で埼玉 行ったことによ 小企業信用保険	金のうち中小企業 県信用保証協会が って生じた代位弁 法第5条の規定に 除した額の10分の	この債務の保証を 済額の元金から中 より支払を受けた

県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保 証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じ た代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負 担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関 負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険 法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保 険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の 平成29年度から 借換資金損失補償(平成29年度保証分) 場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を 平成47年度まで 控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行っ た場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保 証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を 利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険 法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る 貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定 に係る貸付にあっては16分の5に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
要件緩和型経営安定資金損失補分)	i償(平成29年度保証	平成294平成444		で埼玉県信用保とによって生じ要綱に基づく負金から金融機関小企業信用保険保険金の額(責の場合は、保険金の場合は、	和型経営安定資金 証協会がこの債務 た代位弁済額の元 担金方式の場合は 負担割合相当額を 法第5条の規定に 任共有制度要綱に 金の額を部分保証力 2分の1に相当する	の保証を行ったこ金(責任共有制度 、代位弁済額の元 除いた額)から中 より支払を受けた 基づく負担金方式 5式に換算した額)
中小企業者制度融資貸付事業利資分)	子補助(平成29年度融	平成304平成444	, ,,			2, 485, 075
勤労者支援資金損失補償(平成	29年度保証分)	平成294平成354		働者信用基金協 よって生じた代	支援資金の融資額 会がこの債務の保 位弁済額のうち、チ 再就職支援に係る 分の50の額	証を行ったことに ャレンジ応援資金

離職者等委託訓練事業(平成29年度契約分)	平成30年度から 平成31年度まで	902, 520
農地利用集積事業資金損失補償(平成29年度融資分)	平成29年度から 平成40年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れ た資金のうち回収されない元本及び利子について、最 終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助(平成29年度融資分)	平成30年度から 平成50年度まで	153, 951
農業災害復旧経営資金利子補助(平成29年度融資分)	平成30年度から 平成36年度まで	1, 462
農業災害復旧経営資金損失補償(平成29年度融資分)	平成29年度から 平成36年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

事項	期	間	限	度	額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償(平成29年度借入分)		年度から年度まで	公庫から借り入 金のうち最終償 済できない元利 び損失確定日の	がその業務を行うされた造林資金及び 環期限到来後10 電期限到来後10 金合計額(遅延損等 翌日から補償履行の こよる利息に相当す	森林整備活性化資 月を経過しても弁 害金を含む。)及 の日まで年11パ
かんがい排水事業	平 成 3	0 年 度			116, 600
農地防災事業	平 成 3	0 年 度			49, 000
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金(平成29年度取得分)		年度から年度まで			1, 344, 556

埼玉県土地開発公社借入金債務保証(平成29年度借 入分)	平成29年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れ た資金のうちその元本及び利子について、最終弁済 期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、 借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合 貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済 期到来後の償還できない額
社会資本整備総合交付金(改築)事業	平成30年度から 平成31年度まで	570, 000
社会資本整備総合交付金(河川)事業	平成30年度	535, 000
街路整備	平成30年度	115, 000

事	項	期	間	限	度	額
社会資本整備総合交付金(街路)事業	平 成 3	0 年 度			130, 000
埼玉スタジアム2002公園施	設整備	平 成 3	0 年 度			165, 000
警察共済組合不動産投資施設特成29年度建設分)	約譲渡事業償還金(平	平成30年	年度から年度まで			180, 341
学力・学習状況調査実施事業(平成29年度契約分)	平 成 3	0 年 度			150, 521

第4表 地方債						(単位	立 千円)
起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還 (の方法
低公害車整備事業	66, 000	普通貸借又は証券 地方公共団体との 含む。)。ただし、 額面金額を下回る の発行価格差減額 め必要な金額を限 した金額とするこ	共同発行を 発行価格が ときは、そ iをうめるた 度額に加算	10%以内。 利率見直し り入れる資 て、利率の 行った後 は、当該見 利率とする	大式で借 登金につい う見直しを において 見直し後の	件により、銀行 その債権者と協 による。ただし により据置期間	てはその融通条 その他の場合は 定した融通条件 、県財政の都合 を短縮し、若しは低利に借り換る。
知事部局等職員退職手当	500, 000	同	上	同	上	同	上
県有施設整備事業	5, 160, 000	同	上	同	上	同	上
試験研究機関等設備整備事業	51,000	同	上	同	上	同	上
緑の森博物館用地購入事業	48, 000	同	上	同	上	同	Ł
身近な緑公有地化事業	56, 000	同	上	同	上	同	Ł
広域廃棄物埋立処分場整備事業	120,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限 度 額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
全国瞬時警報システム高度化推進事業	2, 000	普通貸借又は証拠地方公共団体との含む。)。ただし額面金額を下回るの発行価格差減額め必要な金額を関した金額とするこ	の共同発行を 、発行価格が るときは、そ 預をうめるた 限度額に加算	利率見直 り入れる て、利率 行った後	。ただし、 し方ででした で見からででいる。 とこれででいる。 とこれでである。	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条合は一個では、県財政の都合は、県財政の都合制で、若し、県財政の都合物で、若しまな低利に借り換きる。
防災学習センター施設整備事業	534, 000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	1, 082, 000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	86, 000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	9, 000	同	十	同	上	冏	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1, 741, 000	同	上	同	上	冏	上
老人福祉施設整備事業	5, 989, 000	同	上	同	上	同	上

総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	108, 000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	196, 000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	43, 000	同	十	冏	十	同	上
地域医療教育センター設備整備事業	100,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校施設整備事業	10, 000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	134, 000	同	十	同	十	同	上
茶業研究所施設整備事業	209, 000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	26, 000	冏	上	冏	上	同	上
造林事業	41, 000	同	上	印	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
県単独林道事業	118,000	普通貸借又は証券 地方公共団体との 含む。)。ただし 額面金額を下回る の発行価格差減額 め必要な金額を原 した金額とするこ	り共同発行を 、発行価格が るときは、そ 質をうめるた 艮度額に加算	り入れる て、利率 行った後	し方式で借 資金につい の見直しを において 見直し後の	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条行その他の場合は協定した融通条件し、県財政の都合間を短縮し、若し又は低利に借り換きる。
林道事業	254, 000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	230, 000	同	十	同	上	同	上
治山事業	124, 000	同	十	同	上	同	上
地すべり防止事業	28, 000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	637, 000	同	十	冏	上	同	上
農業基盤整備事業	1, 047, 000	同	上	同	上	同	上
直轄事業(土地改良)負担金	402,000	同	上	司	上	同	上

産業文化センター施設整備事業	20, 000	同	上	同	上	同	上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	73, 000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	20, 861, 000	同	上	同	上	司	上
電線地中化(道路)整備事業	270, 000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5, 287, 000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	6, 744, 000	同	上	同	上	同	上
河川事業	4, 030, 000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	269, 000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	318,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
自然災害防止事業	500, 000	普通貸借又は証券地方公共団体との含む。)。ただし額面金額を下回るの発行価格差減額め必要な金額を防した金額とするこ	つ共同発行を 、発行価格が るときは、そ 質をうめるた 限度額に加算	り入れる て、利率 行った後	し方式で借 資金につい の見直しを において 見直し後の	件により、銀行その債権者と による。ただにより据置期	いてはその融通条 テその他の場合は 協定した融通条件 し、県財政の都合 間を短縮し、若り間を短縮し、借り換ける。
直轄事業負担金	12, 838, 000	同	上	同	上	同	上
独立行政法人日本高速道路保有· 債務返済機構出資金	20, 000	同	上	同	上	同	Ŀ
県単独街路事業	3, 219, 000	同	十	同	上	同	Ŧ
街路事業	1, 563, 000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	13, 868, 000	同	上	同	上	同	上
公園事業	461,000	同	上	同	上	同	上

警察職員退職手当	700, 000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	157,000	同	上	同	上	冏	上
警察署庁舎建設事業	3, 244, 000	司	上	同	上	司	上
交通安全施設整備事業	1,610,000	司	上	同	上	同	上
教職員退職手当	3, 800, 000	司	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5, 268, 000	同	上	同	上	印	上
県立特別支援学校建設事業	533,000	同	上	同	上	闰	上
社会教育施設整備事業	567, 000	同	上	同	上	冏	上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	229, 000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の	方 法	利	率	償 還	の方法
史跡整備事業	4, 000	普通貸借又は証券 地方公共団体との 含む。)。ただし、 額面金額を下回る の発行価格差減額 め必要な金額を限 した金額とすること	共同発行を 発行価格が ときは、そ をうめるた 度額に加算	10%以内。 利率見直貨 り入れる資 て、利率後 行っと該 は、当本とする。	方式で借 金につい 見直しを こおして 直し後の	件により、銀 その債権者と による。ただ により据置期	いてはその融通条 行その他の場合は 協定した融通条件 し、県財政の都合 間を短縮し、若し 又は低利に借り換きる。
水道用水供給事業出資金	5, 553, 000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	134, 200, 000	冏	上	同	上	同	上

平成29年度埼玉県公債費特別会計予算

平成29年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ532,337,218千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款		項								金	額
1 繰	入	金										313, 196, 218
				1 —	般	会	計	繰	入	金		189, 891, 804
			4	2 特	別	会	計	繰	入	金		1, 706, 414
			4	3 基	Ś	金	繰	j	(金		121, 598, 000

	款			項		金	額
2 県		債					219, 141, 000
			1 県		債		219, 141, 000
	歳	入	合	計			532, 337, 218

	款			項		金	額
1 公	債	費					532, 337, 218
			1 公	債	費		532, 337, 218
	歳	出	合	計			532, 337, 218

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通条
 一 般 会 計			率見直し方式で借り入れ	件により、銀行その他の場合は
平成14年度、平成19年度		普通貸借又は証券発行	る資金について、利率の	その債権者と協定した融通条件
及び平成24年度発行	217, 572, 000	(他の地方公共団体との	 見直しを行った後におい	による。ただし、県財政の都合
県 債 還 金		共同発行を含む。)		により据置期間を短縮し、若し
			ては、当該見直し後の利	くは繰上償還又は低利に借り換
			率とする。	えることができる。
県営住宅事業特別会計	503, 000	普通貸借又は証券発行	同 上	同上
平成19年度発行県債償還金	303, 000	日旭貝旧入は匹分元日	H,	lu T
流域下水道事業会計	1,066,000	同 上	同 上	同 上
平成19年度発行県債償還金	1, 000, 000	1		E T

平成29年度埼玉県証紙特別会計予算

平成29年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,599,426千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款				IJ	Ą		金	額
1 証	紙	収	入						17, 599, 425
				1 証	紙	収	入		17, 599, 425
2 繰	越		金						1
				1 繰		越	金		1
	歳		入	合		計			17, 599, 426

	款			項		金	額
1 繰	出	金					17, 591, 426
			1 一 般	会 計 繰	出 金		17, 591, 426
2 返	還	金					8,000
			1 返	還	金		8, 000
	歳	出	合	計			17, 599, 426

平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,722,593千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 財	産収	入					29, 311
			1 財 産	運 用 収	入		29, 311
2 繰	入	金					7, 500, 000
			1 基 金	繰 入	金		7, 500, 000
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
4 諸	収	入					6, 193, 281

	1 貸 付	金 元 利 収 入	6, 193, 281
歳	合	計	13, 722, 593

歳 出

(単位 千円)

款		項	金額
1 市 町 村 振 興	事 業 費		13, 722, 593
		1 市 町 村 振 興 事 業 費	13, 722, 593
歳	出	合 計	13, 722, 593

平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,865千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款			項				金	額
1 国 庫 支	出 金							202, 103
		1 国	庫	負	担	金		202, 103
2 財 産 山	又入							13, 656
		1 財	産	運 用	収	入		13, 656
3 繰 入	金							202, 104
		1 基	金	繰	入	金		202, 104
4 繰 越	金							1

			1 繰	越	金	1
5 諸	収	入				1
			1 雑		入	1
	歳	入	合	計		417, 865

		蒜	次					項				金	額	
1 2	災害	救	助	事	業	費								417, 865
							1	救		助		費		404, 208
							2	基	金	積	<u> </u>	金		13, 657
		歳			出			合		計				417, 865

平成29年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900,924千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款					Ą	Į				金	額
1 繰	入	金										25, 913
				1 繰			入			金		25, 913
2 繰	越	金										416, 837
				1 繰			越			金		416, 837
3 諸	収	入										458, 174
				1 貸	付	金	元	利	収	入		454, 779
			,	2 預		金		利		子		9

	3 雑	-	(3, 386
歳	合	計		900, 924

歳 出

(単位 千円)

款			項	金	額
1 母子父子寡婦福祉	資金貸付費				900, 924
		1 母子父子	产 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		900, 924
歳	出	合	計		900, 924

平成29年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成29年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ447,567千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

	款			Į	頁				金	額
1 繰	入	金								6, 762
			1 繰		入			金		6, 762
2 繰	越	金								102,000
			1 繰		越			金		102,000
3 諸	収	入								338, 805
			1 預	金		利		子		10
			2 貸	付 金	元	利	収	入		338, 792
			3 雑					入		3
	歳	入	合		計					447, 567

款	項	金額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		445, 567
	1 資 金 貸 付 費	445, 567
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2, 000
歳出	合 計	447, 567

平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,521千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 就農支援資金貸付勘定収入					19, 391
	1 繰	入	金		30
	2 繰	越	金		1
	3 諸	収	入		19, 360
2 就農支援資金業務勘定収入					372
	1 繰	入	金		332
	2 繰	越	金		38
	3 諸	収	入		2

歳	合	計		30, 521
	3 諸	収	入	4
	2 繰	越	金	248
	1 繰	入	金	1, 057
4 農業改良資金業務勘定収入				1, 309
	1 繰	越	金	9, 449
3 農業改良資金貸付勘定収入				9, 449

款	項	金
1 就農支援資金貸付勘定		19, 391
	1 就農支援資金貸付費	19, 391
2 就農支援資金業務勘定		372
	1 管 理 指 導 事 務 費	362
	2 予 備 費	10
3 農業改良資金貸付勘定		9, 449
	1 農業改良資金貸付費	9, 449
4 農業改良資金業務勘定		1, 309
	1 管 理 指 導 事 務 費	1, 109
	2 予 備 費	200
歳 出	合 計	30, 521

平成 2 9 年度埼玉県林業·木材産業改善資金特別会計予算

平成29年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,680千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款		項		金	額
1 貸 付 勘 定 収 入					20,000
	1 繰	入	金		50
	2 繰	越	金		8, 505
	3 諸	収	入		11, 445
2 業務勘定収入					680
	1 繰	越	金		590
	2 諸	収	入		90
歳 入	合	計			20, 680

	款				項		金	額
1 貸	付	勘	定					20,000
				1 林業・木	材産業改善	資金貸付費		20,000
2 業	務	勘	定					680
				1 管 理	指導	事 務 費		660
				2 予	備	費		20
	歳		出	合	計			20, 680

平成29年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成29年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,541千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款			項		金	額
1 財	産収	入					671
			1 財 産	運用	収 入		671
2 繰	入	金					13, 253
			1 繰	入	金		13, 253
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
4 諸	収	入					35, 616

款	項	金額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	35, 615
	2 雑 入	1
歳	合 計	49, 541

款			項		金	額
1 本多静六博士育英事業	費					48, 541
		1 本多静	六博士育英	事 業 費		48, 541
2 予 備	費					1,000
		1 子	備	費		1,000
歳 出	·	合	計			49, 541

平成29年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成29年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,020,750千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

	款						項				金	額
1 財	産	収	入									511, 258
				1	財	産	運	用	収	入		43, 566
				2	財	産	売	払	収	入		467, 692
2 繰		入	金									1, 509, 490
				1	繰		J			金		1, 509, 490
3 繰	Ī	越	金									1
				1	繰		起	벟		金		1

款		項		金	額
4 使 用 料 及 び 手 数 料					1
	1 使	用	料		1
歳 入	合	計			2, 020, 750

		款			項						金	額
1 用	地	事	業	費								2, 020, 750
					1	用	地	事	業	費		2, 020, 750
	歳		Ц	4		合		計				2, 020, 750

平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,368,478千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。 (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

	款				項			金	額
1 使	用	料							8, 245, 043
			1 住	宅	使	用	料		8, 245, 043

	款			項		金	額
2 国	庫 支	出 金					1, 466, 624
			1 国	庫補	助金		1, 466, 624
3 財	産収	入					40, 158
			1 財	産 運 用	収 入		40, 158
4 繰	入	金					1, 072, 298
			1 繰	入	金		1, 072, 298
5 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
6 諸	収	入					20, 354
			1 敷	金 運 用	収 入		33
			2 雑		入		20, 321
7 県		債					1, 524, 000
			1 県		債		1, 524, 000
	歳	入	合	計			12, 368, 478

	款				項			金	額
1 住	宅 事	業費							8, 677, 492
			1 住	宅	管	理	費		5, 760, 820
			2 住	宅	建	設	費		2, 916, 672
2 繰	出	金							2, 615, 855
			1 繰		出		金		2, 615, 855
3 公	債	費							1, 065, 131
			1 公		債		費		1, 065, 131
4 予	備	費							10, 000
			1 予		備		費		10, 000
	歳	出	合		計				12, 368, 478

第2表 継続費 (単位 千円)

款	項	事業	名	総額	į	年 度	ŗ.	年	割	額
		平成29年度公営住	宅建設費	2, 872, 0	13	平成29年平成30年平成31年平成32年	度度		1, 135 1, 161	
1 住 宅 事 業 費	2 住 宅 建 設 費	平成29年度公営住業費	宅団地再生事	1, 107, 40	03	平成29年平成30年平成31年平成32年	度度		177 783	, 228 , 340 , 214 , 621

第3表 地方債

(単位 千円)

	起	債	0))目	的			限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
										10%以内。ただし、利	政府資金についてはその融通条
										率見直し方式で借り入れ	件により、銀行その他の場合は
										る資金について、利率の	その債権者と協定した融通条件
公	営	住	宅	建	設	事	業	1, 524, 000	普通貸借又は証券発行		による。ただし、県財政の都合
										見直しを行った後におい	により据置期間を短縮し、若し
										ては、当該見直し後の利	くは繰上償還又は低利に借り換
										率とする。	えることができる。

平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ618,467千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

	款				項					金	額
1 財	産	収	入								1
				1 財	産	運	用	収	入		1
2 繰	J		金								571, 316
				1 繰		J			金		571, 316

3 繰	越	金									1
			1	繰			越			金	1
4 諸	収	入									47, 149
			1	貸	付	金	元	利	収	入	46, 764
			2	預		金		利		子	12
			3	雑						入	373
	歳	入		合			計				618, 467

款			項	金	額
1 高等学校等奨学	全金事業費				618, 467
		1 高等学	校等奨学金事業費		618, 467
歳	出	合	計		618, 467

第2表 債務負担行為 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償 分)	賞(平成29年度保証	平 成 2 9	年 度 以 降	でこの債務の保	高等学校等奨学金の質証を行った者がこれる 証を行った者がこれる	を行ったことに

平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,610,719千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金
1 入 場 料 収 入		43, 185
	1 入 場 料 収 入	43, 184
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投票券発売収入		29, 095, 648
	1 投票券発売収入	29, 039, 647
	2 投票券発売副収入	56, 001
3 財 産 収 入		235, 702

	款			項			金	額
			1 財	産 運	用	収 入		235, 701
			2 財	産 売	払	収 入		1
4 繰	越	金						2
			1 繰	j	越	金		2
5 諸	収	入						236, 182
			1 預	金	利	子		1
			2 収	益事	業	収 入		1
			3 雑			入		236, 180
	歳	入	合		計			29, 610, 719

			志					項								金	額	
1	公	営	競	技	総	務	費											217, 477
									1	公	営	競	技	総	務	費		217, 477
2	公	営	競	技	事	業	費											29, 042, 610
									1	公	営	競	技	事	業	費		29, 042, 610
3	繰			出			金											344, 632
									1	繰			出			金		344, 632
4	予			備			費											6,000
									1	予			備			費		6,000
			歳			出				合			計	-				29, 610, 719

平成29年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター 343床

がんセンター 503床

小児医療センター 316床

精神医療センター 183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	101, 467 人	73, 761 人
がんセンター	149, 138	201, 938
小児医療センター	93, 680	150, 799
精神医療センター	54, 772	30, 744

(2) 1日平均患者数

区分	入	院	外	来
循環器・呼吸器病センター		278 人		302 人
がんセンター		409		828
小児医療センター		257		618
精神医療センター		150		126

3 主なる建設改良事業

3,657,296 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失のうち用途廃止施設の処分に要する経費.65,743 千円の財源に充てるため、企業債.65,000 千円を借り入れる。

収入

 第1款
 病院事業収益

 第1項
 医業収益

 第2項
 医業外収益

55, 125, 385 千円

43, 196, 614 千円

11,764,954 千円

163,817 千円

第3項 特 別 利 益

支 出

第1款 病院事業費用 .60,401,218 千円 第1項 業 費 用 58,943,286 千円 医 第2項 業外費 用 1,327,847 千円 医 第3項 別 損 失 特 110,085 千円 第4項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,972,901千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,902千円、減債積立金7,500千円及び過年度分損益勘定留保資金1,963,499千円で補塡するものとする。)。

収入

第1款	資 2		的」	仅 .	入	5,626,678 千円
第1項	企		業		債	2,580,000 千円
第2項	他	会	計 負	担	金	2,107,083 千円
第3項	固定	主資	産 売	却代	金	1 千円
第4項	補		助		金	885,157 千円
第5項	国	庫	補	助	金	52,070 千円
第6項	寄		附		金	1 千円
第7項	受		託		金	2,365 千円
第8項	そ	Ø	他	収	入	1 千円

支出

第1款 資本的支出

7,599,579 千円

第1項 建 設 改 良 費

3,657,296 千円

第2項 企業債償還金

3,942,283 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び用途廃止施設の処分に要する資金に充てるため

限 度 額 2,645,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、9,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

25, 187, 756 千円

(2) 交 際 費

800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、9,857,995千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類 器械備品

名 称 オンライン血液透析ろ過装置

数 量 一式

平成29年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 事 業 所 数	150 社
(2)	年 間 総 給 水 量	$67, 263, 000 \text{ m}^3$
(3)	一日平均給水量	184, 282 m³
(4)	主なる建設改良事業	443,565 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

						収		入	
第1款 事	Ī	業	収	益				2,029,080 千円	
第1項	営	業		収	益			1,724,671 千円	
第2項	営	業	外	収	益			207,972 千円	
第3項	特	別		利	益			96,437 千円	
						支	ļ	Щ	
第1款 事	Ē	業		費				1,991,970 千円	

第1項	営	業	費	用			1,712,752 千円
第2項	営	業	卜 費	用			90,787 千円
第3項	特	別	損	失			184, 431 千円
第4項	予	偱	带	費			4,000 千円
(資本的収	入及び	支出)					
第4条 資本	的収入	及び支出	の予定額	iは、	次のとおりと定める。		
					収	入	
第1款 資	資本	的	収 入				871,464 千円
第1項	建	設	甫 助	金			27,700 千円
第2項	長其	月貸 付	金償還	金金			804,000 千円
第3項	他	会 計	補助	金			792 千円
第4項	負	担	<u> </u>	金			38,970 千円
第5項	固定	三資 産	売 却 代	金			1 千円
第6項	雑	Ц	Z	入			1 千円
					支	出	
第1款 道	資 本	的	支 出				621,067 千円
第1項	建	設 改	女 良	費			479,739 千円
第2項	企	業債	償 還	金			141,328 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
大久保浄水場旧排水処理	施設撤去工事	平成 3	0 年 度			15, 000
大久保浄水場本館電気	设備 更新工事	平 成 3	0 年 度			94, 000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

301,770 千円

(2) 交 際 費

41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,748千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,930千円と定める。

平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 団 体	数	55 団体
(2)	年 間 総 給 水	量	631, 908, 000 m ³
(3)	一日平均給水	量	1,731,255 m³
(4)	主なる建設改良事	業	23,819,915 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入	
第1款	事	業収	益			47,461,979 千円
第1項	営	業収	益			42,247,252 千円
第2項	営	業 外 収	益			5, 152, 677 千円
第3項	特	別利	益			62,050 千円
				支	出	
第1款	事	業	費			46, 123, 547 千円

40,814,915 千円	用	業費	営	第1項
4,738,173 千円	用	美 外 費	営	第2項
530,459 千円	失	別損	特	第3項
40,000 千円	費	備	予	第4項

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,631,029千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,255,604千円及び過年度分損益勘定留保資金16,375,425千円で補塡するものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			23,922,938 千円
第1項 建 設 補 助 金			4, 163, 928 千円
第2項 企 業 債			11,900,000 千円
第3項 他 会 計 出 資 金			7,640,569 千円
第4項 他 会 計 補 助 金			218,315 千円
第5項 固定資産売却代金			1 千円
第6項 雑 収 入			125 千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			41,553,967 千円
第1項 建 設 改 良 費			25,062,231 千円
第2項 企業債償還金			10,592,814 千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金

804,000 千円

第4項 機構負担年賦金

5,054,922 千円

第5項 予 備 費

40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
大久保浄水場旧排水処理施設指	女去工事	平 成 3	0 年 度			444, 000
大久保浄水場本館電気設備更	新工事	平 成 3	0 年 度			486, 000
大久保浄水場西部系新所沢幹線制水弁	設置工事	平 成 3	0 年 度			139, 000
行田浄水場A・C系ろ過池サイフォン等機械設	備更新工事	平 成 3	0 年 度			882, 000

事項	期 間		限	度	額
吉見浄水場東松山幹線調整弁設置工事	平 成 3 0 年	度			267, 000
江南中継ポンプ所直流電源設備更新工事	平 成 3 0 年	度			65,000
東京都三郷浄水場常用自家発電所建設負担金	平成30年度カ平成35年度ま				441, 100

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 11,900,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

和 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,366,989 千円

(2) 交 際 費 536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、781,281千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、534,486千円と定める。

平成29年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積 189,910 m²

(2) 主なる建設改良事業 10,378,246 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

11, 919, 150	益	収	業	事	第1款
11, 753, 045	益	収	業	営	第1項
68, 700	益	外収	業	営	第2項
97 405 =	益	和	디모	焅	笙 3 項

第 3 項 特 別 利 益 97,405 千円

出

第1款 事 業 費 7,667,675 千円

支

第1項 営 業 費 用 7,623,243 千円

第2項 営 業 外 費 用 24,431 千円

第3項 特 別 損 失

1 千円

第4項 予 備 費

20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,407,242千円は、当年度分消費税 及び地方消費税資本的収支調整額538千円及び過年度分損益勘定留保資金13,406,704千円で補塡するものとする。)。

収 入 第1款 本 的 収 入 1,519,911 千円 資 長期貸付金償還金 1,515,110 千円 第1項 4,799 千円 第2項 他会計補助金 第3項 固定資産売却代金 1 千円 第4項 収 1 千円 雑 入 支 出 第1款 支 出 資 本 的 14,927,153 千円 10,542,462 千円 第1項 建 設 改 良 費 設 準 費 184,691 千円 第2項 建 第3項 4,000,000 千円 投 資 有 価 証 費 200,000 千円 第4項 予 備

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事	業	名	総	額	年	度	年	割	額
							平成2	9年度		8, 370), 916
1 資本的支出	1 建設改良費	草加柿木均	草加柿木地区産業団地整備事業			695, 516	平成3	0年度		2,885	5, 600
							平成3	1年度		2, 439	, 000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
吉見ゴルフ場クラブハ	ウス改修工事	平 成 3	3 0 年 度			708, 320

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 412,037千円

(2) 交 際 費 298 千円

(他会計からの補助金)

第9条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,571千円である。

平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	流域関連市町数	47	市町
(2)	年間総処理水量	661, 847, 930	m^3
(3)	一日平均処理水量	1, 813, 282	m^3
(4)	主なる建設改良事業	19, 562, 300	千円
/ 1			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 A

51,517,825 千円	益	収	業	事	第1款
30,560,418 千円	益	収	業	営	第1項
20,957,406 千円	益	外収	業	営	第2項
1 千円	益	利	別	特	第3項

支 出

第1款 業 費 51,494,508 千円 第1項 営 業 費 用 49,722,578 千円 1,710,929 千円 第2項 業 外 費 用 第3項 別 損 失 1 千円 特 備 費 第4項 予 61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第7項

雑

収

入

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,254,499千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142,984千円、過年度分損益勘定留保資金520,584千円及び当年度分損益勘定留保資金4,590,931千円で補塡するものとする。)。

71 千円

収 入 第1款 本 的収 24,932,067 千円 12,081,516 千円 第1項 設 補 助 金 建 第2項 設 負 担 金 5,231,883 千円 建 第3項 業 債 6,884,000 千円 企 第4項 他会 計出資 金 630,870 千円 第5項 他会計補助金 103,726 千円 第6項 固定資產売却代金 1 千円 第1款 資本的支出

30, 186, 566 千円

第1項 建 設 改 良 費

22,733,039 千円

第2項 企業債償還金

7,453,527 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期	間	限	度	額
荒川左岸南部流域下水道事業(平成29年度契約分)	平 成 3	0 年 度			3, 591, 000
荒川左岸北部流域下水道事業(平成29年度契約分)	平 成 3	0 年 度			362, 000
荒川右岸流域下水道事業(平成29年度契約分)	平 成 3	0 年 度			513, 000
中川流域下水道事業(平成29年度契約分)	平成304平成314				8, 673, 000

市野川流域下水道事業(平成29年度契約分)	平成30年度	402,000
利根川右岸流域下水道事業(平成29年度契約分)	平成30年度	246,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 6,884,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,287,622千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,872,172千円である。

埼玉県告示第三百八十一号

11 の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所につ て)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。 平成二十年埼玉県告示第四百九十一号(特定非営利活動促進法の規定による縦覧

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

にっ 第二号の (同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。 表中「志木市及び」を「志木市、 久喜市及び」に改め、 「久喜市」の下)」を加え

る。

埼玉県告示第三百八十二号

二十七年埼玉県告示第七百五十七号により 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の 指定し た区域の 指定を 次 規定によ 0 とおり全部解 り、 平成

平成二十九年三月三十 日

埼 玉 知 上 田 清 司

要措置 区域 して \mathcal{O} 指定を解除する区域

別図の とお り (埼玉県吉川 市大字下内川字大荷六百六十九番五 \mathcal{O} 部、 八 百 兀

+番六 \mathcal{O} 部及び 八 百四十一番十 \mathcal{O} 部)

土壤汚染対策法施行 してい 規則 カュ (平成十 た特定有害物質の 四年環境省令第二十九 種類 号) 第三十 一条第 項

 \mathcal{O}

基準に

適合

な

0

シス

--: ニージ

ク

口

口

エチレン、

リク

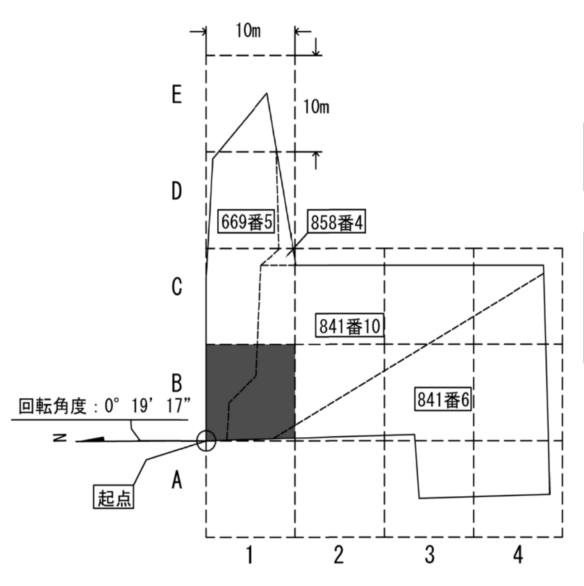
口

口 工 チレ

5 れ た 汚染の 除 去等 \mathcal{O} 措置

基準不適合土壌の 掘削 による除去

別図



起点

起点は埼玉県吉川市大字下内川字 大荷669番5の最北端とする。

格子の回転角度 0°19′17″ 起点を通り、東西方向及び南北方向 に引いた線並びにこれらと並行して 10m間隔で引いた線により構成される 格子を、起点を支点に右方向に回転 させた角度。

凡例

- 一 敷地境界
- -- 地番境界
- □ 10mメッシュ
- 要措置区域の指定を解除する区画

埼玉県告示第三百八十三号

次 条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 の者を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成二十九年三月三十一日

ぐ局ク ちミエル ル か ト ン 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		ア ル 来 局		所竹 沢 店 局 新		蔵台 型居宅介護武 の機能	プホーム 狭山	リニック	上尾二ツ宮ク	川あずみ苑入間	名 称
一川 七十二市 二五町 二		五〇一八		八 八 一 一 一 松 葉 町		日高市武蔵台	二八一十二 狭山市北入曽	五. 四	上尾市ニツ宮	三一七七 間川	所在地
	_式 , 会 . 社	1	デ	調 剤 薬 局	株式会社 竹	武蔵会 社会福祉法人	ス株式会社ドイカル・	生.	医療法人社団	パレス21 オ	開設者名
療養管理指導	管理 指 養	療養管理指導介護予防居宅	管理指導	療養管理指導介護予防居宅	管理 指 導	居宅介護小規模多機能型	共同生活介護認知症対応型	療養管理指導介護予防居宅	管理 指養	居宅介護支援	サービスの種類
	平 成 二 十 九 年	三月一日	平 成 二 十 九 年	二 月 一 日	平 成 二 十 九 年	二月 一日 十九年	三月一日平成二十九年	一 月 一	平 成 二 十 八 年	二月 一日 十九 年	指定年月日

栗原店薬局	栗原店薬局ス・ディー新座クリエイトエ		なごみ空間工房			済寺店	ひばり薬局 国	新狭山店	お	新狭山北店	あおい調剤薬局	久喜鷲宮店	クリエイト薬局
		谷 一 四 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				深谷市国済寺四	l 九 二 二	狭	<u> </u>	狭山市新狭山二	七十一一	久 喜市上内 一七	
スク・デュイトコ	- 会 ` 社 、	房な株 ご式 み会 空社 間 エ			房な株 ごみ会社 町工		株式会社	局株式会社	あお	局株式会社	あおい調剤薬	デニイト	カリエイトエ 株式会社
療養管理指導介護予防居宅	管理 指養	福祉用具販売	福祉用具貸与 介護予防	用 具 販 売 社	福祉用具貸与	療養管理指導介護予防居宅	管理指導	療養管理指導介護予防居宅	管理指導	療養管理指導介護予防居宅	管理指導	療養管理指導介護予防居宅	管理療養
一 月 一 日	平成二十九年	二平 月成 一二 日十 九 年			三月一日	平成二十九年	二月一日	平成二十九年	二月一日	平成二十九年	一 月 一 日	平成二十九年	

埼玉県告示第三百八十四号

とい 自立 十四条第四項に 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第 邦 \mathcal{O} 生活保護法 、 う。 とおり変更の届出 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 の支援に関する法律 $\overline{}$ 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) おい てその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 _ が 項 1項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例によるも (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以下 のとされた生活保護法第五十四 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

平成二十九年三月三十一日

薬局トモズ 航空	そよ風 八潮ケアセンター	そよ風 アセンター	か プサービス でさしの 園ホームへ	センター ボ式会社大起エン	宅介護支援事業むさしの 園指定居	名 称
名事 称業 者	所事 在業 地者	所事 在業 地者	所事 在業 地所	所事 在業 地所	所事 在業 地所	変更事項
ズグ は	青ユー南東 山ニ二青京 ビマー山 ル ッー二港 ト四ー区	青ユー南東 山ニ二青京 ビマー山都 ルッー二港 ト四ー区	自 一 一 一 一 一 市 西 四 四	○ン 三 三ズバ五郷 号三ン七市 ウ 栄 ーイアニ	単一○四四四四 第山市南 四四四四四四四四四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	変更前
モズ 会社 ト	山 ド 一 三 ポ ラ セ オ 十 七 十 十 七 北 十 北 十 七 北 十 七 七 七 七 七 七 七 七	山 一 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	一〇四八十二 帝 入 曽	号 ズ ー バン ウイン ー ル セ ー 八 ー 八 ー 八 ー 八 人 八 人 八 人 八 人 八 人 八 人 八	一〇四八ー二 南 入 曽	変更後
療 養 養 管 理 指 導 指 考 等 形 居 場 等	通介 居 選 所介 護 支 援	通介 居 通 所護 宅 介 護 介 護 支 援	訪 問	訪問 問 形 護 予 護 支 援 援	居宅介護支援	サービスの種類

援ひこさん居宅介護支	ジャパンケア加須	事業所	鳩ヶ谷ケアセンター	新座グループホーム		ひまわり館 深谷店	
所事 在業 地所	所事 在業 地所	所事 在業 地所	所事 在業 地者	所事 在業 地者	名事 称業 所	名事 称業 者	所事 在業 地者
○ サンハイツ○ サンハイツ○ カンハイツ	国分貸店舗 二 一 三 俣	ーー一三 一二三 五 和	トー青東 青一山京 山四二十 ビューー ドーロー ドーロー ドーロー ドーロー ドーロー ドーロー ドーロー アーロー ア	ト青山ビル 十一四ユニマッニー 一二 東京都港区南	わり館深谷店式会社 ひまま	式会社 イト株	五一四五 南一 —
A A T T T T T E E E	店七俣加 舗 一須 国一市 分二 貸 三	ョン 四 W マンシ 一 一 七 十 一 号 野	ルラ七北東 セー青京 オー山都 山二 ビプー区	ルラ七北東 セオー オー 十 二 二 ド ニ ー ビ プ ー 二 ド ビ ア 二 ド 三 1 ビ ア 二 二 1 ビ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	深谷店り館	ビス株式会社とコース	一 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 二 二 二 二
居宅介護支援	訪介 問護 問 予 養防 護 防	居宅介護支援	入介通介生短通所護所護所別生予介予介入護所活防護所護が短護期	共認介 開知護 生活対防 大活 大流 大流 大流 大流 大流 大流 大流 大流 大流 大変型	祉定 用介 具護	福介 用	É 祉 冨 用

まごころ家族・川口	ナイサービス カル
名事 称業 所	名事 称業 所
川口ころホーム	山 日 X A 、 飯 能 中 日 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B
族・川口 ま ご こ ろ 家	カイ ルサー ビス
通介 所護 介予 護防	通介 所護 介予 護防

埼玉県告示第三百八十五号

とい 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第 邦 \mathcal{O} 四条第四項に 生活保護法 、 う。 とおり廃止 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 の支援に関する法律 $\overline{}$ 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) おい \mathcal{O} 届出 てその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 _ が 項]項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例に (同条第二項及び中国残留邦 によるも した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以 下 のとされた生活保護法第五十四 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

平成二十九年三月三十一日

	介護予防訪問看護	3	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :
- 平 二 1 二 十 八 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	訪問看護	至 狭山市柏原一六二九一	が問 看護ステー
二月二十八日	居宅療養管理指導介護予防	<u>pu</u>	l
平成二十九年	居宅療養管理指導	深谷市上野台五一四丨) が 変 裏 司
二月二十八日	居宅療養管理指導介護予防	六	
平成二十九年	居宅療養管理指導	比企郡川島町伊草九七	そよ風薬局川島
六月三十日	居宅療養管理指導介護予防	戸沙 计杜寿田 人一一	
平成二十三年	居宅療養管理指導	公 美 丁	竹内薬局新所沢
十一月三十日	居宅療養管理指導介護予防	八一二	部店
平成二十四年	居宅療養管理指導	春日部市大沼六丨一三	ら薬局春
	居宅療養管理指導介護予防		診 療 所 す え か た た た た た た た た た た た た た た た た た た
平成二十九年	居宅療養管理指導	坂戸市石井二八九七丨	7 睿
五月三十一日	居宅療養管理指導介護予防		
平成二十八年	居宅療養管理指導	川口市西青木五ー三ー	メグ歯科クリニ
廃止年月日	サービスの種類	所在地	名 称

二月二十八 平成二十九 年	型居宅介護小規模多機能		ふれあい多居夢 蕨
三月三十一日	通所介護	飯能市中山三二〇一一	T 飯能中山 NEX
十二月二十日 十二年 十五年	居宅介護支援	三号アーバンウィンズ三 一〇三郷市中央一ー一七一八	ルヘルプ三郷ケアセ 株式会社大起エンゼ
三月三十一日	通所介護	川口市新堀一一二ー一	まごころホーム川口
二月二十八口	共同生活介護 別知症対応型	川 日 祖 士 七 日	ЛI
成一	共同生活介護認知症対応型]	ふれあい多居夢

埼玉県告示第三百八十六号

第 五 を担当する機関として、 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術 第十四条第四項においてその例によるも 次の者を指定した。 のとされた生活保護法第四十 律 の促進並びに永住帰国 (平成六 年法律第三十 九条及び

平成二十九年三月三十一日

リニック蕨	歯科クリニックよしかわファミリー	カナデ歯科	木島医院	前川クリニック	西川口駅前眼科	ック はまさきの郷クリニ医療法人浜崎医院	リニックこころときもちのク	ック 内科・糖尿病クリニ原草加パートナーズ	名称
コンパス 田田	馬島結美	高井雄三	木島一洋	森 徹	太田有夕美	医療法人 浜崎	青木五省	高志	開設者名
団蕨市塚越五ー六ー三五	吉川市平沼一五九八丨			一一 一階	第二福原ビル三階川口市並木三ー一ーー	ボーカ ノ割三ーー	二-五 二十北葛飾郡杉戸町杉戸三平成	ビルA棟四階 九 松原ツインタワー草加市栄町二ーーーー	所在地
十五日平成二十九年二月	十四日平成二十九年一月	一日 平成二十九年三月	七日平八年十月	一日平成二十九年三月	平成二十九年三月	平成二十九年三月	二十二日 平成二十九年二月	平成二十九年二月	指定年月日

テーション 問看護リハビリス 共和	まン たいよう 会	井店 石田門株式	店 い薬局 蕨有限会	店 薬品 久喜株式会社	リニックド川	きのした歯科医院木下	植田歯科医院植田	ク 良歯 良歯 良歯	オフィス松浦玄嗣デンタル	ク 栄翔会 一
商事株式会	法人弘心入	会社 スギ薬 五 行	社 ふれ あ プ 蕨	カワチ	川 原 忍 〇 入	健輔	洋 一 郎	法人 三方	玄嗣	(会 (会 大 大 大 大
潮市大瀬一一五一一	イツ粕谷一F ーニニーーー	田市門井町二ー三ー一	レミール JIN二〇一	人 喜市 久 喜中央一 — 一五八	○日市下藤沢八二○一一	.岡市西六ー一二ー四	一六一一七間郡毛呂山町岩井西二	熊谷市石原一〇二三一五	一ヤマトビル二○二□市並木三ー九ー一八	 一 F 口 市 戸 塚 東 一 ー 四 ー 一
平成二十九年二月	月二十三日平成二十八年十二	一 日 平成二十九年三月	平成二十九年三月	一 日 平成二十九年三月	平成二十九年三月	平成二十八年九月	一 日 平成二十九年二月	月一日平成二十八年十二	十五日平成二十九年二月	六日平成二十九年二月

井 上 旬 平	守 野 正 剛	熊倉 勝久	高山麻結	司 長 谷 部 優	引間隆宏	氏名
						住 所
院でマッサージが	さいたま南	特玉事業所 こ 大 株式会社東京さ	彩の風接骨院	なごみ整骨院	ちちぶ接骨院	名 称 施
八一一四一二三さいたま市桜区西堀	○五○五○五	ス木町一ー三八九ー七京さいたま市大宮区桜	九一十四十一四十一	八八一一 東松山市上唐子一〇	一 二 一二	新 所 在 地
平成二十九年二月一日	四平成二十九年二月一日	平成二十九年二月二十日	平成二十九年二月一日	平成二十九年二月九日	平成二十九年三月一日	指定年月日

埼玉県告示第三百八十七号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるもの 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 次のとおり変更の

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

クみらいクリニッ	名称
名称	変更事項
新堀クリニック	変更前
みらいクリニック	変更後

埼玉県告示第三百八十八号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるもの 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 次のとおり廃止の

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
竹林歯科	上尾市須ケ谷一ー一五八一二	日平成二十九年二月十三
中川整形外科医院	所沢市上安松一二四六ー四	日平成二十九年一月二十
土田歯科医院	所沢市松葉町二四ー一五	六日平成二十九年一月二十
ヒデ歯科クリニック	熊谷市石原一〇二三-五	十日平成二十八年十一月三
まこと歯科医院	戸田市新曽一〇三〇	甲成二十九年三月二十
ック と	ツインタワービル四階 草加市栄町二ー一一一九 松原	一日平成二十九年一月三十
お問看護ステーション	狭山市柏原一六二九ー五	十二日平成二十八年十二月二
木島医院	草加市谷塚町六四八ー一	平成二十八年十月六日
ココ	アーバンヒルズ三〇六川口市南鳩ヶ谷五ー三三ー一八	一日平成二十九年一月三十
河野歯科クリニック	ビル一階 川口市東川口ニー六ー五 井町	平成二十九年二月五日
ックガーデンデンタルクリニ	バリュ蕨店内 マックス	日平成二十九年二月十四

平成二十九年三月一日	志木店 志木市本町五ー二四ー九	龍生堂薬局 志木店
甲成二十八年八月三十一	二F 白岡市西六ー一二ー四 柿沼ビル	木下歯科医院
平成二十九年三月一日	かば診療坂戸市大字石井二八九七ー三岸田会	所 岸田歯科わかば診療医療法人 岸田会
五日平成二十八年十二月二十	歯科吉川市栄町一五一八ー一 二F	吉川ファミリー歯科
日平成二十九年一月三十一		医療法人 植田歯科
八日平成二十八年十二月二十	所沢市中新井五ー一四ー一〇	田中医院
平成二十九年一月三十一	春日部市中央六一八一二五	春日部店ファーマライズ薬局

埼玉県告示第三百八十九号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 0 11 て、 同条第三項に (平成 とお +年 法 り縦覧 お 律第 1 て準 に 九 供す 用する同 +_ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定 に ょ ょ る届 り

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友東松山店

埼玉県東松山市小松原町十一番地一

ロ変更の概要

大規 模 小 売店 舗 に お 11 て 小 売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並 び に 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十一者

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成二十八年十二月七日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月十五日

二 縦覧期間

平成二十 九 年三月三十 __ 日 か 5 平成二十九年七 月三十 日 ま で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉 県 ĴΪ 越 比 企 地 域 振興 セ ン タ 東 松 山 [事務所

四 意見書の提出

大規 模小 売店 舗 <u>\frac{1}{2}</u> 地 法第 八 条第二項 \mathcal{O} 規 定に ょ り、 当該 大規模小売店 舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 環 境の 保持 \mathcal{O} た 8 配慮すべ き事 項 12 0 **\ て意見を有する者は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

成 九年三月三十 日 カゝ ら平成二十 九 年 七 月三十 _ 日 まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第三百九十号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の 11 て、 同条第三項に (平成十年法律第 とお お ŋ 縦覧 11 て準 九 に 供する。 用する同 +_ 号) 第六条第二項 法第五条第三項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン上里

埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 収容台数 二一一〇台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 一三七五台

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月二十二日

二 届出年月日

平成二十九年三月二十一日

二 縦覧期間

平成二十 九 年三月三十 ___ 日 か ら平成二十九年七月三十 日 ま で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域 大規模 \mathcal{O} 生活 小 売店舗立 :環境の 保 地 法第 持 \mathcal{O} た 八 8 条第二項 配慮す ~ \mathcal{O} き事 規定 項 12 に ょ 9 り V 当該 て意見を有する者は 大規模小売店舗 \mathcal{O} 県 周 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十 九年三月三十 _ 日 カュ 5 平 成二十 九 年 七月三十 日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

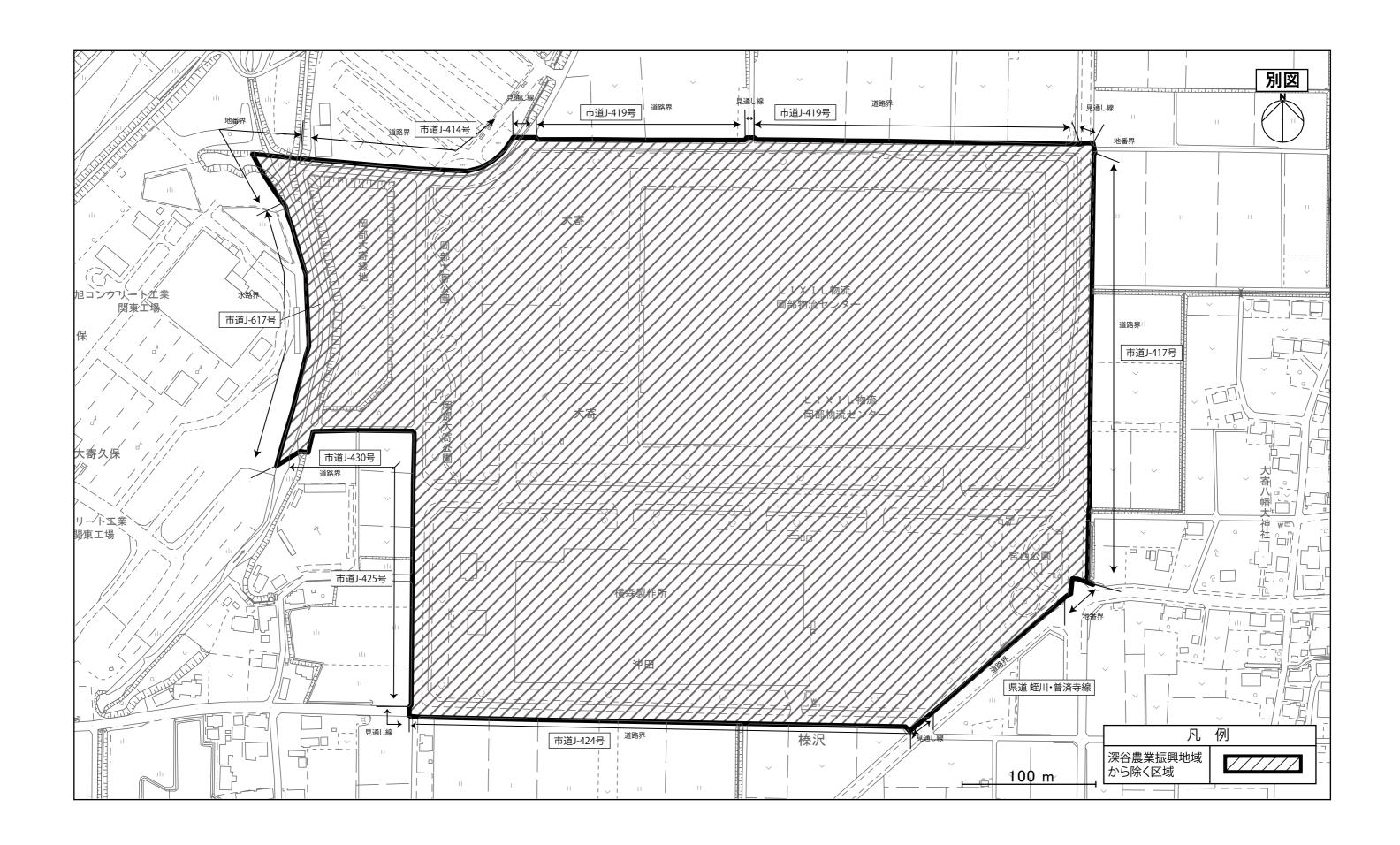
埼玉県告示第三百九十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項

の規定により、深谷農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司



埼玉県告示第三百九十二号

のとおり届出があった。 清算法人指扇北土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 住 所

監事 遠 彦 男

同同 和久津 関 夫 同 同 同 同 同 高木千三百四十埼玉県さいたま市西区大字中釘七百七番地 同 同同 同 同 清河寺九百八十九番地 高木千三百四十五番地二

埼玉県告示第三百九十三号

 \mathcal{O} 11 る たま市の 同法第十八条第十六項 土地改良法 おり届出があ 指扇北土 (昭和二十 った。 地改良区か 四年法律第百 の規定により、 ら清算 人を退任した者 九十五号) 平 成二十 第六十 八年 \bar{O} + 氏名及 月二十 八条第四 匝 び 住 項 日 12 所 解 に 散 お 0 認 V 可 7 V したさ 準用 て、 次 す

平成二十九年三月三十 日

埼玉 県 知 上 田 清

司

清 算 人 \mathcal{O} 氏 名 及 \mathcal{U} 住 所

氏 所

石 井 友 玉 県さ 11 たま市西区宮 前 町千 百 _ 番

片 出 良 夫 同 同 同 大 字 清 河 寺 千 +

子 安 裕 治 正 同 同 同 同 同 同 同 三橋六丁目千三百 五. 丁 八 百 八 六 ++ 六 -九番地 番 地

目

黒

齋

金

重 同 同 大 (字清 河 寺千二十 九 番 地

克 同 同 同 同 千三十 ___ 番 地

同 同 同 高 木千三百 八 +八 番 地

忠 同 同 同 同 同 千三百 七 十 . 匹 番地

同

同 同 七 百 番 地

同 同 同 千三百 八 十三番 地

長

勲

夫

同

長

章

同

同

千三百

五.

十三番

地

髙

雅

好

同

髙

茂

同

同

同

同

千二百六

+

八

番

地

関

同 同 同 千七 百 八 十二番 地

同 同 同 千六 百 七 十 五 番 地

同 同 同 千 百 六 + 番 地

同 同 同 同 口 同 高 清 木千 河 寺千 九 +五. 番 八 番 地 地

百

同 同 同 百 +五 地

和

久津

正

和

久津

久津

増

永

幸

和

久津

昭

細

田

同

細

田

富

夫

同

細

朝

司

同

同 清 河 寺千二十五 番 地 の 二

同 同 同 千 -六番地

埼玉県告示第三百九十四号

北 0 武蔵用水土地改良区 土地改良法 て、 次のとおり届出 (昭和二十 カュ があった。 ら当該役員に就任 四年法律第百九十五号) した者及び 第十 退任 八条第十六 した者 項 \mathcal{O} 氏名及び の規定に 住 ょ 9 所 12

平成二十九年三月三十一日

埼 玉 知 上 田 司

就任

同 名 和瀬 氏 玉 県大里郡 住 同 寄 同 所 居 町 大 同 (字用 同 土二千九百 千二百三十 五 +五. 地 番 _ 地

同 島 兵 作 同 同 同 同 同 五. 千 九 百 九十六 番 地

同 \Box 喜 良 同 児 玉 郡美 里 町 大 字甘 粕 七百十三番 地

同 一 正 同 同 大 同 里郡寄 同 居 町 大字桜沢三千八 同 猪俣七百八十三番 百八十七番 地

清 博 同 同 同 同 用土千九百二十 六番 地

大 野 晃 同 深谷市 武蔵野 六百九十九番地

英 義 同 同 大里郡 同 寄 同 町 同 大字用土千八百 末野千四百二十番 七 番 地 地

居

島 裕 同 児 玉 郡 美 里 町 大字中里五百二十番 地

退任

同

同

浅

監

事

Ш

田

同

同

理

田

島

兵

作

埼

玉

県大里郡寄

居

町

大

字用

土五千

九

百

九十六番

地

名 氏 住 所

同 和 瀬 守 同 同 同 同 同 <u>二</u> 千 九 百 五.十 番

中 勝

田 義 正 則 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 三千百 千 八 八百七番 七十二番地 地

同

同

同 茂 木 忠 男 同 谷市 武 蔵 野 兀 百 + 九番 地

同 室 尚 虎 雄 同 大里 郡 寄居町 大字桜 沢千二百 七十 六 地

同 \Box 喜 良 同 児 玉 一郡美里 町 大字甘粕七百十三番 地

利 忠 弘 同 同 同 大 里 郡 寄 同 居 町 大 同 字用土千二百三十五番 猪俣七 百八十三番 地 地

監

事

浅

同 同

> 英 同 同 同 同 末野千四百二十番地

児 玉 郡 美 里 町 大字中里三百十 · 四 番

埼玉県告示第三百九十五号

おり届け出があった。 手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次のと

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名

住

近 田 藤 秀 洲

同

理事

田

明

監事

同 同 同 中手子林百九十四番地同 同 同 同 下手子林二千六百二十 下手子林二千六百二十九番地

埼玉県告示第三百九十六号

次のとおり公告する。 一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

農用地利用配分計画の概要

秋間 利夫 四百四番	秋間 克巳 埼玉県加	が物産 二 当百八十 有限会社モリシ 大宮区桜 埼玉県さ	壬生 昭征 田三千三	山口 毅 地三 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	細沼 武彦 見沼区大 ちまり	原田 実記輔 番地二十六 寄玉県上尾	氏名又は名称 住	賃借権の設定等を受ける者
百四番地一玉県加須市飯積	百二十六番地六玉県加須市飯積	- 二番 地 の でいたま 市	一百八十六	四十五番番	ロ四十七番 四十七番	十六五十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	所	りる 者
六番字中新田千百八十寄玉県加須市飯積	一ほか二十九筆字本村二百三十番埼玉県加須市飯積	一筆 八百九十二番ほか 田字市場広瀬七千 埼玉県秩父市下吉	十五番ほか一筆田字小暮九千五百	五十七番ほか一筆北区見沼三丁目百衛玉県さいたま市	十八番・一丁目九・埼玉県さいたま市	十九番・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所在地	賃借権の設定等を
<u> </u>	二三、〇〇八	四、〇七五	二、五六七	二、四九六	二、二七七	117 1 111 1	メートル) 面積(平方	の設定等を受ける土地

	新井 英二 五百 埼玉	梓澤 富三 埼玉	梓澤 和枝 埼玉	株式会社 百二アグリファーム 埼玉	株式会社 一番 下グリグリーン 埼玉	秋山 三記夫 埼玉	秋山 親正 埼玉	秋山 謙二 - 埼玉	秋山 久美 番四 埼玉	秋山 和雄 千五	
-	五百八番地埼玉県加須市飯積	足千百六番地埼玉県加須市中種	足千四十三番地埼玉県加須市中種	百二十番地一 寄玉県加須市栄三	地一、林三千四百十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	百六十四番地玉県加須市飯積	九百六十六番地埼玉県加須市飯積	千三百六十九番地 衛玉県加須市飯積	号 清地六丁目八 見北 葛 飾郡杉	百五番地三界加須市飯積	
	ほか三十二筆字北悪戸二十九番埼玉県加須市飯積	番ほか三筆足三千七百二十二埼玉県加須市中種	ほか一筆足三千八百八十番埼玉県加須市中種	番一ほか一筆中新田二百三十八埼玉県加須市栄字	番足五千六百二十一场玉県加須市上種	筆七番一ほか二十三字五反田八百六十字五反田八百六十	十六番一ほか三筆字北戸羽打九百五埼玉県加須市飯積	筆 三十八番一ほか七字南戸羽打千二百 歩玉県加須市飯積	六番 字中新田千百四十埼玉県加須市飯積	番二字中新田千百四十	
	一 五、 九 八 五	九、九七九	三、八九九	二、一四〇	五、二〇五	一六、四三六	二、四九七	五、九二六	九 九 八	四六一	

五、 三、	おか六筆			
_	字中新田千十一番埼玉県加須市飯積	五百四十八番地埼玉県加須市飯積	理恵	新井
但	八番ほか十五筆字五反田七百三十	千二百七十六番地 埼玉県加須市飯積	好 一	新井
四、六八七	八番ほか六筆字新屋敷千四百十歩玉県加須市飯積	千四百二十五番地 埼玉県加須市飯積	幸 男	荒井
一 八、一 六 五	ほか二十五筆字本村百六十三番埼玉県加須市飯積	百八十三番地埼玉県加須市飯積	大士	荒井
⊕ 個 四、六○三	一ほか五筆字北悪戸四十三番	三百六十五番地埼玉県加須市飯積	秀幸	新井
一	三ほか九筆字本村百七十七番	九百九十八番地埼玉県加須市飯積	俊雄	新井
	ほか十七筆字五反田七百十番埼玉県加須市飯積	千百四十七番地埼玉県加須市飯積	俊雄	荒 井
五、六四三	八番ほか九筆字五反田七百七十寄玉県加須市飯積	四百二十七番地	照一	新 井
五 傾 四、四 六二	番一ほか五筆字須賀三百四十五特玉県加須市飯積	四百二十七番地场玉県加須市飯積	忠	新井
金 三六、七〇九	ほか十筆 足五千三百十六番 地玉県加須市上種	足千三百十八番地埼玉県加須市中種	武夫	新 井
一 二 二 四	一番ほか二十二筆字五反田七百三十埼玉県加須市飯積	千二百七十九番地 埼玉県加須市飯積	勝二	新井

	岩田		
	香 足三千九百五十二 埼玉県加須市中種	足千百十八番地埼玉県加須市中種	江口 浩寿
	番ほか一筆東沼田五百九十六場玉県加須市栄字	三百四十三番地	内田 美佐子
	番ほか一筆を五千三百二十八場玉県加須市上種	ロ 足八百三十二番地 埼玉県加須市上種	牛 村 和 か
	一ほか二筆字本村百九十五番埼玉県加須市飯積	百九十四番地一	上田多助
	番足五千四百六十八埼玉県加須市上種	地上五十九番	今西 一則
	番ほか二筆足三千九百四十九埼玉県加須市中種	地上千二百四十五番	伊藤久雄
	筆 足九百三番ほか二 埼玉県加須市下種	足五百七十五番地埼玉県加須市下種	市川富士雄
	番一ほか十九筆中新田二百二十七埼玉県加須市栄字	百四十一番地一	井田潜一郎
	か五筆高野千七百十番ほ埼玉県加須市栄字	三百七十番地 声明	五十畑
j.	本田百三番埼玉県加須市栄字	二十三番地 「一十三番地	石橋清
	番ほか六筆足五千四百三十七埼玉県加須市上種	地足千二百四十一番埼玉県加須市上種	石川久雄

小川	小川	小川	小川	岡本	岡田	遠藤	遠 藤	榎 本	榎 本	榎 本
佳 夫	保 夫	美 津 子	達男	進	和 夫	益 男	行 基	Ξ.	樂	良二二
二 足三百七十九番地 埼玉県加須市中種	一 足六百九十一番地 埼玉県加須市中種	足六百九十八番地埼玉県加須市中種	足七百五十五番地埼玉県加須市中種	地足二千百六十八番	足千百二十九番地埼玉県加須市中種	地足千四百二十七番埼玉県加須市中種	番地超二千六百八十五年二千六百八十五	足七百十番地埼玉県加須市中種	地足千四百九十七番埼玉県加須市中種	地足千四百九十二番埼玉県加須市中種
番ほか四筆を正手七百六十四年の	十二筆十二番ほか三年五十二年	番。是三千八百八十二、埼玉県加須市中種	番ほか一筆を三千七百七十八年三千七百七十八	番五千五百九十一场玉県加須市上種	足四千八番埼玉県加須市中種	か三筆が三筆は一番に乗加須市中種	足五千三百十三番埼玉県加須市上種	番足三千七百六十七埼玉県加須市中種	か三筆足三千七百九番ほ埼玉県加須市中種	足三千七百十一番埼玉県加須市中種
二七、五九七	八九、九五四	三、〇七八	二、 五 一 一	一、三七六	一〇、〇八三	一一、七〇九	一一、二八一	五、 三三 九	一二、一七八	五、八六五

九四六	足九百八番	足八十三番地	栄	加藤
三四三	足九百二十一番埼玉県加須市下種	足八十一番地埼玉県加須市下種	夫	加藤
七 九 〇	番五千七百九十九埼玉県加須市上種	足三千四百二番地埼玉県加須市上種	ふ み 子	柿沼
一〇、四〇五	ほか四筆 足五千四百十一番 埼玉県加須市上種	足九百七十番地埼玉県加須市上種	宏昌	柿 沼
三、一五〇	番五千五百九十三埼玉県加須市上種	足千四百五番地	仲 次 郎	柿沼
七、一〇〇	番。是一九百四十八年三千九百四十八年	足六十九番地埼玉県加須市中種	邦 夫	柿沼
二、八四八	四番ほか二筆字中新田千百九十	三十番地三十番地名	節男	折原
四五、六三〇	番ほか十一筆足五千五百八十四埼玉県加須市上種	地足二千百八十一番埼玉県加須市上種	重男	折原
三〇、五〇〇	番ほか七筆足五千六百二十四埼玉県加須市上種	地足二千百六十七番埼玉県加須市上種	榮	折原
一二、四一七	か十一筆本田二十八番一ほ埼玉県加須市栄字	百六十五番地一	章	奥貫
七、八八五	二ほか八筆 一	百六十五番地	清己	奥貫

/ \ /里	番足五千三百八十八埼玉県加須市上種	足五百三十五番地埼玉県加須市上種	光 二	川島
一悝	番ほか二筆を五千四百二十一時玉県加須市上種	地足千三百九十五番埼玉県加須市上種	健一	川嶋
金 悝	ほか四筆足五千五番十九番埼玉県加須市上種	地足千三百五十九番埼玉県加須市上種	清司	川嶋
/ 1生	番三千七百九十九埼玉県加須市中種	足百十七番地一	·	川崎
二十	番野千七百三十三埼玉県加須市栄字	书三百五番地一 等玉県加須市栄二	美 知 雄	亀 田
種	足千十四番埼玉県加須市下	足六百四番地埼玉県加須市下種	柴 一	鎌 田
七種	番足三千七百九十七埼玉県加須市中種	足五百三番地埼玉県加須市下種	保夫	加 藤
種	足千一番 現市下籍	一	正夫	加 藤
種	足三千八百六番埼玉県加須市中年	足八十番地埼玉県加須市下種	裕 幸	加 藤
作里	足千十六番埼玉県加須市下種	足五百九十二番地埼玉県加須市下種	眞一	加藤
19 1	か五筆本田九十七番二ほ埼玉県加須市栄字	九十八番地	繁雄	加 藤

栗原定勝	倉 上 晃 子	川 野 謙	川島義之	川島道保	川嶋將義	川島正志	川 嶋 一	川嶋勅夫	川嶋武雄	川 劇 街
		_								
足二千二百六番地埼玉県加須市上種	二千二十三番地二	足四百六十一番地埼玉県加須市下種	足五百九番地埼玉県加須市上種	足三百九十番地埼玉県加須市上種	地足千三百七十八番埼玉県加須市上種	地足千七百三十七番埼玉県加須市上種	地足千六百三十九番埼玉県加須市上種	足三百七十七番地埼玉県加須市上種	足千六百十六番地埼玉県加須市上種	足五百二十四番地
ほか一筆足五千六百十一番埼玉県加須市上種	番ほか三筆字須賀二百七十七埼玉県加須市飯積	番。是一个工艺,一个工程,是一个工程,是一个工程,是一个工程,也是一个工程,可以一个工程,可以一个工程,可以一个工程,可以一个工程,可以一个工程,可以一个工程,可以一个工程,可以一个工程,可以可以可以	番ほか一筆足五千三百七十八埼玉県加須市上種	番五千三百二十九埼玉県加須市上種	番ほか二筆足五千四百七十七埼玉県加須市上種	足五千四百八十番埼玉県加須市上種	番足五千五百二十九埼玉県加須市上種	番ほか一筆足五千三百四十一埼玉県加須市上種	番足五千五百三十一埼玉県加須市上種	番ほか一筆を五千三百六十五
一四、三〇五	二、六五三	四、六四三	八、二一一	六、000	八、四六六	六〇〇	六、七六〇	九、 八 九 五	七、四七八	一 〇、 四 八 二

	小林 史男	小 林 つ	小林 恒夫	小 林 榮	小林	小 林 憲 司	栗原光夫	栗原敏男	栗 原 隆 行	栗原 成志	栗原清
-		つ や 子		m k	上, 块						
	三十四番地 有	百九番地	二十六番地	四百二十二番地	十一番地	四百四十四番地	足六百七十八番地埼玉県加須市上種	足千六十七番地埼玉県加須市中種	足千百一番地埼玉県加須市中種	足三千六十八番地埼玉県加須市上種	足八百三十一番地
	筆本田百八番ほか四埼玉県加須市栄字	西田千百二十三番埼玉県加須市栄字	樋堀南百九十五番 埼玉県加須市栄字	一ほか二筆中野七百九十七番埼玉県加須市栄字	か六筆本田百二十九番ほ埼玉県加須市栄字	ほか六筆東沼田六百十六番埼玉県加須市栄字	か八筆足五千三百三番ほ埼玉県加須市上種	番ほか二筆足三千八百六十九埼玉県加須市中種	番足三千九百六十九埼玉県加須市中種	ほか二筆足五千九百三十番埼玉県加須市上種	番ほか一筆足五千三百四十二
	四、九九七	九 九 八	11', 1111111	五、〇二三	一一、五七四	五、九八六	三七、六〇〇	八、八〇七	一、九三四	五、九一五	五、三八三

五 市 市 市 市 市 市 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	番一ほか玉県加須	四百四十五番地四		
+積 四積 一積 ほ種 - -		埼玉県加須市飯積	勝美	佐藤
四積 一積 よ種	七番字五反田八百四埼玉県加須市飯	三百八十七番地一	勝男	佐藤
一積に種	番ほか二十一筆字山越四百八十	四百六十三番地	郎	佐 藤
ほ種	ほか九筆 字山越五百二番 埼玉県加須市飯	五百六十四番地	昭 雄	佐 藤
	か二筆 足五千七百一番 番玉県加須市上	地发千五百九十七番	弘 子	斉藤
八十二 五、	番ほか一筆足五千四百八	地发千五百九十七番埼玉県加須市上種	春 雄	斉藤
十上三種	番五千四百八	地发千五百九十一番场玉県加須市上種	シ ゲ 子	齊 藤
七十五 五、	番ほか一筆 足五千四百七 っ っ っ	地发千五百九十一番场玉県加須市上種	浩一	齊藤
十二中 十二字 一一一、	番二ほか七筆下居尻五百三十二時玉県加須市栄力	百二十一番地 写二十一番地	則	近 藤
七 番 は 三 五、	か二筆 西田千二十七 七 市玉県加須市	四百六十番地四百六十番地	正 之	小 林
一十七番ほ五、五、	か四筆本田百二十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	十八番地	正 夫	小 林

佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤
充宏	益 弘	博	榮 男	昇	也	孝	高雄	進	重雄	三郎
四百七十五番地二埼玉県加須市飯積	四百四十一番地一	四百五十九番地	四百四十二番地	四百六十六番地一	三百八十番地	四百七十二番地	五百六十番地一	四百二番地	四百七十二番地	三百九十三番地三埼玉県加須市飯積
七十一筆字北悪戸二番ほか埼玉県加須市飯積	一番ほか二十筆字五反田七百二十埼玉県加須市飯積	か十三筆字山越五百七番ほ埼玉県加須市飯積	八番一ほか十七筆字五反田七百九十埼玉県加須市飯積	八番ほか六筆字五反田七百五十埼玉県加須市飯積	番一ほか十二筆字須賀二百四十四埼玉県加須市飯積	十四番ほか三筆字北戸羽打九百六埼玉県加須市飯積	九番一ほか十八筆字五反田六百八十埼玉県加須市飯積	ほか十四筆字須賀二百五十番埼玉県加須市飯積	七番一ほか十筆字五反田六百六十埼玉県加須市飯積	か六筆字須賀三百五番ほ埼玉県加須市飯積
四八、九二一	一五、〇六四	七、九四一	一三、〇九九	五、九八八	六、九九七	三、六四五	一〇、四四九	一四、七六九	五、九二九	四、七一二

10,011	足千四番ほか一筆埼玉県加須市下種	番地塔二百六十三時玉県加須市中種	鈴木幸夫
四、五八二	番足五千三百三十一埼玉県加須市上種	是三百六十一番地 埼玉県加須市上種	杉山光男
一四、六五八	番ほか六筆足五千四百三十六埼玉県加須市上種	地上五百十六番	清水みさほ
一二、一九二	か三筆足五千七百七番ほ埼玉県加須市上種	地二 足三千三百十九番 埼玉県加須市上種	清水文章
七七五	番五千四百七十九埼玉県加須市上種	十四百三十一番地 埼玉県加須市戸崎	清 水 弘 子
0,11110	番五千八百七十三埼玉県加須市上種	番地一番地一二十二	清水久雄
二六八	番足五千八百五十三埼玉県加須市上種	番地塔玉県加須市中種	清 水 一 美
二、五七六	足三千八百二十番埼玉県加須市中種	足七百五十三番地埼玉県加須市中種	節子
七、六七一	番ほか三筆足三千七百三十八埼玉県加須市中種	是七百五十三番地 埼玉県加須市中種	島 田 茂
二、六四八	五番ほか二筆字北戸羽打九百十埼玉県加須市飯積	千二百七十四番地 埼玉県加須市飯積	潮武
九 八 七 九	一筆足四千十八番ほか埼玉県加須市中種	足千百八十六番地埼玉県加須市中種	進一

瀬メ	瀬メ	関 根	須藤	鈴 木	鈴 木	鈴 木	鈴 木	鈴 木	鈴 木	鈴 木
豆豆	民吉	シ ヅ 子	泰 広	正明	啓 愰	紀之	豊茂	昭 平	昭二	昇 一
足三千十六番地埼玉県加須市上種	番地超三千五百八十九年三千五百八十九	足千三十二番地埼玉県加須市中種	三百七十五番地	足五百十八番地埼玉県加須市上種	足五百三十七番地埼玉県加須市上種	地足二千百九十六番埼玉県加須市中種	百九十番地埼玉県加須市駒場	足七百十三番地二埼玉県加須市中種	足五百八十四番地埼玉県加須市下種	足五百四十番地埼玉県加須市下種
番ほか四筆	番ほか十九筆足五千五百五十九衛玉県加須市上種	ほか五筆足五千三百二十番埼玉県加須市上種	か五筆字五反田七百番ほ埼玉県加須市飯積	番ほか一筆足五千三百九十二特玉県加須市上種	番ほか二筆足五千三百五十四埼玉県加須市上種	筆足九百九番ほか六埼玉県加須市下種	ほか五筆樋堀南百六十二番埼玉県加須市栄字	番ほか一筆足三千七百三十四埼玉県加須市中種	か一筆足九百六十六番ほ埼玉県加須市下種	筆足九百四番ほか一埼玉県加須市下種
八 八 一 九	四〇、七六一	二八、八四三	四、四二九	六、二六三	一三、五一〇	一四、五三七	六、二二五 五	一二、三三七	1117 1111	11, 11110

八 四 一	一ほか七筆又根五百二十九番埼玉県加須市栄字	百四十九番地埼玉県加須市栄八	光 利	多 田
二、三四四	か二筆足九百三十五番ほ埼玉県加須市下種	地足二千百九十九番埼玉県加須市中種	清子	田島
五、四〇〇	番ほか一筆足三千七百八十七埼玉県加須市中種	地上二千二百二十番	寛一	田島
一八、一五四	ほか五筆足五千六百四十番埼玉県加須市上種	是三千二十番地 埼玉県加須市上種	祐司	田口
一、三五九	番足五千九百六十一埼玉県加須市上種	番地塔玉県加須市上種	稔	田口
二六、一二九	番一ほか二十五筆下居尻五百六十八埼玉県加須市栄字	百九十番地 埼玉県加須市栄八	1 治 樹	田口
一九、一二九	番ほか八筆足五千六百四十四埼玉県加須市上種	番地一号	哲二	田口
二、五二	番一ほか二十筆字中新田千六十一埼玉県加須市飯積	袋千八十三番地	長 正	田口
六、七三四	番ほか一筆足三千七百六十三埼玉県加須市中種	足八百八十五番地埼玉県加須市中種	啓一	髙山
4011,0111	番ほか四十二筆足五千六百三十四埼玉県加須市上種	是三十六番地 埼玉県加須市下種	祀夫	基
五、 三 八 三	番ほか一筆足五千六百四十二埼玉県加須市上種	番地一足三千四百九十九场玉県加須市上種	光 男	瀬

	反 五 千 四 音 二 十 番	二千丑百八番地	
三、一四二	埼玉県加須市上種	埼玉県鴻巣市笠原	長島、榮
四、五六九	足九百十七番埼玉県加須市下種	足四百四十四番地埼玉県加須市下種	長嶋恵子
八七六	番五千四百七十六埼玉県加須市上種	二 足千四百四十番地埼玉県加須市上種	中里隆
二. 人〇三	一ほか一筆樋堀南百四十七番埼玉県加須市栄字	五百二十五番地埼玉県加須市本郷	鳥海
二、用四七	樋堀南百五十六番 埼玉 県加 須 市 栄 字	千二百七十八番地埼玉県加須市本郷	鳥海 恒典
一、二八九	樋堀南百六十八番 埼玉 県加 須 市 栄 字	千十一番地 埼玉県加須市本郷	鳥海 一男
二三、三三五	番ほか二十一筆字五反田七百十二埼玉県加須市飯積	千八十一番地 海玉県加須市飯積	利根川繁生
四、二〇三	番足三千九百六十六埼玉県加須市中種	二百三十四日六百二十一番地大宮区天沼町一丁大宮区天沼町一丁	ター立就労支援セン立就労支援セン
八 六 七	足九百七十二番埼玉県加須市下種	足百十番地埼玉県加須市下種	都築靜治
一九、九三一	九筆足九百十三番ほか埼玉県加須市下種	二 足四百八十三番地埼玉県加須市下種	都築克己
八、 二 五 〇	番ほか一筆足三千七百六十二埼玉県加須市中種	足七百四十番地埼玉県加須市中種	谷川 廣司

二二、六六〇	一ほか三十七筆 字本村百五十五番 埼玉県加須市飯積	二百十番地三埼玉県加須市飯積	保	野中
六、二八三	七番ほか七筆字中新田千百八十	三百八十四番地 病玉県加須市飯積	清司	野 中
二六、七九八	番ほか七筆を五千七百四十七	番地塔玉県加須市上種	秀俊	野﨑
三、二九九	足五千三百八十番埼玉県加須市上種	是五百六十番地一 埼玉県加須市上種	邦 夫	野﨑
五、一九二	是五千六百二十番 埼玉 県加 須市 上種	足千四百九十番地埼玉県加須市上種	武夫	野口
一〇、五六三	番ほか一筆を五千四百六十三時玉県加須市上種	地发千四百六十八番	清壽	野口
三六、五二六	番ほか九筆を五千五百六十九場玉県加須市上種	地一 地一 大十五番	勝司	野口
七、六七一	番五千五百三十二埼玉県加須市上種	是千七百番地 埼玉県加須市上種	喜 八 郎	根岸
一二、八七五	番ほか一筆を三千七百二十一時玉県加須市中種	发九百八十四番地 埼玉県加須市中種	榮 一	根岸
六、八七八	番。是三千八百七十二。	足八百九十七番地埼玉県加須市中種	和 夫	長山
一三、六〇二	番一ほか二十一筆字中新田千四十四十四十個積玉県加須市飯積	· 方百八十二番地一 · 奇玉県加須市飯積	可 也	長塚

五	ほか十七筆字五反田九百二番寄玉県加須市飯積	千二百九十一番地埼玉県加須市飯積	三雄	羽鳥
	番一ほか十六筆字須賀二百七十四字須賀二百七十四	六百九番地一	正 司	羽鳥
11,	七ほか四筆 字本村百八十八番 埼玉県加須市飯積	二百五十六番地一二百五十六番地	浩之	羽 鳥
一五、	番一ほか二十三筆字山越五百六十六時玉県加須市飯積	五百二十四番地	恆 江	羽鳥
	十六番二ほか一筆字新屋敷千二百九時玉県加須市飯積	十二百九十六番地 特玉県加須市飯積	健一	羽鳥
一五、八二九	か十五筆の田千二十五番ほの田千二十五番ほ	肯 八十八番地 请 玉県加須市栄二	光 男	橋本
六、七四九	足四千四十七番埼玉県加須市中種	足千百八十番地埼玉県加須市中種	弘司	萩原
二、六〇	番ほか一筆北高野三千七百九歩玉県加須市栄字	千三百九十四番地 千三百九十四番地	勝男	萩原
一八、八九六	番三ほか二十九筆字本村二百二十二	三百八十七番地	保志	野中
五、四八八八	一番ほか六筆字五反田七百九十寄玉県加須市飯積	三百八十四番地	浩	野中
四五.	一ほか一筆字本村百八十七番埼玉県加須市飯積	百六十四番地	利 春	野中

		-		
二八、九四二	か四筆足五千三百四番ほ埼玉県加須市上種	足千九十七番地埼玉県加須市上種	啓 子	平 野
ホ 〇ホ	十八番一ほか一筆字南戸羽打千二百埼玉県加須市飯積	千三百四十六番地 埼玉県加須市飯積	穰	平井
八、四九九	五番ほか十筆字姥島千四百三十埼玉県加須市飯積	三	辰雄	平 井
7. 7. 7. 7. 7. 7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	番ほか九筆字五反田七百十六埼玉県加須市飯積	千九十六番地 埼玉県加須市飯積	樂	平井
一一、九三五	四番ほか十六筆字中新田千百五十寄玉県加須市飯積	一 一 一 一 一 一 一 一 一 香 地 月 六 十 一 番 地 積 五 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	惠一	平 井
10、一人三	番一ほか二十七筆字中新田千二百一埼玉県加須市飯積	千百八十五番地 病玉県加須市飯積	喜 一 朗	平 井
	八番ほか十三筆字中新田千百五十埼玉県加須市飯積	千五百九十四番地 埼玉県加須市飯積	男	平井
一八、八三八	ほか二十二筆字中新田千七十番埼玉県加須市飯積	千五百十三番地 埼玉県加須市飯積	安雄	原口
田、田、田	足五千七百二番埼玉県加須市上種	二丁目四番地十七埼玉県加須市久下	良和	濱島
二、八二二	一ほか四筆字本村百八十八番埼玉県加須市飯積	百八十八番地二	芳雄	羽鳥
二、四八六	十七番一ほか四筆字北戸羽打九百二埼玉県加須市飯積	千二百八十四番地 埼玉県加須市飯積	泰之	羽鳥

	13	共 二		
三三、九七一	きない、を 足五千四百八十一 埼玉県加須市上種	也了 足二千百七十五番 埼玉県加須市上種	岩夫	細野
	か六筆を五千四百九番ほか二集加須市上種	足千四百十三番地埼玉県加須市上種	浩一	藤井
九、八七〇	番ほか二筆を三千九百六十八日三千九百六十八	番地塔玉県加須市中種	理市	福田
四、一九〇	番。是三千九百七十三年三千九百七十三	地上千五百二十九番	光 雄	福 田
1 二六、一二九	か二十五筆が二十五筆は	番地塔玉県加須市中種	則 雄	福田
四、三九〇	番ほか一筆足三千九百五十三埼玉県加須市中種	番地二年六百七十九埼玉県加須市中種	哲也	福 田
四、七〇一	番ほか一筆足三千九百七十一場玉県加須市中種	足千五百四番地场玉県加須市中種	正司	福田
八九〇	番足三千九百五十五埼玉県加須市中種	番地二年六百七十九埼玉県加須市中種	シ ゲ	福 田
	足三千九百九十番埼玉県加須市中種	足千五百三番地三埼玉県加須市中種	勝司	福 田
	番五千三百三十二埼玉県加須市上種	足八百十四番地一埼玉県加須市上種	英 雄	平 野
二、〇六五	番ほか一筆足五千四百七十二特玉県加須市上種	一 足千五百十三番地埼玉県加須市上種	千 栄 子	平 野

四、七七四	一筆足五千四百番ほか時玉県加須市上種	足四百九十一番地埼玉県加須市上種	進 司	森田
六、五〇九	番ほか一筆を五千三百五十六年上種	足七百六番地	雅 行	森住
一〇、四二九	番一ほか四筆物字広島千五十六場玉県加須市上高	柳八百二十五番地埼玉県加須市上高	壮一	茂 木
五、八三五	筆足九百五番ほか二場玉県加須市下種	足五十八番地 埼玉県加須市下種	栄一	宫 野
004,111	番ほか三筆を五千三百四十五年上種	足八百五十一番地埼玉県加須市上種	昌 浩	宮永
国〇十、二一	か三筆を九百二十八番ほり	地发二千百九十八番	廣司	松 村
五、〇七九	番。是三千七百七十六年三千七百七十六	番地塔玉県加須市中種	克 美	松 村
一二、八三一	三筆足九百十八番ほか埼玉県加須市下種	地一号足二千百九十七番埼玉県加須市中種	酸香	松 村
四一六	四字本村百二十五番	百二十五番地五	貞男	松 島
二三、一五〇	番ほか二筆	五町 基 八番地一 埼玉県桶川市大字	元 也	松 岡
六九、八四六	番ほか三十六筆足五千六百七十九時玉県加須市上種	地足三千三百十五番埼玉県加須市上種	安一	細 野

_	はか一筆 大番一ほか十筆 大番一ほか十筆 本番一ほか十筆 本番一ほか十筆	四十八番地	進 也	ļ
九 六 二	九番一ほか十筆字五反田六百二埼玉県加須市に	埼玉県加須市駒場		山 﨑
五種 7		- 当四十四番地一三百四十四番地一	和 男	山 岸
- - -	番。是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	是七百四十八番地 埼玉県 加須市 中種	芳夫	谷 部
六 種 一 一 一 、	番ほか一筆を三千七百三十時玉県加須市中	足千三番地	義雄	谷 部
十七一一、二四二	番ほか一筆	足千四番地	美 知 雄	谷 部
下種 五、九三三	足千十七番埼玉県加須市一	足七百五十一番地埼玉県加須市中種	直良	谷 部
十六一一〇、〇八四	番ほか一筆を三千八百六十	足七百十五番地 埼玉県加須市中種	達夫	谷 部
下種 八、二〇〇	足千二番ほか四筆埼玉県加須市下種	足九百十七番地埼玉県加須市中種	重雄	谷 部
ほ 字 一 六 、四八	十四筆本田九十八番ほか埼玉県加須市栄字	百八十八番地 市 栄 九	英孝	柳 田
十七五、八八六	番一ほか三筆 東沼田六百二十七	百八十九番地一	岩男	柳 田
番 字 四、四二	ほか二筆 梅玉県加須市栄字	千七百七十九番地 埼玉県加須市飯積	政己	森戸

九 〇 九	ほか一筆 字山越四百九番一 埼玉県加須市飯積	五百五十番地二埼玉県加須市飯積	文夫	渡邉
三〇、五七九	ほか四十九筆字北悪戸三十七番埼玉県加須市飯積	五百四十五番地埼玉県加須市飯積	宏	渡邉
一五、二四四	番ほか二筆を五千七百二十八年五千七百二十八	番地超三千三百四十一场玉県加須市中種	均	渡 邉
一五、八六一	か二十二筆字須賀三百三番ほ埼玉県加須市飯積	五百五十番地一	憲一	渡辺
七、八三八	筆足四千四番ほか一埼玉県加須市中種	地足千二百九十六番埼玉県加須市中種	格一	渡邉
六、四八二	か二筆を四千三十二番ほ場玉県加須市中種	五百五十七番地埼玉県加須市下崎	甚一	若 林
六、四〇五	番五千六百四十八埼玉県加須市上種	番地足三千五百二十八埼玉県加須市上種	型 孝 男	吉田
八、 一 二 九	か一筆足五千五百二番ほ埼玉県加須市上種	足千三百五番地埼玉県加須市上種	和雄	吉田
,	番二柳字広島千五十九埼玉県加須市上高	柳九百三十七番地埼玉県加須市上高	明雄	吉澤
111、七七一	番ほか六筆足五千三百五十五埼玉県加須市上種	地足千五百九十八番埼玉県加須市上種	/ アームさい	とン有うフ限
四、 三 八	足千三番埼玉県加須市下種	足四百七十八番地埼玉県加須市下種	忠雄	山 﨑

三番地 百十九番ほか六筆町吉田林四百八十 町蛭川字南街道四埼玉県本庄市児玉 埼玉県本庄市児玉
町蛭川二百番地 九十三番ほか三筆埼玉県本庄市児玉 埼玉県本庄市児玉
第 八浅見九百十三 百七十六 新玉県本
九十七番地 新田蛭川字 木本庄市児玉 埼玉県本
(山二百十七 町吉田林字) 五十三番
[林三百七番 町上真下字南- 本庄市児玉 埼玉県本庄市児
五百四十九番地二 二十番一字南戸羽埼玉県加須市飯積 字南戸羽
二百七十七番地 二ほか八筆 字本村二百十
足千三十一番地 ほか四筆
五百三十三番地一 番ほか五筆 寄玉県加須市飯積 寄玉県加須
五百四十七番地 ほか三十二筆 字北悪戸二十四番 埼玉県加須市飯積

	五十七番ほか五筆尾崎字北尾崎七百	尾崎九百三番地埼玉県羽生市大字	里正巳
	百五十一番	八百三十四番地埼玉県鴻巣市郷地	株式会社壽農園
	か二筆 千五百九十二番ほ 千五百九十二番ほ が二等	十一番地十一番地	小澤久雄
二四、	ほか十一筆 千四百九十六番一 千四百九十六番一	十二番地十二番地帯玉県羽生市大字	奥澤恒夫
	百七十二番今泉字我孫子千三	番地口号寄玉県羽生市大字	大塚宏
六、	か二筆 千三百九十五番ほ 千三百九十五番ほ か二等	番地一番地市大字	大越君雄
五、	七十八番ほか九筆発戸字漆畑千三百埼玉県羽生市大字	地域五百四十六番尾崎五県羽生市大字	飯塚輝雄
	二番一ほか一筆崎字樋ノ口七百十埼玉県春日部市木	崎四百三十七番地埼玉県春日部市木	上原実
四、	百八十一番町吉田林字神明六埼玉県本庄市児玉	二番地四町吉田林四百七十町吉田林四百七十	山下正義
1 1 1	四十七番ほか九筆町吉田林字東二百歩玉県本庄市児玉	番地町吉田林二百十五	峯岸 昭一
八一、	筆	番一号田の杜一丁目十四時玉県本庄市早稲	式会社 の農産株

横山	間篠	沼農八事	中森	戸 ケ 﨑	戸 ケ 﨑	龍野	関 根	関口	小 林	腰塚
國 男	雅	沼八王子	剛志	勝	榮 八	正 美	勝	明 男	容彰	隆
九番地 三田ケ谷千四百十 時玉県羽生市大字	番地中手子林千八十三	荒木五千百番地一埼玉県行田市大字	七百九十七番地一埼玉県加須市戸川	十七番地 三田ケ谷千三百八 埼玉県羽生市大字	十五番地一年五番地帯玉県羽生市大字	十八番地三田ケ谷千六百七埼玉県羽生市大字	十三番地「田ケ谷千五百六埼玉県羽生市大字	番地 三田ケ谷千八百四 埼玉県羽生市大字	番地一稲子千二百二十八埼玉県羽生市大字	六番地 三田ケ谷二百八十 与玉県羽生市大字
か二十四筆 四百八十八番一ほ 三田ケ谷字柿ノ木	三筆 三百六十七番ほか 上手子林字神明千 埼玉県羽生市大字	三筆 四百五十五番ほか 上新郷字横塚四千 埼玉県羽生市大字	十六筆 三十八番一ほか九 三十八番一ほか九 が玉県羽生市大字	千三百七十九番三田ケ谷字中新田埼玉県羽生市大字	ほか四筆千三百六十九番一三田ケ谷字中新田埼玉県羽生市大字	一ほか二筆前千六百四十三番が玉県羽生市大字	ほか三筆 千四百七十一番一 三田ケ谷字中新田	一ほか二筆前千六百四十六番三田ケ谷字中新田	十七番一稲子前百六埼玉県羽生市大字	筆 千六百五番ほか二 三田ケ谷字中新田 埼玉県羽生市大字
三 五、 四 二 九	二、〇二五	八、二六一	一九、八八九	一、五三三	七: 九 二	七、四九四	一五、五七三	七、九六五	六九七	二、七六〇

二二、二四〇	ほか十四筆田千七百三十三番町大字赤浜字前塚	本町一番地五	株式会社ヤオコ
一、六	田千九百五十七番町大字赤浜字後塚	番地野大里郡寄居	梅澤功
八七八	十九番ほか二筆字芝原二千五百六	一番一号 東京都中央区日本	フロンティア 株式会社CTI
一四、七〇四	七筆 七番ほか十七百四十番ほか十 新田字上荒井ヶ崎	喜千二十二番地三 小人	社・ション株式会・アルファイノベ
一三、二五五	三番ほか五筆 三番ほか五筆 埼玉県幸手市平須	地爾千五百七十番特玉県幸手市大字	業機械化センタ
一七、〇九六	番ほか四十八筆字株木二百七十七	五番地一五番地一方城県つくば市谷	ドファーム アール
二、八	十一番一ほか九筆字倉淵三千二百三	一	松本文男
0 , 1	字台九百二十四番埼玉県深谷市畠山	センタービル五F 号ソシオ熊谷情報 町二丁目四番十八	アグリビジネス 株式会社ヨシミ
一 、 四 五 五	番一ほか二筆字上中島二千十一	千七百二十七番地 埼玉県深谷市畠山	株式会社深谷フ
	番ほか十六筆字如意四百七十一寄玉県深谷市畠山	五百九十四番地	飯野作壽
三、 五	四番一ほか二筆字上中島二千五十埼玉県深谷市畠山	二千百六十八番地埼玉県深谷市畠山	飯野篤己

平成二十九年三月二十四日二 認可年月日

造株式会社地区	戸屋 政春 町 埼
地一 東県千葉市美浜	二十四番地町大字赤浜千六百町玉県大里郡寄居
世界 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 原千五百七十六番 斯大字赤浜字金井 埼玉県大里郡寄居
二、五四八	八三一

埼玉県告示第三百九十七号

たので、 り縦覧に供する。 _ 項の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律 同条第三項の規定により公告し、 農地中間管理機構から農用地利用配分計画の (平成二十五年法律第百一号) 及び当該農用地利用配 認可の 分計画を次 申請が 第十 いのとお -八条第 あっ

ま でに埼玉県知事に意見書を提出することができる。 なお、 当該農用地利 用 配分計 画 に 関 し利 害関係を有する者 は、 縦覧 期間満 \mathcal{O} 日

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一農用地利用配分計画の概要

木所惠子	小田輝男	岡部昭十郎	飯野勝次	新井博行	新 井 富 子 明	氏名又は夕	賃借権
十六下小坂六百一番地埼玉県川越市大字	番地一下小坂五百八十八歩玉県川越市大字	郎 下小坂六百五十七 埼玉県川越市大字	平塚六十七番地埼玉県川越市大字	平塚十七番地	平塚百十四番地埼玉県川越市大字	名称住所	一の設定等を受ける者
百三十番ほか一筆下小坂字田ハタ七	百三十六番で小坂字田ハタ七	第 「	第 本	六十九番ほか四筆下小坂字向井八百	四十五番下小坂字向井八百	所 在 地	賃借権の設定等な
四、二〇七	一、 五 〇	三、八九四	二、三九九	三、三六八	二 四 三	メートル)面積(平方	の設定等を受ける土地

1,011	八十八番下小坂字向井七百埼玉県川越市大字	地下小坂七百十七番下小坂七百十七番	田中高夫
二、六三四	五十四番下小坂字向井八百	地下小坂千二十五番下小坂千二十五番	田中幸太郎
三 四 五	五十三番下小坂字向井八百	下小坂千八番地 市大字	瀬メ 彪
四、七七	六十三番ほか二筆平塚字鍜治免二百年上手	鯨井百四十一番地	勢 だ 茂 治
一、四八三	百九十五番下小坂字田ハタニ特玉県川越市大字	番地十五字藤金七百七十四字藤金七百七十四	関根 巧一
八六九	八十番一平塚字鍜治免二百年、	·	芝 本 勇
五九六	七十七番平塚字鍜治免二百年五十七番	宮崎二百三号室番地二サンハイツト柳二千百六十六	小 宮 正 弘
二、〇六七	三十五番ほか一筆下小坂字向井八百	下小坂千九番地 市大字	小峰啓男
一、〇九四	百九十九番一下小坂字田ハタニ特玉県川越市大字	地二十九田五丁目二十一番田五丁目二十一番	小久保 一郎
三、六六八	一筆百七十六番一ほか下小坂字田ハタニ特玉県川越市大字	番地下小坂六百七十七	栗原清
一、七九八	八十四番下小坂字向井七百埼玉県川越市大字	下小坂千十四番地	木所茂夫

か二字	四筆百七十七番一ほ下小坂字田ハタ	番地下小坂五百四十八埼玉県川越市大字	和夫	平 野
二字	百九十八番下小坂字田ハタニ特玉県川越市大字	番地下小坂六百七十九	利夫	沼 田
二字	百八十一番下小坂字田ハタニ特玉県川越市大字	番地一下小坂六百八十二下小坂六百八十二	磯 雄	沼田
一 百 字	六十二番ほか一筆下小坂字向井八百	平塚新田十四番地	信 子	戸 田
百字	六十番ほか一筆下小坂字向井八百	平塚新田十一番地	寿 津 雄	戸田
百字	七十二番平塚字鍜治免二百年太上	平塚四百四番地二	勝海	時 田
百字	八十二番一平塚字鍜治免二百年太上明越市大字	平塚三十二番地下大字	75	田 村
平 百字	五十七番ほか三筆下小坂字向井八百	平塚新田六番地一	晴喜	田 村
百字	八十七番一平塚字鍜治免二百年玉県川越市大字	平塚五十七番地	具視	田 中
百字	二十九番下小坂字向井八埼玉県川越市大	番地下小坂六百九十九埼玉県川越市大字	保代	田中
百字	三十三番下小坂字向井八百	下小坂六百九番地 埼玉県川越市大字	英 子	田中

				Ī
九 五	二十六番二下小坂字向井八百	下小坂六百三番地埼玉県川越市大字	剛	増 田
国00、1	百九十七番下小坂字田ハタニトル坂字田ハタニ	番地下小坂六百六十六下小坂六百六十六	澄 江	増 田
四、〇一五	筆 七十六番二ほか四 七十六番二ほか四 お玉県川越市大字	番地一下小坂五百八十九	幾 久 治	増 田
二、九三〇	百八十七番一下小坂字田ハタニ	番地下小坂六百五十五下小坂六百五十五	和 夫	増 田
一四八	八十八番下小坂字向井八百	地十九町一丁目二十九番町上丁目二十九番	男美	福田
二、二六四	筆百三十五番ほか三下小坂字田ハタ七埼玉県川越市大字	番地下小坂六百三十七下小坂六百三十七	義昭	平 野
一、三七六	三十二番下小坂字向井八百	下小坂千十三番地埼玉県川越市大字	俊雄	平野
九 八 九	百四十一番下小坂字田ハタ七埼玉県川越市大字	地水纸千三十六番	恒 夫	平野
八、五九九	筆百二十八番ほか六下小坂字田ハタ七下小坂字田ハタ七	番地下小坂六百三十三埼玉県川越市大字	茂	平 野
七 一 九	百三十七番下小坂字田ハタ七埼玉県川越市大字	番地下小坂六百三十三下小坂六百三十三	京子	平野
二六二	三十四番下小坂字向井八百埼玉県川越市大字	下小坂千十二番地 埼玉県川越市大字	和広	平野

二、〇九八	四十四番ほか一筆下小坂字向井八百埼玉県川越市大字	地五平塚二百五十一番本玉県川越市大字	美 津 江	安田
九六五	五十九番平塚字宇の木二百年玉県川越市大字	平塚三十七番地三	み さ 子	安田
九四四	四十六番ほか一筆下小坂字向井八百	平塚八十四番地市大字	昌男	安田
1130,1	七十六番平塚字鍜治免二百年玉県川越市大字	平塚四十一番地一	忠 雄	安田
[11] [1]	十四番ほか二筆下小坂字向井八百埼玉県川越市大字	平塚三十八番地市大字	清美	安田
1 六时,1	八十八番平塚字鍜治免二百年玉県川越市大字	平塚六十九番地	哲司	森田
一、三九二	八十五番下小坂字向井七百埼玉県川越市大字	下小坂六百番地四埼玉県川越市大字	清	宫 川
月30.11	百八十八番下小坂字田ハタニ特玉県川越市大字	番地一下小坂六百四十九埼玉県川越市大字	正 雄	増 田
े ते ति । ।	筆百三十九番ほか一下小坂字田ハタ七埼玉県川越市大字	地下小坂千三十五番埼玉県川越市大字	正 明	増 田
 	百七十五番一下小坂字田ハタニ埼玉県川越市大字	五百三号新鶴団地町二丁目一番五―埼玉県鶴ヶ島市南	英 樹	増 田
七〇二	百九十六番下小坂字田ハタ二埼玉県川越市大字	番地二下小坂六百六十四埼玉県川越市大字	日 出 雄	増 田

三、 九 一	番一ほか四筆字中間七百五十四埼玉県加須市柳生	地一二千四百四十七番埼玉県加須市柳生	優夫	石井
四、八五二	番一ほか五筆字関下五百五十九埼玉県加須市柳生	二百十番地二百十番地	弘	飯 塚
三、〇三五	一ほか二筆字関下五百五十番	百七十三番地 南玉県加須市麦倉	武	飯 塚
九六七	字関下四百九番一寄玉県加須市柳生	百四十六番地三埼玉県加須市麦倉	秋良	飯 塚
	番一ほか三筆字中間八百六十三特玉県加須市柳生	地袋千六百二十一番	英雄	飯 島
三、八六八	番一ほか三筆字中間七百六十五	千九百四十一番地 埼玉県加須市柳生	操	新 井
二、九三〇	番一ほか三筆字中間七百八十二	袋六百十九番地	敏夫	新 井
1	字本村二百五番四埼玉県加須市飯積	百八十三番地埼玉県加須市飯積	大士	荒井
二、五六六	筆四十三番一ほか二下小坂字向井八百	平塚新田十七番地埼玉県川越市大字	富 士 子	山 下
四、〇二五	八十七番ほか二筆下小坂字向井八百	平塚新田二番地七 平塚 新田川越市大字	嘉康	矢 部
一、八二八	七十八番平塚字鍜治免二百年玉県川越市大字	平塚新田二番地 市大字	鈴 江	矢 部

九六七	番一字関下五百二十七寄玉県加須市柳生	五番地一町大字下五箇三十群馬県邑楽郡板倉	落合 栄
四 、小	番一ほか二十二筆字関下四百六十五埼玉県加須市柳生	地袋千六百二十六番埼玉県加須市小野	落合 一夫
11. 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	番ほか十七筆袋字新田百二十六時玉県加須市小野	特 玉県加須市栄二	小倉 和夫
五、一五九	番足五千六百四十一场玉県加須市上種	地发千五百五十六番	岡安 富美夫
州 园斗,	番一ほか一筆字関下四百五十四埼玉県加須市柳生	七番地町大字下五箇三十群馬県邑楽郡板倉	岡田 久男
二、〇二九	番一ほか二筆字関下四百五十八埼玉県加須市柳生	三	江田 安雄
一、五一三	十七番字十三番千四百三埼玉県加須市戸室	写五十五番地 写五十五番地 三百五十五番地	江川 芳夫
小园 丫、/人	番一ほか九筆字関下四百八十二埼玉県加須市柳生	八百八十七番地町大字海老瀬五千群馬県邑楽郡板倉	市澤 茂
[11]11[11]	番一ほか一筆字関下五百五十三埼玉県加須市柳生	三百七十番地 声柳生	五十四 義一
一、九七八	番一ほか一筆字中間七百二十七埼玉県加須市柳生	地一二千八百四十三番	石川正義
二、 八 九 九	ほか三筆 字関下四百五番一 埼玉県加須市柳生	百十五番地二 声景角	石川文男

五、二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	番一ほか五筆字中間八百四十七埼玉県加須市柳生	地工千三百三十六番	修	中里
一九、五四三	番一ほか二十三筆字関下五百二十八埼玉県加須市柳生	袋千八十三番地	長正	田口
ナン、 ナ	番一ほか十九筆字中間七百三十一埼玉県加須市柳生	地工千二百五十九番	誠	染宮
六、四九六	一ほか八筆字関下五百二十番	二千七百九番地	樂一	杉山
九、一二四	番一ほか十筆字関下五百四十四埼玉県加須市柳生	四十七番地 四十七番地	房巳	下山
五、五八	番一ほか五筆字関下五百四十二特玉県加須市柳生	地	孝 行	島﨑
五、七一	八筆字北悪戸五番ほか埼玉県加須市飯積	四百七十五番地二	充 宏	佐藤
一、二六九	四番ほか一筆字五反田七百二十埼玉県加須市飯積	四百四十一番地一	益 弘	佐藤
叶树叶 , l.	番一ほか二筆字関下四百七十八埼玉県加須市柳生	四百七十二番地	重 雄	佐藤
二、九〇一	番一ほか二筆字中間七百三十七埼玉県加須市柳生	地袋千六百四十九番埼玉県加須市小野	正義	小 島
外 固旧 ,	一ほか八筆字中間七百十七番埼玉県加須市柳生	地工千三百八十四番	重男	柿 沼

	番一ほか三筆字中間七百六十二埼玉県加須市柳生	千七百七十九番地 埼玉県加須市飯積	政己	森戸
	番一ほか二筆字関下四百四十九	千六百二十七番地 埼玉県加須市柳生	信雄	森戸
四、	番一ほか三筆字関下五百五十七	千九百四十九番地 埼玉県加須市柳生	良助	福地
	番一ほか十一筆字関下四百六十七	二千二百十七番地埼玉県加須市柳生	信雄	福 地
1,	字中間八百五番一埼玉県加須市柳生	千九百六十三番地埼玉県加須市柳生	茂	早川
	四番字五反田六百八十字五反田六百八十	五百二十四番地	恆 江	羽鳥
Ξ,	番一ほか四筆字中間七百二十一埼玉県加須市柳生	地工千八百五十五番	一郎	橋本
	四番字五反田七百九十字五反田七百九十	三百八十四番地	浩	野中
一七、	番一ほか二十五筆字関下三百八十六埼玉県加須市柳生	百五十番地一	ファーム川島式会社グリーン農業生産法人株	フ式農
	字中間八百番一	二千四百十一番地埼玉県加須市柳生	五 功 一	中里
t,	ほか十二筆字中間八百六番一埼玉県加須市柳生	地二千四百二十八番埼玉県加須市柳生	至 和 人	中里

大橋 一幸	店株式会社外	渡邉宏	渡邉	吉澤幹雄	横塚高志	山本文吉	山本博	山本啓二	山中茂雄	
	岡 商	五 埼 百 玉	1 百二十 十 果			千 埼	一 千 ち 七 玉			 千 百
二のカーションスのアプリーンピルズ二百二十八番地八条町大字小室九千奈田の千年の一次のでは、	豆町中木三十九 静岡県 賀茂 郡南 伊	百四十五番地玉県加須市飯積	十一番地界加須市戸崎	二百七十七番地埼玉県加須市柳生	二千三百八十番地埼玉県加須市柳生	七百十五番地玉県加須市柳生	-七百二十三番地	二千三百二十番地 埼玉県加須市柳生	八百三十六番地二埼玉県加須市柳生	千百九十番地
番一ほか十筆 間二千五百六十一 奈町大字小室字浅	番字下双木千三百五字下双木千三百五	番二ほか一筆字五反田六百六十寄玉県加須市飯積	四番四番五十百九十	ほか三筆 字中間八百一番一 寄玉県加須市柳生	番一ほか四筆字中間八百五十八ち玉県加須市柳生	番一ほか十九筆字関下三百九十二	番ほか十筆 字関下三百九十四 特玉県加須市柳生	一ほか六筆字中間八百二十番	一ほか一筆 字関下五百四十番 第玉県加須市柳生	一ほか二筆
五、二七三	九 九 一	一、 二 四 九	四 四 二	二、六〇五	二、九三〇	一〇、〇八〇	五、六五四	三、八九三	一、 九 一 一	-

縦覧場所平成二十九年三月十七日申請年月日

 \equiv

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

兀 縦覧期間

意見書の提出先平成二十九年四月十四日まで平成二十九年三月三十一日から平成二十九年四月十四日まで

五.

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

埼玉県告示第三百九十八号

おり公告する。 項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、 建設業法(昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。)第二十九条の二第一 次のと

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清

司

処分をした年月日

平成二十九年三月二十八日

可番号 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許

埼玉県知事許可			1
第六三九七九号 (般—二六) 埼玉県知事許可	小 川 誠	六六三番地三埼玉県春日部市銚子口	設 株式会社小川建
第六三九七九号(般—二六)埼玉県知事許可	鈴木 俊秋	六一番地一九埼玉県春日部市米島八	鈴木内装
第六三九七九号(般—二六)埼玉県知事許可	伊 藤 裕 幸	号 丁目二番二五—四一四 埼玉県戸田市喜沢南一	設有限会社伊藤建
第六三九七九号(般—二六)埼玉県知事許可	鈴木 一郎	丁目四〇番八号埼玉県川口市芝中田一	株式会社サンエ
第六三九七九号(般—二六)埼玉県知事許可	中尾 英俊	目一八番二二号埼玉県志木市本町六丁	クリエート株式会社ライン
第六三九七九号(般—二六)埼玉県知事許可	亭光彦	○番地二	リスト株式会社ハウス
許可番号	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	商号又は名称

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可 (一般建設業の許可) の取消し

兀

旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、平成二十九年埼玉県告示第二百三十九号により営業所の所在地一 処分の原因となった事実 所在地が確知できない このことは法第

二十九条の二第一項に該当する。

埼玉県告示第三百九十九号

る。 で、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたの 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示す

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

 \equiv

作業期間

基本測量(電子国土基本図修正、国土広域情報修正)

三 作業地域

平成二十九年四月一

日から平成三十年三月三十一日まで

埼玉県全域

埼玉県告示第四百号

項の規定により公示する。(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三三月二十四日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法平成二十八年埼玉県告示第千五百七十一号で公示した公共測量は、平成二十九年

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百一号

項の規定により公示する。 十月三十一日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法平成二十八年埼玉県告示第千二百五十九号で公示した公共測量は、平成二十九年 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二号

(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三三月十六日終了した旨測量計画機関である東秩父村から通知を受けたので、測量法平成二十八年埼玉県告示第千四百二十三号で公示した公共測量は、平成二十九年 項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百三号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 画 |機関

 \equiv 作業種類

松伏町

公共測量 (二級基準点測量)

 \equiv 作業地域

松伏町の 部

作業期間

兀

平成二十九年四月一日から平成二十九年四月二十八日まで

埼玉県告示第四百四号

和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の三月十六日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十八年埼玉県告示第千四百八十七号で公示した公共測量は、平成二十九年 規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百五号

月十日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法(昭和平成二十八年埼玉県告示第千六百十五号で公示した公共測量は、平成二十九年三 定により公示する。 二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百六号

項の規定により公示する。(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三三月二十四日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法平成二十八年埼玉県告示第千五百七十六号で公示した公共測量は、平成二十九年

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百七号

規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の 月十七日終了した旨測量計画機関である長瀞町から通知を受けたので、測量法(昭平成二十八年埼玉県告示第千五百十九号で公示した公共測量は、平成二十九年三

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百八号

第六十二条第一項の規定に基づき、 五年埼玉県告示第八百十三号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法 次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

事業施行期間

平成十五年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

イ 収用の部分

使用の部分

口

埼玉県告示第四百九号

第六十二条第一項の規定に基づき、 五年埼玉県告示第八百十六号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法 次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

事業施行期間

平成十五年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

1

収用の部分

変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十号

第六十二条第一項の規定に基づき、 八年埼玉県告示第千九十九号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法 次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

事業施行期間

平成十八年六月十三日から平成三十年三月三十一日まで

イ 収用の部分 変更に係る事業地

変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十一号

同法第六十二条第一 市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する 九年埼玉県告示第千四百五十九号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 項の規定に基づき、 次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一事業施行期間

平成十九年十月五日から平成三十三年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

イ 収用の部分

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十二号

同法第六十二条第一 市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する 九年埼玉県告示第千四百五十八号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十 項の規定に基づき、 次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一事業施行期間

平成十九年十月五日から平成三十三年三月三十一日まで

イ 収用の部分 変更に係る事業地

変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十三号

法第六十二条第一項の規定に基づき、 施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同 十年埼玉県告示第四百九十九号で告示したさいたま都市計画道路事業 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 (さいたま市 平成二

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

事業施行期間

平成二十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

変更なし 変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十四号

法第六十二条第一項の規定に基づき、 施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同 十年埼玉県告示第七百五十五号で告示したさいたま都市計画道路事業 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 (さいたま市 平成二

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

事業施行期間

平成二十年五月三十日 から平成三十一年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

イ 収用の部分

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十五号

る同法第六十二条第一項の規定に基づき、 ま市施行)の事業計画の変更を認可したの 十四年埼玉県告示第千七百八十二号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいた 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 で同法第六十三条第二項において準用す 平成二

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一事業施行期間

平成二十四年十二月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

イ収用の部分

変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十六号

業 計 条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 年埼玉県告示第千二百十八号で告示した川口都市計画道路事業(川 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成元 画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二 口市施行)の事

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

事業施行期間

平成元年九月二十二日から平成三十四年三月三十一日まで

変更に係る事業地

1 変更なし 収用の部分

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十七号

第一項の規定に基づき、 年埼玉県告示第百九十一号で告示した川口都市計画道路事業(川口市施行)の事業 画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 平成九

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成九年二月十四日から平成三十四年三月三十一日まで

一変更に係る事業地

1

収用の部分

変更なし

使用の部分

口

埼玉県告示第四百十八号

第十八条第一項の規定により、所沢都市計画都市計画区域の整備、 方針を変更した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 開発及び保全の

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課におい て縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十八条第一項の規定により、所沢都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二十号

第十八条第一項の規定により、草加都市計画都市計画区域の整備、 方針を変更した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 開発及び保全の

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課におい て縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二十一号

第十八条第一項の規定により、草加都市計画区域区分を変更した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二十二号

第十八条第一項の規定により、深谷都市計画都市計画区域の整備、 方針を変更した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 開発及び保全の

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課におい て縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十八条第一項の規定により、深谷都市計画区域区分を変更した。 なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二十四号

第十八条第一項の規定により、寄居都市計画都市計画区域の整備、 方針を変更した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法 開発及び保全の

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課におい て縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二十五号

する。 西吉見南部土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二十六号

土 地区画整理事業の事業計画の 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に 変更を認可 したので、 同条第四項の 規定により公告 ょ り

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一組合の名称

和光北インター地域土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一 年十二月二十五 日 カュ ら平成三十年三月三十一 日まで

三 施行地区

埼玉県和光市新倉二丁目 \mathcal{O} 部、 丁 目 \mathcal{O} 五. 丁 目 \mathcal{O}

四 事務所の所在地

埼玉県和光市新倉五丁目四番一号

五、設立認可の年月日

平成二十一年十二月二十五日

六 変更認可の年月日

平成二十九年三月三十一日

埼玉県告示第四百二十七号

土 地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項 の規定に より公告する。 の規定によ り、

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代 町宮代二丁目、 宮代三丁目 及び 字道佛の

有这人目子之写

兀

事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百十五番地

五 設立認可の年月日

変更認可の年月日

六

平成二十九年三月三十一日

示

埼玉県告示第四百二十 号

宮 代 土地区画 条第二項の 町道仏 整理法 土地区画 規定に (昭和二十 整理組合か より公告す 九 る。 ら理 年法 律第百 事 \mathcal{O} 氏 名 +-九号) 及 び 住 所 第二十九条 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 第 届 出 _ 項 が あ \mathcal{O} 規定 0 た に \mathcal{O} で、 ょ n

成二十 九年三月三十一 日

埼 玉 知 上 田 清 司

任 た 理 事 \mathcal{O} 氏 名及 び 住

村 栄 文 庫 埼 埼 玉県南 玉県南 埼 埼 玉 玉 郡 郡 宮代 宮 代 町 町 字道 字道佛三百 佛 三百 六 七 + +五. 番 番 地 地

大 大 儀 埼 玉県南 玉県 南 埼 埼 玉 玉 郡 郡 宮 宮 代 代 町 町 字道 百 間 六 佛 丁 五 目 百 六百 +五. +番 地 地 五

島 俊 夫 埼 玉県南 埼 玉 郡 宮代 町 宮代二丁目 六番二十三号

深 押 徳 埼 埼 玉県南 玉県南 埼玉 埼 玉 郡 郡 宮 宮 代 代 町 町 字道佛三百 字道佛三百 +八十 番 八 地 番

地

島 埼玉 県 南 埼 玉 郡 宮 代 町 字道 佛三百 六 +七 番 地

島 均 埼 玉県南埼 玉 郡 宮代 町 字道 佛二百 八十三 番地

飯

田

埼

玉県南

埼

玉

郡

宮代

町

字道佛五

百

六

十五

番地六

小 河原 正 埼 玉県南 埼 玉 郡 宮 代 町 字姫宮三百 七 +_ 番地二

秋 埼 玉県 南 埼 玉 郡 宮 代 町 字 中 島 兀 百 番 地

深 井 埼玉 県 南 埼 玉 郡 宮 代 町 字 中 島 八 +一番 地

濵 木 田 慶 康 埼 埼 玉県南 玉県 南 埼 埼 玉 玉 郡 郡 宮 宮 代 代 町 町 字 字 東 逆 井二百 兀 百 兀 1十三番 二 十 二 地 番 地

就任 た 理 事 \mathcal{O} 氏 名及 U 住所

岩 文 庫 埼 玉県南 埼 玉 郡 宮 代 町 字道佛三百 六 十五 番 地

大 山 儀 身 埼 玉県 南 埼 玉 郡 宮 代 町 字道 佛五 百 八 +_ 番 地 五.

大 _ 男 埼 玉 南 埼 玉 郡 宮 代 町 百 間 六 丁 目 六 百 五. +番 地

押 島 俊 徳 夫 埼 玉県 南 埼 玉 郡 宮代 宮 代 町 宮 代 <u>1</u> 目 六番二十 $\dot{\Xi}$

埼

玉県南

埼

玉

郡

町

字道

佛三百

八

+

八

番

地

深 埼 玉県 南 埼 玉 郡 宮 代 町 字道佛三百 +番 地

玉 南 玉 郡 宮 代 町 字 道 佛三百 六 + 七 番 地

河 玉 南 埼 玉 郡 宮 代 町 字 姫 宮三百 七 +_ 番 地二

木 埼 玉 南 埼 玉 郡 宮 代 町 字 東 兀 百 兀 十三番 地

埼玉県告示第四百二十九号

区 九条第三項の規定により公告する。 画整理事業の事業計画の変更を認可したので、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定によ 同条第三項にお 11 て準用する同法 り土地

平成二十九年三月三十一日

第

埼玉県知 事 上 田 清 司

施行者の名

三島開発株式会社

事業施行期間

平成二十七年九月八 日 から

平成二十九年九月三十日まで

 \equiv 施行地区

埼玉県比企 郡 川 島 町 大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、 大字中山字一楽の各一

部

兀 土 地 区 画 整 理事業の 名称

越都市計 画事業三島地区土地区画整理事業

五. 事務所の 所在 地

埼玉県朝霞 市西 弁財 丁 目 一番六号

六 設立認可 0 年月日

平成二十七年九 月 八 日

変更認可の年月 日

七

平成二十九年三月三十 日

埼玉県告示第四百三十号

を改正する告示を次のように定める。 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程 0

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八 潮南部 西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の

一部を改正する告示

草加都市計画事業八潮南部西 _ 体型特定土 地区画整理事業保留地処分規程 (平成

八年埼玉県告示第八百三号) \mathcal{O} _ 部を次 \mathcal{O} ように改正する。

第二十条中「年二・ 八 パ ーセ ント」 を「年二・ 七パ セ ント 改 \otimes

様式第六号中 「年2. ∞ <u>ک</u> ا 4 (ト」を「年2 7 /%_ 4, ァ に改める。

附即

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部 道路

平成二十九年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

一 道路の種類 県道

路線名練馬川口線

新	lβ	新別	
四二地先まで四二地先まで	区間		
一五、八〇	一四・六〇	(メートル)敷地の幅員	
八七・五〇	(メートル) 長		
		備考	

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道 路 0

その関係図面は、

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい 平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部 て一般の縦覧に供する。 道路

平成二十九年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 田 好

道路の種類 一般国道

線 二百五十四号

新	旧	旧新別	
一三九六番四地先まで同郡同町大字靱負字乙長谷	影一二七五番一地先から比企郡小川町大字靱負字尾	区間	
一 一 一 四 匹 三 九 一	- 二 - 九 - 五 - 二 - 九 - 二 - 九	(メートル) 敷地の幅員	
二二七・五〇メートル		(メートル) 延 長	
道路施工承認工事による		備考	

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十九年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好

二百五十四号	路線名
先まで 学靱負字乙長谷一三九六番四地 上七五番一地先から同郡同町大 比企郡小川町大字靱負字尾影一	供用開始の区間
平成二十九年三月三十一日	供用開始の期日
中成二十九年三月三十一日 中成二十九年三月三十一日 中成二十九年三月三十一日 中成二十九年三月三十一日 中成二十九年三月三十一日	備考

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉 て一般の縦覧に供する。 県県土整備部道路

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

			III	
新旧旧		旧	出	
B B		A	新	
T (社	薄 一 秩	別	
下前原八六三番三地先まで〇番一地先から同郡同町両神薄字秩父郡小鹿野町飯田字小保沢二八		薄字下前原八六三番一地先まで一二七番一地先から同郡同町両神秩父郡小鹿野町小鹿野字新屋敷一	区間	
四七・〇〇	 • • • • •	五 五 ○ ~ 二 ○	(メートル)敷地の幅員	
九二六・七〇		一五九七・五〇	(メートル)延 長	
		野町に引き継ぎ、残りを野町に引き継ぎ、残りを小鹿	備考	

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

新 旧 B B		I 🗆	旧.	
		旧 A	新	
○番二地先までの番二地先から同市荒川贄川字笹平九六六番三株父市荒川贄川字笹平九六六番三		八九番一地先まで地先から同市荒川白久字林平一八秩父市荒川贄川字笹平九五八番三	区間	
九六・六四	~O>·	六・四三~	(メートル) 敷地の幅員	
七 一 四 · 八 五		1111111.00	(メートル) 延長	
		(日 A を秩父市に引き継	備考	

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部 て一般の縦覧に供する。 道路

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 二百九十九号

		1	
		旧	
新	旧	新	
		別	
八番一地先から同郡同町長留字池	秩父郡小鹿野町長留字山ノ神二八	区間	
一三・〇四~	八·二〇 _~ 二一·五三	(メートル) 敷地の幅員	
	(メートル)		
	道路改築工事	備	
		考	

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号告 宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所におい その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸

道路の種類 県 道

線 皆野荒川線

Г			
		旧	
新	旧	新	
		別	
五一〇番一地先まで	一 父	区間	
·三〇~ 三六·六〇	三 - - - - - -	(メートル) 敷地の幅員	
二人〇・〇〇	二八八・三〇	(メートル)	
	予定である)を小鹿野町に引き継ぐ道路改築工事(一部区間	備考	

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所におい その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

一 道路の種類 県道

一路線 名 本庄寄居線

					[]	3
新			旧		亲	斤
				另	IJ	
	北田二五番一地先まで	番一地先から同郡同町大字甘粕字	児玉郡美里町大字甘粕字北田一六			
一		11 •	Ş	一二・三九	(メートル)	敷地の幅員
		一六七・五四			(メートル)	延長
	づく承認工事による。	道路法第二十四条の規定に基			備	

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

おり公示する。 \mathcal{O} 占用を制限する区域を指定することとしたので、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項 同条第三項 \mathcal{O} 規定に基づき、 \mathcal{O} 規定に ょ り 次 道 \mathcal{O} 路 لح

境課及び埼玉県本庄県土整備事務所におい そ の関係図面 は、 平成二十 九年三月三十 7 \longrightarrow 日 _ 般 カュ ら 二 \mathcal{O} 縦覧に供す 週 間 埼 玉 رِّ چ 県 県 土 整 備 部 道 環

平成二十九年三月三十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

道路の種類及び路線名

県道

本

庄

寄居線

児 玉

一郡美里

町

大字

甘粕

字北

田

六

番

地地

先

か

ら

同

占用を制限する区域

郡同町大字甘粕字北田二五番一地先まで

一 制限の対象とする占用物件

新たに 地上 一に設 け る電柱 (占 用 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 開 始 \mathcal{O} 期 日 ょ n 前 に 占用を認め 6 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用 ただ し、 地 を 確保す 電 柱を地 ることが 上 一に設ける できないと認め P むを得 な 5 11 事 れる場合は、 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 で \mathcal{O} は 敷 な 地 *١* ٥ 外 に 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路 \mathcal{O} 占 用 を 制限することによ り、 災害が 発生し た場合におけ る被

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

成二十

九

年

兀

月

日

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉 て一般の縦覧に供する。 県県土整備部 道路

平成二十九年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類 県道

一 路 線 名 羽生外野栗橋線

			77	
	- (; ;	1111.00	同市新利根一丁目一番一地先ま	新 B
		一	から	
継く			加須市外野字下二〇六番三地先	日 B
あり、旧Aを加須市道として引き			で	
十一号で予定された引継の処理で	ナ 四 ニ ・ テ く	一二・七五	同市外野字古川八二四番地先ま	IF.
県行田県土整備事務所長告示第		五・〇〇~~	から	A.
平成二十三年四月八日付け埼玉			加須市外野字下二〇七番六地先	
	(メートル)	(メートル)	I	亲
	延長	敷地の幅員		F

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十九年三月二十一日

指令川建セ第二八〇〇三八一号

一 検査済証番号

平成二十九年三月二十四日

川建セ第二八〇〇八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市あずま町一丁目十六番地十 ラッフィナート二〇二

小林 朋弘

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号 告 示

認定したので、次のとおり公告する。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定により

平成二十九年三月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

埼玉県熊谷建築安全センター内	埼玉県本庄市小島一丁目千五百六十九	三日平成二十九年三月二十	第二号
する場所公告に係る対象区域等を縦覧に供	対 象 区 域	認定年月日	認定番号

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一許可番号

平成二十九年三月三日

指令越建セ第二八〇〇〇八一号

一検査済証番号

平成二十九年三月二十七日

越建セ第四九四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百三十九番一、 四百四十一番

幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業施行 地内五十二街区⑤画地、 五.

十二街区四画地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道仏三百六十五

岩﨑 文庫

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一許可番号

平成二十九年三月二十四日

指令越建セ第二八〇〇一三二号

一 検査済証番号

平成二十九年三月二十八日

越建セ第四九五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東十八番三、十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市藤塚千七百七十三番地一 シ ユ プリ ムレ ジデンス Α $\overline{}$

宇賀神 麻美

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一許可番号

平成二十九年三月二十一日

指令越建セ第二八〇〇一八一号

一検査済証番号

平成二十九年三月二十八日

越建セ第四九六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸四丁目三十八番、 四十番二、 四十番三

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兀

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

埼玉県議会告示第一号

に定める。 埼玉県議会の議員の資産等 \mathcal{O} 公開に関する規程 \mathcal{O} 一部を改正する告示を次のよう

平成二十九年三月三十一日

埼玉県議会議長 小 林 哲 也

埼玉県議会の 議員の資産等の 公開に関する規程の一部を改正する告示

 \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 埼玉県議会の議員の資産等の 公開に関する規程(平成七年埼玉県議会告示第一号)

様式第三号中 を 稅 誤 雞 分 兛 誤 雞 分 畑 趐 +茶 先物取引の事業 \vdash 先物 井 加 敨 + \vdash 푕 場株式等の事業 般株式等の事業 絶の 刦 푪 撫 茶 翀 取引の事業 株式 期 拱 翀 井 事 業 9 髌 攘 継 9 継 # 譲 譲 の利 # の問 翭 譲渡 譲渡 渡 渡 牃 41 渡 譲渡 渡 譲渡・ 譲渡・ Щ. 雑 严 肥 雑所得 雑所得 問 肥 严 雑 严 严 雑所得 雑所得 雑所得 牟 牟 牟 牟 严 所得 鉱 鉱 牟

附則に改める。

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業告示第八号

する。 業管理者が定める額) 平成十五年埼玉県病院事業告示第六号(埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事 の一部を次のように改正し、 平成二十九年四月一日から施行

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表特別病室の使用の項の次に次のように加える。

診察	における	外の時間	療時間以	る	病院が表
		三サンカリ日羽	奇玉長と小見を寮センター		
		Ī	一可こうき		
		<i>)</i> <u>7</u> <u>9</u> (F	し、六回つ日		

表非紹介患者の初診の項中「四、三二〇円」を「五、 四〇〇円」に改める。

埼玉県選管告示第十三号

変更があった旨の報告があった。 く個人演説会等施設について、さいたま市選挙管理委員会から次のとおり所在地の 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定に基づ

平成二十九年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

美園コミュニティ	施設の名称
(旧) 埼玉県さいたま市緑区(新) 埼玉県さいたま市緑区(新) 埼玉県さいたま市緑区	所 在 地
業団 文化振興事	管理者
三百人	収容人員

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

兀 項の規定により、 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一 水産動植物の保護を図るため、 次の とおり 指示する。 項及び第百三十条第

平成二十九年三月三十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

及び埼玉 と連接一体をなす水面にお の持込みをし コ 1 ヘルペスウイ 県が疾病検査を行う場合を除き、 てはならない。 ル ス 病 1 \mathcal{O} ては、 まん延を防止するため、 埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合 コイの生きたままの持ち出し及びコイ 県 内 \mathcal{O} 公共用 水面及びこれ

一指示期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

宮崎 栄治郎 議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。宮崎 栄治郎 議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。副議長選挙副議長選挙